

# 社会福祉法人認可申請ハンドブック

## 関連資料

令和8年5月改訂版

三重県 子ども・福祉部 福祉監査課

〒514-0004

三重県津市栄町一丁目891番地

電話059(224)2258

FAX059(224)2041

E-mail [kansa@pref.mie.lg.jp](mailto:kansa@pref.mie.lg.jp)

ホームページ <https://www.pref.mie.lg.jp/KANSA/HP/index.htm>

# 目 次

- I 社会福祉法人の認可について（平成12年12月1日厚生省社会・援護局長等通知）
  - 別紙1 社会福祉法人審査基準
  - 別記第1 社会福祉法人関係申請書類様式例
  - 別紙2 社会福祉法人定款例
- II 社会福祉法人の認可について  
（平成12年12月1日厚生省社会・援護局企画課長等通知）
  - 別紙 社会福祉法人審査要領
- III 「社会福祉法人制度の改革の施行に向けた留意事項について」に関するFAQの改訂  
について（令和5年3月22日最終改訂）
- IV 社会福祉法人制度改革 Q&A（抜粋）
- V 社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて  
（令和8年3月17日厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長等通知）
- VI 社会福祉法人による「地域における公益目的な取組」の推進について  
（平成30年1月23日厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知）
- VII 税額控除に係る証明事務～申請の手引き～
- VIII 租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第25条の17第6項第1号の要件を満たす社会福祉法人の定款の例について
- IX 社会福祉法人制度改革に伴う租税特別措置法第40条の適用に関するQ&Aについて
- X 社会福祉連携推進法人の認定等について  
（令和3年11月12日厚生労働省社会・援護局長通知）
- XI 社会福祉連携推進法人制度の施行に向けたFAQ（NO.2）
- XII 他の法人形態で適用されている会計処理等についての社会福祉法人会計基準への適

用に係るQ&A（その2）

XⅢ 社会福祉法人及び社会福祉連携推進法人の届出書類等に係る閲覧の手続きについて

XⅣ 社会福祉法人が届け出る「事業の概要等」等の様式について

（平成29年3月29日（最終改正：令和4年12月26日）厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）

※ 上記を含む個別の通知等については、  
厚生労働省ホームページ「社会福祉法人制度改革について」  
(<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000142657.html>)  
を参照してください。

## I 社会福祉法人の認可について

(平成12年12月1日  
厚生省社会・援護局長等通知)

別紙1 社会福祉法人審査基準

別記第1 社会福祉法人関係申請書類様式例

別紙2 社会福祉法人定款例



改正後全文

障 第 8 9 0 号

社 援 第 2 6 1 8 号

老 発 第 7 9 4 号

児 発 第 9 0 8 号

平成12年12月1日

(最終改正：令和2年12月25日)

都道府県知事

各 指定都市市長 殿

中核市市長

厚生省大臣官房障害保健福祉部長

厚生省社会・援護局長

厚生省老人保健福祉局長

厚生省児童家庭局長

社会福祉法人の認可について（通知）

社会福祉法人の設立の認可等については、従来、「社会福祉法人の認可について」（昭和39年1月10日社発第15号厚生省社会局長、児童家庭局長連名通知。以下「旧通知」という。）においてお示ししてきたところでありますが、今般、「社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律」（平成12年法律第111号）の公布・施行による社会福祉基礎構造改革の推進の趣旨を踏まえ、社会福祉法人の公益性を維持できる範囲内で、設立要件の緩和、自主的な経営基盤の強化及び事業経営の透明性の確保を図るため、

- ① 地域におけるきめ細かな福祉活動を支援するための資産要件の緩和
- ② 役員が経営責任を負える体制を確立するための役員等執行体制の見直し

③ 財務諸表の閲覧等、法人の運営に関する情報の開示の推進

等、必要な改正を行うことといたしました。そのため、旧通知を廃止し、社会福祉法人の設立の認可を行う際の審査基準等について、新たに別紙のとおり定めたので、御了知のうえ、適切な指導監督に当たっていただきますようお願いいたします。

なお、当該通知については、別紙第1 第5（5）を除いて地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9第1項及び第3項の規定に基づく都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）が法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準として発出するものであることを併せて通知いたします。

## 別紙 1

### 社会福祉法人審査基準

#### 第 1 社会福祉法人の行う事業

社会福祉法人（以下「法人」という。）は、社会福祉事業の主たる担い手として、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号。以下「法」という。）に規定する法第 24 条の経営の原則に基づき社会福祉事業を行うほか、必要に応じ公益事業又は収益事業を行うことができるが、各事業は、次のようなものでなければならないこと。

なお、法人は、法第 4 条の趣旨を踏まえ、地域福祉の推進に努める使命を有していること、また、法第 24 条第 2 項の趣旨を踏まえ、地域における様々なニーズにきめ細かく柔軟に対応するとともに、既存の制度による支援や市場でのサービス供給では対応できない事業の実施などを社会福祉事業の支障のない範囲において積極的に取り組んでいくことが求められるものであること。

##### 1 社会福祉事業

- (1) 当該法人の事業のうち主たる地位を占めるものであること。
- (2) 社会福祉事業の経営は、法第 3 条、第 4 条及び第 5 条の趣旨を尊重し、法第 61 条の事業経営の準則に合致するものであること。
- (3) 社会福祉事業は、法令に基づく施設の最低基準その他の要件を満たしているものであること。
- (4) 社会福祉事業に必要な財源の大半を収益事業に求めるような計画の下に行われるものであってはならないこと。
- (5) 法第 2 条第 3 項第 9 号に規定する「生計困難者のために、無料又は低額な料金で診療を行う事業」は、社会情勢等の変化に伴い、必要性が薄らいでいるので、新規に行うものについては抑制を図るものであること。

また、既に設立されている法人がこの事業を行っている場合についても、当該事業の規模を拡充することは地域の実情等を踏まえ、基本的に抑制を図ることとするものであること。

なお、平成 13 年 7 月 23 日社援発第 1276 号社会・援護局長通知「社会福祉法第 2 条第 3 項に規定する生計困難者のために無料又は低額な料金で診療を行う事業について」に基づいて無料又は低額な料金で診療を行う事業を経

営する法人については、同通知に定める基準を厳格に遵守することを求めるとともに、この事業を継続することが困難であると認められる法人については、他の法人への切換えを指導すること。

- (6) 第二種社会福祉事業である相談に応ずる事業のみをもって法人の設立を認めることは、公的相談機関の整備充実の状況を考慮しつつ、財政基盤、事業従事者の資質、事業実績等を十分に審査し、慎重に取り扱うものとする。
- (7) 第二種社会福祉事業である社会福祉事業の連絡を行う事業のみをもって法人の設立を認めることは、社会福祉協議会制度の趣旨及び全国的普及の状況等を考慮して、慎重に取り扱うものとする。

## 2 公益事業

- (1) 公益を目的とする事業であって、社会福祉事業以外の事業であること。
- (2) 公益事業には、例えば次のような事業が含まれること（社会福祉事業であるものを除く）。
  - ア 必要な者に対し、相談、情報提供・助言、行政や福祉・保健・医療サービス事業者等との連絡調整を行う等の事業
  - イ 必要な者に対し、入浴、排せつ、食事、外出時の移動、コミュニケーション、スポーツ・文化的活動、就労、住環境の調整等（以下「入浴等」という。）を支援する事業
  - ウ 入浴等の支援が必要な者、独力では住居の確保が困難な者等に対し、住居を提供又は確保する事業
  - エ 日常生活を営むのに支障がある状態の軽減又は悪化の防止に関する事業
  - オ 入所施設からの退院・退所を支援する事業
  - カ 子育て支援に関する事業
  - キ 福祉用具その他の用具又は機器及び住環境に関する情報の収集・整理・提供に関する事業
  - ク ボランティアの育成に関する事業
  - ケ 社会福祉の増進に資する人材の育成・確保に関する事業（社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士・保育士・コミュニケーション支援者等の養成事業等）

コ 社会福祉に関する調査研究等

- (3) 当該事業を行うことにより、当該法人の行う社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれのないものであること。
- (4) 当該事業は、当該法人の行う社会福祉事業に対し従たる地位にあることが必要であること。
- (5) 社会通念上は公益性が認められるものであっても社会福祉と全く関係のないものを行うことは認められないこと。
- (6) 公益事業において剰余金を生じたときは、当該法人が行う社会福祉事業又は公益事業に充てること。

3 収益事業

- (1) 法人が行う社会福祉事業又は公益事業（社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号）第13条及び平成14年厚生労働省告示第283号に掲げるものに限る。以下（3）において同じ。）の財源に充てるため、一定の計画の下に収益を得ることを目的として反復継続して行われる行為であって、社会通念上事業と認められる程度のものであること。
- (2) 事業の種類については、特別の制限はないが、法人の社会的信用を傷つけるおそれがあるもの又は投機的なものは適当でないこと。なお、法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第13号にいう収益事業の範囲に含まれない事業であっても、法人の定款上は収益事業として扱う場合もあること。
- (3) 当該事業から生じた収益は、当該法人が行う社会福祉事業又は公益事業の経営に充当すること。
- (4) 当該事業を行うことにより、当該法人の行う社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれのないものであること。
- (5) 当該事業は、当該法人の行う社会福祉事業に対し従たる地位にあることが必要であり、社会福祉事業を超える規模の収益事業を行うことは認められないこと。
- (6) 母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第14条に基づく資金の貸付を受けて行う、同法施行令（昭和39年政令第224号）第6条第1項各号に掲げる事業については、（3）は適用されないものであること。

## 第2 法人の資産

### 1 資産の所有等

#### (1) 原則

法人は、社会福祉事業を行うために直接必要なすべての物件について所有権を有していること、又は国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けていること。

なお、都市部等土地の取得が極めて困難な地域においては、不動産の一部（社会福祉施設を営む法人の場合には、土地）に限り国若しくは地方公共団体以外の者から貸与を受けていることとして差し支えないこととするが、この場合には、事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記しなければならないこと。

#### (2) 特例

##### ア 特別養護老人ホームを設置する場合

これについては、「国又は地方公共団体以外の者から施設用地の貸与を受けて特別養護老人ホームを設置する場合の要件緩和について」（平成12年8月22日社援第1896号・老発第599号厚生省社会・援護局長、老人保健福祉局長連名通知）に定めるとおりの取扱いとして差し支えないこと。

##### イ 地域活動支援センターを設置する場合

これについては、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の資産要件等について」（平成24年3月30日社援発0330第5号社会・援護局長通知）に定めるとおりの取扱いとして差し支えないこと。

##### ウ 既設法人が福祉ホームを設置する場合

これについては、「国又は地方公共団体以外の者から施設用地の貸与を受けて既設法人が福祉ホームを設置する場合の要件緩和について」（平成12年9月8日障第669号・社援第2028号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長連名通知）に定めるとおりの取扱いとして差し支えないこと。

エ 既設法人が通所施設を設置する場合

これについては、「国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて既設法人が通所施設を設置する場合の要件緩和について」（平成12年9月8日障第670号・社援第2029号・老発第628号・児発第732号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知）に定めるとおりの取扱いとして差し支えないこと。

オ 既設法人以外の法人が保育所を設置する場合

これについては、「不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について」（平成16年5月24日雇児発第0524002号・社援発第0524008号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長連名通知）に定めるとおりの取扱いとして差し支えないこと。

カ 地域密着型介護老人福祉施設の「サテライト型住居施設」又は構造改革特別区域における「サテライト型障害者施設」を設置する場合

これについては、「地域密着型介護老人福祉施設の「サテライト型居住施設」及び構造改革特別区域における「サテライト型障害者施設」の用に供する不動産に係る取扱いについて」（平成16年12月13日社援発第1213003号・老発1213001号厚生労働省社会・援護局長、老健局長連名通知）に定めるとおりの取扱いとして差し支えないこと。

キ 幼保連携型認定こども園又は小規模保育事業（利用定員が10人以上であるものに限る。）を行う施設を設置する場合

社会福祉法人が設置する幼保連携型認定こども園又は小規模保育事業を行う施設については、保育所と同様に「不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について」（平成16年5月24日雇児発第0524002号、社援発第0524008号雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長連名通知）第1の1及び2に準じた取扱いとして差し支えないこと。

ク 国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて既設法人がサテライト型居住施設である地域密着型特別養護老人ホーム以外の特別養護老人ホームを設置する場合

これについては、「国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて既設法人がサテライト型居住施設である地域密着型特別養護老人ホーム以

外の特別養護老人ホームを設置する場合の要件緩和について」（平成28年7月27日社援発第0727第1号・老発0727第1号厚生労働省社会・援護局長、老健局長連名通知）に定めるとおりの取扱いとして差し支えないこと。

## 2 資産の区分

法人の資産の区分は、基本財産、その他財産、公益事業用財産（公益事業を行う場合に限る。）及び収益事業用財産（収益事業を行う場合に限る。）とすること。

### （1）基本財産

ア 基本財産は、法人存立の基礎となるものであるから、これを処分し、又は担保に供する場合には、法第30条に規定する所轄庁の承認を受けなければならない旨を定款に明記すること。

イ 社会福祉施設を経営する法人にあっては、すべての施設についてその施設の用に供する不動産は基本財産としなければならないこと。ただし、すべての社会福祉施設の用に供する不動産が国又は地方公共団体から貸与又は使用許可を受けているものである場合にあっては、100万円（この通知の発出の日以後に新たに設立される法人の場合には、1,000万円）以上に相当する資産（現金、預金、確実な有価証券又は不動産に限る。以下同じ。）を基本財産として有していなければならないこと。

ウ 社会福祉施設を経営しない法人（社会福祉協議会及び共同募金会を除く。）は、一般に設立後の収入に安定性を欠くおそれがあり、設立において事業継続を可能とする財政基盤を有することが必要であるため、原則として1億円以上の資産を基本財産として有していなければならないこと。ただし、委託費等で事業継続に必要な収入が安定的に見込める場合については、当該法人の基本財産は当該法人の安定的運営が図られるものとして所轄庁が認める額の資産とすることができること。

エ 母子家庭居宅介護等事業、寡婦居宅介護等事業、父子家庭居宅介護等事業、老人居宅介護等事業、障害福祉サービス事業（居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に限る。）（以下「居宅介護等事業」と総称する。）の経営を目的として法人を設立する場合については、「居宅介護等事業の経営

を目的として社会福祉法人を設立する場合の資産要件等について」（平成12年9月8日障第671号・社援第2030号・老発第629号・児発第733号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知）に定めるとおりの取扱いとして差し支えないこと。

オ 共同生活援助事業等の経営を目的として法人を設立する場合については、「共同生活援助事業等の経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の資産要件等について」（平成14年8月30日社援発第0830007号・老発第0830006号厚生労働省社会・援護局長、老健局長連名通知）に定めるとおりの取扱いとして差し支えないこと。

カ 介助犬訓練事業又は聴導犬訓練事業の経営を目的として法人を設立する場合については、「介助犬訓練事業又は聴導犬訓練事業の経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の資産要件の緩和等について」（平成15年5月8日社援発第0508002号）に定めるとおりの取扱いとして差し支えないこと。

キ 社会福祉協議会（社会福祉施設を経営するものを除く。）及び共同募金会にあっては、300万円以上に相当する資産を基本財産として有しなければならないこと。ただし、市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会（以下「市区町村社会福祉協議会」と総称する。）にあっては、300万円と10円に当該市町村又は当該区の人口を乗じて得た額（100万円以下のときは100万円とする。）とのいずれか少ない方の額以上に相当する資産で差し支えないこと。

ク イからキまで以外の財産であっても、法人が重要と認める財産は基本財産として差し支えないこと。

## （2） その他財産

ア 基本財産、公益事業用財産及び収益事業用財産以外の財産は、すべてその他財産であること。

イ その他財産の処分等に特別の制限はないが、社会福祉事業の存続要件となるものは、みだりに処分しないよう留意すること。

## （3） 公益事業用財産及び収益事業用財産

公益事業及び収益事業の用に供する財産は、他の財産と明確に区分して管理すること。ただし、事業規模が小さい公益事業については、当該法人の行う社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれのない限りで他の財産を活用して差し支えないこと。

### 3 資産の管理

(1) 基本財産（社会福祉施設を経営する法人にあつては、社会福祉施設の用に供する不動産を除く。）の管理運用は、安全、確実な方法、すなわち元本が確実に回収できるほか、固定資産としての常識的な運用益が得られ、又は利用価値を生ずる方法で行う必要があり、次のような財産又は方法で管理運用することは、原則として適当ではないこと。

- ① 価格の変動が著しい財産（株式、株式投資信託、金、外貨建債券等）
- ② 客観的評価が困難な財産（美術品、骨董品等）
- ③ 減価する財産（建築物、建造物等減価償却資産）
- ④ 回収が困難になるおそれのある方法（融資）

(2) 基本財産以外の資産（その他財産、公益事業用財産、収益事業用財産）の管理運用にあつても、安全、確実な方法で行うことが望ましいこと。

また、株式投資又は株式を含む投資信託等による管理運用も認められること。なお、子会社の保有のための株式の保有等は認められないものであり、株式の取得は、公開市場を通してのもの等に限られること。

ただし、上記にかかわらず、以下の要件を満たす場合には、保有割合が2分の1を超えない範囲で、未公開株を保有することが可能であること。

- ① 社会福祉に関する調査研究を行う企業の未公開株であること
- ② 法人において、実証実験の場を提供する等、企業が行う社会福祉に関する調査研究に参画していること
- ③ 未公開株への拠出（額）が法人全体の経営に与える影響が少ないことについて公認会計士又は税理士による確認を受けていること

(3) 法人の財産（基本財産、基本財産以外の財産双方）については、価値の変動の激しい財産、客観的評価が困難な財産等価値の不安定な財産又は過大な負担付財産が財産の相当部分を占めないようにする必要があること。

#### 4 残余財産の帰属

解散した場合の残余財産の帰属すべき者を定款で定める場合には、その帰属者は、法人に限ることが望ましいこと。なお、定款で帰属者を定めない場合には、残余財産は国庫に帰属するものであること。

### 第3 法人の組織運営

#### 1 役員等

- (1) 関係行政庁の職員が法人の評議員又は役員となることは法第61条に規定する公私分離の原則に照らし適当でないので、差し控えること。ただし、社会福祉協議会にあっては、評議員又は役員の総数の5分の1の範囲内で関係行政庁の職員が、その評議員又は役員となっても差し支えないこと。
- (2) 所轄庁退職者が評議員又は役員に就任する場合には、法人における評議員又は役員の選任の自主性が尊重され、不当に関与することがないように、所轄庁においては、法人との関係において適正な退職管理を確保すること。
- (3) 実際に法人運営に参画できない者を、評議員又は役員として名目的に選任することは適当でないこと。
- (4) 地方公共団体の長等特定の公職にある者が慣例的に、理事長に就任したり、評議員又は役員として参加したりすることは適当でないこと。
- (5) 次に掲げる者は、評議員又は役員となることはできないこと（法第40条第1項及び第44条第1項）。
  - ① 法人（同項第1号）
  - ② 精神の機能の障害により職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者（同項第2号及び社会福祉法施行規則（昭和26年厚生省令第28号。以下「施行規則」という。）第2条6の2）
  - ③ 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又は法の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者（同項第3号）

- ④ ③に該当する者を除くほか、禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者（同項第4号）
  - ⑤ 所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員（同項第5号）
- (6) 暴力団員等の反社会的勢力の者は、評議員又は役員となることはできないこと。

## 2 評議員

- (1) 評議員の選任及び解任の方法については、法第31条第1項第5号において、法人が定款で定めることとしているが、同条第5項において理事又は理事会が評議員を選任・解任する旨の定めは無効とされていること。
- 定款で定める方法としては、外部委員が参加する機関を設置し、この機関の決定に従って行う方法等が考えられること。
- (2) 評議員については、法第39条において「社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者」のうちから選任することとしており、法人において「社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者」として適正な手続により選任されている限り、制限を受けるものではないこと。
- (3) 評議員は、法人の理事、監事又は職員を兼ねることはできないこと（法第40条第2項）。
- (4) 評議員には、各評議員又は各役員の配偶者又は3親等以内の親族が含まれてはならないことに加え、各評議員又は各役員と特殊の関係がある者も含まれてはならないこと（法第40条第4項及び第5項並びに施行規則第2条の7及び第2条の8）。
- (5) 評議員の数は、理事の員数を超える数とすること（法第40条第3項）。ただし、平成27年度における法人全体の事業活動計算書におけるサービス活動収益の額が4億円を超えない法人については、平成29年4月1日から3年間、4人以上であること（社会福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第21号）附則第10条及び社会福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成28年政令第349号）第4条）。

### 3 理事

- (1) 理事は、社会福祉事業について熱意と理解を有し、かつ、実際に法人運営の職責を果たし得る者であること。
- (2) 理事のうちには、次に掲げる者が含まなければならない（法第44条第4項）。
  - ① 社会福祉事業の経営に関する識見を有する者（同項第1号）
  - ② 当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者（同項第2号）
  - ③ 当該社会福祉法人が施設を設置している場合にあつては、当該施設の管理者（同項第3号）
- (3) 理事は、6人以上でなければならないこと（法第44条第3項）。
- (4) 理事には、理事本人を含め、その配偶者及び3親等以内の親族その他各理事と特殊の関係のある者（以下（4）において「理事の親族等特殊関係者」という。）が理事の総数の3分の1を超えて含まれてはならないこと（法第44条第6項及び施行規則第2条の10）。ただし、理事の親族等特殊関係者の上限は3人であること。
- (5) 理事長は、理事会の決定に基づき（法第45条の13第2項第1号）、法人の内部的・対外的な業務執行権限を有すること（法第45条の16第2項第1号及び第45条の17第1項）。
- (6) 理事長以外にも社会福祉法人の業務を執行する理事（以下「業務執行理事」という。）を理事会で選定することができること（法第45条の16第2項第2号）。
- (7) 社会福祉協議会は、地域福祉の推進役として、社会福祉事業経営者、ボランティア活動を行う者等との連携を十分に図っていく必要があることから、当該社会福祉協議会の区域において社会福祉事業を営む団体の役員及びボランティア活動を行う団体の代表者を理事として加えること。

### 4 監事

- (1) 監事は、当該社会福祉法人の理事又は職員を兼ねることができないこと（法

第44条第2項)。

- (2) 監事には、次に掲げる者が含まなければならない(法第44条第5項)。
  - ① 社会福祉事業について識見を有する者(同項第1号)
  - ② 財務管理について識見を有する者(同項第2号)
- (3) 監事は、2人以上でなければならないこと(法第44条第3項)。
- (4) 監事には、各役員の配偶者又は3親等以内の親族が含まれてはならないことに加え、各役員と特殊の関係がある者も含まれてはならないこととしている(法第44条第7項及び施行規則第2条の11)。
- (5) 監事には、公認会計士又は税理士を登用することが望ましいこと。

## 5 会計監査人

- (1) 会計監査人は、公認会計士又は監査法人でなければならないこと(法第45条の2第1項)。

また、公認会計士法(昭和23年法律第103号)の規定により、計算書類について監査することができない者は、会計監査人となることができないこと(同条第3項)。具体的には、公認会計士法第24条又は第34条の11の規定により、公認会計士又は監査法人が当該社会福祉法人の役員等となっている場合等については、会計監査人となることができないこと。

- (2) 会計監査人の設置が義務付けられる法人は、前年度の決算における法人単位事業活動計算書(第2号第1様式)中の「サービス活動増減の部」の「サービス活動収益計」が30億円を超える法人又は法人単位貸借対照表(第3号第1様式)中の「負債の部」の「負債の部合計」が60億円を超える法人であること(法第37条及び社会福祉法施行令第13条の3)。

## 6 法人の組織運営に関する情報開示等

- (1) 会計監査を受けない法人においては、財務会計に関する内部統制の向上に対する支援又は財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援について、法人の事業規模や財務会計に係る事務態勢等に即して、公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人(以下(1)において「専門家」という。)を活用することが望ましいこと。

なお、法人が会計監査を受けた場合、専門家を活用した場合又は福祉サービス第三者評価事業を受審した場合において、法人が、法第59条の規定による所轄庁への届出と合わせて当該会計監査報告の写し、当該専門家の活用に関する結果報告書の写し又は当該福祉サービス第三者評価事業の受審結果の写しを所轄庁に提出したときは、実地監査（法第56条第1項に基づく指導監査のうち一般監査としての実地監査をいう。以下同じ。）について平成13年7月23日雇児発第487号・社援発第1274号・老発第273号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長通知「社会福祉法人指導監査要綱の制定について」の2（4）に定めるとおりの取扱いとすることなどにより、法人の自主性の確保や負担軽減を図ることとして差し支えないこと。

- (2) 定款を主たる事務所及び従たる事務所に備え置かなければならないこと（法第34条の2第1項）。また、当該法人が定款を電磁的記録によって作成し、従たる事務所に備え置かなくとも閲覧に対応できる措置をとっている場合には備置きは不要であること（同条第4項及び施行規則第2条の5）。
- (3) 計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書並びに監査報告（会計監査報告を含む。）（以下「計算書類等」という。）を定時評議員会の日から2週間前の日から5年間主たる事務所に備え置かなければならないこと（法第45条の3第1項）。また、従たる事務所においても3年間備え置かなければならないが（同条2項）、当該法人が計算書類等を電磁的記録によって作成し、従たる事務所に備え置かなくとも閲覧に対応できる措置をとっている場合には備置きは不要であること（同項ただし書及び施行規則第2条の5）。
- (4) 財産目録、役員等名簿、報酬等の支給の基準を記載した書類及び事業の概要等（以下「財産目録等」という。）を毎会計年度終了後3月以内に、5年間主たる事務所に備え置くとともに、その写しを3年間従たる事務所に備え置かなければならないこと（法第45条の3第1項）。また、当該法人が財産目録等を電磁的記録によって作成し、従たる事務所に備え置かなくとも閲覧に対応できる措置をとっている場合には備置きは不要であること（同条第5項及び施行規則第2条の5）。

## 7 その他

(1) 評議員の任期は、原則として、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までであること（法第41条第1項）。また、定款で「4年」を「6年」まで伸長することができること（同項ただし書）。

ただし、定款によって、任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期を退任した評議員の任期の満了する時までとすることは可能であること（法第41条第2項）。

(2) 評議員に欠員が生じた場合には、任期の満了又は辞任により退任した評議員は、新たに選任された評議員が就任するまで、なお、評議員としての権利義務を有すること（法第42条第1項）。

また、評議員に欠員が生じ、事務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、所轄庁は利害関係人の請求により又は職権で、一時評議員の職務を行うべき者を選任することができること（法第42条第2項）。

(3) 役員の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までである（法第45条）。ただし、定款によって、その任期を短縮することも可能であること。また、役員を再任することは差し支えなく、期間的な制限はないこと。

(4) 役員に欠員が生じた場合には、任期の満了又は辞任により退任した役員は、新たに選任された役員が就任するまで、なお、役員としての権利義務を有する（法第45条の6第1項）。また、役員に欠員が生じ、事務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、所轄庁は利害関係人の請求により又は職権で、一時理事の職務を行うべき者を選任することができること（法第45条の6第2項）。

(5) 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までであること（法第45条の3第1項）。また、定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなされること（第45条の3第2項）。

(6) 会計監査人に欠員が生じた場合において、遅滞なく会計監査人が選任されないときは、監事は、一時会計監査人の職務を行うべき者を選任しなければならないこと（法第45条の6第3項）。この場合、一時会計監査人の職務を行う

べき者の資格は会計監査人と同様であること（法第45条の6第4項）。なお、法人の責めによらない理由（監査法人の倒産等）により、会計監査人による会計監査報告を所轄庁に届け出ることができない場合においては、所轄庁は届出の猶予等を行うことが必要であること。

- (7) 職員については、理事長が任免することとして差し支えないが、事業の成否に係りのある施設長等は、理事会の議決を経て、理事長が任免することが適当であること。

#### 第4 法人の認可申請等の手続

##### 1 所轄庁

- (1) 法人の行う事業が二以上の都道府県の区域にわたるか否かは次の基準により判断すること。

ア 基本的な考え方としては、施設経営を行う事業の場合、当該施設の所在地が二以上の都道府県にわたるか否かで判断する。それ以外の各種居宅介護等事業、相談事業等についても、これに準じ、当該事業に係る事業所の所在地で判断すること。

イ 法第2条第3項第13号に定める連絡又は助成事業については、各社会福祉事業に関し、連絡又は助成を行うものであるという事業の性格に鑑み、当該「連絡」又は「助成」の趣旨、目的、範囲等により判断すること。（例えば、各都道府県で行われている社会福祉事業を全国的に連絡する事業の場合は、事業範囲は全国にわたるものであること。）

ウ 法人が行う事業が二以上の地方厚生局の管轄区域にわたり、次の①から④までのいずれかに該当する場合は、厚生労働大臣が所轄庁となるものであること。

① 全国を単位として行われる事業

各都道府県において活動している団体を統括する組織が、全国を単位として行う事業が法人の主たる事業であること。

② 地域を限定しないで行われる事業

地域を限定することなく行われる、高齢者、障害者、児童等の福祉についての助成、相談等の事業が法人の主たる事業であること。

③ 法令の規定に基づき指定を受けて行われる事業

社会福祉法等の法令に基づき、全国を通じて1個に限り、指定を受けて行う事業が法人の主たる事業であること。

④ ①から③までに類する事業

エ 公益事業及び収益事業についても基本的にはア、イ及びウと同様に取り扱うものとする。

(2) 法人の行う事業が市の区域にとどまるものか否かについても、(1)に準じて判断すること。

(3) 都道府県知事又は市長が所轄庁となっている法人が、(1)ウに該当する事業を開始しようとして定款変更の認可を受けようとするときは、厚生労働大臣に申請させること。

(4) 市長が所轄庁となっている法人が、他の市町村においても事業を開始しようとして定款変更の認可を受けようとするときは、当該都道府県知事に申請させること。ただし、指定都市の市長が所轄庁となっている法人が、当該都道府県内の他の市町村においても事業を開始しようとする場合及び(3)の場合を除く。

なお、当該都道府県知事は、当該定款変更を認可したときは、その旨当該市長に連絡すること。

(5) 法人の事務所の所在地の変更に伴い、所轄庁が変更となる社会福祉法人における当該事項に係る定款変更の届出は、変更後の所轄庁に対し行わせること。

(6) 指定都市の市長が所轄庁となっている都道府県社会福祉協議会・都道府県共同募金会・都道府県が設置する社会福祉事業団の定款変更の認可等に当たっては、指定都市の市長は、都道府県知事との連携を図り、必要に応じて情報の交換に努めること。

## 2 法人の認可審査の手続

都道府県及び市（以下「都道府縣市」という。）における法人の設立認可の審査に当たっては、法人認可担当、施設整備担当以外の関係各課、各部局を加えた庁内審査会を設置する等内部牽制を確保した合議制により厳格に行うこと。この際、施設整備の必要性とは別に、独立した判断が確保されるよう留意すること。

### 3 その他

- (1) 補助金又は独立行政法人福祉医療機構の融資を受けて社会福祉施設を設置する場合の法人の設立認可の審査は、当該補助金及び融資の審査と相互に連携を図り、行うものであること。なお、法人の設立は、当該補助金の交付が確実に終わった後でなければ認められないこと。また、当該施設の認可又は設置の届出は当該法人が成立した後でなければ行うことができないこと。
- (2) 設立代表者又は法人理事長への就任を予定している者が既に別の法人の理事長である場合には、既存法人における組織運営、事業運営、資金計画の履行状況等を確認し、異なる事業主体を設立する必要性が認められるものであること。

### 第5 その他

- (1) 基本財産の担保提供の承認は、担保提供の目的の妥当性、担保提供の必要性、担保提供方法の妥当性、担保提供に係る意思決定の適法性等を考慮して判断すべきものであり、一律に不承認としてはならないこと。
- (2) 定款変更認可及び基本財産の処分又は担保提供の承認は、事業を開始したり、資金の借入れが決定した後に形式的に行われることが多いので、かかることのないよう、計画が固まった段階で、事前にこれらの承認を行うようにすること。
- (3) 法人が公益事業を行うために定款変更認可の申請をした場合であって、先駆的事业に試行的に取り組む場合、一時的な剰余金を用いて短期の公益事業に取り組む場合などには、当該公益事業の特性に応じて事業計画等の審査を特に弾力的に行うこと。
- (4) 法人は、毎会計年度終了後3月以内に、施行規則第9条に規定する方法により、計算書類等及び財産目録等を届け出なければならないこと（法第59条）。また、計算書類、財産目録及び附属明細書（施行規則第10条の2第2号に掲げる部分に限る。）並びに事業の概要等（法第45条の34第1項第4号）のうち施行規則第2条の41第1号から第13号まで及び第16号に掲げる事項（以下「現況報告書」という。）並びに同条第14号に掲げる事項については、別に定める様式を用いて届け出ること。これらの届出については、施行規則第9条第3号の情報処理システムに記録する方法により行うことが望ましいこと。
- (5) 法人は、定款、報酬等の支給の基準、計算書類、役員等名簿及び現況報告書

について、インターネットの利用により、遅滞なく、公表すること（法第59条の2第1項及び施行規則第10条）。なお、計算書類及び役員等名簿及び現況報告書については、法人の運営に係る重要な部分に限り、個人の権利利益が害されるおそれがある部分を除くこと（施行規則第10条第3項）。

また、計算書類及び現況報告書について、施行規則第9条第3号の情報処理システムに記録する方法により所轄庁に届出を行ったときは、法人が公表を行ったものとみなされること（施行規則第10条第2項）。

なお、ホームページが存在しないこと等によりインターネットでの公表が困難な法人が存在する場合には、所轄庁のホームページにおいて公表又は所轄庁が施行規則第9条第3号の情報処理システムに記録すること。この場合には、当該法人が自ら公表を行うことが困難な理由を確認すること。

- (6) 法人に関する申請書の様式は、当該申請者等に別段の支障がない限り、別記第1の様式例によるよう指導すること。

様式第 1

(表 面)

社会福祉法人設立認可申請書			
設立者又は 設立代表者	住所		
	氏名		
申請年月日			
社会福祉法人設立の趣意			
主たる事務所の所在地			
ふりがな 法人の名称			
事業の種類	社会福祉 事業	第 1 種	
		第 2 種	
	公益事業		
	収益事業		

様式第 1

(裏 面)

資 産	内 訳									
	純資産 ⑤-⑥	社会福祉事業用財産		③公益事業 用財産	④収益事業 用財産	⑤財産計 ①+②+③ +④	⑥負債			
		①基本財産	②その他財産							
	円	円	円	円	円	円	円			
役 員 等 と な る べ き 者	理事 監事 評議員 の別*	氏名	親族等の 特殊関係 者の有無	役員資格等 (該当に○)					他の社会福祉法人 の理事長への就任 状況	
				事業経 営識見	地域福 祉関係	管理 者	事業 識見	財務管 理識見	有 無	法人名

※ 理事のうち、理事長予定者については、○を付けること。

(注意)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とすること。
- 2 記載事項が多いため、この様式によることができないときは、適宜用紙（大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とする。）の枚数を増加し、この様式に準じた申請書を作成すること。
- 3 この申請書には、社会福祉法施行規則第 2 条第 2 項各号に掲げる書類を添付すること。

社会福祉法人定款変更認可申請書			
申請者	主たる事務所の所在地		
	ふりがな 名称		
	理事長の氏名		
申請年月日			
定款変更の内容及び理由	内容		理由
	変更前の条文	変更後の条文	

様式第 2

(裏 面)

定款変更の内容及び理由	内容		理由
	変更前の条文	変更後の条文	

(注意)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とすること。
- 2 記載事項が多いため、この様式によることができないときは、適宜用紙（大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とする。）の枚数を増加し、この様式に準じた申請書を作成すること。  
また、変更前の条文と変更後の条文を対比表とすることが困難な場合には、対比表の形式によらないことも差し支えないこと。
- 3 この申請書には、社会福祉法施行規則第 3 条第 1 項各号に掲げる書類を添付するとともに、当該定款変更の内容に応じ、同条第 2 項又は第 3 項に規定する書類を添付すること。

様式第3

認可 解散 申請書 認定							
申請者	主たる事務所の所在地						
	ふりがな 名称						
	理事長の氏名						
申請年月日							
解散する理由							
資産	純資産 ⑤-⑥	内訳					
		社会福祉事業用財産		③公益事業 用財産	④収益事業 用財産	⑤財産計 ①+②+③ +④	⑥負債
		①基本財産	②その他財産				
	円	円	円	円	円	円	
残余財産処分方法							

(注意)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 この申請書には、社会福祉法施行規則第5条第1項第1号から3号に掲げる書類を添付すること。

様式第4（1）

（表 面）

社会福祉法人合併認可申請書（吸収合併用）				
申請者	主たる事務所の所在地			
	ふりがな 名称			
	理事長の氏名			
	主たる事務所の所在地			
	ふりがな 名称			
	理事長の氏名			
申請年月日				
合併する理由				
ふりがな 合併により消滅する 法人の名称				
合併後 存続する法人	主たる事務所の所在地			
	ふりがな 法人の名称			
	事業の 種類	社会福祉 事業	第1種	
			第2種	
	公益事業			
収益事業				

(裏面)

合併後 存続する 法人	資産	内 訳								
		純資産 ⑤-⑥		社会福祉事業用財産		③公益事業 用財産	④収益事業 用財産	⑤財産計 ①+②+③ +④		⑥負債
		①基本財産	②その他財産							
		円	円	円	円	円	円	円	円	
役員等	理事 監事 評議員の 別※	氏名	親族等 の特殊 関係者 の有無	役員の資格等 (該当に○)					他の社会福祉法人 の理事長への就任 状況	
				事業経 営識見	地域福 祉関係	管理者	事業 識見	財務管 理識見	有 無	法人名
引き続き役員等となる者										
新たに役員等となる者										

※ 理事のうち、理事長については、○を付けること。

(注意)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 記載事項が多いため、この様式によることができないときは、適宜用紙（大きさは、日本工業規格A列4番とする。）の枚数を増加し、この様式に準じた申請書を作成すること。
- 3 この申請書には、社会福祉法施行規則第6条第1項第1号から第4号までに掲げる書類を添付すること。

様式第4(2)

(表 面)

社会福祉法人合併認可申請書（新設合併用）			
申請者	主たる事務所の所在地		
	ふりがな 名称		
	理事長の氏名		
	設立事務 共同執行者	住所	
		氏名	
	主たる事務所の所在地		
	ふりがな 名称		
	理事長の氏名		
設立事務 共同執行者	住所		
	氏名		
申請年月日			
合併する理由			
合併により 設立する法人	主たる事務所の所在地		
	ふりがな 法人の名称		
	社会福祉 事業	第1種	
		第2種	
	公益事業		
収益事業			

(裏面)

資産	純資産 ⑤-⑥	内 訳									
		社会福祉事業用財産		③公益事業 用財産	④収益事業 用財産	⑤財産計 ①+②+③ +④	⑥負債				
		①基本財産	②その他財産								
		円	円	円	円	円	円	円	円		
合併により 設立する法人	役員等となるべき者	理事 監事 評議員の 別※	氏名	親族等 の特殊 関係者 の有無	役員資格等 (該当に○)					他の社会福祉法人の理 事長への就任状況	
					事業経 営識見	地域福 祉関係	管理者	事業 識見	財務管 理識見	有 無	法人名

※ 理事のうち、理事長については、○を付けること。

(注意)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 記載事項が多いため、この様式によることができないときは、適宜用紙（大きさは、日本工業規格A列4番とする。）の枚数を増加し、この様式に準じた申請書を作成すること。
- 3 この申請書には、社会福祉法施行規則第6条第1項第1号から第4号までに掲げる書類を添付すること。

様式第5

基本財産処分承認申請書	
申請者	主たる事務所の所在地
	ふりがな 名称
	理事長の氏名
申請年月日	
基本財産処分の内容	
基本財産を処分する理由	
処分物件	

(注意)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 基本財産処分の内容欄には、処分の種類(売却、賃貸等)、処分の相手方(買主、借主等)、処分の対価(売買価格、賃貸料等)等を記載すること。
- 3 処分物件の欄には、処分する基本財産を具体的に記載すること。例えば、建物については、各棟ごとに所在地、種類、構造及び床面積並びに申請時における具体的な用途を、土地については、各筆ごとに所在地、地目及び地積並びに申請時における具体的な用途を記載すること。
- 4 この申請書には、次の書類を添付すること。
  - (1) 定款に定める手続を経たことを証明する書類
  - (2) 財産目録
  - (3) 処分物件が不動産の場合は、その価格評価書
- 5 この申請書の提出部数は、正本1通、副本1通とすること。

様式第6

基本財産担保提供承認申請書		
申請者	主たる事務所の所在地	
	ふりがな 名称	
	理事長の氏名	
申請年月日		
資金借入れの理由		
借入金で行う事業の概要		
資金計画		
担保提供に係る借入金	借入先	
	借入金額	
	借入期間	
	借入利息	
	償還方法	
	償還計画	
担保物件		

(注意)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 記載事項が多いため、この様式によることができないときは、適宜用紙（大きさは、日本工業規格A列4番とする。）の枚数を増加し、この様式に準じた申請書を作成すること。
- 3 償還計画の欄には、償還についての年次計画を記載するとともに、その償還財源を明記すること。
- 4 担保物件の欄には、担保に供する基本財産を具体的に記載すること。例えば、建物については、各棟ごとに所在地、種類、構造及び床面積並びにその具体的な用途を、土地については、各筆ごとに所在地、地目及び地積並びにその具体的な用途を記載すること。  
なお、既に担保に供している物件をさらに担保に供するときは、その旨を附記すること。
- 5 この申請書には、次の書類を添附すること。
  - (1) 定款に定める手続を経たことを証明する書類
  - (2) 財産目録
  - (3) 償還財源として寄付を予定している場合は、法人と寄付者の間の贈与契約書の写
- 6 この申請書の提出部数は、正本1通、副本1通とすること。
- 7 資金借入れ以外の理由で、基本財産を担保に供する場合には、この様式によらないで、適宜申請書（左横書きとし、用紙は日本工業規格A列4番とする。）を作成すること。

別紙2

社会福祉法人定款例

<説明>

1. 定款例について

- 各法人の定款に記載されることが一般的に多いと思われる事項について、定款の定め方の一例を記載している。
- 各法人の定款の記載内容については、当該定款例の文言に拘束されるものではないが、定款において定めることが必要な事項が入っているか、その内容が法令に沿ったものであることが必要である。

2. 記載事項の種類

- 必要的記載事項（直線） → 必ず定款に記載しなければならない事項であり、その一つでも記載が欠けると、定款の効力が生じない事項（法第31条第1項各号に掲げる事項等） ※ 内容については、法令に沿ったものであればよく、当該定款例の文言に拘束されるものではないこと。
- 相対的記載事項（点線） → 必要的記載事項と異なり、記載がなくても定款の効力に影響はないが、法令上、定款の定めがなければその効力を生じない事項
- 任意的記載事項 → 法令に違反しない範囲で任意に記載することができる事項

3. 評議員会及び理事会における法定決議事項

	理事会	評議員会
決議事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 評議員会の日時及び場所並びに議題・議案の決定（法第45条の9第10項で準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第181条）</li> <li>・ 理事長及び業務執行理事の選定及び解職（理事長：法第45条の13第2項第3号、業務執行理事：法第45条の16第2項第2号）</li> <li>・ 重要な財産の処分及び譲受け（法第45条の13第4項第1号）</li> <li>・ 多額の借財（法第45条の13第4項第2号）</li> <li>・ 重要な役割を担う職員の選任及び解任（法第45条の13第4項第3号）</li> <li>・ 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止（法第45条の13第4項第4号）</li> <li>・ コンプライアンス（法令遵守等）の体制の整備（法第45条の13第4項第5号）※一定規模を超える法人のみ</li> <li>・ 競争及び利益相反取引（法第45条の16第4項において準用する一般法人法第84条第1項）</li> <li>・ 計算書類及び事業報告等の承認（法第45条の28第3項）</li> <li>・ 理事会による役員、会計監査人の責任の一部免除（*法第45条の20第4項において準用する一般法人法第114条第1項）</li> <li>・ その他の重要な業務執行の決定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 理事、監事、会計監査人の選任（法第43条）</li> <li>・ 理事、監事、会計監査人の解任（法第45条の4第1項及び第2項）★</li> <li>・ 理事、監事の報酬等の決議（理事：法第45条の16第4項において準用する一般法人法第89条、監事：法第45条の18第3項において準用する一般法人法第105条）</li> <li>・ 理事等の責任の免除（全ての免除：*法第45条の20第4項で準用する一般法人法第112条（※総評議員の同意が必要）、一部の免除：第113条第1項）★</li> <li>・ 役員報酬等基準の承認（法第45条の35第2項）</li> <li>・ 計算書類の承認（法第45条の30第2項）</li> <li>・ 定款の変更（法第45条の36第1項）★</li> <li>・ 解散の決議（法第46条第1項第1号）★</li> <li>・ 合併の承認（吸収合併消滅法人：法第52条、吸収合併存続法人：法第54条の2第1項、法人新設合併：法第54条の8）★</li> <li>・ 社会福祉充実計画の承認（法第55条の2第7項）</li> <li>・ その他定款で定めた事項</li> </ul> <p>★：法第45条の9第7項の規定により、議決に加わることができる評議員の三分の二（これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上に当たる多数をもって決議を行わなければならない事項</p>

\*法改正により、法第45条の20第4項は削除され、新たに法第45条の22の2が新設されましたが、国通知改正がないため、そのまま引用しています。

# 社会福祉法人定款例

社会福祉法人定款例

社会福祉法人〇〇福祉会定款

## 第一章 総則

### (目的)

第一条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

#### (1) 第一種社会福祉事業

(イ) 障害児入所施設の経営

(ロ) 特別養護老人ホームの経営

(ハ) 障害者支援施設の経営

#### (2) 第二種社会福祉事業

(イ) 老人デイサービス事業の経営

(ロ) 老人介護支援センターの経営

(ハ) 保育所の経営

(ニ) 障害福祉サービス事業の経営

(ホ) 相談支援事業の経営

(ヘ) 移動支援事業の経営

(ト) 地域活動支援センターの経営

(チ) 福祉ホームの経営

(備考)

- (1) 具体的な記載は、社会福祉法の基本的理念に合致するものであるとともに、それぞれの法人の設立の理念を体现するものとする。
- (2) 児童福祉に関する事業を行う法人においては、「心身ともに健やかに育成される」との趣旨に合致するものとする。
- (3) 上記記載は、あくまで一例であるので、(1)、(2)を踏まえ、法人の実態に即した記述とすること。
- (4) 市町村社会福祉協議会にあっては、次の例にならって記載すること。

(目的)

第一条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、〇〇市（区町村）における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的として、次の事業を行う。

(1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施

(2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助

(3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成

- (4) (1) から (3) までに掲げるもののほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
  - (5) 地区社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整の事業（指定都市社会福祉協議会に限る。）
  - (6) 共同募金事業への協力
  - (7) 福祉サービス利用援助事業
  - (8) 福祉関係各法に基づき実施される事業の経営
    - (注) 記載に当たっては、第一条の (1) 及び (2) の例によること。
  - (9) その他本会の目的達成のため必要な事業
- (5) 都道府県社会福祉協議会にあっては、次の例にならって記載すること。

(目的)

第一条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、〇〇県（都道府）における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的として、次の事業を行う。

- (1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- (2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- (4) 社会福祉を目的とする事業を経営する者への支援に関する事業
- (5) (1) から (3) までに掲げるもののほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
- (6) 社会福祉を目的とする事業に従事する者の養成及び研修
- (7) 社会福祉を目的とする事業の経営に関する指導及び助言
- (8) 市町村社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整
- (9) 共同募金事業への協力
- (10) 〇〇県福祉人材センターの業務の実施
- (11) 日常生活自立支援事業
- (12) 福祉関係各法に基づき実施される事業の経営
  - (注) 記載に当たっては、第一条の (1) 及び (2) の例によること。
- (13) その他本会の目的達成のため必要な事業

(名称)

第二条 この法人は、社会福祉法人〇〇福祉会という。

(経営の原則等)

第三条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、(地域の独居高齢者、子育て世帯、経済的に困窮する者 等) を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第四条 この法人の事務所を〇〇県〇〇市〇丁目〇〇番に置く。

2 前項のほか、従たる事務所を〇〇県〇〇市〇丁目〇〇番に置く。

(備考)

最小行政区の市区町村名までの記載でも可能。

第二章 評議員

(評議員の定数)

第五条 この法人に評議員〇〇名以上〇〇名以内を置く。

(備考一)

確定数とすることも可能。

(備考二)

法第 40 条第 3 項の規定により、在任する評議員の人数は理事の人数を超える必要がある。なお、平成 27 年度における法人全体の事業活動計算書におけるサービス活動収益の額が 4 億円を超えない法人及び平成 28 年度中に設立された法人については、平成 32 年 3 月 31 日までは、評議員の人数は 4 名以上でよいものとする。

(評議員の選任及び解任)

第六条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

2 評議員選任・解任委員会は、監事〇名、事務局員〇名、外部委員〇名の合計〇名で構成する。

3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の〇名以上が出席し、かつ、外部委員の〇名以上が賛成することを要する。

(備考)

評議員の選任及び解任は、上記の評議員選任・解任委員会以外の中立性が確保された方法によることも可能である。なお、理事又は理事会が評議員を選任し、又は解任する旨の定款の定めは効力を有しない（法第 31 条第 5 項）。

(評議員の任期)

第七条 評議員の任期は、選任後四年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 評議員は、第五条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(備考)

法第 41 条第 1 項に基づき、評議員の任期は、定款によって選任後 6 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで伸長することもできる。

法第 41 条第 2 項に基づき、補欠評議員の任期を退任した評議員の任期満了時までとする場合には、第 1 項の次に次の一項を加えること。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。

### (評議員の報酬等)

第八条 評議員に対して、<例：各年度の総額が〇〇〇〇〇〇円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として>支給することができる。

(備考一)

無報酬の場合は、その旨を定めること。なお、費用弁償分については報酬等に含まれない。

(備考二)

民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないよう、理事及び監事並びに評議員の勤務形態に応じた報酬等の区分及びその額の算定方法並びに支給の方法及び形態に関する事項を定めた報酬等の支給の基準を定め、公表しなければならない（法第 45 条の 35、第 59 条の 2 第 1 項第 2 号）。

## 第三章 評議員会

(構成)

第九条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第一〇条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事<並びに会計監査人>の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(備考)

会計監査人を置いていない場合、<>内は不要。

(2)については、本定款例のように報酬等の額を定款で定めない場合には、評議員会において決定する必要がある（法第 45 条の 16 第 4 項において準用する一般法人法第 89 条、法第 45 条の 18 第 3 項において準用する一般法人法第 105 条第 1 項）。

(開催)

第一一条 評議員会は、定時評議員会として毎年度〇月に 1 回開催するほか、(〇月及び) 必要が

ある場合に開催する。

(備考)

定時評議員会は、年に1回、毎会計年度の終了後一定の時期に招集しなければならない(法第45条の9第1項)ので、開催時期を定めておくことが望ましい。なお、「毎年度〇月」については、4月~6月までの範囲となる。開催月を指定しない場合は「毎年度〇月」を「毎会計年度終了後3ヶ月以内」とすることも差し支えない。他方、臨時評議員会は、必要がある場合には、いつでも、招集することができる。(法第45条の9第2項)。

(招集)

第一二条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第一三条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の〈例：3分の2以上〉に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第15条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(備考)

第一項については、法第45条の9第6項に基づき、過半数に代えて、これを上回る割合を定款で定めることも可能である。(例：理事の解任等)

第二項については、法第45条の9第7項に基づき、3分の2以上に代えて、これを上回る割合を定めることも可能である。

(議事録)

第一四条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した評議員及び理事は、前項の議事録に記名押印する。

(備考一)

記名押印ではなく署名とすることも可能。

(備考二)

第二項にかかわらず、議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人二名がこれに署名し、又は記名押印することとしても差し支えないこと。

#### 第四章 役員及び<会計監査人並びに>職員

##### (役員<及び会計監査人>の定数)

第一五条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 ○○名以上○○名以内

(2) 監事 ○○名以内

2 理事のうち一名を理事長とする。

3 理事長以外の理事のうち、○名を業務執行理事とする。

<4 この法人に会計監査人を置く。>

(備考)

(1) 理事は6名以上、監事は2名以上とすること。

(2) 理事及び監事の定数は確定数とすることも可能。

(3) 業務執行理事については、「理事長以外の理事のうち、○名を業務執行理事とすることができる。」と定めることも可能。

(4) 会計監査人を置いていない場合、<>内は不要。

(5) 社会福祉法の名称とは異なる通称名や略称を定款に使用する場合(例えば、理事長を「会長」と表記するような場合)には、「法律上の名称」と定款で使用する名称がどのような関係にあるのかを、定款上、明確にする必要があること。

<例>理事長、業務執行理事の役職名を、会長、常務理事とする場合の例

2 理事のうち1名を、会長、○名を常務理事とする。

3 前項の会長をもって社会福祉法の理事長とし、常務理事をもって同法第45条の16第2項第2号の業務執行理事とする。

##### (役員<及び会計監査人>の選任)

第一六条 理事及び監事<並びに会計監査人>は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(備考)

会計監査人を置いていない場合、<>内は不要。

##### (理事の職務及び権限)

第一七条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、<例：理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。>

3 理事長及び業務執行理事は、3箇月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(備考)

理事長及び業務執行理事の自己の職務の執行の状況を理事会に報告する頻度については、定款で、毎会計年度に 4 月を超える間隔で 2 回以上とすることも可能である（法第 45 条の 16 第 3 項）。

<例>

3. 理事長及び業務執行理事は、毎会計年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

#### （監事の職務及び権限）

第一八条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（備考）

会計監査人を置く場合は、次の条を追加すること。

#### （会計監査人の職務及び権限）

第〇条 会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の計算書類（貸借対照表、資金収支計算書及び事業活動計算書）並びにこれらの附属明細書及び財産目録を監査し、会計監査報告を作成する。

2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。

(1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面

(2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの

#### （役員〈及び会計監査人〉の任期）

第一九条 理事又は監事の任期は、選任後二年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 理事又は監事は、第一五条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

< 3 会計監査人の任期は、選任後一年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。 >

（備考一）

会計監査人を置いていない場合、<>内は不要。

（備考二）

理事の任期は、定款によって短縮することもできる（法第 45 条）。

法第 45 条に基づき、補欠理事又は監事の任期を退任した理事又は監事の任期満了時までとする場合には、第 1 項の次に次の一項を加えること。

2. 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。

#### （役員〈及び会計監査人〉の解任）

第二〇条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
  - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- <2 会計監査人が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
  - (2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。
  - (3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- 3 監事は、会計監査人が、前項各号のいずれかに該当するときは、(監事全員の同意により、) 会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告するものとする。>

(備考)

会計監査人を置いていない場合、<>内は不要。

(役員<及び会計監査人>の報酬等)

第二条 理事及び監事に対して、<例：評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を>報酬等として支給することができる。

<2 会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て、理事会において定める。>

(備考一)

会計監査人を置いていない場合、<>内は不要。

(備考二)

第1項のとおり、理事及び監事の報酬等の額について定款に定めないときは、評議員会の決議によって定める必要がある。

(備考三)

費用弁償分については報酬等に含まれない。

(職員)

第二二条 この法人に、職員を置く。

- 2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員(以下「施設長等」という。)は、理事会において、選任及び解任する。
- 3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

(備考一)

運営協議会(地域や利用者の意見を法人運営に反映させるべく、地域の代表者や利用者又は利用者の家族の代表者等を構成員として社会福祉法人が任意で設置するもの)を設ける場合には、定款に次の章を加えること。

#### 第〇章 運営協議会

(運営協議会の設置)

第〇条 この法人に、運営協議会を置く。

(運営協議会の委員の定数)

第〇条 運営協議会の委員は〇名とする。

(運営協議会の委員の選任)

第〇条 運営協議会の委員は、各号に掲げる者から理事長が選任する。

- (1) 地域の代表者
  - (2) 利用者又は利用者の家族の代表者
  - (3) その他理事長が適当と認める者
- (運営協議会の委員の定数の変更)

第〇条 法人が前々条に定める定数を変更しようとするときは、運営協議会の意見を聴かなければならない。

(意見の聴取)

第〇条 理事長は、必要に応じて、運営協議会から、地域や利用者の意見を聴取するものとする。

(その他)

第〇条 運営協議会については、この定款に定めのあるもののほか、別に定めるところによるものとする。

(備考二)

社会福祉協議会及び社団的な法人で会員制度を設ける社会福祉法人は、定款に次の章を加えること。

#### 第〇章 会員

(会員)

第〇条 この法人に会員を置く。

- 2 会員は、この法人の目的に賛同し、目的達成のため必要な援助を行うものとする。
- 3 会員に関する規程は、別に定める。

(備考三)

都道府県社会福祉協議会である社会福祉法人は、定款に次の章を加えること。

#### 第〇章 運営適正化委員会

(運営適正化委員会の設置)

第〇条 この法人に、社会福祉法に規定する運営適正化委員会（以下「運営適正化委員会」という。）を置く。

(運営適正化委員会の委員の定数)

第〇条 運営適正化委員会の委員は〇名とする。

(運営適正化委員会の委員の選任)

第〇条 運営適正化委員会の委員は、本法人に置かれる選考委員会の同意を得て、会長が選任する。

(運営適正化委員会の委員の定数の変更)

第〇条 法人が前条に定める定数を変更しようとするときは、運営適正化委員会の意見を聴かなければならない。

(業務の報告)

第〇条 運営適正化委員会はその業務の状況及び成果について、理事会に定期的に報告しなければならない。

(その他)

第〇条 運営適正化委員会については、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、別に定めるところによるものとする。

### 第五章 理事会

(構成)

第二三条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第二四条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(備考)

(1)「日常の業務として理事会が定めるもの」の例としては、次のような業務がある。なお、これらは例示であって、法人運営に重大な影響があるものを除き、これら以外の業務であっても理事会において定めることは差し支えないこと。

- ① 「施設長等の任免その他重要な人事」を除く職員の任免

(注) 理事長が専決できる人事の範囲については、法人としての判断により決定することが必要であるので、理事会があらかじめ法人の定款細則等に規定しておくこと。

- ② 職員の日常の労務管理・福利厚生に関すること

- ③ 債権の免除・効力の変更のうち、当該処分が法人に有利であると認められるもの、その他やむを得ない特別の理由があると認められるもの

ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。

- ④ 設備資金の借入に係る契約であって予算の範囲内のもの

- ⑤ 建設工事請負や物品納入等の契約のうち次のような軽微なもの

ア 日常的に消費する給食材料、消耗品等の日々の購入

イ 施設設備の保守管理、物品の修理等

ウ 緊急を要する物品の購入等

(注) 理事長が専決できる契約の金額及び範囲については、随意契約によることができる場合の基準も参酌しながら、法人の判断により決定することが必要であるので、理事会があらかじめ法人の定款細則等に規定しておくこと。

- ⑥ 基本財産以外の固定資産の取得及び改良等のための支出並びにこれらの処分

ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。

(注) 理事長が専決できる取得等の範囲については、法人の判断により決定することが必要であるので、理事会があらかじめ法人の定款細則等に規定しておくこと。

- ⑦ 損傷その他の理由により不要となった物品又は修理を加えても使用に耐えないと認められる物品の売却又は廃棄

ただし、法人運営に重大な影響がある固定資産を除く。

(注) 理事長が専決で処分できる固定資産等の範囲については、法人の判断により決定することが必要であるので、理事会があらかじめ法人の定款細則等に規定しておくこと。

- ⑧ 予算上の予備費の支出

- ⑨ 入所者・利用者の日常の処遇に関すること

- ⑩ 入所者の預り金の日常の管理に関すること

- ⑪ 寄付金の受入れに関する決定

ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。

(注) 寄付金の募集に関する事項は専決できないこと。

なお、これらの中には諸規程において定める契約担当者に委任されるものも含まれる。

### (招集)

第二五条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

### (決議)

第二六条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

(備考)

第一項については、法第45条の14第4項に基づき、過半数に代えて、これを上回る割合を定款で定めることも可能である。

### (議事録)

第二七条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(備考一)

記名押印ではなく署名とすることも可能。

(備考二)

定款で、署名し、又は記名押印する者を、当該理事会に出席した理事長及び監事とすることもできる（法第45条の14第6項）。

## 第六章 資産及び会計

### (資産の区分)

第二八条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の二種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) ○○県○○市○丁目○○番所在の木造瓦葺平家建○○保育園園舎 一棟（ 平方メートル）

(2) ○○県○○市○丁目○○番所在の○○保育園 敷地（平方メートル）

3 その他財産は、基本財産以外の財産とする。

4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第二項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(備考)

公益及び収益を目的とする事業を行う場合には、次のように記載すること。

### (資産の区分)

第二八条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産、公益事業用財産及び収益事業用財産（公益事業又は収益事業のいずれか一方を行う場合は、当該事業用財産のみを記載）の四種（公益事業又は収益事業のいずれか一方を行う場合は、三種）とする。

2 本文第二項に同じ。

3 その他財産は、基本財産、公益事業用財産及び収益事業用財産（公益事業又は収益事業のいずれか一方を行う場合は、当該事業用財産のみを記載）以外の財産とする。

4 公益事業用財産及び収益事業用財産（公益事業又は収益事業のいずれか一方を行う場合は、当該事業用財産のみを記載）は、第〇条に掲げる公益を目的とする事業及び第〇条に掲げる収益を目的とする事業（公益を目的とする事業又は収益を目的とする事業のいずれか一方を行う場合は、当該事業のみを記載）の用に供する財産とする。

5 本文第四項に同じ。

### （基本財産の処分）

第二九条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、〔所轄庁〕の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、〔所轄庁〕の承認は必要としない。

一 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

二 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

三 社会福祉施設整備のための資金に対する融資を行う確実な民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合で、当該事業計画が適切であるとの関係行政庁による意見書を所轄庁に届け出た場合。なお、当該貸付に係る償還が滞った場合には、遅滞なく所轄庁に届け出るものとする。

### （資産の管理）

第三〇条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

（備考）

基本財産以外の資産において、株式投資又は株式を含む投資信託等による管理運用を行う場合には、第二項の次に次の一項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、基本財産以外の資産の現金の場合については、理事会の議決を経て、株式に換えて保管することができる。

### （事業計画及び収支予算）

第三一条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、〈例 1：理事会の承認、例 2：理事会の決議を経て、評議員会の承認〉を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所（及び従たる事務所）に、当該会計年度が終了するまで

の間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第三二条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)
- (5) 貸借対照表及び収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間(、また、従たる事務所に3年間)備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所(及び従たる事務所に)に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 事業の概要等を記載した書類

(備考) 会計監査人を置いている場合の例

第三二条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第3号から第6号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)
- (5) 貸借対照表及び収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に報告するものとする。ただし、社会福祉法施行規則第二条の三十九に定める要件に該当しない場合には、第1号の書類を除き、定時評議員会への報告に代えて、定時評議員会の承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間(、また、従たる事務所に3年間)備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所(及び従たる事務所)に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 会計監査報告
- (3) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (4) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(5) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第三三条 この法人の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第三四条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第三五条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の三分の二以上の同意がなければならない。

(備考一)

公益事業を行う社会福祉法人は、定款に次の章を加えること。

第〇章 公益を目的とする事業

(種別)

第〇条 この法人は、社会福祉法第二六条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

(1) 〇〇の事業

(2) 〇〇の事業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の三分の二以上の同意を得なければならない。

(注1) 具体的な目的の記載は、事業の種別に応じ、社会福祉法の基本的理念及びそれぞれの法人の理念に沿って記載すること。

(注2) 上記記載は、あくまで一例であるので、(注1)を踏まえ、法人の実態に即した記述とすること。

(注3) 公益事業のうち、規模が小さく社会福祉事業と一体的に行われる事業又は社会福祉事業の用に供する施設の機能を活用して行う事業については、必ずしも定款の変更を行うことを要しないこと。

(備考二)

収益事業を行う社会福祉法人は、定款に次の章を加えること。

第〇章 収益を目的とする事業

(種別)

第〇条 この法人は、社会福祉法第二六条の規定により、次の事業を行う。

(1) 〇〇業

(2) 〇〇業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の三分の二以上の同意を得なければならない。

(備考)

事業種類は、事業の内容が理解できるよう具体的に記載すること。

(収益の処分)

第〇条 前条の規定によって行う事業から生じた収益は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業（社会福祉法施行令（昭和三三年政令第一八五号）第一三条及び平成一四年厚生労働省告示第二八三号に掲げるものに限る。）に充てるものとする。

(備考)

母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第一二九号）第一四条に基づく資金の貸付を受けて行う、同法施行令（昭和三十九年政令第二二四号）第六条第一項各号に掲げる事業については、本条は必要ないこと。

## 第七章 解散

(解散)

第三六条 この法人は、社会福祉法第四六条第一項第一号及び第三号から第六号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第三七条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

## 第八章 定款の変更

(定款の変更)

第三八条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、〔所轄庁〕の認可（社会福祉法第四五条の三六第二項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を〔所轄庁〕に届け出なければならない。

## 第九章 公告の方法その他

(公告の方法)

第三九条 この法人の公告は、社会福祉法人〇〇福祉会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(備考)

解散時の債権申出の催告及び破産手続の開始については、官報によって公告すること。

(施行細則)

第四〇条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

## 附 則

この法人の設立当初の役員、評議員<、会計監査人>は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長

理 事

//

//

//

//

監 事

//

評議員

//

//

//

//

//

//

<会計監査人>

(備考一)

会計監査人を置いていない場合、<>内は不要。

(備考二)

平成 29 年 4 月 1 日前に設立された法人は、評議員及び会計監査人の定めは不要。

## Ⅱ 社会福祉法人の認可について

(平成12年12月1日厚生省  
社会・援護局企画課長等通知)

別紙 社会福祉法人審査要領



障 企 第 5 9 号

社 援 企 第 3 5 号

老 計 第 5 2 号

児 企 第 3 3 号

平成12年12月1日

(最終改正：令和2年3月31日)

都道府県  
各 指定都市 民生部（局）長 殿  
中 核 市

厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課長  
厚生省社会・援護局企画課長  
厚生省老人保健福祉局計画課長  
厚生省児童家庭局企画課長

#### 社会福祉法人の認可について（通知）

社会福祉法人の設立の認可等については、従来、「社会福祉法人の認可について」（昭和39年1月10日社発第15号厚生省社会局長・児童家庭局長連名通知。以下「旧局長通知」という。）及び「社会福祉法人の認可について」（昭和62年2月4日社庶第23号厚生省社会局庶務課長・児童家庭局企画課長連名通知。以下「旧課長通知」という。）においてお示ししてきたところでありますが、今般、「社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律」（平成12年法律第111号）の公布・施行に伴い、旧局長通知を廃止し、新たに「社会福祉法人の認可について」（平成12年12月1日厚生省大臣官房障害保健福祉部長・社会・援護局長・老人保健福祉局長・児童家庭局長連名通知）を定めたところであります。

このため、旧課長通知についても廃止し、社会福祉法人の設立の認可等を行う際の審査要領について、新たに別紙のように定めたので、御了知の上、適切な指導監督に当たっていただきますようお願いいたします。

なお、当該通知については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9第1項及び第3項の規定に基づく都道府県及び市（特別区を含む。）が法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準として発出するものであることを併せて通知いたします。

## 別 紙

### 社会福祉法人審査要領

#### 第1 社会福祉法人の行う事業

##### 1 社会福祉事業

(1) 社会福祉法第109条第1項に規定する市町村社会福祉協議会（一の市町村の区域を単位とするものに限る。）及び同条第2項に規定する地区社会福祉協議会（一の区の区域を単位とするものに限る。）が社会福祉法人（以下「法人」という。）となる場合には、次の要件を満たすものでなければならないこと。

ア 事業規模に応じた数の専任職員を有すること。

イ 独立した事務所を有すること。この場合においては、原則として単独の部屋を有すべきであるが、特別の事情があるときは、室内の一区画でも差し支えないこと。

ウ 事業規模に応じた資産を有すること。

エ 当該市町村又は当該区の区域内において社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の全部が参加することを原則とすること。

オ 当該市町村又は当該区の区域内において社会福祉を目的とする事業を営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が多数参加していることが望ましいこと。

カ 設立認可の申請前の実績として、常時、社会福祉協議会活動を行っていること。

(2) 市町村社会福祉協議会（二以上の市町村の区域を単位とするものに限る。）及び地区社会福祉協議会（二以上の区の区域を単位とするものに限る。）が法人となる場合には、次の要件を満たすものでなければならないこと。

ア 二以上の市町村又は区を単位として法人を設立することが、当該地域の社会福祉の推進に資すると認められること。

イ 当該法人の設立単位の区域に含まれる各市町村又は各区の区域内において社会福祉事業又は更生保護事業を営する者の過半数が参加していること。

ウ ア及びイに定めるもののほか、(1)に掲げる各要件を満たすこと。この場合において、(1)エ及びオを適用するに当たっては、「当該市町村又は当該区」を「当該法人の設立単位の区域に含まれる市町村又は区」と読み替えるものとする。

- (3) 市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会の目的は、社会福祉を目的とする事業の健全な発達のために必要な事業及び社会福祉に関する事業への住民の参加の促進のために必要な事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることであるが、地域の実情に応じ、本来の目的を達成するために必要な事業を実施する上で支障を来さない場合には、通所施設の経営や、市町村等が設置した入所施設の受託経営を行っても差し支えないこと。
- (4) 地方公共団体等の設置した社会福祉施設の経営を委託された場合にも、その施設を経営する事業は、公益事業ではなく、社会福祉事業となること。

## 2 公益事業

次のような場合は公益事業であること（社会福祉事業に該当するものを除く。）。

- (1) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第4項第4号に掲げる事業（いわゆる事業規模要件を満たさないために社会福祉事業に含まれない事業）
- (2) 介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、介護予防サービス事業、地域密着型介護予防サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防支援事業、介護老人保健施設、介護医療院を経営する事業又は地域支援事業を市町村から受託して実施する事業  
なお、居宅介護支援事業等を、特別養護老人ホーム等社会福祉事業の用に供する施設の経営に付随して行う場合には、定款上、公益事業として記載しなくても差し支えないこと。
- (3) 有料老人ホームを経営する事業
- (4) 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅事業（(3)を除く。）
- (5) 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第8条に規定する住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業

- (6) 社会福祉協議会等において、社会福祉協議会活動等に参加する者の福利厚生を図ることを目的として、宿泊所、保養所、食堂等の経営する事業
  - (7) 公益的事業を行う団体に事務所、集会所等として無償又は実費に近い対価で使用させるために会館等を経営する事業
- なお、営利を行う者に対して、無償又は実費に近い対価で使用させるような計画は適当でないこと。また、このような者に対し収益を得る目的で貸与する場合は、収益事業となるものであること。

### 3 収益事業

- (1) 次のような場合は、「一定の計画の下に、収益を得ることを目的として反復継続して行われる行為であって、社会通念上事業と認められる程度のもの」に該当しないので、結果的に収益を生ずる場合であっても収益事業として定款に記載する必要はないこと。
  - ア 当該法人が使用することを目的とする設備等を外部の者に依頼されて、当該法人の業務に支障のない範囲内で使用させる場合、例えば、会議室を法人が使用しない時間に外部の者に使用させる場合等
  - イ たまたま適当な興行の機会に恵まれて慈善興行を行う場合
  - ウ 社会福祉施設等において、専ら施設利用者の利便に供するため売店を営する場合
- (2) 次のような事業は、「法人の社会的信用を傷つけるおそれ」があるので、法人は行うことができないこと。
  - ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）にいう風俗営業及び風俗関連営業
  - イ 高利な融資事業
  - ウ 前に掲げる事業に不動産を貸し付ける等の便宜を供与する事業
- (3) 次のような場合は、「社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれ」があること。
  - ア 社会福祉施設の付近において、騒音、ばい煙等を著しく発生させるようなおそれのある場合
  - イ 社会福祉事業と収益事業とが、同一設備を使用して行われる場合

- (4) (2) 及び(3)の要件を満たす限り、収益事業の種類には特別の制限はないものであること。

なお、事業の種類としては、当該法人の所有する不動産を活用して行う貸ビル、駐車場の経営、公共的、公共的施設内の売店の経営等安定した収益が見込める事業が適当であること。

## 第2 法人の資産

- (1) 法人の設立に際して、寄附金が予定されている場合は、法人設立後にその履行がなされないときは法人運営に著しく支障を来すことから、次の点について慎重に審査すること。

ア 書面による贈与契約が締結されていることについて、契約書の写及び寄付予定者の印鑑登録証明書等により確認すること。

イ 寄付者の所得能力、営業実績、資産状況等から当該寄付が確実に行われることについて、所得証明書、納税証明書、残高証明書、資産証明書等により確認すること。

- (2) 独立行政法人福祉医療機構等からの借入金に対する償還財源、不動産の賃借料その他必要とされる経常経費について、寄附金が予定されている場合も(1)と同様であるが、特に個人の寄附については、年間の寄附額をその者の年間所得から控除した後の所得額が社会通念上その者の生活を維持できると認められる額を上回っていないなければならないこと。

- (3) 法人を設立する場合にあっては、必要な資産としてその他財産のうち当該法人の年間事業費の1/2以上に相当する現金、普通預金又は当座預金等を有していなければならないこと。

なお、指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）等の介護保険法上の事業、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）上の障害福祉サービス又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）上の障害児通所支援若しくは障害児入所支援にも該当する社会福祉事業を主として行う法人を設立する場合にあっては、1/2以上に相当する現金、普通預金又は当座預金等を有していることが望ましいこと。

- (4) 「その施設の用に供する不動産」とは、社会福祉施設の最低基準により定められた設備を含む建物並びにその建物の敷地及び社会福祉施設の最低基準により定められた設備の敷地をいうこと。
- (5) 社会福祉施設の改築にあたり老朽民間社会福祉施設整備費の国庫補助が行われる場合は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第30条に規定する所轄庁の財産処分の承認は必要でないこと。
- (6) 社会福祉施設を経営しない法人が国又は地方公共団体以外の者からの貸与を受けられることができる「不動産の一部」とは、基本的には敷地部分を指し、事業が行われる建物部分については、当該法人が所有権を有していることが望ましいこと。
- (7) 不動産の賃借による場合、賃借料の水準は、法人の経営の安定性の確保や社会福祉事業の特性に鑑み、極力低額であることが望ましいものであり、また、法人が当該賃借料を長期間にわたって安定的に支払う能力があると認められる必要があること。
- また、当該法人の理事長又は当該法人から報酬を受けている役員等から賃借により貸与を受けることは、望ましくないこと。
- (8) 法人が株式を保有できるのは、原則として、以下の場合に限られる。
- ア 基本財産以外の資産の管理運用の場合。ただし、あくまで管理運用であることを明確にするため、上場株や店頭公開株のように、証券会社の通常の取引を通じて取得できるものに限る。
- イ 基本財産として寄付された場合。これは、設立時に限らず、設立後に寄附されたものも含む。
- (9) 基本財産として株式が寄附される場合には、社会福祉法人としての適切な活動等のため、所轄庁においては、寄附を受けた社会福祉法人の理事と当該営利企業の関係者との関係、基本財産の構成、株式等の寄附の目的について十分注意し、必要に応じ適切な指導等を行う。
- (10) (8) の場合については、株式の保有等は認められるが、その場合であっても、当該社会福祉法人が当該営利企業を実質的に支配することのないように、その保有の割合は、2分の1を超えてはならない。
- (11) (8) の場合により株式保有等を行っている場合（全株式の20%以上を保

有している場合に限る。)については、法第59条の規定による現況報告書等と合わせて、当該営利企業の概要として、事業年度末現在の次の事項を記載した書類を提出すること。

- ア 名称
- イ 事務所の所在地
- ウ 資本金等
- エ 事業内容
- オ 役員の数及び代表者の氏名
- カ 従業員の数
- キ 当該社会福祉法人が保有する株式等の数及び全株式等に占める割合
- ク 保有する理由
- ケ 当該株式等の入手日
- コ 当該社会福祉法人と当該営利企業との関係（人事、取引等）

### 第3 法人の組織運営

- (1) 「精神の機能の障害により職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」は、例えば、法人の財産を管理・処分できない程度に判断能力等が欠けている者が該当すること。
- (2) 「社会福祉事業について識見を有する者」は、例えば、次のような者が該当すること。
  - ア 社会福祉に関する教育を行う者
  - イ 社会福祉に関する研究を行う者
  - ウ 社会福祉事業又は社会福祉関係の行政に従事した経験を有する者
  - エ 公認会計士、税理士、弁護士等、社会福祉事業の経営を行う上で必要かつ有益な専門知識を有する者
- (3) 「法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者」は、例えば、次のような者が該当すること。
  - ア 社会福祉協議会等社会福祉事業を行う団体の役職員
  - イ 民生委員・児童委員
  - ウ 社会福祉に関するボランティア団体、親の会等の民間社会福祉団体の代

表者等

エ 医師、保健師、看護師等保健医療関係者

オ 自治会、町内会、婦人会及び商店会等の役員その他その者の参画により  
施設運営や在宅福祉事業の円滑な遂行が期待できる者

#### 第4 担保提供の承認

- (1) 「担保提供の目的の妥当性」とは、法人の役員や役員の経営する会社等の債務の担保に供するなど、当該法人の事業とは無関係の目的で行う担保提供であってはならず、借入金の目的は社会福祉事業に充てられるべきものであること。
- (2) 「担保提供の必要性」とは、国又は地方公共団体からの十分な額の助成が見込めないこと、基本財産以外に処分しうる財産が存在しないこと等の理由により、基本財産の担保提供を行う以外に適当な資金調達の手段がないこと。
- (3) 「担保提供方法の妥当性」とは、当該担保提供に係る借入金について、適正な償還計画があり、かつ、法人に対する寄附金や事業収入の状況から判断して、償還期間中に当該法人の事業運営に支障が生じないと認められること。また、担保提供の承認の対象となる借入先が、地方公共団体、社会福祉協議会のほか、確実な民間金融機関を含むものであること。
- (4) 「担保提供に係る意思決定の適法性」とは、定款所定の手続を経ていること。

Ⅲ 「「社会福祉法人制度の改革の施行に向けた  
留意事項について」に関する FAQ」の  
改訂について



事 務 連 絡  
令和6年9月19日

都道府県  
各 指定都市 社会福祉法人担当課 御中  
中核市

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課

「社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項について」に関する  
FAQ」の改訂について

別添事務連絡のとおり、本年6月に決定された「デジタル行財政改革 取りまとめ2024」（令和6年6月18日デジタル行財政改革会議決定）を踏まえ、厚生労働省において「協働化・大規模化等による介護経営の改善に関する政策パッケージ」をとりまとめました。このうち、②協働化・大規模化等に向けた検討の段階における支援として、社会福祉法人の役員の退職慰労金に関するルールを明確化するため、今般、「社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項について」に関するFAQ」（平成28年6月20日付け厚生労働省社会・援護局福祉基盤課事務連絡）に別添赤字下線の問を追加し、改訂しましたので、送付いたします。

つきましては、所管の社会福祉法人に対し周知をお願いいたします。併せて、都道府県におかれましては、貴管内の市（指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。）に対して周知をお願いいたします。

なお、本Q&Aについては、現時点の考え方を示したものであり、今後、変更があり得ることを申し添えます。

# 「社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項 について」等に関する Q&A

社会・援護局 福祉基盤課

平成 28 年 6 月 20 日

(令和 6 年 9 月 19 日最終改訂)

※本質疑応答集においては下記の略語を用いる。

「改正法」：社会福祉法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 21 号）

「法」：社会福祉法等の一部を改正する法律による改正後の社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）

(注) 現時点の考え方を示したものであり、今後、変更があり得る。

(目次)

<b>評議員選任・解任委員会</b> .....	1
問1 評議員選任・解任委員会を置く場合は、常時設置としなければならないのか。それとも、必要に応じその都度設置することができるものなのか。.....	1
問2 評議員選任・解任委員会を常時設置する場合、委員の任期を設ける必要はあるか。.....	1
問3 評議員選任・解任委員会は誰が招集するのか。.....	1
問4 評議員選任・解任委員会の議事録を作成・保存する必要があるか。.....	1
問5 評議員選任・解任委員会の委員は誰が選任するのか。.....	1
問6 理事が評議員選任・解任委員となることは可能か。.....	1
問7 評議員選任・解任委員会に理事は出席できるのか。.....	2
問8 評議員選任・解任委員である事務局員に法人の職員になることは可能か。.....	2
問9 評議員選任・解任委員会において、監事・事務局員・外部委員を委員にしないことは可能か。.....	2
問10 理事、評議員は評議員選任・解任委員になることは可能か。.....	2
問11 評議員選任・解任委員の人数に制限はあるのか。.....	2
問12 評議員選任・解任委員会における評議員の選任又は解任に係る議題又は議案の提案は誰が行うのか。.....	2
問12-2 評議員が評議員選任・解任委員会の委員になることは、「自分を選任・解任することになるため、適当ではない」(問10)とあるが、当該評議員が、次の評議員に選出されないことが明らかな場合は、委員となる事が可能と考えて良いか。【8/22 付けブロック別担当者会議 FAQ 問1 同旨】.....	3
問12-3 評議員選任・解任委員会の委員に報酬を支払うことは可能か。【8/22 付けブロック別担当者会議 FAQ 問2 同旨】.....	3
問12-4 新評議員選任のために必要な理事会は、①定款変更手続きのための理事会、②定款変更認可後の評議員選任・解任委員会設置等のための理事会であり、少なくとも2回開催することが必要なのか。【8/22 付けブロック別担当者会議 FAQ 問3 同旨】.....	3
<b>評議員の兼職禁止</b> .....	3
問13 現職の理事が新制度の評議員に就任する場合には、理事を辞職しなければならないのか。.....	3
<b>評議員の特殊関係者</b> .....	5
問14 A 社会福祉法人の評議員には、B 社会福祉法人の評議員が就任することは可能か。可能な場合、人数制限はあるのか。.....	5
問15 A 社会福祉法人の評議員には、B 社会福祉法人の役員や職員が就任することは可能か。.....	6
問16 A 社会福祉法人の評議員には、社会福祉法人でないB 法人の役員又は職員が就任することは可能か。.....	7
<b>社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者</b> .....	8

問 17	当該法人の職員であった者は評議員となることができるか。	8
問 18	当該法人の経営について理解している地域住民は評議員となることができるのか。	8
問 19	評議員は当該法人のある地域に居住する者に限定されるのか。	8
問 20	共同評議員会の開催は可能か。	8
問 21	当該社会福祉法人の顧問弁護士、顧問税理士、顧問会計士は評議員となることはできるか。	8
問 22	「社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項について（経営組織の見直し）」P27において、会計監査人を設置しない法人は、専門家から、財務会計に係る態勢整備状況の点検等の支援を受けることが望ましいとされているが、法人から委託を受けて財務会計に係る態勢整備状況の点検等の支援を行う者は評議員になることはできるのか。	8
問 23	当該社会福祉法人の会計監査人は評議員となることができるか。	9
問 23-2	嘱託医は評議員になることは可能か。【8/22 付けブロック別担当者会議 FAQ 問 4 同旨】	9
<b>評議員会</b>		9
問 24	評議員会で役員を選任・解任の決議を行う場合、議題に記載されている者以外の者を選任又は解任することが可能か。例えば、「Aを役員として選任する件」という議題について、評議員が「Bを選任する」という議案を提案することは可能か。	9
問 25	評議員会の議事録には、理事、監事又は評議員が記名押印する必要があるか。	9
問 26	評議員会において、役員の再任案が否決され、欠員が生じた場合、どのように対応するのか。	10
問 27	「評議員に欠員が生じ、事務が停滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、所轄庁は利害関係人の請求により又は職権で、一時評議員の職務を行うべき者を選任することができる」とあるが、「利害関係人」はどのような者が該当するのか。	10
問 28	軽微な定款の変更を行う場合においても、評議員会を開催して決議を経る必要があるのか。	10
問 29	「社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項について（経営組織の見直しについて）」P10において、「所轄庁は、評議員の申立てが権限濫用と認められる場合には、評議員会の招集を許可しないことができる。」とあるが、どのような場合が権限濫用と認められるのか。	11
問 29-2	定款例（案）第一四条の備考において「議長」とあるが、その選任方法如何。【8/22 付けブロック別担当者会議 FAQ 問 5 同旨】	11
問 29-3	評議員会の招集を決定する理事会と、その後開催する評議員会の開催日は、何日の間隔を置くことになるのか。【8/22 付けブロック別担当者会議 FAQ 問 6 同旨】	11
問 29-4	定時評議員会の招集通知は、計算書類等を添付して、「2週間前」に発しなければならないのか。【8/22 付けブロック別担当者会議 FAQ 問 7 同旨】	12
<b>役員</b>		12
問 30	関係行政庁の職員から役員を選任することは可能か。	12

問 31	新制度の理事、監事、評議員の任期について教えていただきたい。	12
問 32	理事の任期を「2年」の確定期間とする定款の規定は許されるか。	13
問 33	新制度の理事及び監事の任期の起算点はいつか。理事及び監事の選任に際し、選任決議の効力発生時期を遅らせたり、就任承諾日を遅らせることにより、任期の起算点を遅らせたりすることはできるか。	13
問 34	理事、監事、評議員の補欠をあらかじめ選任しておくことは可能か。	13
問 35	理事の資格要件において「当該社会福祉法人が施設を設置している場合にあっては、当該施設の管理者」となっているが、当該法人の全ての施設の管理者を理事にするということか。	14
問 36	株式会社のような執行役員制度を設け、業務執行の責任者を理事ではない者（執行役員）とすることは可能か。	14
問 37	監事の資格要件の「財務管理に識見を有する者」とはどのような者をいうのか。	14
問 38	当該社会福祉法人の顧問弁護士、顧問税理士又は顧問会計士は、同時に、当該法人の監事になることは可能か。	14
問 39	「社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項について（経営組織の見直し）」P27において、会計監査人を設置しない法人は、専門家から、財務会計に係る態勢整備状況の点検等の支援を受けることが望ましいとされているが、法人から委託を受けて財務会計に係る態勢整備状況の点検等の支援を行う者は監事になることはできるのか。	15
問 39-2	業務執行理事は必ず置く必要があるのか。【8/22 付けブロック別担当者会議 FAQ 問 8 同旨】	15
問 39-3	改正法第 40 条第 3 項において「評議員の数は、定款で定めた理事の員数を超える数でなければならない」とされているが、現在、理事が 10 名、評議員が 21 名で、平成 29 年 4 月 1 日から、評議員を 7 名とする場合（定款上 7 名）、それに合わせて、理事の定款上の人数を 6 名としたときには、同日で任期のある理事は定時評議員会の終結時まで任期が有効であるため、理事が 10 名となり、定款に違反することになるがどうか。【8/22 付けブロック別担当者会議 FAQ 問 9 同旨】	15
問 39-4	現行の社会福祉法人審査基準では、評議員会を設置していない法人については、施設長等施設の職員である理事が理事総数の 3 分の 1 を超えてはならないこととされているが、改正法において全法人に評議員会の設置が義務付けられたことに伴い、理事総数に占める職員の割合に制限はなくなるものと考えて良いか。また、法第 44 条第 4 項第 1 号及び第 2 号に掲げる者が法人内にいて、評議員で承認されれば、理事は全員法人の職員でもよいか。【8/22 付けブロック別担当者会議 FAQ 問 10 同旨】	16
問 39-5	「理事長の職務代理者」についての規定が定款例ではないが、従来と同様の取り扱いをすることは可能か（理事長に事故あるとき、又は欠けたときは、理事長があらかじめ指名する他の理事が、順次に理事長の職務を代理する 等）。【8/22 付けブロック別担当者会議 FAQ 問 11 同旨（修正）】	16
問 39-6	理事の構成について、「施設を設置している場合にあっては、当該施設の管理	

者」とされているが、施設とは何か。【8/22 付けブロック別担当者会議 FAQ 問 12 同旨（修正）】 .....	17
<b>会計監査人</b> .....	17
問 40 会計監査人の設置義務は、施行日（平成 29 年 4 月 1 日）以降最初に招集される定時評議員会の終結の時から適用とされているため、会計監査人による監査は平成 29 年度決算から必要となるものであり、平成 28 年度決算については監査不要と理解してよいか。 .....	17
問 41 社会福祉法第 45 条の 2 において、「公認会計士法の規定により、計算書類について監査をすることができない者は、会計監査人となることができない」とされているが、公認会計士法の規定により計算書類を監査することができない者とは具体的にどのような者か。例えば、役員、職員、評議員は会計監査人になることができないのか。 .....	18
問 42 当該社会福祉法人から委託を受けて記帳代行を行う公認会計士は、同時に、当該法人の会計監査人になることは可能か。 .....	18
問 43 当該社会福祉法人から委託を受けて税理士業務を行う公認会計士は、同時に、当該法人の会計監査人になることは可能か。 .....	18
問 44 会計監査人設置義務対象法人について、「法人の責めによらない理由（監査法人の倒産等）により、会計監査人による会計監査報告を所轄庁に届け出ることができない場合においては、所轄庁は届出の猶予等を行うことが必要。」とあるが、「法人の責めによらない理由」とは何か。 .....	19
<b>理事会関係</b> .....	19
問 44-2 平成 29 年度の新理事による理事会の開催（理事長の選定等）について、新評議員による定時評議員会（決算、新役員等）と同日に開催しなくてもよいのか。【8/22 付けブロック別担当者会議 FAQ 問 13 同旨】 .....	19
問 44-3 監事の理事会への出席が義務となったが、監事が欠席した場合に理事会は成立するのか。【8/22 付けブロック別担当者会議 FAQ 問 14 同旨】 .....	20
問 44-3-2 理事は、利益相反取引をしようとするときは、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示して、その承認を受けなければならないとされているが、「重要な事実」とは何か。 .....	20
<b>任期関係</b> .....	20
問 44-4 現評議員の任期が平成 29 年 3 月中旬で満了する場合、現行制度に基づき、評議員を選任（再任）しても、数日後の 3 月 31 日で任期満了となるが、任期満了までに次年度の予算等の評議員会における審議が終了していれば、現行制度に基づく評議員の選任までは行う必要はないと考えてよいか。一方、現理事の任期が平成 29 年 3 月中旬で満了する場合はどうか。【8/22 付けブロック別担当者会議 FAQ 問 15 同旨】 .....	20
問 44-5 「平成 29 年 4 月 1 日時点で在任する役員の任期は、最初に招集される定時評議員会の終結の時まで」となっている。最初に招集される定時評議員会後まで任期がある役員の任期は、その定時評議員会の終結の時まで短縮されると理解しているが、定時評議員会前に任期が満了する役員についても任期は定時評議員会の終結の時まで再任手続等	

を行わなくても自動的に延長されるという理解で良いか。【8/22 付けブロック別担当者会議 FAQ 問 16 同旨】 .....	21
問 44-6 評議員、理事、監事の就任日はいつになるのか。【8/22 付けブロック別担当者会議 FAQ 問 17 同旨】 .....	21
<b>報酬</b> .....	21
問 45 交通費は支給基準を定める必要がある報酬に含まれるのか。 .....	21
問 46 報酬等の支給基準を定めることとされているが、これは、非常勤理事や評議員に対して報酬を支給しなければならないということを意味するのか。 .....	21
<b>問 46-2 法第 45 条の 35 第 2 項の規定に基づき、役員の報酬等の支給基準を変更することができるものであるが、退職慰労金についても変更することができるのか。また、合併前の法人において、合併が行われることは変更理由となるのか。 .....</b>	<b>22</b>
問 47 理事、監事及び評議員の区分ごとの報酬等の総額については、職員としての給与も含めて公表することとしているが、職員給与を受けている理事が 1 名しかいない場合、当該理事の職員給与額が実質的に特定されることがあるが、このような場合であっても、公表する必要があるのか。 .....	22
<b>その他</b> .....	22
問 47-2 定時評議員会の 2 週間前から計算書類を備え置くことが義務付けられているが、定時評議員会で修正等があることも考えられるため、備え置く計算書類に「定時評議員会の承認前であり、今後修正等があり得る」と記載したほうが良いのか。また、定時評議員会で修正等があった場合には、差し替えを行うのか。【8/22 付けブロック別担当者会議 FAQ 問 18 同旨】 .....	22
問 47-3 組合等登記令第 3 条第 3 項（資産総額の変更登記は毎事業年度末日から 2 ヶ月以内）は改正されるのか。【8/22 付けブロック別担当者会議 FAQ 問 19 同旨（修正）】 ..	23
問 47-4 定款例（案）における残余財産の帰属について、社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人が追加されているが、法人において、社会福祉法人に限定することは可能か。【8/22 付けブロック別担当者会議 FAQ 問 20 同旨】 .....	23

「社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項について」等に関する Q&A

評議員選任・解任委員会

問1 評議員選任・解任委員会を置く場合は、常時設置としなければならないのか。それとも、必要に応じその都度設置することができるものなのか。

(答)

1. 評議員が欠けた場合等に迅速に対応できるよう、常時設置することが適当である。

問2 評議員選任・解任委員会を常時設置する場合、委員の任期を設ける必要はあるか。

(答)

1. 常時設置する場合には、理事や評議員の任期を参考に委員の任期を設けることが適当である。

問3 評議員選任・解任委員会は誰が招集するのか。

(答)

1. 評議員選任・解任委員会の招集は、法人運営の状況を把握し、業務執行に関し責任を負う理事会において決定し、理事が行うことが適当である。

問4 評議員選任・解任委員会の議事録を作成・保存する必要があるか。

(答)

1. 適正な手続により評議員の選任・解任を行ったことについて説明責任を果たすことができるよう、議事録を作成することが適当である。
2. その際、出席委員又は委員長を置く場合には委員長の署名又は押印がされていることが適当である。
3. また、評議員選任・解任委員会の議事録は、評議員会や理事会の議事録と同様に、10年間保存しておくことが適当である。

問5 評議員選任・解任委員会の委員は誰が選任するのか。

(答)

1. 評議員選任・解任委員は、法人運営の状況を把握し、業務執行に関し責任を負う理事会において選任する方法が考えられる。
2. この場合、特定の理事が委員を選任とした場合、偏った委員構成となるおそれがあるため、理事会において決定することが適当である。

問6 理事が評議員選任・解任委員となることは可能か。

(答)

1. 理事又は理事会が評議員を選任する旨の定款の定めは無効であることから（法第31条第5項）、理事が評議員選任・解任委員となることは認められない。

問7 評議員選任・解任委員会に理事は出席できるのか。

(答)

1. 理事又は理事会が評議員を選任する旨の定款の定めは無効（法第31条第5項）とする法の趣旨から、理事が評議員選任・解任委員会の議決に加わることは認められず、議事に影響を及ぼすことは適当でない。
2. 他方、評議員選任候補者等の提案は理事会の決定に従い、理事が行うことが通常と考えられることから、その提案の説明・質疑対応のために理事が出席することは可能である。

問8 評議員選任・解任委員である事務局員に法人の職員がなることは可能か。

(答)

1. 事務局員に法人の職員（介護職員等を含む。）がなることは可能である。

問9 評議員選任・解任委員会において、監事・事務局員・外部委員を委員にしないことは可能か。

(答)

1. 監事・事務局員を委員としないことは可能であるが、評議員選任・解任委員会が法人関係者でない中立的な立場にある外部の者が参加する機関であることから、少なくとも外部委員1名を委員とすることが適当である。

問10 理事、評議員は評議員選任・解任委員になることは可能か。

(答)

1. 理事については、理事又は理事会による評議員の選任・解任を禁止した法第31条第5項の趣旨を踏まえ、認められない。
2. 評議員については、自分を選任・解任することになるため、適当ではない。

問11 評議員選任・解任委員の人数に制限はあるのか。

(答)

1. 評議員選任・解任委員の人数については、法人の規模等に応じて、各法人において判断することとなる。
2. ただし、評議員選任・解任委員会は合議体の機関であることから、3名以上とすることが適当である。

問12 評議員選任・解任委員会における評議員の選任又は解任に係る議題又は議案の提案は誰が行うのか。

(答)

1. 評議員の選任又は解任に係る議題又は議案の提案は、理事が行うこととすることが考えられる。

2. その場合、恣意的な評議員の選任又は解任を防止する観点から、理事会の決定を必要とすることが適当である。

問 12-2 評議員が評議員選任・解任委員会の委員になることは、「自分を選任・解任することになるため、適当ではない」（問 10）とあるが、当該評議員が、次の評議員に選出されないことが明らかな場合は、委員となる事が可能と考えて良いか。【8/22 付けブロック別担当者会議 FAQ 問 1 同旨】

（答）

1. 法人の判断で、次の評議員にならない者を選任・解任委員にすることは差し支えない。

問 12-3 評議員選任・解任委員会の委員に報酬を支払うことは可能か。【8/22 付けブロック別担当者会議 FAQ 問 2 同旨】

（答）

1. 可能。ただし、社会福祉法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないようにすることが適当である。

問 12-4 新評議員選任のために必要な理事会は、①定款変更手続きのための理事会、②定款変更認可後の評議員選任・解任委員会設置等のための理事会であり、少なくとも 2 回開催することが必要なのか。【8/22 付けブロック別担当者会議 FAQ 問 3 同旨】

（答）

1. 定款変更認可後に②の理事会を開くことが適当であるが、定款変更の認可を前提として、評議員選任・解任委員会設置に係る議案を①と同じ理事会で審議することも可能である。
2. ただし、評議員選任・解任委員会の開催及び評議員選任・解任委員会による評議員の選定については、所轄庁の定款変更の認可後でなければならない。

#### 評議員の兼職禁止

問 13 現職の理事が新制度の評議員に就任する場合には、理事を辞職しなければならないのか。

（答）

1. 新制度の評議員については、牽制関係を適正に働かせる観点から、理事との兼務は認められていない（法第 40 条第 2 項）。このため、現職の理事が施行日に評議員に就任する場合には、施行日の前日までに理事を辞職する必要がある。
2. 当該理事が辞職することにより、施行日以後法律又は定款で定めた理事の員数が欠けることとなる場合には、施行日までに代替りの理事が就任しなければならない。

この場合、当該代替りの理事の任期は、施行日以後最初に招集される定時評議員会の終結の時までとされる（改正法附則第 14 条）ため、4 月 1 日から 3 月末までを会計年度としている法人で、定時評議員会を毎年 6 月末に行っている法人を例にすると、その任期は、平成 29 年 6 月末までとなる。

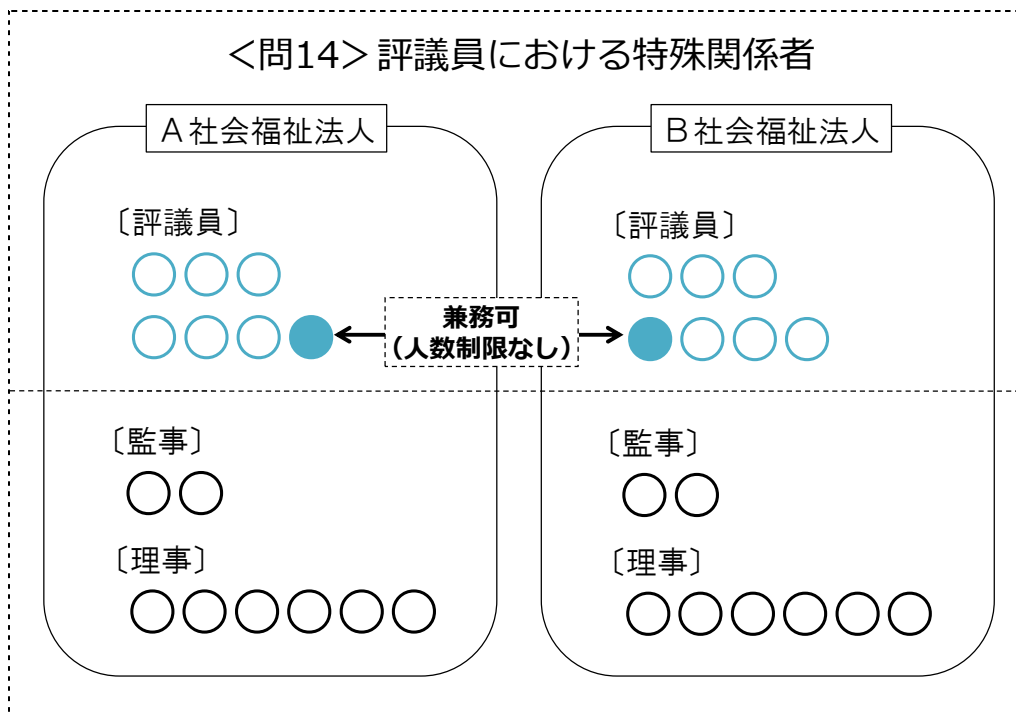
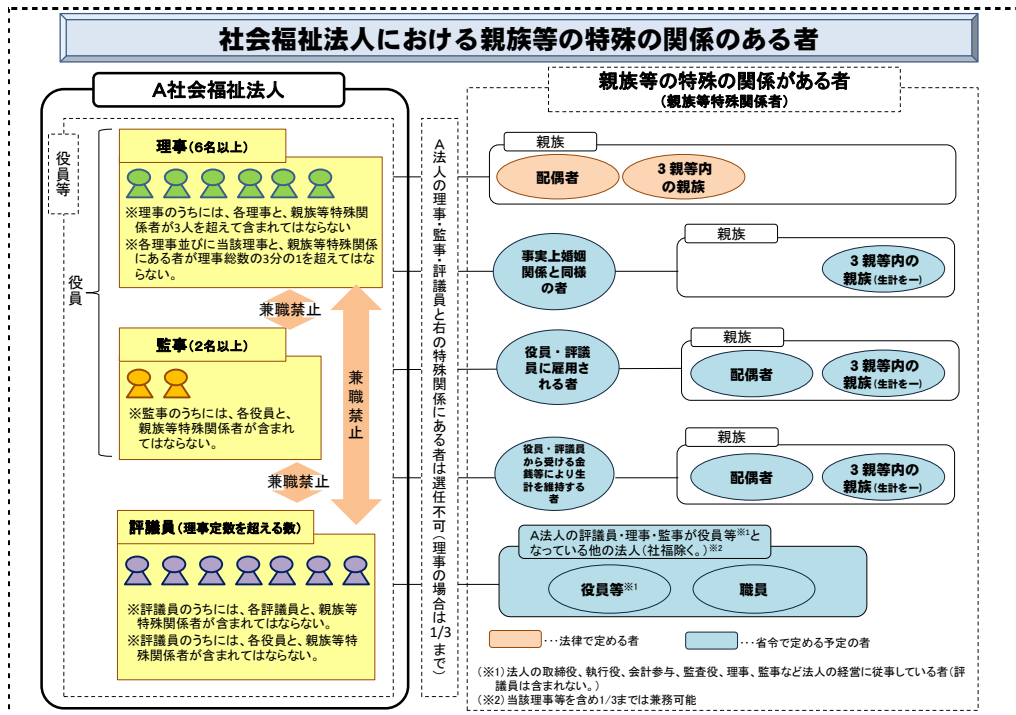
3. 代わりの理事については、施行日以後最初に招集される定時評議員会において新制度の理事として再任されうる者を、あらかじめ選任しておくことが望ましいと思われる。

**評議員の特殊関係者**

問 14 A 社会福祉法人の評議員には、B 社会福祉法人の評議員が就任することは可能か。  
可能な場合、人数制限はあるのか。

(答)

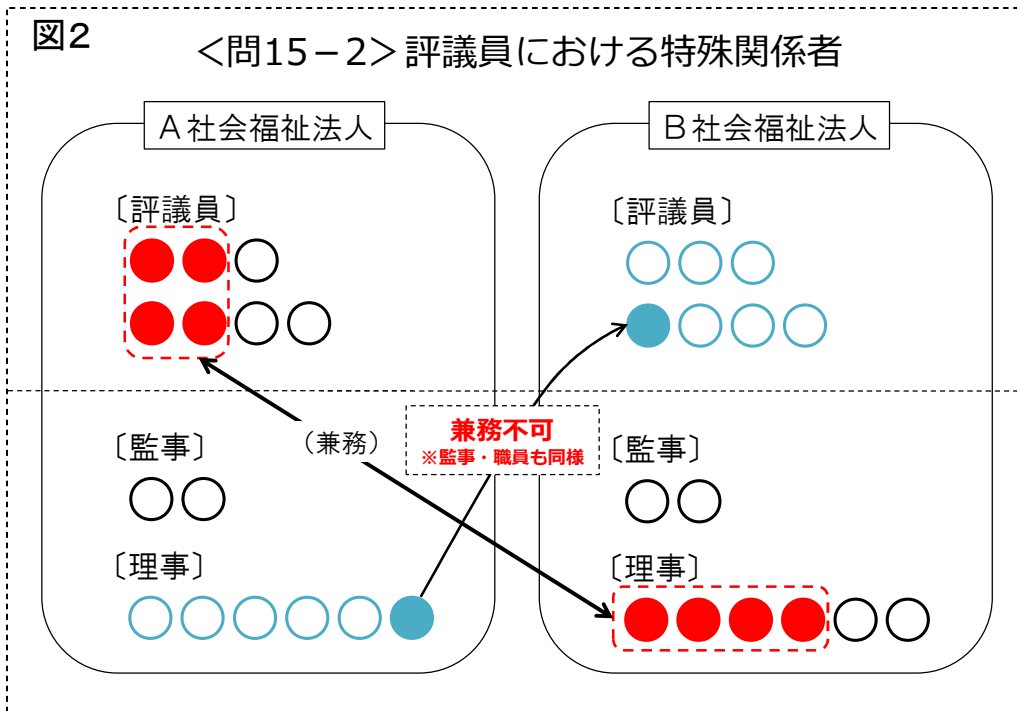
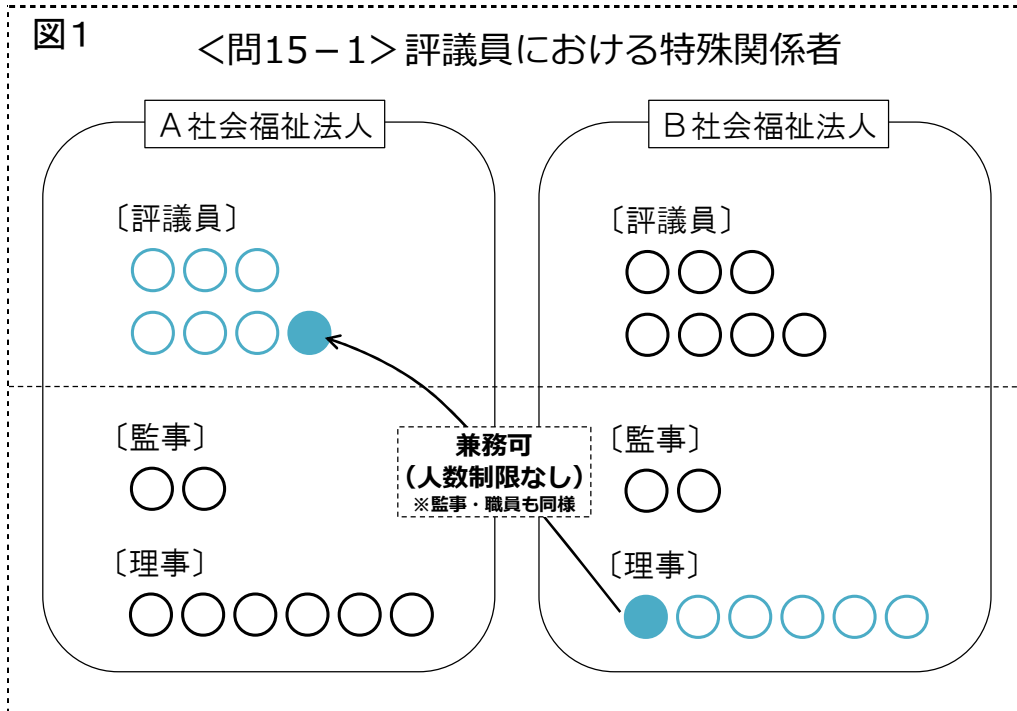
1. 人数に制限なく兼務可能である。

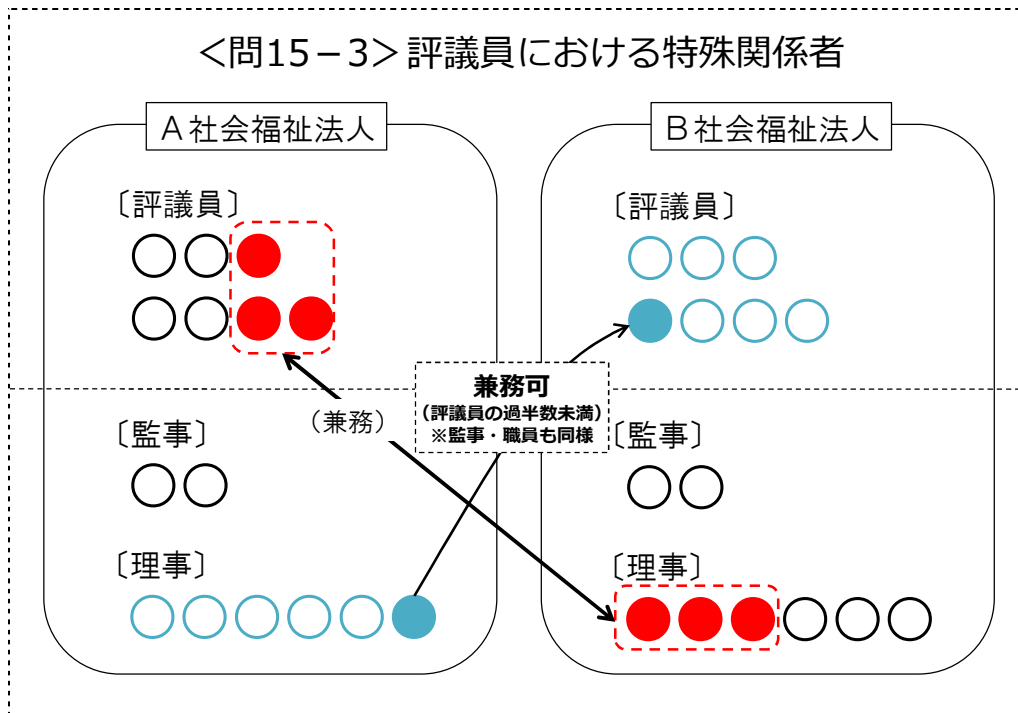


問 15 A 社会福祉法人の評議員には、B 社会福祉法人の役員や職員が就任することは可能か。

(答)

1. 人数に制限なく兼務可能である。(図 1)
2. ただし、牽制関係を適正に働かせる観点から、A 社会福祉法人の評議員の過半数を B 社会福祉法人の役員が占める場合においては、A 社会福祉法人の役員又は職員が B 社会福祉法人の評議員となることはできない。(図 2)

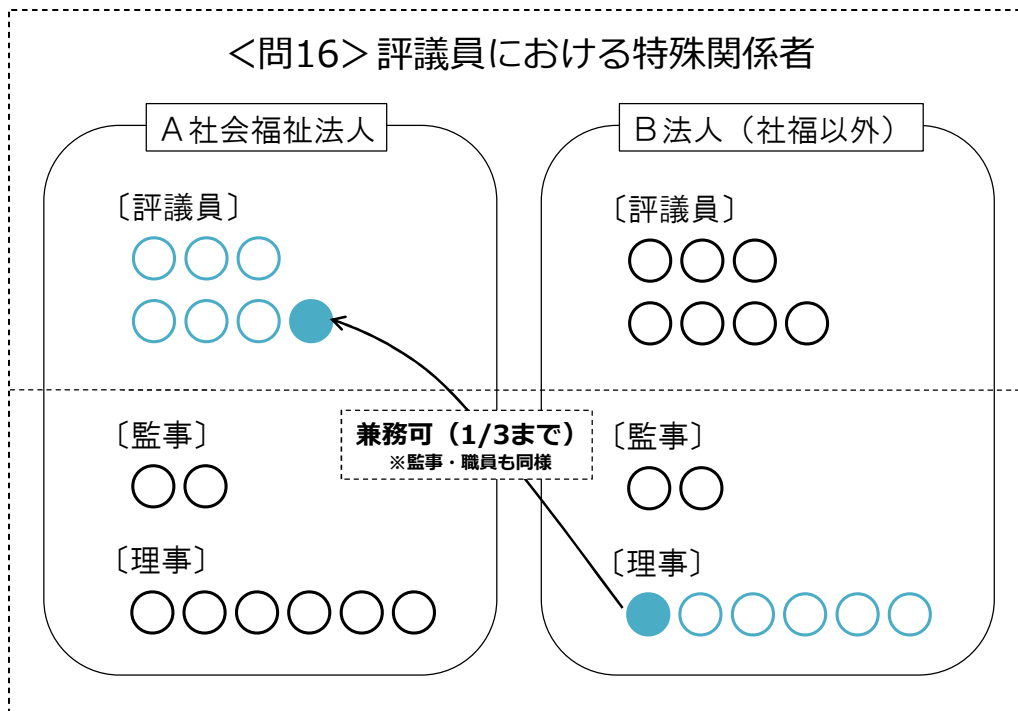




問 16 A 社会福祉法人の評議員には、社会福祉法人でない B 法人の役員又は職員が就任することは可能か。

(答)

1. 可能である。
2. ただし、A 社会福祉法人の評議員と B 法人の役員又は職員を兼務している者が、A 法人の評議員総数の 3 分の 1 を超えて含まれてはならない。



社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者

問 17 当該法人の職員であった者は評議員となることができるか。

(答)

1. 可能である。ただし、牽制関係を適正に働かせるため、退職後、少なくとも1年程度経過した者とするのが適当である。

問 18 当該法人の経営について理解している地域住民は評議員となることができるのか。

(答)

1. 法人において、「社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者」として適正な手続により選任されているのであれば、評議員となることは可能である。

問 19 評議員は当該法人のある地域に居住する者に限定されるのか。

(答)

1. 居住地等の地域による制限はない。

問 20 共同評議員会の開催は可能か。

(答)

1. 評議員会は法人の機関であることから、法人ごとに設けることとなる。
2. 他方、他の社会福祉法人の評議員会と同一の構成とすることは可能である。
3. その場合には、それぞれの評議員会を同じ日に同じ場所で開催することも可能であるが、時間帯については区分することが必要である。

問 21 当該社会福祉法人の顧問弁護士、顧問税理士、顧問会計士は評議員となることはできるか。

(答)

1. 法人運営の基本的事項を決定する者と業務執行を行う者を分離する観点から、評議員が業務執行に該当する業務を行うことは適当でない。
2. このため、例えば、法人から委託を受けて記帳代行業務や税理士業務を行う顧問弁護士、顧問税理士又は顧問会計士については、評議員に選任することは適当でない。一方、法律面や経営面のアドバイスのみを行う契約となっている顧問弁護士、顧問税理士又は顧問会計士については、評議員に選任することは可能である。

問 22 「社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項について（経営組織の見直し）」

P27において、会計監査人を設置しない法人は、専門家から、財務会計に係る態勢整備状況の点検等の支援を受けることが望ましいとされているが、法人から委託を受けて財務会計に係る態勢整備状況の点検等の支援を行う者は評議員になることはできるのか。

(答)

1. 評議員については、法人運営の基本的事項を決定する者と業務執行を行う者を分離する

観点から、業務執行に該当する業務を行うことは適当でない。

2. このため、財務会計に係る態勢整備状況の点検等の支援の内容が助言にとどまる場合は可能であるが、業務執行に当たる場合には、評議員に選任することは適当でない。

問 23 当該社会福祉法人の会計監査人は評議員となることができるか。

(答)

1. 会計監査人については、公認会計士法第 24 条において、役員やこれに準ずるもの若しくは財務に関する事務の責任ある担当者については会計監査人になることができないとされている。評議員については、当該規定の「役員やこれに準ずるもの」に該当することから、評議員に選任することはできない。

問 23-2 嘱託医は評議員になることは可能か。【8/22 付けブロック別担当者会議 FAQ 問 4 同旨】

(答)

1. 改正法第 40 条第 2 項において、評議員は役員又は職員の兼務を禁止している。そのため、非常勤の医師についても雇用関係がある限りは、職員であることから、評議員を兼務することはできない。
2. また、記帳代行や税理士業務等を行う者や顧問弁護士・会計士・税理士法人で助言にとどまらず法人経営にも関与している者を評議員に選定することは適当ではない。
3. 一方、嘱託医については、法人から委嘱を受けて施設等において診察等を行う範囲にとどまるものであり、雇用関係がなく、法人経営に関与しているものではないことから、評議員になることは可能である。

#### 評議員会

問 24 評議員会で役員を選任・解任の決議を行う場合、議題に記載されている者以外の者を選任又は解任することが可能か。例えば、「A を役員として選任する件」という議題について、評議員が「B を選任する」という議案を提案することは可能か。

(答)

1. 評議員は、評議員会の場において、議題の範囲内で議案を提案することができる（法第 45 条の 8 第 4 項で準用する一般法人法第 185 条）とされている。
2. 議題が「役員を選任（解任）する件」であれば、理事提案の「A を選任（解任）する」という議案に対し、「B を選任（解任）する」という提案を行うことは可能。
3. これに対し、議題が「A を選任（解任）する件」であれば、「B を選任（解任）する」という議案は、当該議題の範囲外であるため、このような提案を行うことはできない。

問 25 評議員会の議事録には、理事、監事又は評議員が記名押印する必要があるか。

(答)

1. 評議員会の議事録は、評議員会の記録・証拠であるが、理事会の議事録のように出席理

事等の署名又は記名押印から生ずる特別の法的効果（法第 45 条の 14 第 8 項参照）はないことから、法では、理事等の議事録への記名押印は、特に必要としていない（注 1）。

2. しかし、議事録の原本を明らかにし、改ざんを防止する観点等から、評議員会の議事録についても、議事録作成者が記名押印を行うことが望ましいと思われる。

（注 1）

理事会の議事録には、出席した理事及び監事が記名押印しなければならないこととされている。定款で、記名押印すべき出席理事を、出席した理事長と定めることもできる（法第 45 条の 14 第 6 項）が、このような定款の定めを設けた場合であっても、理事長が出席しなかったときには、出席した理事と監事の全員が記名押印しなければならない。

（参照条文）

（理事会の運営）

第四十五条の十四 （略）

2～5 （略）

6 理事会の議事については、厚生労働省令で定めるところにより、議事録を作成し、議事録が書面をもって作成されているときは、出席した理事（定款で議事録に署名し、又は記名押印しなければならない者を当該理事会に出席した理事長とする旨の定めがある場合にあつては、当該理事長）及び監事は、これに署名し、又は記名押印しなければならない。

7 （略）

8 理事会の決議に参加した理事であつて第六項の議事録に異議をとどめないものは、その決議に賛成したものと推定する。

9 （略）

問 26 評議員会において、役員の再任案が否決され、欠員が生じた場合、どのように対応するのか。

（答）

1. 法律又は定款で定めた役員の員数が欠けた場合には、選任した役員（再任されなかった役員）が、新たに選任された役員が就任するまで、役員としての権利義務を有する（第 45 条の 6 第 1 項）。

問 27 「評議員に欠員が生じ、事務が停滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、所轄庁は利害関係人の請求により又は職権で、一時評議員の職務を行うべき者を選任することができる」とあるが、「利害関係人」はどのような者が該当するのか。

（答）

1. 当該法人の他の評議員、役員、会計監査人、職員、債権者等が該当する。

問 28 軽微な定款の変更を行う場合においても、評議員会を開催して決議を経る必要があるのか。

（答）

1. 理事が評議員会の目的である事項（議題）について提案した場合において、当該提案に

つき評議員（当該事項について決議に加わることができる者）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をした場合は、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなされる（法第45条の9第10項において準用する一般法人法第194条第1項）。

2. したがって、評議員会の議案につき、評議員の全員から書面や電子メールで同意を得れば、評議員会を現実に開催しないことは可能である。
3. なお、適正な手続を行ったことの説明責任を果たすことができるよう、意思表示に係る文書又は電磁的記録については、議事録と同様に、その主たる事務所に10年間保存しておかなければならない（法第45条の9第10項において準用する一般法人法第194条第2項）。

問 29 「社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項について（経営組織の見直しについて）」P10において、「所轄庁は、評議員の申立てが権限濫用と認められる場合には、評議員会の招集を許可しないことができる。」とあるが、どのような場合が権限濫用と認められるのか。

（答）

1. 権限濫用と認められる場合とは、例えば、
  - ・ 平成28年6月20日付け事務連絡「社会福祉法人制度改革における理事等の解任について」において示したとおり、理事等の解任事由は法人運営に重大な損害を及ぼすような重大な義務違反等がある場合に限定されると解されるが、このような場合に該当しないにもかかわらず、不当な動機により、又は議題が法人の利益に適合せず決議が成立する見込みのないことが客観的に明らかにもかかわらず、評議員会を招集しようとする場合である。

問 29-2 定款例（案）第一四条の備考において「議長」とあるが、その選任方法如何。  
【8/22 付けブロック別担当者会議 FAQ 問 5 同旨】

（答）

1. 社会福祉法において議長に係る規定はないが、議長を置くことは可能である。
2. 議長の選任方法は任意であるが、選任方法について定款に定めておくか、あるいは定款で規則等に委任しておくことが望ましい。

問 29-3 評議員会の招集を決定する理事会と、その後開催する評議員会の開催日は、何日の間隔を置くことになるのか。【8/22 付けブロック別担当者会議 FAQ 問 6 同旨】

（答）

1. 定時評議員会においては、計算書類等の備置き及び閲覧に係る規定（改正法第45条の32第1項）との関連から、2週間の間隔を空ける必要があるが、それ以外の評議員会については1週間の間隔を置くことになる。

問 29-4 定時評議員会の招集通知は、計算書類等を添付して、「2週間前」に発しなればならないのか。【8/22 付けブロック別担当者会議 FAQ 問 7 同旨】

(答)

1. 計算書類等の備置きは始期は定時評議員会の日からであるが、招集通知については1週間前までに通知を発すれば足りる。

## 役員

問 30 関係行政庁の職員から役員を選任することは可能か。

(答)

1. 関係行政庁の職員が社会福祉法人の役員となることは、法第 61 条第 1 項の公私分離の原則に照らし適当でない。
2. 社会福祉協議会にあっては、その目的である地域福祉の推進を図るための行政との連携が必要であることから、関係行政庁の職員が、その役員となることが可能である(法第 109 条第 5 項及び第 110 条第 2 項)。ただし、当該社会福祉協議会の役員総数の五分之一を超えてはならない。(法 109 条第 5 項及び第 110 条第 2 項)

問 31 新制度の理事、監事、評議員の任期について教えていただきたい。

(答)

### 1. 理事の任期

理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとされる(法第 45 条)。ただし、定款によって短縮することは可能(法第 45 条ただし書)。

任期の終期が、「定時評議員会の終結の時まで」とされているのは、評議員会で選任されることに鑑み、次の選任の前に任期切れとなり欠員状態が生じるのを防ぐためである。

例えば、定時評議員会を毎年 6 月末に行っている法人の理事の任期を例にすると、平成 30 年 6 月末の定時評議員会で理事を選任した場合の理事の任期は平成 32 年 6 月末の定時評議員会までの 2 年間となるが、平成 30 年 4 月中旬に行った臨時評議員会で理事を選任した場合の理事の任期は平成 32 年 6 月末の定時評議員会までの 2 年 2 ヶ月間余となる。

### 2. 監事の任期

監事の任期についても、同様である。

### 3. 評議員の任期

評議員の任期は、原則として、選任後 4 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとされる(法第 41 条第 1 項)。定款で「4 年」を「6 年」まで延長することは可能(同項ただし書)。

問 32 理事の任期を「2年」の確定期間とする定款の規定は許されるか。

(答)

1. 理事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までであり、定款によって短縮することが可能とされている（法第45条ただし書）が伸ばすことはできない。

このため、理事の任期を「2年」とする規定を設けると、定時評議員会で理事を選任した場合は特段の問題はないものの、他方で、例えば、年度末の臨時評議員会で理事を選任した場合（3月末決算の法人が3月中旬の臨時評議員会で理事を選任した場合）には、理事の法定の最長の任期を伸長することとなる。

2. したがって、そのような規定を設けることは適当ではない。

(参照条文)

(役員の任期)

第四十五条 役員の任期は、選任後二年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、定款によつて、その任期を短縮することを妨げない。

問 33 新制度の理事及び監事の任期の起算点はいつか。理事及び監事の選任に際し、選任決議の効力発生時期を遅らせたり、就任承諾日を遅らせることにより、任期の起算点を遅らせたりすることはできるか。

(答)

1. 新制度の理事及び監事の任期の起算点は、いずれも「選任時」（選任決議をした時）となる（法第45条）。

ある者が、社会福祉法人の理事又は監事となるには、評議員会の選任行為（選任決議）と被選任者の就任承諾とが必要となる（同法第38条参照）が、任期の起算点を「就任時」とすると、就任承諾は被選任者の意向に委ねられる結果、評議員会の選任決議と就任承諾との間に長期間の隔たりがある場合などにおいて、任期の終期が評議員会の意思に反する事態が生じかねないため、任期の起算点は、評議員会における「選任時」となる。

例えば、会計年度末が3月の法人が、3月下旬に開催した臨時評議員会で理事の選任決議を行い、当該理事の就任承諾が6月1日になされたとしても、任期の起算点については、選任決議の日となる。

2. なお、例えば、会計年度末が3月の法人が、3月下旬に開催した臨時評議員会で理事の選任決議を行い、その選任決議の効力発生時期を6月1日とする場合のように、評議員会の決議で、選任決議の効力発生時期を遅らせたとしても、任期の起算点については、選任決議の日と解すべきである。

問 34 理事、監事、評議員の補欠をあらかじめ選任しておくことは可能か。

(答)

1. 理事及び監事については、欠員が生じた場合に備えて補欠を選任しておくことができ

る（第43条第2項）。補欠の役員の任期については、「2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで」を原則としつつ（法第45条）、定款によって、短縮することが可能であり、また、前任者の残任期間とすることが可能（法第45条）。

2. 評議員についても、定款で定めるところにより、補欠を選任しておくことが可能である（第41条第2項）。補欠の評議員の任期も、「4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで」を原則とするが（法第41条第1項）、定款によって、任期を前任者の残任期間の満了する時までとすることができる（法第41条第2項）。

問 35 理事の資格要件において「当該社会福祉法人が施設を設置している場合にあっては、当該施設の管理者」となっているが、当該法人の全ての施設の管理者を理事にするということか。

（答）

1. 施設経営の実態を法人運営に反映させるため、1人以上の施設の管理者が理事として参加することを求めているものであり、当該法人の全ての施設の管理者を理事にする必要はない。

（答）

問 36 株式会社のような執行役員制度を設け、業務執行の責任者を理事ではない者（執行役員）とすることは可能か。

1. 理事会において、特定の業務執行を理事（理事長、業務執行理事）ではない執行役員に委譲することを決定すれば、そのような取扱いは可能である。
2. ただし、この業務執行権はあくまでも理事会により内部的に委譲されているにすぎず、対外的には、執行役員は代表権を持たない。

問 37 監事の資格要件の「財務管理に識見を有する者」とはどのような者をいうのか。

（答）

1. 監事は、計算書類等の監査を行うため、財務管理について識見を有する者がいることが必須である。
2. 公認会計士や税理士の資格を有する者が望ましいが、社会福祉法人、公益法人や民間企業等において財務・経理を担当した経験を有する者など法人経営に専門的知見を有する者等も考えられる。

問 38 当該社会福祉法人の顧問弁護士、顧問税理士又は顧問会計士は、同時に、当該法人の監事になることは可能か。

（答）

1. 監事は、理事の職務や法人の計算書類を監査する立場にある。
2. 法人から委託を受けて記帳代行業務や税理士業務を行う場合に、計算書類等を作成する

立場にある者が当該計算書類等を監査するという自己点検に当たるため、これらの者を監事に選任することは適当でないが、法律面や経営面のアドバイスのみを行う契約となっている場合については、監事に選任することは可能である。

問 39 「社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項について（経営組織の見直し）」  
P27において、会計監査人を設置しない法人は、専門家から、財務会計に係る態勢整備状況の点検等の支援を受けることが望ましいとされているが、法人から委託を受けて財務会計に係る態勢整備状況の点検等の支援を行う者は監事になることはできるのか。

（答）

1. 監事は、理事の職務や法人の計算書類を監査する立場にある。
2. 財務会計に係る態勢整備状況の点検等の支援の内容が、助言にとどまる場合は可能であるが、業務執行に該当する場合には、自身で行った業務を自身で監査するという自己点検に当たるため、監事に選任することは適当でない。

問 39-2 業務執行理事は必ず置く必要があるのか。【8/22 付けブロック別担当者会議 FAQ 問 8 同旨】

（答）

1. 法人の任意である。

問 39-3 改正法第 40 条第 3 項において「評議員の数は、定款で定めた理事の員数を超える数でなければならない」とされているが、現在、理事が 10 名、評議員が 21 名で、平成 29 年 4 月 1 日から、評議員を 7 名とする場合（定款上 7 名）、それに合わせて、理事の定款上の人数を 6 名としたときには、同日で任期のある理事は定時評議員会の終結時まで任期が有効であるため、理事が 10 名となり、定款に違反することになるがどうか。【8/22 付けブロック別担当者会議 FAQ 問 9 同旨】

（答）

1. 平成 29 年 4 月 1 日から有効な定款において、理事の員数が 6 名となっている場合には、平成 29 年 3 月 31 日までに、定時評議員会で再任される予定のない理事にあらかじめ辞任をしてもらうことが適当である。
2. やむを得ない理由によりあらかじめ辞任することが困難な場合であっても、定時評議員会の終結時までには辞任することが必要である。

問 39-4 現行の社会福祉法人審査基準では、評議員会を設置していない法人については、施設長等施設の職員である理事が理事総数の3分の1を超えてはならないこととされているが、改正法において全法人に評議員会の設置が義務付けられたことに伴い、理事総数に占める職員の割合に制限はなくなるものと考えて良いか。また、法第44条第4項第1号及び第2号に掲げる者が法人内において、評議員で承認されれば、理事は全員法人の職員でもよいか。【8/22 付けブロック別担当者会議 FAQ 問 10 同旨】

(答)

1. 理事総数に占める職員の割合の制限は廃止することとしている。
2. 法第44条第4項第1号、第2号及び第3号に掲げる者がそれぞれ1名含まれることが必要であるため、法人の職員の中にそれぞれ該当する3名がいるのであれば、全員が法人の職員であることも可能である。

問 39-5 「理事長の職務代理者」についての規定が定款例ではないが、従来と同様の取り扱いをすることは可能か（理事長に事故あるとき、又は欠けたときは、理事長があらかじめ指名する他の理事が、順次に理事長の職務を代理する等）。【8/22 付けブロック別担当者会議 FAQ 問 11 同旨（修正）】

(答)

1. 改正社会福祉法においては理事長以外の理事に対する代表権の行使は認められておらず、また、理事長は理事会において選定されることとなっているので、理事長以外の理事が職務を代理し、及び理事長が代理者を選定する旨の定款の定めは無効である。
2. なお、理事長が任期の満了又は辞任により退任した場合、新たに選定された理事長が就任するまで、なお理事長としての権利義務を有することとなる。また、事故等により理事長が欠けた場合については、理事会を開催して新たな理事長を選定することとなる。
3. また、現行制度においては、法第39条の4により、利益相反行為については理事が代理権を有しないこととされ、定款準則第10条第2項により、利益相反行為及び双方代理となる事項についての理事長の職務代理が示されているが、改正後においては、現行法第39条の4の規定は廃止されるとともに、改正法第45条の16第4項により一般法人法第84条が準用されることとなる。
4. そのため、改正後においては、利益相反取引（自己契約及び双方代理を含む）については、理事会における承認及び報告により可能とされている。

(参照条文)

改正法第45条の16第4項 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第八十四条、第八十五条、第八十八条（第二項を除く。）、第八十九条及び第九十二条第二項の規定は、理事について準用する。この場合において、同法第八十四条第一項中「社員総会」とあるのは「理事会」と、同法第八十八条の見出し及び同条第一項中「社員」とあるのは「評議員」と、「著しい」とあるのは「回復することができない」と、同法第八十九条中「社員総会」とあるのは「評議員会」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

○一般法人法

(競業及び利益相反取引の制限)

第八十四条 理事は、次に掲げる場合には、社員総会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- 一 理事が自己又は第三者のために一般社団法人の事業の部類に属する取引をしようとするとき。
- 二 理事が自己又は第三者のために一般社団法人と取引をしようとするとき。
- 三 一般社団法人が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間において一般社団法人と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき。

2 民法(明治二十九年法律第八十九号)第八十四条の規定は、前項の承認を受けた同項第二号の取引については、適用しない。

(競業及び理事会設置一般社団法人との取引等の制限)

第九十二条 理事会設置一般社団法人における第八十四条の規定の適用については、同条第一項中「社員総会」とあるのは、「理事会」とする。

2 理事会設置一般社団法人においては、第八十四条第一項各号の取引をした理事は、当該取引後、遅滞なく、当該取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

○民法(明治二十九年四月二十七日法律第八十九号)

(自己契約及び双方代理)

第八十八条 同一の法律行為については、相手方の代理人となり、又は当事者双方の代理人となることはできない。ただし、債務の履行及び本人があらかじめ許諾した行為については、この限りでない。

問 39-6 理事の構成について、「施設を設置している場合にあつては、当該施設の管理者」とされているが、施設とは何か。【8/22 付けブロック別担当者会議 FAQ 問 12 同旨(修正)】

(答)

1. 原則として、法第 62 条第 1 項の第 1 種社会福祉事業の経営のために設置した施設をいう。ただし、第 2 種社会福祉事業であっても、保育所、就労移行支援事業所、就労継続支援事業所等が法人が経営する事業の中核である場合には、当該事業所等は同様に扱うこととする。
2. また、上記以外の施設等の管理者についても、必要に応じて、理事に登用することが適当であること。

会計監査人

問 40 会計監査人の設置義務は、施行日(平成 29 年 4 月 1 日)以降最初に招集される定時評議員会の終結の時から適用とされているため、会計監査人による監査は平成 29 年度決算から必要となるものであり、平成 28 年度決算については監査不要と理解してよいか。

(答)

- 1 お見込みのとおり。

問 41 社会福祉法第 45 条の 2 において、「公認会計士法の規定により、計算書類について監査をすることができない者は、会計監査人となることができない」とされているが、公認会計士法の規定により計算書類を監査することができない者とは具体的にどのような者か。例えば、役員、職員、評議員は会計監査人になることができないのか。

(答)

1. 会計監査人については、公認会計士法第 24 条第 1 項において、以下の計算書類については、会計監査ができないものとされている。
  - ① 公認会計士又はその配偶者が、役員、これに準ずるもの若しくは財務に関する事務の責任ある担当者であり、又は過去一年以内にこれらの者であつた会社その他の者の財務書類
  - ② 公認会計士がその使用人であり、又は過去一年以内に使用人であつた会社その他の者の財務書類
  - ③ ①及び②に定めるもののほか、公認会計士が著しい利害関係を有する会社その他の者の財務書類
2. したがって、
  - ・ 当該社会福祉法人の役員（過去 1 年以内に当該法人の役員であつた者含む。）、職員（過去 1 年以内に当該法人の職員であつた者を含む。）については、上記①又は②に該当し、会計監査人になることはできない。
  - ・ 評議員については、上記①の「これに準ずるもの」に該当するため、会計監査人になることはできない。

問 42 当該社会福祉法人から委託を受けて記帳代行を行う公認会計士は、同時に、当該法人の会計監査人になることは可能か。

(答)

1. 記帳代行業務を行う公認会計士が、同時に、当該法人の会計監査人に就任した場合、自身が作成した計算書類を自身で監査することとなり、自己点検に該当するため、適当でない。

問 43 当該社会福祉法人から委託を受けて税理士業務を行う公認会計士は、同時に、当該法人の会計監査人になることは可能か。

(答)

1. 公認会計士法第 24 条第 1 項第 3 号及び第 2 項、同施行令第 7 条第 1 項第 6 号において、税理士業務を行う公認会計士又はその配偶者が、当該法人から当該業務により継続的な報酬を受けているときには、監査業務を行うことができないとされており、会計監査人になることはできない。

(参照条文)

- 公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）  
（特定の事項についての業務の制限）

第二十四条 公認会計士は、財務書類のうち、次の各号の一に該当するものについては、第二条第一項の業務を行なつてはならない。

一 公認会計士又はその配偶者が、役員、これに準ずるもの若しくは財務に関する事務の責任ある担当者であり、又は過去一年以内にこれらの者であつた会社その他の者の財務書類

二 公認会計士がその使用人であり、又は過去一年以内に使用人であつた会社その他の者の財務書類

三 前二号に定めるもののほか、公認会計士が著しい利害関係を有する会社その他の者の財務書類

2 前項第三号の著しい利害関係とは、公認会計士又はその配偶者が会社その他の者との間にその者の営業、経理その他に関して有する関係で、公認会計士の行なう第二条第一項の業務の公正を確保するため業務の制限をすることが必要かつ適当であるとして政令で定めるものをいう。

3 国家公務員若しくは地方公務員又はこれらの職にあつた者は、その在職中又は退職後二年間は、その在職し、又は退職前二年間に在職していた職と職務上密接な関係にある営利企業の財務について、第二条第一項の業務を行つてはならない。

○公認会計士法施行令（昭和三十七年政令第三百四十三号）

（公認会計士に係る著しい利害関係）

第七条 法第二十四条第二項（法第十六条の二第六項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める関係は、次の各号に掲げる場合における当該各号に規定する公認会計士又はその配偶者と被監査会社等との間の関係とする。

六 公認会計士又はその配偶者が、被監査会社等から税理士業務（税理士法（昭和三十六年法律第二百三十七号）第二条に規定する税理士業務をいう。以下同じ。）その他法第二条第一項及び第二項の業務以外の業務により継続的な報酬を受けている場合

問 44 会計監査人設置義務対象法人について、「法人の責めによらない理由（監査法人の倒産等）により、会計監査人による会計監査報告を所轄庁に届け出ることができない場合においては、所轄庁は届出の猶予等を行うことが必要。」とあるが、「法人の責めによらない理由」とは何か。

（答）

1. 法人の責めによらない理由とは、①災害の発生、②公認会計士事務所又は監査法人の倒産、③会計監査人が法第 45 条の 5 第 1 項各号（以下 i から iii）のいずれかに該当すること、により会計監査人と契約解除せざるを得ない場合である。

i 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき

ii 会計監査人としてふさわしくない非行があつたとき

iii 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき 等

#### 理事会関係

問 44-2 平成 29 年度の新理事による理事会の開催（理事長の選定等）について、新評議員による定時評議員会（決算、新役員等）と同日に開催しなくてもよいのか。【8/22 付けブロック別担当者会議 FAQ 問 13 同旨】

（答）

1. 評議員会で新理事が選任された後、新理事による理事会を開催し、速やかに新たな理事長を選定することが必要である。

2. なお、理事会の招集手続きの省略等により同日開催することも可能であり、同日開催と

しない場合にも、速やかに理事会において理事長選定を行うことが必要である。

問 44-3 監事の理事会への出席が義務となったが、監事が欠席した場合に理事会は成立するのか。【8/22 付けブロック別担当者会議 FAQ 問 14 同旨】

(答)

1. 監事は理事の職務の執行を監査する立場にあり、理事会への出席が義務付けられているが、適正な招集通知を行った結果、監事が欠席したとしても、理事会の成立要件を満たしていれば、当該理事会は有効なものとなる。
2. なお、正当な理由がなく監事が理事会を欠席し、そのことにより理事への監督や監査が不十分となり、法人やその関係者が損害を受けた場合には、監事は職務上の義務違反として損害賠償責任を負うこともある。

問 44-3-2 理事は、利益相反取引をしようとするときは、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示して、その承認を受けなければならないとされているが、「重要な事実」とは何か。

(答)

1. 重要な事実の開示は、理事会が承認をすべきか否かを判断するための資料を提供するために行われる。したがって、重要性の判断も、この見地からなされる。
2. 「重要な事実」の具体例としては、取引の相手方、取引の種類、目的物、数量、価格、履行期、取引の期間などが考えられる。間接取引の場合には、相手方、主債務者の返済能力なども考えられる。

#### 任期関係

問 44-4 現評議員の任期が平成 29 年 3 月中旬で満了する場合、現行制度に基づき、評議員を選任（再任）しても、数日後の 3 月 31 日で任期満了となるが、任期満了までに次年度の予算等の評議員会における審議が終了していれば、現行制度に基づく評議員の選任までは行う必要はないと考えてよいか。一方、現理事の任期が平成 29 年 3 月中旬で満了する場合はどうか。【8/22 付けブロック別担当者会議 FAQ 問 15 同旨】

(答)

1. 旧法に基づく評議員については、既に平成 29 年度の予算等の評議員が開催されているなど法人運営に支障がないのであれば、数日間、評議員が欠けることもやむを得ないと考えている。  
一方、理事については、平成 29 年 4 月 1 日時点で任期が有効な理事がいない場合には、同日以降、理事が欠けることになってしまうため、平成 28 年度中に選任（再任）しておくことが必要である。

問 44-5 「平成 29 年 4 月 1 日時点で在任する役員の任期は、最初に招集される定時評議員会の終結の時まで」となっている。最初に招集される定時評議員会後まで任期がある役員の任期は、その定時評議員会の終結の時まで短縮されると理解しているが、定時評議員会前に任期が満了する役員についても任期は定時評議員会の終結の時まで再任手続等を行わなくても自動的に延長されるという理解で良いか。【8/22 付けブロック別担当者会議 FAQ 問 16 同旨】

(答)

1. 再任手続等を行うことなく、法の規定に基づき、任期が延長されることとなる。

#### ○改正法附則

第十四条 この法律の施行の際現に在任する社会福祉法人の役員の任期は、新社会福祉法第四十五条の規定にかかわらず、施行日以後最初に招集される定時評議員会の終結の時までとする。

問 44-6 評議員、理事、監事の就任日はいつになるのか。【8/22 付けブロック別担当者会議 FAQ 問 17 同旨】

(答)

1. 任期の始期は選任された日であるが、就任日については、選任及び本人による就任の承諾があった日である。
2. なお、就任承諾書は事前あるいは選任された日当日に受け取ることが望ましい。

#### 報酬

問 45 交通費は支給基準を定める必要がある報酬に含まれるのか。

(答)

1. 交通費の実費相当分は報酬に含まれない。なお、名称（「車代」等）にかかわらず、実質的に報酬に該当するものは、支給基準の対象とする必要がある。

問 46 報酬等の支給基準を定めることとされているが、これは、非常勤理事や評議員に対して報酬を支給しなければならないということの意味するのか。

(答)

1. 社会福祉法人の報酬等が、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与や社会福祉法人の経理状況等に照らし、不当に高額な場合には、法人の公益性・非営利性の観点から適当ではない。このため、理事等に対する報酬等が不当に高額なものとならないよう支給の基準を定めることとしている（法第 45 条の 35 第 1 項）。
2. 報酬等の支給基準の策定は、報酬等の支給を義務付ける趣旨ではなく、無報酬でも問題ない。その場合は、報酬等の支給基準において無報酬である旨を定めることになる。

問 46-2 法第 45 条の 35 第 2 項の規定に基づき、役員の報酬等の支給基準を変更することができるものであるが、退職慰労金についても変更することができるのか。また、合併前の法人において、合併が行われることは変更理由となるのか。

(答)

1. 退職慰労金の支給基準は、法第 45 条の 35 第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該社会福祉法人の経理の状況その他の事情を考慮して、法人が必要と認める場合には、これを変更することができる。一般に、合併前の法人において、合併が行われるという事情のみをもって退職慰労金の支給基準を変更することは難しい。合併するかに関係なく、支給基準の客観性をより高めるために算定過程を見直し、例えば、月例報酬に在職年数に応じた支給基準を乗じて算出した額への変更を行うことは考えられる。

なお、支給基準の変更に当たっては、その過程や支払額の算定方法、それが「不当に高額」でないこと等について、客観的に説明できるようにする必要がある。

問 47 理事、監事及び評議員の区分ごとの報酬等の総額については、職員としての給与も含めて公表することとしているが、職員給与を受けている理事が 1 名しかいない場合、当該理事の職員給与額が実質的に特定されることがあるが、このような場合であっても、公表する必要があるのか。

(答)

1. 社会福祉法人の財務規律の確立、事業運営の透明性の確保の観点から、役員報酬等の総額を公表することは重要である。
2. 他方、個人情報の保護の観点から、職員給与を受けている理事が 1 名の場合であって、個人の職員給与が特定されてしまう場合には、職員給与の支給を受けている理事がいる旨明記した上で、職員給与の支給を当該理事の職員給与額を含めずに役員報酬等の総額を公表することとして差し支えない。

その他

問 47-2 定時評議員会の 2 週間前から計算書類を備え置くことが義務付けられているが、定時評議員会で修正等があることも考えられるため、備え置く計算書類に「定時評議員会の承認前であり、今後修正等があり得る」と記載したほうが良いのか。また、定時評議員会で修正等があった場合には、差し替えを行うのか。【8/22 付けブロック別担当者会議 FAQ 問 18 同旨】

(答)

1. 定時評議員会の 2 週間前から計算書類を備え置くことが義務付けられているため、理事会における計算書類の承認は定時評議員会の 2 週間前に行うことが必要である。
2. 法律上、定時評議員会の承認前から計算書類を備え置くことになっていることから、「定時評議員会で承認を受ける前であるため、修正等があり得る」等の付記は不要であるが、

法人の判断で付記することも差し支えない。また、仮に定時評議員会で修正等があった場合には、差し替えを行うこととなる。

問 47-3 組合等登記令第 3 条第 3 項（資産総額の変更登記は毎事業年度末日から 2 ヶ月以内）は改正されるのか。【8/22 付けブロック別担当者会議 FAQ 問 19 同旨（修正）】

（答）

1. 社会福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成 28 年政令第 349 号）第 2 条により、組合等登記令（昭和 39 年政令第 29 号）における資産の総額の変更の登記の期限が「2 月以内」から「3 月以内」に改正されている。

問 47-4 定款例（案）における残余財産の帰属について、社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人が追加されているが、法人において、社会福祉法人に限定することは可能か。【8/22 付けブロック別担当者会議 FAQ 問 20 同旨】

（答）

1. 解散に関する事項は必要的記載事項にあたり、社会福祉法において、残余財産の帰属すべき者を規定する場合には、「社会福祉法人その他社会福祉事業を行う者のうちから選定されるようにしなければならない」とされているが、法人において、定款で社会福祉法人に限定することは問題ない。

## IV 社会福祉法人制度改革 Q&A (抜粋)



## ○社会福祉法人制度改革Q&A(平成30年3月20日現在)

※ 本Q&Aは、既に発出済みのQ&Aを整理したのになります。

分野	区分	問番号	問	答	出典	
社会福祉充実計画	社会福祉充実残額の算定	問1	社会福祉充実残額は毎会計年度算定しなければならないのか。	1. 社会福祉充実残額については、法第55条の2第1項の規定に基づき、社会福祉充実計画の実施期間中を含め、毎会計年度、算定しなければならないものである。	充実計画Q&A	問1
社会福祉充実計画	社会福祉充実残額の算定	問2	社会福祉充実残額はどのような用途に活用できるのか。	1. 社会福祉充実残額の用途については、法人において、 ① 社会福祉事業及び法第2条第4項第4号に規定する事業に該当する公益事業 ② 地域公益事業 ③ 公益事業のうち①及び②に該当する事業以外のもの の順にその実施を検討し、社会福祉充実計画にその事業内容を記載することになる。 2. その具体的な用途については、上記①から③までの事業の範囲で、職員処遇の改善や既存建物の建替、新規施設の建設のほか、新たな人材雇用、新たな取組に要する事業費など、法人が地域の福祉ニーズ等を踏まえた上で、一定の支出を伴う事業に充てる必要があり、最終的にはその経営判断の下、決定することとなる。	充実計画Q&A	問2
社会福祉充実計画	社会福祉充実残額の算定	問3	措置費施設において社会福祉充実残額が生じた場合、措置費を社会福祉充実事業に充てることはできるのか。	1. 措置費や保育所委託費については、措置費等弾力運用通知において、措置費又は委託費収入の30%の範囲内で、当期末支払資金残高を翌年度に繰り越した上で、同一法人が運営する社会福祉事業等の費用に充てることが可能とされている。 2. よって、前期末支払資金残高については、当該通知に定める用途の範囲内で、その全部又は一部を社会福祉充実残額に充当し、これを社会福祉充実事業として、既存の社会福祉事業や公益事業の充実又は新たな事業の実施に係る費用に充てることが可能である。	充実計画Q&A	問3
社会福祉充実計画	社会福祉充実残額の算定	問4	社会福祉充実残額の算定結果は、所轄庁にどのような形で提出すればよいか。また、社会福祉充実残額が生じなかった法人についても、当該算定結果を所轄庁に提出する必要があるのか。	1. 社会福祉充実残額の算定結果については、社会福祉充実残額が生じなかった法人を含め、毎会計年度、6月30日までに、「計算書類」及び「現況報告書」とともに、「社会福祉充実残額算定シート」に必要事項を記入の上、「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」を利用して入力を行う、又は当該シートを郵送又は電子メール等により送付することにより行うこととなる。 2. なお、「現況報告書」においても、社会福祉充実残額の有無や規模等の項目が設けられている。	充実計画Q&A	問4
社会福祉充実計画	社会福祉充実残額の算定	問5	社会福祉充実残額の算定は、法人全体として算定するのか、それとも施設種別単位で算定することになるのか。	1. 個々の施設種別単位ではなく、法人単位の貸借対照表等を用いて、法人全体として算出することとなる。	充実計画Q&A	問5
社会福祉充実計画	社会福祉充実残額の算定	問6	「計画の策定に係る費用が社会福祉充実残額を上回ることが明らかな場合」とは、どのような場合か。【事務処理基準3の(2)関係】	1. 公認会計士・税理士等への意見聴取費用や社会福祉充実事業の実施に向けたマーケティング費用等に係る見積りの結果、当該費用が社会福祉充実残額を上回っているような場合などが想定される。 2. なお、当該見積りに係る書類は、「社会福祉充実残額の計算過程に関する書類」として、社会福祉充実残額算定シート及びその別添「財産目録様式」とともに、10年間保存しておくことが必要である。	充実計画Q&A	問6
社会福祉充実計画	社会福祉充実残額の算定	問7	社会福祉充実残額が正の数となったものの、「計画の策定に係る費用が社会福祉充実残額を上回ることが明らかな場合」に該当するような場合であっても、評議員会の承認、公認会計士・税理士等への意見聴取に係る義務が生じるか。【事務処理基準3の(2)関係】	1. 義務は生じない。	充実計画Q&A	問7
社会福祉充実計画	社会福祉充実残額の算定	問8	人件費積立資産や施設整備積立資産については、何故控除対象財産とならないのか。【事務処理基準3の(4)の①関係】	1. 社会福祉充実残額の算定ルールは、全法人にとって公平なものであることが必要であることから、法人の任意でその多寡を決定できる積立資産については、会計上これが計上されていることのみをもって控除対象財産とはならない。	充実計画Q&A	問8
社会福祉充実計画	社会福祉充実残額の算定	問9	措置費を原資とする人件費積立資産や施設整備積立資産については、控除対象財産となるのか。【事務処理基準3の(4)の①関係】	1. 措置費を原資とする人件費積立資産や施設整備積立資産については、問8の回答と同様、控除対象財産とはならないが、措置費を原資とする積立資産には用途に制限があるため、それぞれの積立資産に係る用途制限の範囲内で、社会福祉充実計画の内容を検討の上、当該計画を作成することとなる。	充実計画Q&A	問9
社会福祉充実計画	社会福祉充実残額の算定	問10	大規模災害に備えて計上している積立資産は控除対象財産となるのか。【事務処理基準3の(4)の①関係】	1. 大規模災害に備えて計上している積立資産については、控除対象財産の算定に当たって、最低限建物の建替等に必要費用を考慮しているとともに、全法人に公平なルールを設定することが困難であることから、控除対象財産とはならない。 2. なお、大規模災害発生時には、法人の経営判断の下、社会福祉充実残額の有無にかかわらず、その保有する財産を活用することを妨げるものではない。	充実計画Q&A	問10
社会福祉充実計画	社会福祉充実残額の算定	問11	共同募金会における赤い羽根共同募金に係る積立資産は控除対象財産となるのか。【事務処理基準3の(4)の①関係】	1. 共同募金会における赤い羽根共同募金に係る積立資産については、共同募金事業の性質上、寄付者から募金を集め、これを分配することが事業そのものの目的であることから、「社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等」として控除対象財産に該当するものである。	充実計画Q&A	問11

## ○社会福祉法人制度改革Q&A(平成30年3月20日現在)

※ 本Q&Aは、既に発出済みのQ&Aを整理したのになります。

分野	区分	問番号	問	答	出典	
社会福祉充 実計画	社会福祉充実残 額の算定	問12	助成事業の原資となる積立資産は控除対象財産となるのか。【事務処理基準3の(4)の①関係】	1. 助成事業の原資となる積立資産については、助成事業の性質上、一定の積立資産を取り崩すなどにより、民間団体等に助成を行うことが事業そのものの目的であることから、「社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等」として控除対象財産に該当するものである。 2. なお、社会福祉充実計画において、社会福祉充実残額を助成事業の原資に充てる場合には、当該計画に基づき、当該助成事業の実施経費として、法人外に支出されることが必要であることから、当該計画の実施期間において、社会福祉充実残額のうち、当該原資に充てるための積立資産等については、「社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等」として、控除対象財産には該当しないものとして取り扱うこと。	充実計画 Q&A	問12
社会福祉充 実計画	社会福祉充実残 額の算定	問13	助成事業の原資として控除対象財産に該当する積立資産とは、どのような要件を満たせば良いか。【事務処理基準3の(4)の①関係】	1. 助成事業の原資となる積立資産として、控除対象財産に該当するためには、 ① 法人の定款において、助成事業を行うことが規定されるとともに、 ② 個別の助成事業の実施に係る要綱等が作成され、 現に当該積立資産が助成事業の原資として活用されていることが明確になっていることが必要である。	充実計画 Q&A	問13
社会福祉充 実計画	社会福祉充実残 額の算定	問14	社会福祉充実計画において、平成29年度に土地を購入し、平成32年度に当該土地に建物を建設して事業を開始する場合、平成30年度において当該土地を控除対象財産として良いか。	1. 社会福祉充実計画に基づき、新たに取得した土地を控除対象財産として取り扱った場合、当該計画の実施期間中にもかかわらず、社会福祉充実残額がマイナスとなり、計画の終了に至ってしまうようなケースが出てくることなどが想定される。 2. よって、このような事態を回避するため、社会福祉充実計画に基づき新たに取得した土地及び建物(建設中のため建設仮勘定に計上している場合を含む。)に限っては、これらを控除対象財産とはせず、財産目録上、「社会福祉充実計画用財産」として別個に管理した上、当該土地等を取得した年度の次年度から計画を終了するまでの間、社会福祉充実財産の算定の際に、社会福祉充実残額から、当該貸借対照表価額を差し引くことができるものとする。(関連:問73)	充実計画 Q&A	問14
社会福祉充 実計画	社会福祉充実残 額の算定	問15	法人に基金を設置し、当該基金の運用益を特定事業の費用に充てているが、このような場合、当該基金は控除対象財産に該当するものとして考えて良いか。【事務処理基準3の(4)の①関係】	1. 当該基金が国や自治体からの補助や第三者からの寄付等によって使途・目的等が明確に定められているものではない限り、控除対象財産には該当しない。	充実計画 Q&A	問15
社会福祉充 実計画	社会福祉充実残 額の算定	問16	社会福祉充実残額を算定する会計年度の翌年度に新たな施設を建設する場合に、当該建設費用を控除対象財産として取り扱って良いか。【事務処理基準3の(4)の①関係】	1. 社会福祉充実残額を算定する会計年度の翌年度に新たな施設を建設する場合については、国庫補助等の内示を受け、又は建設会社等との契約が締結され、建設費用が相当程度確定している場合であって、翌年度における当該建物に係る着工時期が既に決定されているとき(これらの事実関係が書面により明らかである場合に限る。)には、当該建設費用のうち、自己資金(寄付金を含む。)相当額を「社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等」として、控除して差し支えない。 2. なお、当該自己資金相当額が現預金に計上されている場合の財産目録の記載方法については、問17の方法によること。	充実計画 Q&A	問16
社会福祉充 実計画	社会福祉充実残 額の算定	問17	都道府県等が実施する退職共済制度に加入している法人において、会計処理上、資産の部の退職給付引当資産に掛金を計上する一方、負債の部の退職給付引当金に約定の給付額を計上するなどにより、退職給付引当資産が退職給付引当金よりも多く計上されている場合に、当該差額部分は控除対象財産として取り扱って良いか。【事務処理基準3の(4)の①関係】	1. ご指摘のような場合、資産の部に計上されている当該差額部分は、社会福祉充実残額として活用することが困難な資産であることから、控除対象財産に該当するものとして取り扱って差し支えない。 2. なお、この場合の財産目録の記載方法については、問24の方法によること。	充実計画 Q&A	問17

## ○社会福祉法人制度改革Q&A(平成30年3月20日現在)

※ 本Q&Aは、既に発出済みのQ&Aを整理したのになります。

分野	区分	問番号	問	答	出典
社会福祉充 実計画	社会福祉充実残 額の算定	問18	法人設立時に、所轄庁から基本財産を3億円確保するよう指導された経緯があるが、現行の関 係通知のルールに基づけば、必要な基本財産は原則1億円となる。このような場合であっても、 控除対象財産の対象となる基本財産は1億円となってしまうのか。【事務処理基準3の(4)の① の注1関係】	1. 法人設立時に、現行の関係通知に基づく金額以上の基本財産を確保するよう、所轄庁から指 導を受けたような経緯がある場合であって、社会福祉充実残額の算定時においても引き続き当該 基本財産を保有している場合には、当該経緯にも配慮し、法人設立時における定款に記載される 額等客観的に明らかな額の範囲において、控除対象とすることができるものとする。 2. よって、ご指摘のような場合であって、当該事実が客観的に確認できる書類がある場合には、3 億円全額を控除対象として差し支えない。	充実計画 Q&A 問18
社会福祉充 実計画	社会福祉充実残 額の算定	問19	「国や自治体からの補助を受け、又は寄付者等から使途・目的が明確に特定されている寄付金 等により設置された積立資産等」とは、どのようなものを想定しているのか。【事務処理基準3の (4)の①の注3関係】	1. 「国や自治体からの補助を受けて設置された積立資産等」については、生活福祉資金貸付事業 や介護福祉士等修学資金貸付事業による貸付原資などが該当する。 2. また、「寄付者等から使途・目的が明確に特定されている寄付金等により設置された積立資産 等」については、寄付金や会費等の募集に当たってあらかじめ定められた募集要綱や会則等又は 寄付者による寄付申込書等において、特定された使途が明記されているものにより設置された積立 資産や現預金、有価証券が該当する。 3. なお、上記「特定された使途」とは、「法人運営全般」といったような、その使途に法人の広範な 裁量性のあるものは該当せず、「〇〇施設の運営」、「〇〇事業の実施」など、要綱等において、事 業の種類が特定されていることが必要である。 ※ 寄付金の使途について、法人が寄付者等から、広範な裁量を委ねられているのであれば、当 該寄付金が社会福祉充実残額に充当されたとしても、結果として法人が実施する事業に還元され るものであり、寄付者等の意向とは矛盾が生じないものと考えられる。	充実計画 Q&A 問19
社会福祉充 実計画	社会福祉充実残 額の算定	問20	「国や自治体からの補助を受け、又は寄付者等の第三者から使途・目的が明確に特定されてい る寄付等の拠出を受け、設置された積立資産等」に、法人の自主財源が一部混在している場 合、当該積立資産は全額控除対象財産として良いか。【事務処理基準3の(4)の①の注3関係】	1. ご指摘のような場合、原則として法人の自主財源相当額を除き、国や自治体からの補助や第三 者からの寄付等及びその運用益相当額が控除対象財産となるものであるが、当該積立資産の設置 から相当程度の年数が経過するなどにより、これらを区分することが困難な場合には、平成29年3 月31日時点における当該積立資産の全額を控除対象財産として差し支えない。 2. ただし、平成29年4月1日以降に、当該積立資産への法人の自主財源を繰り入れた場合、当 該自主財源相当額については控除対象財産とはならない。 よって、平成29年3月31日段階における積立資産の額と、平成29年4月1日以降に当該積立資 産に繰り入れた自主財源相当額とをそれぞれ区分して把握しておくこと。	充実計画 Q&A 問20
社会福祉充 実計画	社会福祉充実残 額の算定	問21	原子力発電所事故による東京電力からの賠償金について、現預金で保有している場合、控除対 象財産となるのか。【事務処理基準3の(4)の①の注4関係】	1. 原子力発電所事故による東京電力からの賠償金については、現状復旧のために必要な資金で あることから、これを現預金として保有している場合、当該賠償金の範囲で控除対象財産に該当す るものである。	充実計画 Q&A 問21
社会福祉充 実計画	社会福祉充実残 額の算定	問22	対応基本金の調整において、3号基本金相当額を除く趣旨如何。【事務処理基準3の(4)の② 関係】	1. 対応基本金については、「活用可能な財産」の算定時に既に基本金全額を控除していることか ら、「社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等」の算定に当たって、当該不動産等の価値 に含まれる基本金相当額の二重の控除を排除するため、これを差し引く調整を行うものである。 2. しかしながら、3号基本金相当額については、「施設の創設及び増築時等に運転資金に充てるた めに収受した寄附金の額」であり、不動産等の価額と直接関係するものではないことから、対応基本 金の調整において3号基本金相当額を除くことができることとしたものである。 3. なお、「社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等」の算定に当たって、3号基本金相当 額が不明な場合には、当該3号基本金相当額を含め、基本金全額を差し引くものとする。	充実計画 Q&A 問22
社会福祉充 実計画	社会福祉充実残 額の算定	問23	対応負債の調整において、1年以内返済予定設備資金借入金等特定の科目の合計額とする趣 旨如何。【事務処理基準3の(4)の③関係】	1. 対応負債については、「活用可能な財産」の算定時に既に負債全額を控除していることから、 「社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等」の算定に当たって、当該不動産等の価値に含 まれる借入金相当額の二重の控除を排除するため、これを差し引く調整を行うものである。 2. 「社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等」については、建物・設備に係る資産額が大 部分を占めることとなるが、対応負債の算定に当たっては、概ね貸借対照表における①1年以内返 済予定設備資金借入金、②1年以内返済予定リース債務、③設備資金借入金、④リース債務の 合計額に相当するものと考えられることから、当該合計額を対応負債として擬制し、事務の簡素化 を図ることとしたものである。	充実計画 Q&A 問23
社会福祉充 実計画	社会福祉充実残 額の算定	問24	財産目録の記載に当たって、ある科目に記載すべき資産の数量が大量にある場合、控除対象と なる資産と、控除対象とはならない資産の2つに区分した上で、当該区分ごとに、代表例を記載 し、それぞれ数量を記載(〇〇ほか〇個)する方法によることは可能か。【事務処理基準3の(4) の⑤関係】	1. 財産目録の記載に当たって、資産の数量が大量にある場合、拠点単位で記載しなければならない こととしている土地・建物を除き、貴見のとおり取り扱って差し支えない。 (具体的な記載例)車輛運搬具の場合 【控除対象】(会社名)(車輛商品名)ほか20台 【控除非対象】(会社名)(車輛商品名)ほか5台	充実計画 Q&A 問24

## ○社会福祉法人制度改革Q&A(平成30年3月20日現在)

※ 本Q&Aは、既に発出済みのQ&Aを整理したのになります。

分野	区分	問番号	問	答	出典
社会福祉充 実計画	社会福祉充実残 額の算定	問25	財産目録の記載に当たって、現預金については、原則として控除対象財産とならないこととされているが、貸付事業の原資などを現預金として計上している場合、どのように取り扱うべきか。【事務処理基準3の(4)の⑤関係】	1. 財産目録の記載に当たって、現預金の中に貸付事業の原資など、「社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等」に該当する資産が計上されている場合については、例外的に、現預金の欄を、控除対象とすべき資産と、控除非対象の財産の2段に分けて記載するものとする。 (具体的な記載例) 【控除対象】○円 ○○事業貸付原資として 【控除非対象】○円	充実計画 Q&A 問25
社会福祉充 実計画	社会福祉充実残 額の算定	問26	「再取得に必要な財産」の算定は、建物単位で行うこととされているが、増築又は改築・大規模修繕を行っているような場合は、どのような単位で算定すべきか。【事務処理基準3の(5)関係】	1. 「再取得に必要な財産」の算定に当たって、増築を行っている場合については、原則として、本体建物部分と、増築部分を区分してそれぞれ計算を行うものとする。この際、財産目録についてもこれらを区分することが必要である。ただし、これにより難しい場合については、これらを区分せず本体建物と一体のものとして、合算して算定を行うことができるものとする。(なお、この場合の建物取得年度については、本体建物の取得年度とする。) 2. また、改築・大規模修繕を行っている場合については、原則として、本体建物部分と、改築・大規模修繕部分を合算して計算を行うものとする。ただし、改築・大規模修繕部分が面積の拡充を伴う場合など、これらを区分することが可能な場合については、区分して算定を行うことができるものとする。(この場合の建物取得年度については、それぞれの取得年度とする。また、財産目録についても区分することが必要である。)	充実計画 Q&A 問26
社会福祉充 実計画	社会福祉充実残 額の算定	問27	「再取得に必要な財産」の算定に当たって、本体建物部分と、増築部分とに区分して計算を行う場合に、照明設備等の建物付属設備の更新費用など、両者が一体不可分であって、これらを明確に区分できない固定資産については、どのように取り扱うべきか。【事務処理基準3の(5)関係】	1. 本体建物部分と増築部分とが一体不可分な固定資産については、建物延床面積割合などの合理的な方法により按分することとする。	充実計画 Q&A 問27
社会福祉充 実計画	社会福祉充実残 額の算定	問28	中古物件を取得した場合の「再取得に必要な財産」の算定方法如何。【事務処理基準3の(5)関係】	1. 中古物件を取得した場合には、当該取得価額の範囲内で、減価償却を行うこととなり、当該減価償却累計額を基に「再取得に必要な財産」を算定することとなる。	充実計画 Q&A 問28
社会福祉充 実計画	社会福祉充実残 額の算定	問29	減価償却累計額の算定に当たって、建物のうち、建物付属設備については、どのように取り扱うべきか。【事務処理基準3の(5)の②関係】	1. 社会福祉法人会計基準において、貸借対照表上、「建物」に計上すべき金額は、「建物及び建物付属設備」として記しているところであり、減価償却累計額の算定に当たっては、建物ごとに、当該建物付属設備を含む金額を計上することとなる。 2. なお、建物取得年度の記載に当たっては、建物と建物付属設備の取得年度が異なる場合であっても、建物付属設備の取得・更新時期にかかわらず、建物の取得年度とすること。 ⇒ 別添参考①	充実計画 Q&A 問29
社会福祉充 実計画	社会福祉充実残 額の算定	問30	減価償却累計額の算定に当たって、基本財産に位置付けている建物Aの建物付属設備について、建物A建設当初のものについては基本財産に計上し、その後増設した付属設備については、その他の固定資産における構築物に計上しているような場合、どのように取り扱うべきか。【事務処理基準3の(5)の②関係】	1. ご指摘のような場合、建物付属設備については、「構築物」ではなく、「建物」の勘定科目を用いるとともに、建物Aの取得年度に応じた建設工事費デフレーターを用いること。	充実計画 Q&A 問30
社会福祉充 実計画	社会福祉充実残 額の算定	問31	建物建設時の1㎡当たり単価の算出に当たって、賃借建物に係る内部造作や本体建物とは独立した物置などについては、どのように取り扱うべきか。【事務処理基準3の(5)の③関係】	1. 建物建設時の1㎡当たり単価の算出に当たって、賃借建物に係る内部造作や本体建物とは独立した物置などについては、床面積は考慮せず、取得年度に応じた建設工事費デフレーターを使用するものとする。	充実計画 Q&A 問31
社会福祉充 実計画	社会福祉充実残 額の算定	問32	一般的な自己資金比率はどのように設定されているのか。また、この値はいつ見直されるのか。【事務処理基準3の(5)の④関係】	1. 一般的な自己資金比率については、「社会福祉法人における事業継続に必要な建設費と大規模修繕費に関する調査研究」(一般社団法人日本医療福祉建築協会)において、社会福祉法人の施設建設時の自己資金(寄付金を含み、借入金及び補助金を除く。)の実態を調査し、当該結果を踏まえ、全ての施設種別に共通する平均的な比率として設定している。 2. また、これは、近年の補助金比率の変動を的確に反映させる観点から、直近5年間に建設された施設のデータを用いている。 3. なお、平成30年度以降の具体的な比率については、「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」の稼働状況を踏まえつつ、当該システムから得られたデータを元に、必要な見直しを定期的に行っていくこととしている。	充実計画 Q&A 問32
社会福祉充 実計画	社会福祉充実残 額の算定	問33	自治体から建物の無償譲渡を受けた場合、建設時の自己資金比率については、どのように取り扱うべきか。【事務処理基準3の(5)の④関係】	1. 自治体から建物の無償譲渡を受けた場合の建設時の自己資金比率については、当該建物の入手に当たって、法人としての自己資金は投入されていないことから、建設時の自己資金比率としては0%となるものであり、一般的な自己資金比率である22%を適用することとなる。	充実計画 Q&A 問33
社会福祉充 実計画	社会福祉充実残 額の算定	問34	個人から建物の寄付を受けた場合、建設時の自己資金比率については、どのように取り扱うべきか。【事務処理基準3の(5)の④関係】	1. 個人から建物の寄付を受けた場合の建設時の自己資金比率については、当該自己資金比率の算定時に自己資金には寄附金を含むこととしていることから、建設時の自己資金比率としては100%となる。	充実計画 Q&A 問34

## ○社会福祉法人制度改革Q&A(平成30年3月20日現在)

※ 本Q&Aは、既に発出済みのQ&Aを整理したのになります。

分野	区分	問番号	問	答	出典
社会福祉充 実計画	社会福祉充実残 額の算定	問35	建設時の自己資金比率については、「当該建物の建設に係る自己資金額÷当該建物の建設時の取得価額」の計算式により、算出することとされているが、この場合の自己資金額には、どのような費用を含めれば良いか。【事務処理基準3の(5)の④関係】	1. 建物建設時の自己資金額については、建物本体の建設費用のほか、土地造成費、既存建物解体費、仮移転等費用及び設計監理等費用、建物と一体的に整備した設備(厨房設備、機械浴槽等)や外構工事費等の合計額に係る自己資金相当額とすることができるものとする。 2. ただし、土地の取得費用は含まない。	充実計画 Q&A 問35
社会福祉充 実計画	社会福祉充実残 額の算定	問36	大規模修繕費の実績額の記載に当たって、どのような費用を大規模修繕費として捉えれば良いか。【事務処理基準3の(5)の⑤関係】	1. 大規模修繕費は、施設・設備の経年劣化に伴う施設の広範囲に渡る補修や、設備の更新・新設等の工事に係る費用を指すものであり、施設の一部を補修するものや応急的・一時的な対応、点検等のメンテナンスに係る費用は含まないものとする。 2. 具体的には、例えば以下のような工事が大規模修繕に該当する。 ⇒別添参考② 3. なお、ここでいう大規模修繕費とは、会計処理上、固定資産に計上される資本的支出に限られるものではなく、上記のような工事に係る支出の合計額をいうものである。 4. また、大規模修繕に係る実績額が不明な場合には、例外的に事務処理基準3の(5)の⑤のただし書に規定する計算式によることができることとしているが、上記の工事に係る支出について、一部でも不明な場合には、当該計算式によることとして差し支えない。	充実計画 Q&A 問36
社会福祉充 実計画	社会福祉充実残 額の算定	問37	「主として施設・事業所の経営を目的としていない法人等の特例」については、「再取得に必要な財産」と「必要な運転資金」の合計額が法人全体の年間事業活動支出を下回る場合は、施設・事業所の経営の有無に関わらず、これに該当する全ての法人がその適用を受けられるものと考えて良いか。【事務処理基準3の(7)関係】	1. 貴見のとおり取り扱って差し支えない。	充実計画 Q&A 問37
社会福祉充 実計画	社会福祉充実残 額の算定	問38	「主として施設・事業所の経営を目的としていない法人等の特例」の要件に該当する場合であっても、法人の判断として特例の適用を受けないことは可能か。【事務処理基準3の(7)関係】	1. 貴見のとおり取り扱って差し支えない。	充実計画 Q&A 問38
社会福祉充 実計画	社会福祉充実残 額の算定	問39	社会福祉充実残額は、会計処理上、その他の積立金及び積立資産として計上する必要があるのか。	1. 社会福祉充実残額については、会計基準による会計処理とは別の概念であることから、必ずしもその他の積立金(積立資産)として計上する必要はなく、社会福祉充実残額をどのような形で保有するかは法人の裁量である。	充実計画 Q&A 問39
社会福祉充 実計画	社会福祉充実残 額の算定	問40	「活用可能な財産」の額が、「社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等」、「再取得に必要な財産」、「必要な運転資金」、「年間事業活動支出」のいずれかを下回る場合、その他の計算を省略して良いか。	1. 貴見のとおり取り扱って差し支えない。 2. なお、この場合、社会福祉充実残額算定シートの記入に当たっては、「活用可能な財産」の欄が記載された上で、「社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等」、「再取得に必要な財産」、「必要な運転資金」、「年間事業活動支出」のうちの一部の計算結果が記載され、これらと比較した結果、明らかに「活用可能な財産」の額が下回っていることが判別できるようになっていることが必要である。	充実計画 Q&A 問40
社会福祉充 実計画	社会福祉充実計 画	問41	社会福祉充実残額を算定した結果、その額が10万円などの少額である場合であっても、社会福祉充実計画を作成する必要があるのか。	1. 社会福祉充実残額の算定の結果、社会福祉充実残額が極めて少額であり、社会福祉充実計画を策定するコストと比較して、これを下回るような場合には、事実上、社会福祉充実事業の実施が不可能なものとして、社会福祉充実計画を作成することは要しない。 2. ただし、法人の判断により、これと他の財源を組み合わせ、一定の財源を確保することにより、社会福祉充実計画を策定し、これに基づき社会福祉充実事業を実施することを妨げるものではない。	充実計画 Q&A 問41
社会福祉充 実計画	社会福祉充実計 画	問42	社会福祉充実計画において、災害等のリスクに備えた積立てを行う、又は単に外部の社会福祉法人に資金を拠出するといった内容を記載することは可能か。	1. 社会福祉充実計画については、法第55条の2第1項において、「既存事業の充実又は既存事業以外の新規事業の実施に関する計画」と定義されている。 2. このため、社会福祉充実計画の内容は、法人が社会福祉充実残額を活用し、①一定の対象者に対して、②受益的なサービスや給付等を、③新たに実施する又はそれらの充実を図るための支出を行う、事業の実施に関する計画であることが求められるものである。 3. したがって、事業実施時期の見通しを明らかにせずに単に資金の積み立てを行う、又は単に資金を拠出するといった内容の計画は認められない。(資金の拠出に併せて、外部の法人の取組や事業に、当該法人の役職員が一定の関わりを持つような場合には、事業の実施に関する計画として認められることはあり得る。)	充実計画 Q&A 問42
社会福祉充 実計画	社会福祉充実計 画	問43	社会福祉充実計画に盛り込むべき内容として、①一定の対象者に対して、②受益的なサービスや給付等を、③新たに実施する又はそれらの充実を図るための支出を行うこととされているが、具体的にはどのように理解すれば良いか。	1. ここでいう「一定の対象者」とは、法人が実施する事業の利用者又は法人職員、地域住民のいずれかを指すものであり、計画上、これが明確に特定されていることが必要である。 2. また、「受益的なサービスや給付等」とは、上記の対象者が具体的又は反射的に利益を享受するサービスや給付等であることが必要である。 3. さらに、「新たに実施する又はそれらの充実を図るための支出を行う」とは、計画実施期間中に、新たに上記のサービスや給付等を創設する、又は既存のサービスや給付等について、対象者の拡大や実施回数の増加、プログラム内容の充実、設備の充実による利用者の生活環境の改善など、これまでのサービス水準等を向上させるための取組に係る支出を行うことをいうものである。	充実計画 Q&A 問43

## ○社会福祉法人制度改革Q&A(平成30年3月20日現在)

※ 本Q&Aは、既に発出済みのQ&Aを整理したのになります。

分野	区分	問番号	問	答	出典	
社会福祉充実計画	社会福祉充実計画	問44	社会福祉充実計画に記載すべき事業内容は、どのような内容を記載すべきか。	1. 社会福祉充実計画については、社会福祉法人が保有する財産の使途等について、国民に対する説明責任の強化を図るために行うものであることから、国民が計画に位置付けられた事業の目的や内容を十分に理解できるよう、可能な限り具体的に記載されることが必要である。 2. 具体的には、問42の回答のとおり、社会福祉充実計画は、「一定の対象者に対して、受益的なサービスや給付等を、新たに実施する又はそれらの充実を図るための支出を行う」ことを内容とする計画であることから、少なくとも、 ① 誰を対象にして ② どのような「サービスや給付等」を実施し ③ それにより、対象者がどのような利益を享受し、 ④ それにどの程度のコストをかけることを予定しているのか といった内容が明確に記載されている必要がある。	充実計画 Q&A	問44
社会福祉充実計画	社会福祉充実計画	問45	社会福祉充実計画において、法人における検討の結果、第1順位である社会福祉事業は実施せず、第2順位である地域公益事業又は第3順位である公益事業のみを実施することは可能か。	1. 可能である。	充実計画 Q&A	問45
社会福祉充実計画	社会福祉充実計画	問46	社会福祉充実計画において、社会福祉充実残額を将来において見込まれる既存事業の赤字により費消するといった内容を記載することは可能か。	1. ご指摘のような内容は、既存事業の充実にはあらず、計画の内容としては認められないものである。	充実計画 Q&A	問46
社会福祉充実計画	社会福祉充実計画	問47	社会福祉充実計画において、建物に係る借入金を返済するといった内容を記載することは可能か。	1. 問42の回答のとおり、社会福祉充実計画は、一定の対象者に対して、受益的なサービスや給付等の実施又は充実を図るための支出を行う事業の実施に関する計画であることが求められるものであることから、単に既存の借入金を返済するといった内容の計画は認められない。	充実計画 Q&A	問47
社会福祉充実計画	社会福祉充実計画	問48	社会福祉充実計画においては、事業費を記載することとされているが、当該事業費は、社会福祉法人会計基準に定める事業費に限定され、人件費や事務費は含まないという理解で良いか。	1. 社会福祉充実計画に記載する事業費については、人件費や事務費を含め、社会福祉充実残額に係る「支出」全体を記載するものである。	充実計画 Q&A	問48
社会福祉充実計画	社会福祉充実計画	問49	法人が既に実施している事業を社会福祉充実計画に基づく社会福祉充実事業に振り替えることは可能か。	1. 社会福祉充実計画に基づく社会福祉充実事業については、「既存事業の充実」に資するものであることが必要であることから、地域の福祉ニーズを踏まえた上で、対象者や事業内容の充実を図るなど、既存事業の見直しを行った上で、これを社会福祉充実事業として実施することは可能である。	充実計画 Q&A	問49
社会福祉充実計画	社会福祉充実計画	問50	社会福祉充実計画において、退職職員の補充を行うことは可能か。	1. 社会福祉充実計画に基づく社会福祉充実事業については、「既存事業の充実」に資するものであることが必要であることから、単に退職職員の補充を行うことのみならず、次の全部又はいずれかの視点から、「既存事業の充実」につながる新たな取組を伴うものであることが必要である。 ① 日中のケアや支援プログラムの充実など、利用者に対するサービスの充実 ② 職員の増員や有資格者の採用、職員研修プログラムの拡充など、職員に対する処遇の充実	充実計画 Q&A	問50
社会福祉充実計画	社会福祉充実計画	問51	社会福祉充実計画において、職員の給与改善を行う場合、当該改善を行う職員に係る給与全額を盛り込んで良いか。それとも改善に係る相当額のみを盛り込むべきか。	1. 社会福祉充実残額は、計画を策定した会計年度以降に新たに発生するコストに充てるべきものであることから、社会福祉充実計画において職員の給与改善を行う場合は、改善に係る相当額のみを対象とすべきである。 2. 具体的には、計画を策定した前会計年度における法人単位資金収支計算書の「人件費支出(「役員報酬支出」を除く)」を超える必要額が基本となる。	充実計画 Q&A	問51
社会福祉充実計画	社会福祉充実計画	問52	平成30年度に策定する社会福祉充実計画において、平成29年度の給与規定の改正に基づく、職員の給与改善の実施を盛り込むことは可能か。	1. 給与規定の改正時期にかかわらず、前年度の給与支給額と比較して、計画策定年度に改善する部分があれば、当該部分について社会福祉充実計画に盛り込むことは可能である。 2. ただし、社会福祉充実残額の活用は、社会福祉充実計画の承認日以降となるので留意すること。	充実計画 Q&A	問52
社会福祉充実計画	社会福祉充実計画	問53	社会福祉充実計画において、施設の建替・設備整備を行う場合、「既存事業の充実」に資するものとするため、必ず定員の増加を伴うものでなければならぬと解すべきか。	1. 社会福祉充実計画において、施設の建替・設備整備を行う場合であっても、「既存事業の充実」に資する事業を実施することが必要となるが、定員の増加を伴わない場合であっても、 ① 居室の個室・ユニット化や居室面積の拡充、利用者が使用できる共有スペースの充実などによる利用者の生活環境の向上 ② 先進福祉機器等の導入による利用者ケアの充実 ③ ICT設備等の導入による職員の業務効率化 などを通じて、既存事業の充実を図ることは可能であると考えられ、必ずしも定員の増加を伴う必要はない。	充実計画 Q&A	問53
社会福祉充実計画	社会福祉充実計画	問54	社会福祉充実計画において建物の建設を行う場合、当該計画には建設の着工及び竣工までを盛り込むことで足りるか。	1. 社会福祉充実計画は、「既存事業の充実又は新規事業の実施」に関する計画とされていることから、少なくとも計画実施期間中に事業開始時期を見込むことが必要であり、建物の新設、建替等を行う場合には、建設の着工及び建物が竣工するのみならず、当該建物を活用した事業が開始するまでを計画に盛り込む必要がある。	充実計画 Q&A	問54
社会福祉充実計画	社会福祉充実計画	問55	社会福祉充実計画の承認に当たって、判断が難しい事例がある。当該事例ごとにその適否を示されたい。	1. 社会福祉充実計画の承認に当たって、次表のような判断が難しい事例については、その適否をそれぞれ掲げるとおり判断すべきと考える。 ⇒別添参考③	充実計画 Q&A	問55

## ○社会福祉法人制度改革Q&A(平成30年3月20日現在)

※ 本Q&Aは、既に発出済みのQ&Aを整理したのになります。

分野	区分	問番号	問	答	出典
社会福祉充実計画	社会福祉充実計画	問56	社会福祉充実計画の承認に当たって、当該計画に複数の事業が盛り込まれている場合であつて、要件を満たすA事業と、要件を満たしていないB事業とが混在している場合、どのように取り扱うべきか。	1. B事業については、社会福祉充実計画には盛り込むことはできず、原則として計画から削除することが必要である。 2. ただし、B事業がA事業と一体的に行われるものである場合には、A事業の中にB事業を包含させる修正を行った上で、計画全体を適当なものとして取り扱って差し支えない。	充実計画Q&A 問56
社会福祉充実計画	社会福祉充実計画	問57	社会福祉充実計画の実施期間については、原則5か年度以内のところ、合理的な理由があると認められる場合には10か年度以内とすることができることとされているが、具体的な判断基準如何。【事務処理基準4の(4)関係】	1. 社会福祉充実計画の実施期間を10か年度以内とするに当たって「合理的な理由」がある場合は、法人において、計画上、社会福祉充実事業の事業目的を達成するために必要な期間が10か年度を要するという理由を相当程度明らかにしていれば足りるものであり、例えば次のような理由が考えられる。 ① 計画において、10か年度にわたり社会福祉充実事業を継続する内容となっていること ② 計画において、6か年度目以降に建物の建替や新規事業所の開設などを行う内容となっていること	充実計画Q&A 問57
社会福祉充実計画	社会福祉充実計画	問58	実施期間を5か年度とする社会福祉充実計画の申請がなされ、内容を確認したところ、2か年度で社会福祉充実残額全額を費消するような場合であっても、5か年度の計画として承認して良いか。	1. 社会福祉充実計画は、申請を行う年度の前会計年度に発生した社会福祉充実残額の使途を明らかにする性質のものであることから、社会福祉充実残額がゼロとなった時点で、計画の実施期間を終了させることが必要であり、ご指摘のような場合については、2か年度の計画として承認する必要がある。	充実計画Q&A 問58
社会福祉充実計画	社会福祉充実計画	問59	社会福祉充実計画原案について、評議員会で承認を受けた後に、公認会計士・税理士等に確認書の作成を依頼することは可能か。	1. 可能であるが、公認会計士・税理士等による確認の結果、社会福祉充実計画原案を修正する場合には、再度、評議員会に諮る必要がある。	充実計画Q&A 問59
社会福祉充実計画	社会福祉充実計画	問60	社会福祉充実計画について、複数地域で事業を実施する場合、どの地域で申請を行うべきか。また、事業の実施地域についての制限はあるのか。	1. 社会福祉充実計画については、社会福祉充実事業を行う地域に関わらず、法人の所轄庁に対して、申請を行うこととなる。2. また、社会福祉充実事業の実施地域についての制限はなく、社会福祉充実残額の規模などを踏まえ、法人が判断することとなる。	充実計画Q&A 問60
社会福祉充実計画	社会福祉充実計画	問61	社会福祉充実計画の確認は、業務委託を行っている公認会計士・税理士やこれらの資格を有する役員でも可能か。【事務処理基準5関係】	1. 理事長を除き、可能である。	充実計画Q&A 問61
社会福祉充実計画	社会福祉充実計画	問62	社会福祉充実計画の策定に当たって、公認会計士等の専門家の意見を聴くとされているが、所轄庁が承認する際にも、同様の手続きを行う必要があるのか。	1. 社会福祉充実計画の承認に当たって、所轄庁が改めて公認会計士等の専門家の意見を聴く必要はない。	充実計画Q&A 問62
社会福祉充実計画	社会福祉充実計画	問63	複数の社会福祉法人の事業区域等が重なり、社会福祉充実事業の実施に当たって効率性や実効性が乏しい状況となる可能性がある場合には、所轄庁又は市町村社会福祉協議会若しくは都道府県社会福祉協議会がこれを調整することは可能か。	1. ご指摘のような場合、所轄庁又は社会福祉協議会が広域的な調整を行うことは可能であるとともに、地域協議会の場を活用することも考えられる。 2. ただし、最終的な事業実施に係る判断は法人が行うべきものであることから、法人の意向や自主性に十分配慮を行うことが必要である。	充実計画Q&A 問63
社会福祉充実計画	社会福祉充実計画	問64	公認会計士・税理士等の確認書の作成に要する費用は、社会福祉充実残額を充てることができるのか。	1. 公認会計士・税理士等の確認書の作成に要する費用については、社会福祉充実計画の策定に必要な費用として、これに社会福祉充実残額を充てて差し支えない。	充実計画Q&A 問64
社会福祉充実計画	社会福祉充実計画	問65	社会福祉充実計画の事業費が社会福祉充実残額を上回る場合、計画書における事業費等の記載方法如何。	1. ご指摘のような場合、以下の記載例を参考にすること。 (例) 社会福祉充実残額2億円が生じた法人において、社会福祉充実残額以外に自己資金3億円を活用して施設を整備し、新規事業を実施する場合 ⇒別添参考④	充実計画Q&A 問65
社会福祉充実計画	社会福祉充実計画	問66	当初策定した社会福祉充実計画(実施期間:平成29年度～平成33年度末までの5年間)について、平成32年度に変更を行った場合、当該計画の実施期間は、変更年度である平成32年度から平成36年度末までの計画に延長されるという理解でよいか。	1. 社会福祉充実計画の実施期間については、変更の有無やその時期にかかわらず、原則として、当初策定した計画の実施期間の満了の日までが有効となるものであり、変更によって当然に実施期間が延長されるものではない。 2. ただし、社会福祉充実計画の実施期間は最大10年間としていることから、合理的な理由がある場合には、当初策定年度(平成29年度)から10年間(平成38年度まで)の範囲内で、計画の終了時期の変更を行うことは可能である。	充実計画Q&A 問66
社会福祉充実計画	社会福祉充実計画	問67	当初策定した社会福祉充実計画において、単身高齢者の見守りを行う事業の実施が予定されていたところ、計画実施期間の途中で、建物の建替を行う事業へと、計画の内容が抜本的に変更されるような場合、変更申請により対応してよいか。	1. 当初策定した計画の内容を抜本的に見直すような場合、計画の変更ではなく、一旦計画を終了し、改めて新規計画を策定することが適当である。	充実計画Q&A 問67
社会福祉充実計画	社会福祉充実計画	問68	社会福祉充実計画の変更にあたって、承認申請事項と届出事項とが混在する場合、それぞれ別々の書類を提出させるべきか。【事務処理基準10関係】	1. 変更後の社会福祉充実計画において、文末に()書を付すなど、承認申請事項と届出事項が明確に判別できるようになっていけば、これらを一体的に取り扱うことも差し支えない。 2. この場合、事務処理基準別紙5及び別紙6の様式例にかかわらず、次の様式例を参考とすること。 ⇒別添参考⑤	充実計画Q&A 問68

## ○社会福祉法人制度改革Q&A(平成30年3月20日現在)

※ 本Q&Aは、既に発出済みのQ&Aを整理したのになります。

分野	区分	問番号	問	答	出典	
社会福祉充 実計画	社会福祉充実計 画	問69	社会福祉充実計画の変更は、どのような時期に行うべきか。【事務処理基準10関係】	1. 社会福祉充実計画の変更は、毎会計年度に算定される社会福祉充実残額の状況を反映することが必要であることから、災害の発生など、計画策定時からの大幅な事情変更がある場合を除き、原則として、毎会計年度、所轄庁へ計算書類等を提出する時期(6月30日)に併せて行うものとする。 2. なお、計画の変更承認手続きについては、法第55条の3第1項において「あらかじめ、所轄庁の承認を受けなければならない」とされていることから、上記の時期では事前に所轄庁の承認を得ることが困難な場合には、この限りではない。 ※ 他方、計画の変更届出については、法第55条の3第2項において「遅滞なく、その旨を所轄庁に届け出なければならない」とされていることから、事後の届出で可。	充実計画 Q&A	問69
社会福祉充 実計画	社会福祉充実計 画	問70	承認社会福祉充実計画において、事業開始時期が8月1日とされていたところ、実際の事業開始時期は9月1日となり、また、事業費についても変動が見込まれる。このような場合についても計画の変更は必要なのか。【事務処理基準10関係】	1. 承認社会福祉充実計画の変更手続きについては、事務処理基準10に規定するとおり、社会福祉充実計画が「承認申請時点における将来の社会福祉充実残額の用途を明らかにする」といった性質のものであることから、実績との乖離が生じたことをもって計画の変更手続きを行う必要はない。 2. 当該変更手続きについては、 ① 社会福祉充実事業の対象者に大きな影響を及ぼす内容か、 ② 将来に渡って影響を及ぼす内容か、 ③ 地域住民に公表すべき内容か、 といった観点から、法人において計画変更の必要性を検討し、法人において必要と判断する場合に行うことが必要となるものである。 3. よって、「事務処理基準10」に規定する表は、法人が社会福祉充実計画の変更が必要と判断した場合において、変更承認手続又は変更届出手続のいずれを行うべきかを区分するための判断基準となるものであること。	充実計画 Q&A	問70
社会福祉充 実計画	社会福祉充実計 画	問71	承認社会福祉充実計画について、社会福祉充実残額が変動した場合、そのみをもって変更手続きを行う必要があるのか。【事務処理基準10関係】	1. 承認社会福祉充実計画に記載される社会福祉充実事業に充てる社会福祉充実残額については、申請時点における計画上の見込額であることから、実際上の社会福祉充実残額が変動したことのみをもって計画の変更手続きを行う必要はない。 2. ただし、実際上の社会福祉充実残額の変動に伴い、法人が計画上の社会福祉充実残額に併せて事業費の変更を希望する場合又は実際上の社会福祉充実残額が計画策定時の見込みの倍以上に増加した場合など、計画上の社会福祉充実残額と大幅な乖離が生じ、再投下すべき事業費を大幅に増額できる状態にある場合等には、計画の変更手続きを行うことが必要である。	充実計画 Q&A	問71
社会福祉充 実計画	社会福祉充実計 画	問72	問71において、実際上の社会福祉充実残額が計画策定時の見込みの倍以上に増加した場合は、計画の変更を行うことが必要とされているが、「計画策定時の見込み」とは具体的にどの値を指すか。【事務処理基準10関係】	1. 平成29年度決算において、実際上の社会福祉充実残額が大幅に増加したような場合には、平成29年度末現在の計画額(計画様式における1. 基本的事項の「会計年度別の社会福祉充実残額の推移」の値)との比較を行うものである。	充実計画 Q&A	問72
社会福祉充 実計画	社会福祉充実計 画	問73	問14において、社会福祉充実計画により購入した土地が当該計画の実施期間満了まで控除対象財産とならないことにより、実際上の社会福祉充実残額が計画策定時の見込みの倍以上に増加した場合、計画の変更を行う必要があるのか。	1. ご指摘のような場合、実際上の社会福祉充実残額から、当該土地等の固定資産に係る貸借対照表価額分を差し引いた額と、計画額とを比較すること。 2. この場合、財産目録において社会福祉充実計画用財産として、これを特定できるようにすることが必要であり、具体的な記載方法については、以下のとおりとすること。 (具体的な記載例) 【控除非対象】土地 ○○円 社会福祉充実計画用財産	充実計画 Q&A	問73
社会福祉充 実計画	社会福祉充実計 画	問74	法人において緊急的な支出の必要性が生じた場合に、所轄庁の承認を得ずに、社会福祉充実残額をその支出に充てることはできるのか。	1. 可能である。 2. ただし、法人は、社会福祉充実計画に従って事業を行わなければならないことから、社会福祉充実残額の大幅な減少につながるような支出を行う場合には、所轄庁とも相談の上、必要に応じて社会福祉充実計画の変更等の手続きを行うことが適当である。	充実計画 Q&A	問74
社会福祉充 実計画	社会福祉充実計 画	問75	社会福祉充実事業について、予測できない財務状況の変化等により、明らかに社会福祉充実残額が不足する事態となった場合、どのような対応をすればよいか。	1. 法第55条の4の規定に基づき、社会福祉充実計画を終了することとなる。	充実計画 Q&A	問75
社会福祉充 実計画	社会福祉充実計 画	問76	社会福祉充実計画の公表に当たって、社会福祉充実残額算定シートについても併せて公表する必要があるのか。【事務処理基準12関係】	1. 社会福祉充実計画の公表に当たっては、所轄庁からの承認を受けた計画本体を公表すれば足りるものであり、必ずしも社会福祉充実残額算定シートを公表しなければならないものではない。	充実計画 Q&A	問76
社会福祉充 実計画	社会福祉充実計 画	問77	社会福祉充実計画の公表に当たって、母子生活支援施設を運営している場合など、法人の所在地を公表することにより、利用者等の安全に支障を及ぼすおそれがある場合、どのように対応すればよいか。【事務処理基準12関係】	1. 社会福祉充実計画の公表に当たって、法人の所在地や連絡先、事業実施地域などを公表することにより、利用者等の安全に支障を及ぼすおそれがある場合には、該当項目を白塗りとした上で、公表することも可能である。 2. ただし、所轄庁に対する承認申請の際には、全ての項目が記載されている必要があるため、留意すること。	充実計画 Q&A	問77
社会福祉充 実計画	社会福祉充実計 画	問78	社会福祉充実計画の実績の公表はどのような様式で行えばよいか。【事務処理基準12関係】	1. 法人の任意の様式で差し支えないが、法人における事業報告において記載を加えることなどの方法が考えられる。	充実計画 Q&A	問78

## ○社会福祉法人制度改革Q&A(平成30年3月20日現在)

※ 本Q&Aは、既に発出済みのQ&Aを整理したのになります。

分野	区分	問番号	問	答	出典
社会福祉充実計画	社会福祉充実計画	問79	〇〇市の所管法人が社会福祉充実計画の承認申請を行うに当たって、当該計画において〇〇市以外での事業所の開設を含む内容となっていることから、当該計画が承認されれば、年度の途中から所轄庁が〇〇市から□□県に変わる事となる。このような場合、6月30日時点の旧所轄庁(〇〇市)に計画の承認申請を行うべきか、それとも事業実施後の新所轄庁(□□県)に申請を行うべきか。	1. ご指摘のような場合、法人は旧所轄庁(〇〇市)に計画の承認申請を行い、旧所轄庁が承認を行うものとする。 2. この際、旧所轄庁においては、計画の承認に当たって、市域外での事業実施の適否について新所轄庁の意見を求めるなど、新旧所轄庁において十分な連携を図ること。 3. なお、計算書類等の提出についても、旧所轄庁あて行うこと。	充実計画Q&A 問79
社会福祉充実計画	社会福祉充実計画	問80	承認社会福祉充実計画については、2年目以降、どのような手続が必要となるのか。	1. 計画の変更を行わない限りにおいては、社会福祉充実残額を算定し、その結果(社会福祉充実残額算定シート)を計算書類等とともに、6月末までに所轄庁あて届け出ることにより足りるものである。	充実計画Q&A 問80
社会福祉充実計画	社会福祉充実計画	問81	法人から申請のあった社会福祉充実計画について、本来記載すべき内容が記載されていない又は事業内容が問42に掲げる要件に明らかに適合していないなど、不適法な内容である場合、所轄庁においては、どのように取り扱うべきか。	1. 法人から申請のあった社会福祉充実計画が不適法な内容である場合、所轄庁においては、原則として以下のような手順により、対応すべきである。 ① 不適法な理由を明らかにした上で、一定の期限までに申請内容の修正を指導 ② ①の指導に従わない場合、申請に対する不承認を通知するとともに、一定の期限までに計画の再提出を指示 ③ ②の指示に従わない場合、社会福祉法第56条の規定に基づき、改善勧告や改善命令、役員解職勧告等を順次実施 2. なお、所轄庁において、判断が難しい個別の事案がある場合については、厚生労働省社会・援護局福祉基盤課あて照会されたい。	充実計画Q&A 問81
社会福祉充実計画	地域協議会	問82	地域協議会の運営に当たって、所轄庁においてはどのような事務を行えばよいか。	1. 所轄庁については、法第55条の2第8項の規定を踏まえ、地域協議会の体制整備に関して責任を有することから、例えば、以下のような事務を直接的又は間接的に行うことが必要である。 ① 社会福祉法人が意見聴取を行うに当たって、所管地域において空白地域が生じないよう、一又は複数の地域協議会の立上げに向けた必要な調整を行うこと ② 地域協議会の構成員の人選を行うこと ③ 管内の地域協議会の窓口等のリスト化を図り、周知を行うこと ④ 社会福祉法人が意見聴取を行うに当たって、地域協議会の開催日に係る日程調整を行うこと ⑤ 地域協議会にオブザーバーとして参加し、法人間又は他の事業等との連携、役割分担等の調整を行うこと	充実計画Q&A 問82
社会福祉充実計画	地域協議会	問83	地域協議会の開催費用については、どこが負担すべきか。	1. 地域協議会の開催費用については、平成29年度においては、道府県・市に係る地方交付税において措置する予定であり、原則として所轄庁が負担することが適当である。	充実計画Q&A 問83
社会福祉充実計画	地域協議会	問84	地域協議会は必ず設置しなければならないのか。また、法人が自ら地域の関係者から意見聴取を行うことは可能か。	1. 地域協議会については、法人が円滑かつ公正中立な意見聴取が行えるようにするとともに、地域公益事業の実施を契機として、地域における関係者のネットワークの強化を図りつつ、地域福祉の推進体制の強化を図るために設置するものである。 2. このように、法人が実施する地域公益事業の実効性を高めていく観点から、既存の会議体の活用を含め、地域協議会を設置することが必要であると考えている。 3. しかしながら、地域協議会の体制整備に時間を要している所轄庁も多いことから、平成30年度においては、以下のような方法等により代替することができるものとする。 ① 法人に設置される運営協議会において意見聴取を行うこと ② 法人において住民座談会やサロン等を主催し、そこで意見聴取を行うこと 4. なお、このような場合であっても、可能な限り速やかに地域協議会を設置するものとし、設置次第、地域公益事業の取組内容について改めて協議を行い、その結果を踏まえ、必要に応じて社会福祉充実計画の見直し等を行っていくことが重要である。 5. また、所轄庁における地域協議会の開催に係る経費については、地方交付税による措置がなされているので、これも有効に活用されたい。	充実計画Q&A 問84
社会福祉充実計画	地域協議会	問85	地域協議会において意見聴取を行うに当たって、社会福祉充実計画原案を作成した法人の出席は必ず必要か。また、地域協議会の構成員から書面により意見聴取を行うといった方法は可能か。	1. 地域協議会については、地域の関係者間のネットワークの強化を図りつつ、それぞれの取組間の連携強化、既存の取組の狭間にある地域課題の共有、これに対応した新たな社会資源の創出などを協議し、それぞれの取組内容の摺り合わせを行うこと等を目的として開催するものであることから、原則として、法人及び地域協議会の構成員の出席の下、開催することが必要である。 2. しかしながら、地域協議会の開催に係る構成員間の日程調整が困難な場合や、法人における社会福祉充実計画の理事会・評議員会での承認スケジュール等との関係から、地域協議会の開催が困難な場合など、やむを得ない事情がある場合には、ご指摘のような方法により代替することも可能である。 3. ただし、このような場合にあっては、後日、承認社会福祉充実計画に基づく事業の実施状況をフォローアップするための地域協議会を開催し、そこでの協議内容を必要に応じて計画に反映していくといったプロセスを確保することが重要である。	充実計画Q&A 問85

## ○社会福祉法人制度改革Q&A(平成30年3月20日現在)

※ 本Q&Aは、既に発出済みのQ&Aを整理したのになります。

分野	区分	問番号	問	答	出典	
社会福祉充実計画	地域協議会	問86	地域公益事業の実施とともに、既存事業の充実を図ることを内容とする社会福祉充実計画の場合、既存事業の充実部分についても、地域協議会の意見を聴く必要があるのか。	1. 地域協議会においては、最低限、地域公益事業についての意見聴取を行えば足りるものであるが、法人がその他の事業についても併せて意見聴取を希望する場合には、任意でそのような取扱いとすることも可能である。	充実計画 Q&A	問86
社会福祉充実計画	地域協議会	問87	法人から地域公益事業の実施希望がない場合、地域協議会は開催しなくても良いか。	1. 法人から地域公益事業の実施希望がない場合であっても、法人が「地域における公益的な取組」を進めていく上で、地域課題を理解し、関係者とのネットワークづくりを推進することは有用であることから、他に同様の議論の場がある場合を除き、 ① 地域課題の共有 ② 地域の関係者によるそれぞれの取組内容の共有 ③ 地域の関係者の連携の在り方 ④ 「地域における公益的な取組」の取組内容、推進方策 などに関する討議を行うため、毎年度1回以上は行うことが望ましい。	充実計画 Q&A	問87
社会福祉充実計画	地域協議会	問88	法人が当該法人の所轄庁以外の区域で地域公益事業を実施する場合、当該法人の所轄庁はどのような対応を行うべきか。	1. 所轄庁において、法人からこのような相談を受けた場合には、法人が地域公益事業の実施を希望する地域を所管する所轄庁又は自治体に対して、法人の概略、相談内容などについて情報提供を行うなど必要な調整を行われたい。	充実計画 Q&A	問88
社会福祉充実計画	地域協議会	問89	自らの所管地域内において、他の所轄庁が所管する法人が事業の実施を希望する場合には、どのように対応すべきか。	1. 所管地域内における福祉サービスの充実が図られることとなるため、他の所轄庁が所管する法人であっても、当該他の所轄庁と連携を図り、自らの所管地域内にある地域協議会の開催等、必要な支援を行われたい。	充実計画 Q&A	問89
租税特別措置法第40条の適用	社会福祉法人からの問合せへの対応	問90	過去に租税特別措置法第40条の適用を受けていた法人が、失念等により、租税特別措置法第40条の適用を前提としない定款例に沿った内容の定款に改正した場合に、直ちに国税庁長官の非課税承認が取り消されることになるのか。	直ちに国税庁長官の非課税承認が取り消されることはなく、税務署等からの指摘の際に、租税特別措置法第40条の適用要件を満たす定款へ改正すれば取り消されない。	租特Q&A	問1
租税特別措置法第40条の適用	所轄庁監査の際の対応	問91	租税特別措置法第40条の適用要件を満たす定款に改正したにもかかわらず、監査において、理事等について、親族等特殊関係者(4～6親等以内の親族等)が3分の1を超えて含まれていることが判明した場合には、どのように対応すべきか。	1. 法人においては、社会福祉法等に基づく親族等特殊関係者(3親等以内)の制限については遵守しているが、租税特別措置法第40条の適用要件を満たす定款に改正したため、親族等特殊関係者(6親等以内)の制限に抵触することになった場合には、直ちに文書指摘等を行うことはせず、次回の評議員会で理事を選任し直すよう助言することが適当である。 2. なお、評議員・監事においても、直ちに文書指摘等を行うことはせず、法人における準備期間を考慮して、一定期間の猶予を設けることが適当である。	租特Q&A	問2
定款変更	評議員選任・解任委員会	問92	定款変更の審査において、評議員選任・解任委員の候補者の名簿を確認する必要があるか。(定款例第六条関係)	1. 名簿により審査する必要はない。	定款変更 Q&A	問1
定款変更	評議員選任・解任委員会	問93	平成28年度中に評議員選任・解任委員会を設置することになるが、そのためには定款における評議員選任・解任委員会に係る条文が今年度中に効力を発する旨附則等で定める必要があるのか。(定款例第六条関係)	1. 今回の法改正に係る定款変更の効力は、改正法附則第七条第二項に基づき、平成29年4月1日から発するものであり、評議員選任・解任委員会に係る条文も同様である上に、平成28年度における評議員選任・解任委員会の設置は、改正法附則の第九条に基づき、新社会福祉法第三十九条の規定の例により実施するものであることから、附則等により効力を早める必要はない。 (参考) ○改正法附則 第七条 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前に設立された社会福祉法人は、施行日までに、必要な定款の変更をし、所轄庁の認可を受けなければならない。 2 前項の認可があったときは、同項に規定する定款の変更は、施行日において、その効力を生ずる。 第九条 施行日前に設立された社会福祉法人は、施行日までに、あらかじめ、新社会福祉法第三十九条の規定の例により、評議員を選任しておかななければならない。 ○社会福祉法 (評議員の選任) 第三十九条 評議員は、社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者のうちから、定款の定めるところにより、選任する。	定款変更 Q&A	問2
定款変更	評議員選任・解任委員会	問94	定款例で示されている評議員選任・解任委員のうち「事務局員」を「職員」と定めてもよいか。(定款例第六条関係)	1. 可能である。	定款変更 Q&A	問3
定款変更	評議員選任・解任委員会	問95	評議員選任・解任委員会において外部委員が1名の場合であっても、定款例で示しているとおり、決議においてその者の出席及び賛成を条件とすべきなのか。(定款例第六条関係)	1. 監事や職員等の法人内部の委員だけでなく、外部委員によってもなお適当と判断されることが重要であり、外部委員の出席及び賛成を条件とすることが適当である。	定款変更 Q&A	問4
定款変更	評議員	問96	経過措置により評議員の数を4名以上とし、経過措置後は7名とする場合、定款においてどのように定めればよいか。(定款例第五条関係)	1. 定款の本則において、評議員の定数を7名と定め、附則において「第○条で定める評議員の人数は、平成29年4月1日から平成32年3月31日までの間は「4名以上」とする。」とすることなどが考えられる。	定款変更 Q&A	問5
定款変更	評議員	問97	理事の定数を定款において6名以上8名以内と定めた場合、定款における評議員の定数を7名以上9名以内とすることは可能か。	1. 可能である。ただし、評議員の現在数は理事の現在数を常に超えていてはならない。	定款変更 Q&A	問6

## ○社会福祉法人制度改革Q&A(平成30年3月20日現在)

※ 本Q&Aは、既に発出済みのQ&Aを整理したのになります。

分野	区分	問番号	問	答	出典
定款変更	役員	問98	職員が理事となる場合、日頃業務にあたっているのに、業務執行理事とすることが必要か。(定款例第一五条関係)	1. 日頃の業務執行は職員という立場で行っているものであり、業務執行理事としなくてもよい。	定款変更Q&A 問7
定款変更	役員	問99	第四十五条の二十四項で準用する一般法人法百十四条第一項で規定する理事、監事又は会計監査人の責任の免除規定について、どのように定めればよいか。	1. 以下の例を参考に定めること。 (責任の免除) 第〇条 理事、監事又は会計監査人が任務を怠ったことによって生じた損害について社会福祉法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、社会福祉法第四十五条の二十四項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律百十三条第一項の規定により免除することができる額を限度として理事会の決議によって免除することができる。	定款変更Q&A 問8
定款変更	役員	問100	第四十五条の二十四項で準用する一般法人法百十五条で規定する責任限定契約は定款においてどのように定めればよいか。	1. 以下の例を参考に定めること。 (責任限定契約) 第〇条 理事(理事長、業務執行理事、業務を執行したその他の理事又は当該社会福祉法人の職員でないものに限る。)、監事又は会計監査人(以下この条において「非業務執行理事等」という。)が任務を怠ったことによって生じた損害について社会福祉法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金〇〇万円以上であらかじめ定めた額と社会福祉法第四十五条の二十四項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律百十三条第一項第二号で定める額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる。 2. なお、「あらかじめ定めた額」は、責任限定契約書において定めることなどが考えられる。	定款変更Q&A 問9
定款変更	評議員会、理事会	問101	評議員会及び理事会の招集は当初から理事長以外の理事が招集する旨定めても問題ないか。(定款例第一二条及び第二五関係)	1. 評議員会及び理事会の招集は本来すべての理事に備わっている権限であり、理事長以外の理事が招集する旨定めてもよい。	定款変更Q&A 問10
定款変更	評議員会、理事会	問102	評議員会及び理事会において議長を置くことや、議長となった者の議決権の行使について、定款に規定しても差し支えないか。(定款例第一三条及び第二六条関係)	1. 可能である。ただし、議長の議決権は可否同数のときの決定権として行使されることとなり、それより前に行使することは二重の投票権を有する結果にもなり、不都合な事態を招く。そのため、可否同数のときより前の議決はできないことに留意することが必要である。	定款変更Q&A 問11
定款変更	評議員会、理事会	問103	定款例において、「臨機の措置」については第三十五条において「理事総数の三分の二以上の同意が必要」とされているが、予算に係る理事会の決議についても同様のものとしなくてもよいのか。(定款例第三一条関係)	1. 法令上特に規定はないが、法人運営上、評議員会の承認を得るものとすることや、理事総数の三分の二以上の同意とすることが望ましい。	定款変更Q&A 問12
定款変更	評議員会、理事会	問104	定款例において「理事総数の三分の二以上の同意が必要」とされている事項について、「特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う」と定めてもよいのか。(定款例第三五条関係)	1. 法人の運営における重要な事項について、理事総数の三分の二以上の同意を要する旨定款例において示しているが、法令上には制限はなく、通常は理事会決議事項(特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって議決)としても問題ない。	定款変更Q&A 問13
定款変更	会計監査人	問105	会計監査人に関する条文の定款変更手続き如何。(定款例第一〇条、第一五条、第一六条、第一八条、第一九条、第二〇条、第二一条関係)	1. 会計監査人の条文に係る定款変更については、次の2つの方法によることなどが考えられる。 ・ 会計監査人の設置義務基準に該当することが見込まれる法人については、今回の法改正に係る平成28年度中の定款変更の際に会計監査人に関する条文についても定め、定款変更申請を行うこと。 ・ 会計監査人の設置義務基準に該当するか否かが平成28会計年度の決算が確定するまで判断ができない法人については、平成29年度の定時評議員会において、会計監査人選任とあわせて、会計監査人に関する定款変更を議決後、定款変更申請を行うこと。	定款変更Q&A 問14
定款変更	その他	問106	今回の改正における定款の効力を発する日について、附則にどのように定めればよいか。	1. 適用日については、改正法附則に基づき、一部異なるものもあるが、附則においては、「この定款は、平成29年4月1日から施行する。」と定めることが適当である。	定款変更Q&A 問15
定款変更	その他	問107	評議員、理事、監事又は会計監査人の選任に係る条文において、従来のように「理事長から委嘱する」旨定めなくてもよいか。	1. 評議員、理事、監事又は会計監査人の委任契約は適正な選任手続と法人からの申込み及び本人の就任承諾によって成立するものと考えられるため、そのような定めは不要である。 2. なお、被選任者との委任契約(就任日等)を明確にするものとして、従来のとおり、就任承諾書を提出してもらうことが適当である。	定款変更Q&A 問16
定款変更	その他	問108	定款例第三条第二項は社会福祉法人の「地域における公益的な取組」に関する条文であり、必要的記載事項ではないのか。また、定款例のように具体的な取組の内容を記載しなければならないのか。(定款例第三条関係)	1. 「地域における公益的な取組」は、社会福祉法第二十四条第二項においてすべての社会福祉法人の責務として規定されているので、定款での定めが無くとも当然にその効力は及ぶものである。 2. 当該条文を定款において定める場合において、具体的な取組が決定している場合のみ、定款例で示すように記載すればよい。 3. なお、社会福祉充実計画に伴う地域公益事業の実施に当たり、定款上、事業を追加する必要がある場合には、社会福祉充実計画の承認申請とあわせて、定款変更を行うこととなる。	定款変更Q&A 問17
定款変更	その他	問109	定款において定めが必要である評議員の報酬等の額については、一人あたりの報酬等の額を定めてもよいのか。(定款例第八条関係)	1. 可能である。その場合、「一人あたりの各年度の総額が〇〇〇〇〇円を超えない範囲で」と規定すること。	定款変更Q&A 問18

## ○社会福祉法人制度改革Q&A(平成30年3月20日現在)

※ 本Q&Aは、既に発出済みのQ&Aを整理したのになります。

分野	区分	問番号	問	答	出典
定款変更	その他	問110	理事又は監事の報酬等について、定款例のように別途評議員会で定めることとせず、定款において定める場合、どのように記載すべきか。(定款例第二条関係)	1. 評議員の報酬等と同様に総額の範囲について定めることが適当である。	定款変更 Q&A 問19
経営組織	評議員選任・解任委員会	問111	評議員選任・解任委員会を置く場合は、常時設置としなければならないのか。それとも、必要に応じてその都度設置することができるものなのか。	1. 評議員が欠けた場合等に迅速に対応できるよう、常時設置することが適当である。	経営組織 Q&A 問1
経営組織	評議員選任・解任委員会	問112	評議員選任・解任委員会を常時設置する場合、委員の任期を設ける必要はあるか。	1. 常時設置する場合には、理事や評議員の任期を参考に委員の任期を設けることが適当である。	経営組織 Q&A 問2
経営組織	評議員選任・解任委員会	問113	評議員選任・解任委員会は誰が招集するのか。	1. 評議員選任・解任委員会の招集は、法人運営の状況を把握し、業務執行に関し責任を負う理事会において決定し、理事が行うことが適当である。	経営組織 Q&A 問3
経営組織	評議員選任・解任委員会	問114	評議員選任・解任委員会の議事録を作成・保存する必要があるか。	1. 適正な手続により評議員の選任・解任を行ったことについて説明責任を果たすことができるよう、議事録を作成することが適当である。 2. その際、出席委員又は委員長を置く場合には委員長の署名又は押印がされていることが適当である。 3. また、評議員選任・解任委員会の議事録は、評議員会や理事会の議事録と同様に、10年間保存しておくことが適当である。	経営組織 Q&A 問4
経営組織	評議員選任・解任委員会	問115	評議員選任・解任委員会の委員は誰が選任するのか。	1. 評議員選任・解任委員は、法人運営の状況を把握し、業務執行に関し責任を負う理事会において選任する方法が考えられる。 2. この場合、特定の理事が委員を選任するとした場合、偏った委員構成となるおそれがあるため、理事会において決定することが適当である。	経営組織 Q&A 問5
経営組織	評議員選任・解任委員会	問116	理事が評議員選任・解任委員となることは可能か。	1. 理事又は理事会が評議員を選任する旨の定款の定めは無効であることから(法第31条第5項)、理事が評議員選任・解任委員となることは認められない。	経営組織 Q&A 問6
経営組織	評議員選任・解任委員会	問117	評議員選任・解任委員会に理事は出席できるのか。	1. 理事又は理事会が評議員を選任する旨の定款の定めは無効(法第31条第5項)とする法の趣旨から、理事が評議員選任・解任委員会の議決に加わることは認められず、議事に影響を及ぼすことは適当でない。 2. 他方、評議員選任候補者等の提案は理事会の決定に従い、理事が行うことが通常と考えられることから、その提案の説明・質疑対応のために理事が出席することは可能である。	経営組織 Q&A 問7
経営組織	評議員選任・解任委員会	問118	評議員選任・解任委員である事務局員に法人の職員になることは可能か。	1. 事務局員に法人の職員(介護職員等を含む。)になることは可能である。	経営組織 Q&A 問8
経営組織	評議員選任・解任委員会	問119	評議員選任・解任委員会において、監事・事務局員・外部委員を委員にしないことは可能か。	1. 監事・事務局員を委員としないことは可能であるが、評議員選任・解任委員会が法人関係者でない中立的な立場にある外部の者が参加する機関であることから、少なくとも外部委員1名を委員とすることが適当である。	経営組織 Q&A 問9
経営組織	評議員選任・解任委員会	問120	理事、評議員は評議員選任・解任委員になることは可能か。	1. 理事については、理事又は理事会による評議員の選任・解任を禁止した法第31条第5項の趣旨を踏まえ、認められない。 2. 評議員については、自分を選任・解任することになるため、適当ではない。	経営組織 Q&A 問10
経営組織	評議員選任・解任委員会	問121	評議員選任・解任委員の人数に制限はあるのか。	1. 評議員選任・解任委員の人数については、法人の規模等に応じて、各法人において判断することとなる。 2. ただし、評議員選任・解任委員会は合議体の機関であることから、3名以上とすることが適当である。	経営組織 Q&A 問11
経営組織	評議員選任・解任委員会	問122	評議員選任・解任委員会における評議員の選任又は解任に係る議題又は議案の提案は誰が行うのか。	1. 評議員の選任又は解任に係る議題又は議案の提案は、理事が行うこととすることが考えられる。 2. その場合、恣意的な評議員の選任又は解任を防止する観点から、理事会の決定を必要とすることが適当である。	経営組織 Q&A 問12
経営組織	評議員選任・解任委員会	問123	評議員が評議員選任・解任委員会の委員になることは、「自分を選任・解任することになるため、適当ではない」(問10)とあるが、当該評議員が、次の評議員に選出されないことが明らかな場合は、委員となる事が可能と考えて良いか。【8/22付けブロック別担当者会議FAQ問1同旨】	1. 法人の判断で、次の評議員にならない者を選任・解任委員にすることは差し支えない。	経営組織 Q&A 問12-2
経営組織	評議員選任・解任委員会	問124	評議員選任・解任委員会の委員に報酬を支払うことは可能か。【8/22付けブロック別担当者会議FAQ問2同旨】	1. 可能。ただし、社会福祉法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないようにすることが適当である。	経営組織 Q&A 問12-3

## ○社会福祉法人制度改革Q&A(平成30年3月20日現在)

※ 本Q&Aは、既に発出済みのQ&Aを整理したのになります。

分野	区分	問番号	問	答	出典
経営組織	評議員選任・解任委員会	問125	新評議員選任のために必要な理事会は、①定款変更手続きのための理事会、②定款変更認可後の評議員選任・解任委員会設置等のための理事会であり、少なくとも2回開催することが必要なのか。【8/22付けブロック別担当者会議FAQ問3同旨(修正)】	1. 定款変更認可後に②の理事会を開くことが適当であるが、定款変更の認可を前提として、評議員選任・解任委員会設置に係る議案を①と同じ理事会で審議することも可能である。 2. ただし、評議員選任・解任委員会の開催及び評議員選任・解任委員会による評議員の選定については、所轄庁の定款変更の認可後が適当であるが、制度改正に伴う今年度の手続に限り、例えば、定款変更の申請後一定期間を経過しても所轄庁の認可がない等、平成29年3月31日までに新たな評議員の選任を行うことが困難な場合には、定款変更の認可を前提として、認可前に評議員選任・解任委員会の開催及び評議員選任・解任委員会による評議員の選定を行うことも差し支えない(評議員に関する定款上の規定が法令及び通知等に違反している場合を除く)。	経営組織 Q&A 問12-4
経営組織	評議員の兼職禁止	問126	現職の理事が新制度の評議員に就任する場合には、理事を辞職しなければならないのか。	1. 新制度の評議員については、牽制関係を適正に働かせる観点から、理事との兼務は認められていない(法第40条第2項)。このため、現職の理事が施行日に評議員に就任する場合には、施行日の前日までに理事を辞職する必要がある。 2. 当該理事が辞職することにより、施行日以後法律又は定款で定めた理事の員数が欠けることとなる場合には、施行日まで代わりの理事が就任しなければならない。 この場合、当該代わりの理事の任期は、施行日以後最初に招集される定時評議員会の終結の時までとされる(改正法附則第14条)ため、4月1日から3月末までを会計年度としている法人で、定時評議員会を毎年6月末に行っている法人を例にすると、その任期は、平成29年6月末までとなる。 3. 代わりの理事については、施行日以後最初に招集される定時評議員会において新制度の理事として再任される者を、あらかじめ選任しておくことが望ましいと思われる。	経営組織 Q&A 問13
経営組織	評議員の特殊関係者	問127	A社会福祉法人の評議員には、B社会福祉法人の評議員が就任することは可能か。可能な場合、人数制限はあるのか。	1. 人数に制限なく兼務可能である。 ⇒ 別添参考⑥	経営組織 Q&A 問14
経営組織	評議員の特殊関係者	問128	A社会福祉法人の評議員には、B社会福祉法人の役員や職員が就任することは可能か。	1. 人数に制限なく兼務可能である。(図1) 2. ただし、牽制関係を適正に働かせる観点から、A社会福祉法人の評議員の過半数をB社会福祉法人の役員が占める場合においては、A社会福祉法人の役員又は職員がB社会福祉法人の評議員となることはできない。(図2) ⇒ 別添参考⑦	経営組織 Q&A 問15
経営組織	評議員の特殊関係者	問129	A社会福祉法人の評議員には、社会福祉法人でないB法人の役員又は職員が就任することは可能か。	1. 可能である。 2. ただし、A社会福祉法人の評議員とB法人の役員又は職員を兼務している者が、A法人の評議員総数の3分の1を超えて含まれてはならない。 ⇒ 別添参考⑧	経営組織 Q&A 問16
経営組織	社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者	問130	当該法人の職員であった者は評議員となることができるか。	1. 可能である。ただし、牽制関係を適正に働かせるため、退職後、少なくとも1年程度経過した者とすることが適当である。	経営組織 Q&A 問17
経営組織	社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者	問131	当該法人の経営について理解している地域住民は評議員となることができるのか。	1. 法人において、「社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者」として適正な手続により選任されているのであれば、評議員となることは可能である。	経営組織 Q&A 問18
経営組織	社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者	問132	評議員は当該法人のある地域に居住する者に限定されるのか。	1. 居住地等の地域による制限はない。	経営組織 Q&A 問19
経営組織	社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者	問133	共同評議員会の開催は可能か。	1. 評議員会は法人の機関であることから、法人ごとに設けることとなる。 2. 他方、他の社会福祉法人の評議員会と同一の構成とすることは可能である。 3. その場合には、それぞれの評議員会を同じ日に同じ場所で開催することも可能であるが、時間帯については区分することが必要である。	経営組織 Q&A 問20
経営組織	社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者	問134	当該社会福祉法人の顧問弁護士、顧問税理士、顧問会計士は評議員となることはできるか。	1. 法人運営の基本的事項を決定する者と業務執行を行う者を分離する観点から、評議員が業務執行に該当する業務を行うことは適当でない。 2. このため、例えば、法人から委託を受けて記帳代行業務や税理士業務を行う顧問弁護士、顧問税理士又は顧問会計士については、評議員に選任することは適当でない。一方、法律面や経営面のアドバイスのみを行う契約となっている顧問弁護士、顧問税理士又は顧問会計士については、評議員に選任することは可能である。	経営組織 Q&A 問21

## ○社会福祉法人制度改革Q&A(平成30年3月20日現在)

※ 本Q&Aは、既に発出済みのQ&Aを整理したのになります。

分野	区分	問番号	問	答	出典	
経営組織	社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者	問135	「社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項について(経営組織の見直し)」P27において、会計監査人を設置しない法人は、専門家から、財務会計に係る態勢整備状況の点検等の支援を受けることが望ましいとされているが、法人から委託を受けて財務会計に係る態勢整備状況の点検等の支援を行う者は評議員になることはできるのか。	1. 評議員については、法人運営の基本的事項を決定する者と業務執行を行う者を分離する観点から、業務執行に該当する業務を行うことは適当でない。 2. このため、財務会計に係る態勢整備状況の点検等の支援の内容が助言にとどまる場合は可能であるが、業務執行に当たる場合には、評議員に選任することは適当でない。	経営組織 Q&A	問22
経営組織	社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者	問136	当該社会福祉法人の会計監査人は評議員となることができるか。	1. 会計監査人については、公認会計士法第24条において、役員やこれに準ずるもの若しくは財務に関する事務の責任ある担当者については会計監査人になることができないとされている。評議員については、当該規定の「役員やこれに準ずるもの」に該当することから、評議員に選任することはできない。	経営組織 Q&A	問23
経営組織	社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者	問137	嘱託医は評議員になることは可能か。【8/22付けブロック別担当者会議FAQ問4同旨】	1. 改正法第40条第2項において、評議員は役員又は職員の兼務を禁止している。そのため、非常勤の医師についても雇用関係がある限りは、職員であることから、評議員を兼務することはできない。 2. また、記帳代行や税理士業務等を行う者や顧問弁護士・会計士・税理士法人で助言にとどまらず法人経営にも関与している者を評議員に選定することは適当ではない。 3. 一方、嘱託医については、法人から委嘱を受けて施設等において診察等を行う範囲にとどまるものであり、雇用関係がなく、法人経営に関与しているものではないことから、評議員になることは可能である。	経営組織 Q&A	問23-2
経営組織	評議員会	問138	評議員会で役員を選任・解任の決議を行う場合、議題に記載されている者以外の者を選任又は解任することが可能か。例えば、「Aを役員として選任する件」という議題について、評議員が「Bを選任する」という議案を提案することは可能か。	1. 評議員は、評議員会の場において、議題の範囲内で議案を提案することができる(法第45条の8第4項で準用する一般法人法第185条)とされている。 2. 議題が「役員を選任(解任)する件」であれば、理事提案の「Aを選任(解任)する」という議案に対し、「Bを選任(解任)する」という提案を行うことは可能。 3. これに対し、議題が「Aを選任(解任)する件」であれば、「Bを選任(解任)する」という議案は、当該議題の範囲外であるため、このような提案を行うことはできない。	経営組織 Q&A	問24
経営組織	評議員会	問139	評議員会の議事録には、理事、監事又は評議員が記名押印する必要があるか。	1. 評議員会の議事録は、評議員会の記録・証拠であるが、理事会の議事録のように出席理事等の署名又は記名押印から生ずる特別の法的効果(法第45条の14第8項参照)はないことから、法では、理事等の議事録への記名押印は、特に必要としていない(注1)。 2. しかし、議事録の原本を明らかにし、改ざんを防止する観点等から、評議員会の議事録についても、議事録作成者が記名押印を行うことが望ましいと思われる。 (注1) 理事会の議事録には、出席した理事及び監事が記名押印しなければならないこととされている。定款で、記名押印すべき出席理事を、出席した理事長と定めることもできる(法第45条の14第6項)が、このような定款の定めを設けた場合であっても、理事長が出席しなかったときには、出席した理事と監事の全員が記名押印しなければならない。 (参照条文) (理事会の運営) 第四十五条の十四(略) 6 理事会の議事については、厚生労働省令で定めるところにより、議事録を作成し、議事録が書面をもって作成されているときは、出席した理事(定款で議事録に署名し、又は記名押印しなければならない者を当該理事会に出席した理事長とする旨の定めがある場合にあっては、当該理事長)及び監事は、これに署名し、又は記名押印しなければならない。 8 理事会の決議に参加した理事であつて第六項の議事録に異議をとめないものは、その決議に賛成したものと推定する。	経営組織 Q&A	問25
経営組織	評議員会	問140	評議員会において、役員の新任案が否決され、欠員が生じた場合、どのように対応するのか。	1. 法律又は定款で定めた役員の数に欠けた場合には、選任した役員(再任されなかった役員)が、新たに選任された役員が就任するまで、役員としての権利義務を有する(第45条の6第1項)。	経営組織 Q&A	問26
経営組織	評議員会	問141	「評議員に欠員が生じ、事務が停滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、所轄庁は利害関係人の請求により又は職権で、一時評議員の職務を行うべき者を選任することができる」とあるが、「利害関係人」はどのような者が該当するのか。	1. 当該法人の他の評議員、役員、会計監査人、職員、債権者等が該当する。	経営組織 Q&A	問27
経営組織	評議員会	問142	軽微な定款の変更を行う場合においても、評議員会を開催して決議を経る必要があるのか。	1. 理事が評議員会の目的である事項(議題)について提案した場合において、当該提案につき評議員(当該事項について決議に加わることができる者)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をした場合は、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなされる(法第45条の9第10項において準用する一般法人法第194条第1項)。 2. したがって、評議員会の議案につき、評議員の全員から書面や電子メールで同意を得れば、評議員会を現実に開催しないことは可能である。 3. なお、適正な手続を行ったことの説明責任を果たすことができるよう、意思表示に係る文書又は電磁的記録については、議事録と同様に、その主たる事務所に10年間保存しておかなければならない(法第45条の9第10項において準用する一般法人法第194条第2項)。	経営組織 Q&A	問28

## ○社会福祉法人制度改革Q&A(平成30年3月20日現在)

※ 本Q&Aは、既に発出済みのQ&Aを整理したのになります。

分野	区分	問番号	問	答	出典
経営組織	評議員会	問143	「社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項について(経営組織の見直しについて)」P10において、「所轄庁は、評議員の申立てが権限濫用と認められる場合には、評議員会の招集を許可しないことができる。」とあるが、どのような場合が権限濫用と認められるのか。	1. 権限濫用と認められる場合は、例えば、 ・平成28年6月20日付け事務連絡「社会福祉法人制度改革における理事等の解任について」において示したとおり、理事等の解任事由は法人運営に重大な損害を及ぼすような重大な義務違反等がある場合に限定されると解されるが、このような場合に該当しないにもかかわらず、不当な動機により、又は議題が法人の利益に適合せず決議が成立する見込みのないことが客観的に明らかにもかかわらず、評議員会を招集しようとする場合である。	経営組織 Q&A 問29
経営組織	評議員会	問144	定款例(案)第一四条の備考において「議長」とあるが、その選任方法如何。【8/22付けブロック別担当者会議FAQ問5同旨】	1. 社会福祉法において議長に係る規定はないが、議長を置くことは可能である。 2. 議長の選任方法は任意であるが、選任方法について定款に定めておくか、あるいは定款で規則等に委任しておくことが望ましい。	経営組織 Q&A 問29-2
経営組織	評議員会	問145	評議員会の招集を決定する理事会と、その後開催する評議員会の開催日は、何日の間隔を置くことになるのか。【8/22付けブロック別担当者会議FAQ問6同旨】	1. 定時評議員会においては、計算書類等の備置き及び閲覧に係る規定(改正法第45条の32第1項)との関連から、2週間の間隔を空ける必要があるが、それ以外の評議員会については1週間の間隔を置くことになる。	経営組織 Q&A 問29-3
経営組織	評議員会	問146	定時評議員会の招集通知は、計算書類等を添付して、「2週間前」に発しなければならないのか。【8/22付けブロック別担当者会議FAQ問7同旨】	1. 計算書類等の備置きは定時評議員会の日から2週間前の日からであるが、招集通知については1週間前までに通知を発すれば足りる。	経営組織 Q&A 問29-4
経営組織	役員	問147	関係行政庁の職員から役員を選任することは可能か。	1. 関係行政庁の職員が社会福祉法人の役員となることは、法第61条第1項の公私分離の原則に照らし適当でない。 2. 社会福祉協議会にあっては、その目的である地域福祉の推進を図るための行政との連携が必要であることから、関係行政庁の職員が、その役員となることが可能である(法第109条第5項及び第110条第2項)。ただし、当該社会福祉協議会の役員総数の五分之一を超えてはならない。(法第109条第5項及び第110条第2項)	経営組織 Q&A 問30
経営組織	役員	問148	新制度の理事、監事、評議員の任期について教えていただきたい。	1. 理事の任期 理事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとされる(法第45条)。ただし、定款によって短縮することは可能(法第45条ただし書)。 任期の終期が、「定時評議員会の終結の時まで」とされているのは、評議員会で選任されることに鑑み、次の選任の前に任期切れとなり欠員状態が生じるのを防ぐためである。 例えば、定時評議員会を毎年6月末に行っている法人の理事の任期を例にすると、平成30年6月末の定時評議員会で理事を選任した場合の理事の任期は平成32年6月末の定時評議員会までの2年間となるが、平成30年4月中旬に行った臨時評議員会で理事を選任した場合の理事の任期は平成32年6月末の定時評議員会までの2年2ヶ月間余となる。 2. 監事の任期 監事の任期についても、同様である。 3. 評議員の任期 評議員の任期は、原則として、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとされる(法第41条第1項)。定款で「4年」を「6年」まで伸長することは可能(同項ただし書)。	経営組織 Q&A 問31
経営組織	役員	問149	理事の任期を「2年」の確定期間とする定款の規定は許されるか。	1. 理事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までであり、定款によって短縮することが可能とされている(法第45条ただし書)が伸ばすことはできない。 このため、理事の任期を「2年」とする規定を設けると、定時評議員会で理事を選任した場合は特段の問題はないものの、他方で、例えば、年度末の臨時評議員会で理事を選任した場合(3月末決算の法人が3月中旬の臨時評議員会で理事を選任した場合)には、理事の法定の最長の任期を伸長することとなる。 2. したがって、そのような規定を設けることは適当ではない。 (参照条文) (役員任期) 第四十五条 役員任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、定款によって、その任期を短縮することを妨げない。	経営組織 Q&A 問32

## ○社会福祉法人制度改革Q&A(平成30年3月20日現在)

※ 本Q&Aは、既に発出済みのQ&Aを整理したのになります。

分野	区分	問番号	問	答	出典	
経営組織	役員	問150	新制度の理事及び監事の任期の起算点はいつか。理事及び監事の選任に際し、選任決議の効力発生時期を遅らせたり、就任承諾日を遅らせることにより、任期の起算点を遅らせたりすることはできるか。	1. 新制度の理事及び監事の任期の起算点は、いずれも「選任時」(選任決議をした時)となる(法第45条)。 ある者が、社会福祉法人の理事又は監事となるには、評議員会の選任行為(選任決議)と被選任者の就任承諾とが必要となる(同法第38条参照)が、任期の起算点を「就任時」とすると、就任承諾は被選任者の意向に委ねられる結果、評議員会の選任決議と就任承諾との間に長期間の隔たりがある場合などにおいて、任期の終期が評議員会の意思に反する事態が生じかねないため、任期の起算点は、評議員会における「選任時」となる。 例えば、会計年度末が3月の法人が、3月下旬に開催した臨時評議員会で理事の選任決議を行い、当該理事の就任承諾が6月1日になされたとしても、任期の起算点については、選任決議の日となる。 2. なお、例えば、会計年度末が3月の法人が、3月下旬に開催した臨時評議員会で理事の選任決議を行い、その選任決議の効力発生時期を6月1日とする場合のように、評議員会の決議で、選任決議の効力発生時期を遅らせたとしても、任期の起算点については、選任決議の日と解すべきである。	経営組織 Q&A	問33
経営組織	役員	問151	理事、監事、評議員の補欠をあらかじめ選任しておくことは可能か。	1. 理事及び監事については、欠員が生じた場合に備えて補欠を選任しておくことができる(第43条第2項)。補欠の役員の任期については、「2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで」を原則としつつ(法第45条)、定款によって、短縮することが可能であり、また、前任者の残任期間とすることが可能(法第45条)。 2. 評議員についても、定款で定めるところにより、補欠を選任しておくことが可能である(第41条第2項)。補欠の評議員の任期も、「4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで」を原則とするが(法第41条第1項)、定款によって、任期を前任者の残任期間の満了する時までとすることができる(法第41条第2項)。	経営組織 Q&A	問34
経営組織	役員	問152	理事の資格要件において「当該社会福祉法人が施設を設置している場合にあっては、当該施設の管理者」となっているが、当該法人の全ての施設の管理者を理事にすることか。	1. 施設経営の実態を法人運営に反映させるため、1人以上の施設の管理者が理事として参加することを求めているものであり、当該法人の全ての施設の管理者を理事にする必要はない。	経営組織 Q&A	問35
経営組織	役員	問153	株式会社のような執行役員制度を設け、業務執行の責任者を理事ではない者(執行役員)とすることは可能か。	1. 理事会において、特定の業務執行を理事(理事長、業務執行理事)ではない執行役員に委譲することを決定すれば、そのような取扱いは可能である。 2. ただし、この業務執行権はあくまでも理事会により内部的に委譲されているにすぎず、対外的には、執行役員は代表権を持たない。	経営組織 Q&A	問36
経営組織	役員	問154	監事の資格要件の「財務管理に識見を有する者」とはどのような者をいうのか。	1. 監事は、計算書類等の監査を行うため、財務管理について識見を有する者がいることが必須である。 2. 公認会計士や税理士の資格を有する者が望ましいが、社会福祉法人、公益法人や民間企業等において財務・経理を担当した経験を有する者など法人経営に専門的知見を有する者等も考えられる。	経営組織 Q&A	問37
経営組織	役員	問155	当該社会福祉法人の顧問弁護士、顧問税理士又は顧問会計士は、同時に、当該法人の監事になることは可能か。	1. 監事は、理事の職務や法人の計算書類を監査する立場にある。 2. 法人から委託を受けて記帳代行業務や税理士業務を行う場合に、計算書類等を作成する立場にある者が当該計算書類等を監査するという自己点検に当たるため、これらの者を監事に選任することは適当でないが、法律面や経営面のアドバイスのみを行う契約となっている場合については、監事に選任することは可能である。	経営組織 Q&A	問38
経営組織	役員	問156	「社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項について(経営組織の見直し)」P27において、会計監査人を設置しない法人は、専門家から、財務会計に係る態勢整備状況の点検等の支援を受けることが望ましいとされているが、法人から委託を受けて財務会計に係る態勢整備状況の点検等の支援を行う者は監事になることはできるのか。	1. 監事は、理事の職務や法人の計算書類を監査する立場にある。 2. 財務会計に係る態勢整備状況の点検等の支援の内容が、助言にとどまる場合は可能であるが、業務執行に該当する場合には、自身で行った業務を自身で監査するという自己点検に当たるため、監事に選任することは適当でない。	経営組織 Q&A	問39
経営組織	役員	問157	業務執行理事は必ず置く必要があるのか。【8/22付けブロック別担当者会議FAQ問8同旨】	1. 法人の任意である。	経営組織 Q&A	問39-2
経営組織	役員	問158	改正法第40条第3項において「評議員の数は、定款で定めた理事の員数を超える数でなければならない」とされているが、現在、理事が10名、評議員が21名で、平成29年4月1日から、評議員を7名とする場合(定款上7名)、それに合わせて、理事の定款上の人数を6名としたときには、同日で任期のある理事は定時評議員会の終結時まで任期が有効であるため、理事が10名となり、定款に違反することになるがどうか。【8/22付けブロック別担当者会議FAQ問9同旨】	1. 平成29年4月1日から有効な定款において、理事の員数が6名となっている場合には、平成29年3月31日までに、定時評議員会で再任される予定のない理事にあらかじめ辞任をしてもらうことが適当である。 2. やむを得ない理由によりあらかじめ辞任することが困難な場合であっても、定時評議員会の終結時までには辞任することが必要である。	経営組織 Q&A	問39-3

○社会福祉法人制度改革Q&A(平成30年3月20日現在)

※ 本Q&Aは、既に発出済みのQ&Aを整理したのになります。

分野	区分	問番号	問	答	出典	
経営組織	役員	問159	現行の社会福祉法人審査基準では、評議員会を設置していない法人については、施設長等施設の職員である理事が理事総数の3分の1を超えてはならないこととされているが、改正法において全法人に評議員会の設置が義務付けられたことに伴い、理事総数に占める職員の割合に制限はなくなるものと考えて良いか。また、法第44条第4項第1号及び第2号に掲げる者が法人内にて、評議員で承認されれば、理事は全員法人の職員でもよいか。【8/22付けブロック別担当者会議FAQ問10同旨】	1. 理事総数に占める職員の割合の制限は廃止することとしている。 2. 法第44条第4項第1号、第2号及び第3号に掲げる者がそれぞれ1名含まれることが必要であるため、法人の職員の中にそれぞれ該当する3名がいるのであれば、全員が法人の職員であることも可能である。	経営組織 Q&A	問39-4
経営組織	役員	問160	「理事長の職務代理人」についての規定が定款例ではないが、従来と同様の取り扱いをすることは可能か(理事長に事故あるとき、又は欠けたときは、理事長があらかじめ指名する他の理事が、順次に理事長の職務を代理する等)。【8/22付けブロック別担当者会議FAQ問11同旨(修正)】	1. 改正社会福祉法においては理事長以外の理事に対する代表権の行使は認められておらず、また、理事長は理事会において選定されることとなっているので、理事長以外の理事が職務を代理し、及び理事長が代理人を選定する旨の定款の定めは無効である。 2. なお、理事長が任期の満了又は辞任により退任した場合、新たに選定された理事長が就任するまで、なお理事長としての権利義務を有することとなる。また、事故等により理事長が欠けた場合には、理事会を開催して新たな理事長を選定することとなる。 3 また、現行制度においては、法第39条の4により、利益相反行為については理事が代理権を有しないこととされ、定款準則第10条第2項により、利益相反行為及び双方代理となる事項についての理事長の職務代理が示されているが、改正後においては、現行法第39条の4の規定は廃止されるとともに、改正法第45条の16第4項により一般法人法第84条が準用されることとなる。 4 そのため、改正後においては、利益相反取引(自己契約及び双方代理を含む)については、理事会における承認及び報告により可能とされている。 (参照条文) 改正法第45条の16第4項 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第八十四条、第八十五条、第八十八条(第二項を除く。)、第八十九条及び第九十二条第二項の規定は、理事について準用する。この場合において、同法第八十四条第一項中「社員総会」とあるのは「理事会」と、同法第八十八条の見出し及び同条第一項中「社員」とあるのは「評議員」と、「著しい」とあるのは「回復することができない」と、同法第八十九条中「社員総会」とあるのは「評議員会」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。 ○一般法人法 (競業及び利益相反取引の制限) 第八十四条 理事は、次に掲げる場合には、社員総会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。 一 理事が自己又は第三者のために一般社団法人の事業の部類に属する取引をしようとするとき。 二 理事が自己又は第三者のために一般社団法人と取引をしようとするとき。 三 一般社団法人が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間において一般社団法人と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき。 2 民法(明治二十九年法律第八十九号)第八十八条の規定は、前項の承認を受けた同項第二号の取引については、適用しない。 (競業及び理事会設置一般社団法人との取引等の制限) 第九十二条 理事会設置一般社団法人における第八十四条の規定の適用については、同条第一項中「社員総会」とあるのは、「理事会」とする。 2 理事会設置一般社団法人においては、第八十四条第一項各号の取引をした理事は、当該取引後、遅滞なく、当該取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。 ○民法(明治二十九年四月二十七日法律第八十九号) (自己契約及び双方代理) 第八十四条 同一の法律行為については、相手方の代理人となり、又は当事者双方の代理人となることはできない。ただし、債務の履行及び本人があらかじめ許諾した行為については、この限りでない。	経営組織 Q&A	問39-5
経営組織	役員	問161	理事の構成について、「施設を設置している場合にあつては、当該施設の管理者」とされているが、施設とは何か。【8/22付けブロック別担当者会議FAQ問12同旨(修正)】	1. 原則として、法第62条第1項の第1種社会福祉事業の経営のために設置した施設をいう。ただし、第2種社会福祉事業であっても、保育所、就労移行支援事業所、就労継続支援事業所等が法人が経営する事業の中核である場合には、当該事業所等は同様に取り扱うこととする。 2. また、上記以外の施設等の管理者についても、必要に応じて、理事に登用することが適当であること。	経営組織 Q&A	問39-6
経営組織	会計監査人	問162	会計監査人の設置義務は、施行日(平成29年4月1日)以降最初に招集される定時評議員会の終結の時から適用とされているため、会計監査人による監査は平成29年度決算から必要となるものであり、平成28年度決算については監査不要と理解してよいか。	1 お見込みのとおり。	経営組織 Q&A	問40
経営組織	会計監査人	問163	社会福祉法第45条の2において、「公認会計士法の規定により、計算書類について監査をすることができない者は、会計監査人となることができない」とされているが、公認会計士法の規定により計算書類を監査することができない者とは具体的にどのような者か。例えば、役員、職員、評議員は会計監査人になることができないのか。	1. 会計監査人については、公認会計士法第24条第1項において、以下の計算書類については、会計監査ができないものとされている。 ① 公認会計士又はその配偶者が、役員、これに準ずるもの若しくは財務に関する事務の責任ある担当者であり、又は過去一年以内にこれらの者であつた会社その他の者の財務書類 ② 公認会計士がその使用人であり、又は過去一年以内に使用人であつた会社その他の者の財務書類 ③ ①及び②に定めるもののほか、公認会計士が著しい利害関係を有する会社その他の者の財務書類 2. したがって、 ・ 当該社会福祉法人の役員(過去1年以内に当該法人の役員であつた者含む。)、職員(過去1年以内に当該法人の職員であつた者を含む。))については、上記①又は②に該当し、会計監査人になることはできない。 ・ 評議員については、上記①の「これに準ずるもの」に該当するため、会計監査人となることはできない。	経営組織 Q&A	問41

# ○社会福祉法人制度改革Q&A(平成30年3月20日現在)

※ 本Q&Aは、既に発出済みのQ&Aを整理したのになります。

分野	区分	問番号	問	答	出典
経営組織	会計監査人	問164	当該社会福祉法人から委託を受けて記帳代行を行う公認会計士は、同時に、当該法人の会計監査人になることは可能か。	1. 記帳代行業務を行う公認会計士が、同時に、当該法人の会計監査人に就任した場合、自身が作成した計算書類を自身で監査することとなり、自己点検に該当するため、適当でない。	経営組織 Q&A 問42
経営組織	会計監査人	問165	当該社会福祉法人から委託を受けて税理士業務を行う公認会計士は、同時に、当該法人の会計監査人になることは可能か。	1. 公認会計士法第24条第1項第3号及び第2項、同施行令第7条第1項第6号において、税理士業務を行う公認会計士又はその配偶者が、当該法人から当該業務により継続的な報酬を受けているときには、監査業務を行うことができないとされており、会計監査人になることはできない。 (参照条文) ○公認会計士法(昭和二十三年法律第百三十三号) (特定の事項についての業務の制限) 第二十四条 公認会計士は、財務書類のうち、次の各号の一に該当するものについては、第二条第一項の業務を行なつてはならない。 一 公認会計士又はその配偶者が、役員、これに準ずるもの若しくは財務に関する事務の責任ある担当者であり、又は過去一年以内にこれらの者であつた会社その他の者の財務書類 二 公認会計士がその使用人であり、又は過去一年以内に使用人であつた会社その他の者の財務書類 三 前二号に定めるもののほか、公認会計士が著しい利害関係を有する会社その他の者の財務書類 2 前項第三号の著しい利害関係とは、公認会計士又はその配偶者が会社その他の者の間にその者の営業、経理その他に関して有する関係で、公認会計士の行なう第二条第一項の業務の公正を確保するため業務の制限をすることが必要かつ適当であるとして政令で定めるものをいう。 3 国家公務員若しくは地方公務員又はこれらの職にあつた者は、その在職中又は退職後二年間は、その在職し、又は退職前二年間に在職していた職と職務上密接な関係にある営利企業の財務について、第二条第一項の業務を行つてはならない。 ○公認会計士法施行令(昭和二十七年政令第百四十三号) (公認会計士に係る著しい利害関係) 第七条 法第二十四条第二項(法第十六条の二第六項において準用する場合を含む。)に規定する政令で定める関係は、次の各号に掲げる場合における当該各号に規定する公認会計士又はその配偶者と被監査会社等との間の関係とする。 六 公認会計士又はその配偶者が、被監査会社等から税理士業務(税理士法(昭和二十六年法律第二百三十七号)第二条に規定する税理士業務をいう。以下同じ。)その他法第二条第一項及び第二項の業務以外の業務により継続的な報酬を受けている場合	経営組織 Q&A 問43
経営組織	会計監査人	問166	会計監査人設置義務対象法人について、「法人の責めによらない理由(監査法人の倒産等)により、会計監査人による会計監査報告を所轄庁に届け出ることができない場合においては、所轄庁は届出の猶予等を行うことが必要。」とあるが、「法人の責めによらない理由」とは何か。	1. 法人の責めによらない理由とは、①災害の発生、②公認会計士事務所又は監査法人の倒産、③会計監査人が法第45条の5第1項各号(以下 i から iii)のいずれかに該当すること、により会計監査人と契約解除せざるを得ない場合である。 i 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき ii 会計監査人としてふさわしくない非行があつたとき iii 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき 等	経営組織 Q&A 問44
経営組織	理事会関係	問167	平成29年度の新理事による理事会の開催(理事長の選定等)について、新評議員による定時評議員会(決算、新役員等)と同日に開催しなくてもよいのか。【8/22付けブロック別担当者会議FAQ問13同旨】	1. 評議員会で新理事が選任された後、新理事による理事会を開催し、速やかに新たな理事長を選定することが必要である。 2. なお、理事会の招集手続きの省略等により同日開催することも可能であり、同日開催としない場合にも、速やかに理事会において理事長選定を行うことが必要である。	経営組織 Q&A 問44-2
経営組織	理事会関係	問168	監事の理事会への出席が義務となったが、監事が欠席した場合に理事会は成立するのか。【8/22付けブロック別担当者会議FAQ問14同旨】	1. 監事は理事の職務の執行を監査する立場にあり、理事会への出席が義務付けられているが、適正な招集通知を行った結果、監事が欠席したとしても、理事会の成立要件を満たしていれば、当該理事会は有効なものとなる。 2. なお、正当な理由がなく監事が理事会を欠席し、そのことにより理事への監督や監査が不十分となり、法人やその関係者が損害を受けた場合には、監事は職務上の義務違反として損害賠償責任を負うこともある。	経営組織 Q&A 問44-3
経営組織	任期関係	問169	現評議員の任期が平成29年3月中旬で満了する場合、現行制度に基づき、評議員を選任(再任)しても、数日後の3月31日で任期満了となるが、任期満了までに次年度の予算等の評議員会における審議が終了していれば、現行制度に基づく評議員の選任までは行う必要はないと考えてよいか。一方、現理事の任期が平成29年3月中旬で満了する場合はどうか。【8/22付けブロック別担当者会議FAQ問15同旨】	1. 旧法に基づく評議員については、既に平成29年度の予算等の評議員が開催されているなど法人運営に支障がないのであれば、数日間、評議員が欠けることもやむを得ないと考えている。 一方、理事については、平成29年4月1日時点で任期が有効な理事がない場合には、同日以降、理事が欠けることになってしまうため、平成28年度中に選任(再任)しておくことが必要である。	経営組織 Q&A 問44-4
経営組織	任期関係	問170	「平成29年4月1日時点で在任する役員の任期は、最初に招集される定時評議員会の終結の時まで」となっている。最初に招集される定時評議員会後まで任期がある役員の任期は、その定時評議員会の終結の時まで短縮されると理解しているが、定時評議員会前に任期が満了する役員についても任期は定時評議員会の終結の時まで再任手続等を行わなくても自動的に延長されるという理解で良いか。【8/22付けブロック別担当者会議FAQ問16同旨】	(答) 1. 再任手続等を行うことなく、法の規定に基づき、任期が延長されることとなる。 ○改正法附則 第十四条 この法律の施行の際現に在任する社会福祉法人の役員の任期は、新社会福祉法第四十五条の規定にかかわらず、施行日以後最初に招集される定時評議員会の終結の時までとする。	経営組織 Q&A 問44-5
経営組織	任期関係	問171	評議員、理事、監事の就任日はいつになるのか。【8/22付けブロック別担当者会議FAQ問17同旨】	1. 任期の始期は選任された日であるが、就任日については、選任及び本人による就任の承諾があつた日である。 2. なお、就任承諾書は事前あるいは選任された日当日に受け取ることが望ましい。	経営組織 Q&A 問44-6

## ○社会福祉法人制度改革Q&A(平成30年3月20日現在)

※ 本Q&Aは、既に発出済みのQ&Aを整理したのになります。

分野	区分	問番号	問	答	出典
経営組織	報酬	問172	交通費は支給基準を定める必要がある報酬に含まれるのか。	1. 交通費の実費相当分は報酬に含まれない。なお、名称(「車代」等)にかかわらず、実質的に報酬に該当するものは、支給基準の対象とする必要がある。	経営組織 Q&A 問45
経営組織	報酬	問173	報酬等の支給基準を定めることとされているが、これは、非常勤理事や評議員に対して報酬を支給しなければならないということの意味なのか。	1. 社会福祉法人の報酬等が、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与や社会福祉法人の経理状況等に照らし、不当に高額な場合には、法人の公益性・非営利性の観点から適当ではない。このため、理事等に対する報酬等が不当に高額なものとならないよう支給の基準を定めることとしている(法第45条の35第1項)。 2. 報酬等の支給基準の策定は、報酬等の支給を義務付ける趣旨ではなく、無報酬でも問題ない。その場合は、報酬等の支給基準において無報酬である旨を定めることになる。 3. なお、定款で無報酬と定めた場合、又は、常勤役員等に対して「支給することができる」と規定しつつ、当面の間は役員報酬を支給する予定がない場合においても、支給基準は策定し、無報酬である旨を定める必要がある。	経営組織 Q&A 問46
経営組織	報酬	問174	理事、監事及び評議員の区分ごとの報酬等の総額については、職員としての給与も含めて公表することとしているが、職員給与を受けている理事が1名しかいない場合、当該理事の職員給与額が実質的に特定されることがあるが、このような場合であっても、公表する必要があるのか。	1. 社会福祉法人の財務規律の確立、事業運営の透明性の確保の観点から、役員報酬等の総額を公表することは重要である。 2. 他方、個人情報の保護の観点から、職員給与を受けている理事が1名の場合であって、個人の職員給与が特定されてしまう場合には、職員給与の支給を受けている理事がいる旨明記した上で、職員給与の支給を当該理事の職員給与額を含めずに役員報酬等の総額を公表することとして差し支えない。	経営組織 Q&A 問47
経営組織	その他	問175	定時評議員会の2週間前から計算書類を備え置くことが義務付けられているが、定時評議員会で修正等があることも考えられるため、備え置く計算書類に「定時評議員会の承認前であり、今後修正等があり得る」と記載したほうが良いのか。また、定時評議員会で修正等があった場合には、差し替えを行うのか。【8/22付けブロック別担当者会議FAQ問18同旨】	1. 定時評議員会の2週間前から計算書類を備え置くことが義務付けられているため、理事会における計算書類の承認は定時評議員会の2週間前に行うことが必要である。 2. 法律上、定時評議員会の承認前から計算書類を備え置くことになっていることから、「定時評議員会で承認を受ける前であるため、修正等があり得る」等の付記は不要であるが、法人の判断で付記することも差し支えない。また、仮に定時評議員会で修正等があった場合には、差し替えを行うこととなる。	経営組織 Q&A 問47-2
経営組織	その他	問176	組合等登記令第3条第3項(資産総額の変更登記は毎事業年度末日から2ヵ月以内)は改正されるのか。【8/22付けブロック別担当者会議FAQ問19同旨(修正)】	1. 社会福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令(平成28年政令第349号)第2条により、組合等登記令(昭和39年政令第29号)における資産の総額の変更の登記の期限が「2月以内」から「3月以内」に改正されている。	経営組織 Q&A 問47-3
経営組織	その他	問177	定款例(案)における残余財産の帰属について、社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人が追加されているが、法人において、社会福祉法人に限定することは可能か。【8/22付けブロック別担当者会議FAQ問20同旨】	1. 解散に関する事項は必要的記載事項にあたり、社会福祉法において、残余財産の帰属すべき者を規定する場合には、「社会福祉法人その他社会福祉事業を行う者のうちから選定されるようにしなければならない」とされているが、法人において、定款で社会福祉法人に限定することは問題ない。	経営組織 Q&A 問47-4
指導監査	実施要綱	問178	「実施要綱」の2の(2)に定める一般監査を行っている際に、当該法人に特別監査に該当するような運営等に係る重大な問題を発見した場合、即時に特別監査に切り替えることは可能か。	1. 一般監査の過程において、法人の運営等に重大な問題を発見した場合には、当該問題の原因を把握するため、特別監査に切り替えることも可能である。	指導監査 Q&A 問1
指導監査	実施要綱	問179	「実施要綱」の2の(3)に定める特別監査を行うに当たり、法人に対して事前通告(実施通知)を行う必要があるか。	1. 特別監査については、事前通告(実施通知)を必ずしも必要とはしない。	指導監査 Q&A 問2
指導監査	実施要綱	問180	「実施要綱」の2の(2)において、年度当初に一般監査の実施時期等を内容とした実施計画を策定することとされているが、一方で「会計監査及び専門家による支援等について」(課長通知)の2の(1)において、一般監査の実施の周期決定について、毎年度法人から提出される計算書類等を確認した上で決定することとされている。 この場合、毎年度法人から書類が提出されるのを待つと実施計画は毎年度7月以降にしか策定できないこととなるが、どのように解釈すればよいか。年度当初に対象法人を決定し実施計画を策定した上で、7月以降にそれを見直すことは可能か。	1. 実施計画については、年度当初に作成するが、会計監査報告等の提出を法人から受け、一般監査の実施の周期の延長等の判断を行った場合には、この実施計画を変更して監査周期の変更を行うことが可能である。このため、所轄庁においては、毎年度法人から提出される計算書類等を確認し、当該法人の財務の状況の透明性及び適正性並びに当該法人の経営組織の整備及びその適切な運用が確保されているかを判断した上で、周期の延長等に関し検討されたい。	指導監査 Q&A 問3
指導監査	実施要綱	問181	「実施要綱」の3の(1)のアに記載する「特に大きな問題が認められないこと」の具体的な判断基準如何。	1. 法人運営については、その理念・形態、事業規模等が様々であり、その適切性について一律の基準を定めることは困難である。そのため、特に大きな問題が認められないことについては、個々の法人のこれまでの運営状況や所轄庁による指導監査の結果等も踏まえつつ、時々の状況に即して、各所轄庁において判断されることが適当である。	指導監査 Q&A 問4
指導監査	監査周期	問182	一般監査の実施周期(延長の場合も含む。)は、3箇年(4箇年又は5箇年の場合も含む。)に1回とされているが、前回の指導監査を6月1日に実施し、同法人の次回の監査を3年後(4年又は5年後)の9月1日に実施するとした場合、前回監査から3年(4年又は5年)3ヶ月経過することとなるが、差し支えないか。	1. 監査周期の数え方は、「年」でなく「箇年」であり、年度単位で数えることとなる。例えば、平成29年度に監査を行い、次回監査を「3箇年」後に行うこととした場合、次回監査は平成32年度中に行えばよく、前回監査から3年3ヶ月経過していても問題はない。	指導監査 Q&A 問5

## ○社会福祉法人制度改革Q&A(平成30年3月20日現在)

※ 本Q&Aは、既に発出済みのQ&Aを整理したのになります。

分野	区分	問番号	問	答	出典
指導監査	監査周期	問183	監査周期の延長を行った場合、又は行わなかった場合において、いずれも監査事項の省略することは可能か。	1. 監査の実施周期の延長と監査事項の省略とを同時に行うことは可能である。また、監査の実施周期の延長を行わない場合に、監査事項の省略をすることも可能である。	指導監査 Q&A 問6
指導監査	監査周期	問184	今回の通知改正により、監査事項の省略について定められたが、適用を開始できる時期はどうか。	1. 会計監査報告や支援業務実施報告書の内容を勘案した上で、監査事項省略の判断を行うこととなることから、その報告書が出された後であれば可能である。	指導監査 Q&A 問7
指導監査	監査周期	問185	「実施要綱」の3の(4)において、新たに設立された法人に対する一般監査については、次年度において実施することが可能とされているが、例えば平成29年4月に設立した法人の場合、次年度の平成30年4月以降速やかに実施すればよいのか。	1. 新設法人については、設立後速やかに一般監査を実施することが必要である。ただし、年度末近くに設立した法人について、当該年度中の一般監査が時間的に困難である場合があるため、要綱中、「設立年度又は次年度」と定めているものである。	指導監査 Q&A 問8
指導監査	実施要綱	問186	「実施要綱」の5の(1)のア若しくはイに記載のある口頭指摘や助言では、法人側に正確な記録が残らないこと、所轄庁と法人との間に認識の齟齬が発生し得ること、また、評議員、理事及び監事が所轄庁からどのような指導を受けたのか正確に把握できないことから、口頭指摘や助言を行う場合は、必ず文書で行うようにすべきではないか。	1. 「実施要綱」の5の(1)においては、口頭指摘や助言の指導を行う場合には、法人と指導の内容に関する認識を共有できるよう配慮する必要があることを示しており、この共有の方法は基本的には書類(メモ等)により行うことを想定している。なお、所轄庁において文書指摘又は口頭指摘等に関して適切に区分した上で、公文書の形式で行うことを妨げるものではない。	指導監査 Q&A 問9
指導監査	実施要綱	問187	「実施要綱」の5の(1)に、「法令又は通知等の違反」とあるが、この「等」とは、具体的には何か。	1. 法人の定款及び法人で定めた各種内部規程をいう。	指導監査 Q&A 問10
指導監査	実施要綱	問188	「実施要綱」の5の(3)で、指導を行った事項について改善が図られない場合には改善勧告等所要の措置を講ずることとあるが、文書指摘だけではなく、口頭指摘や助言を行った場合にも改善勧告等の措置を講ずる必要があるのか。	1. 口頭指摘は、違反の程度が軽微である場合又は違反について文書指摘を行わずとも改善が見込まれる場合に、助言は、法令又は通知等の違反が認められない場合に行われるものであるため、口頭指摘又は助言にとどまる場合は、運営が著しく適正を欠くことを前提とする改善勧告等の対象にはならない。	指導監査 Q&A 問11
指導監査	実施要綱	問189	「実施要綱」の7の(3)で「法人に対して管轄機関への確認を促す等の指導を行う」とあるが、ここでいう「指導」とは、文書指摘、口頭指摘、助言のいずれを想定しているのか。また、「必要に応じて、処分権限を有する関係機関へ通報する等の措置をとることにより、適切に対応する」とあるが、これはどのような場合を想定しているのか。	1. 確認を促す等の対応にあたっては、特定の指導(文書指摘、口頭指摘、助言)を前提としているものではなく、法人の認識や対応状況等に応じて、法人自ら確認することを促す、あるいは所轄庁が直接管轄機関に情報提供するなど、所轄庁において適宜対応していただきたい。	指導監査 Q&A 問12
指導監査	監査周期	問190	今回の制度改革の施行に当たり、平成29年度から概ね3年以内に全ての法人の指導監査を行うこととされているが、平成28年度までの指導監査の実施時期に関わらず実施するという考えでよいのか。	1. 貴見のとおりである。	指導監査 Q&A 問13
指導監査	会計監査人	問191	「会計監査人による監査に準ずる監査」を受けるにあたり、「法人において選定基準を作成し」とあるが、どのような内容を想定しているのか。	1. 「会計監査人による監査に準ずる監査」として、定款の定めにより会計監査人を設置せずに、法人と公認会計士又は監査法人との間で締結する契約に基づき、会計監査人による監査と同じ計算関係書類及び財産目録を監査対象とする監査を受ける場合には、複数の公認会計士又は監査法人から提案書等を入手するとともに、法人において選定基準を作成し、提案内容について比較検討のうえ選定することが必要である。なお、価格のみで選定することは適当ではない。選定基準については、「社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項について(経営組織の見直しについて)」(平成28年6月20日 事務連絡)P28の「会計監査人選定基準のイメージ」を参考とされたい。  ※ 複数の公認会計士又は監査法人の候補者から提案書等を入手するにあたっては、日本公認会計士協会のホームページにおいて公表されている公認会計士協会社会保険部会の部会員リストを参考資料として活用できること。	指導監査 Q&A 問14
指導監査	監査周期	問192	監査周期の延長の判断にあたり、「会計監査人による監査に準ずる監査」が毎年度実施されなくても要件が成立すると考えてよいのか。例えば、5年に一度の実施であっても周期の延長の判断を行ってもよいのか。また、専門家の活用についても同様に4年に一度の実施であっても周期の延長の判断を行ってもよいのか。	1. 監査周期の延長の判断にあたり、「会計監査人による監査に準ずる監査」については、毎年度実施することが監査周期の延長の判断の要件となる。また、専門家の活用についても、同様に毎年度の実施を要件とする。 (参考) 「会計監査及び専門家による支援等について」(平成29年4月27日付 福祉基盤課長通知) 2. 一般監査の実施の周期の延長及び指導監査事項の省略について (1)実施要綱3「一般監査の実施の周期」に基づく周期の延長の判断及び実施要綱4「指導監査事項の省略等」に基づく指導監査事項の省略を行うかどうかの判断については、毎年度、法人から提出される計算書類、附属明細書、財産目録に加え、次に掲げる区分に応じ、法人から提出を受けた各区分に定める書類を確認した上で行われるものであること。	指導監査 Q&A 問15
指導監査	ガイドライン	問193	指導監査の実施にあたり、1回の指導監査において、ガイドラインに定める全ての監査事項、チェックポイントの確認を行うのか。	1. ガイドラインに定める監査事項、チェックポイントの確認については、所轄庁が前回の監査結果や法人からの提出書類の確認等により適正に行われていると判断するものについては、省略して差し支えない。	指導監査 Q&A 問16

## ○社会福祉法人制度改革Q&A(平成30年3月20日現在)

※ 本Q&Aは、既に発出済みのQ&Aを整理したのになります。

分野	区分	問番号	問	答	出典
指導監査	ガイドライン	問194	所轄庁が、法令又は通知の定めとは別に、指導監査の実施に当たって独自の書類等の提出を求めることも認められるか。	1. ガイドラインでは、法令又は通知の根拠なく、特定の書類の作成・提出を求めないことを原則としている。しかしながら、指導監査に必要な範囲において、所轄庁から法人に十分説明し、また、法人の過度の負担にならないように配慮している場合は、法人に法令又は通知で定められている報告書類に加え、確認のために必要な特定の書類等の提出を求めることは差し支えない。	指導監査 Q&A 問17
指導監査	ガイドライン	問195	評議員の評議員会への出席又は理事及び監事の理事会への出席については、「欠席が継続しており、名目的、慣例的に選任されていると考えられる評議員、理事及び監事がいる場合」は文書指摘を行うこととなり、その判断の基準について、着眼点(評議員:ガイドライン I の3の(1)の2、理事:ガイドライン I の4の(3)の1、監事: I の5の(2)の2の該当部分)で「原則として」とあるが、この「原則として」の取扱如何。	1. 評議員の評議員会への出席又は理事及び監事の理事会への出席については、「欠席が継続しており、名目的、慣例的に選任されていると考えられる評議員、理事及び監事がいる場合」は文書指摘を行うこととなり、その判断の基準について、着眼点(評議員:ガイドライン I の3の(1)の2、理事:ガイドライン I の4の(3)の1、監事: I の5の(2)の2の該当部分)で「原則として」とあるが、この「原則として」の取扱如何。	指導監査 Q&A 問18
指導監査	ガイドライン	問196	ガイドライン I の4の(1)の指摘基準中の、理事の3分の1を超える欠員がある場合の「具体的な検討」と理事に欠員がある場合の「補充の検討」はどのように異なるのか。	1. 「補充の検討」については、理事候補者の検討や補充のスケジュールの検討など補充に向けて何らかの検討が行われていれば足りるものであるが、「具体的な検討」については、理事候補者の選定、補充のための理事会の開催時期の決定等具体的な手続きが進行中であることが必要である。	指導監査 Q&A 問19
指導監査	ガイドライン	問197	ガイドライン I の2の「内部管理体制に係る必要な規程の作成が行われているか」の確認はどのように行うのか。	1. 内部管理体制の整備に関する事項の確認については、「社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項について(経営組織の見直しについて)」(平成28年6月20日 事務連絡)の第4章の(3)に記載する対応が行われているかを確認する。なお、事務連絡第4章の(3)のウの記載は例示であって、これらの対応が行われていない場合であっても、社会福祉法施行規則第2条の16に定める事項のすべてを理事会で決定している場合には、指導の対象となるものではない。	指導監査 Q&A 問20
指導監査	ガイドライン	問198	評議員や役員の履歴書、就任承諾書や議事録署名人等の押印は、実印でなければならないのか。【着眼点(評議員:ガイドライン I の3の(1)の2、理事:ガイドライン I の4の(3)の1、監事: I の5の(2)の2の該当部分)】	1. 法人の登記に当たって、実印を押印した書類や印鑑登録証明書を申請書類として求められた場合には、登記を行うためにこれらの書類が必要となるが、法人運営の観点からは、評議員や役員の履歴書や就任承諾書の押印は、必ずしも実印による必要はなく、法人監査においてもこれらの押印に使用された印鑑が実印であるかの確認は行わない(そのため、印鑑登録証明書の確認も不要である)。	指導監査 Q&A 問21
指導監査	ガイドライン	問199	評議員や役員の選任の際に、欠格事由に該当しないことの証明書類として、市町村が発行する「身分証明書」が必要か。【着眼点(評議員:ガイドライン I の3の(1)の2、理事:ガイドライン I の4の(3)の1、監事: I の5の(2)の2の該当部分)】	1. 評議員や役員が欠格事由に該当しないことについては、履歴書や誓約書等により確認することで足り、身分証明書を徴する必要はない。ただし、法人がその判断により、評議員や役員の候補者から、身分証明書を徴することは差し支えない。	指導監査 Q&A 問22
指導監査	ガイドライン	問200	関係行政庁の職員が法人の評議員や役員となることは適当ではないとされているが、関係行政庁の職員が法人の評議員や役員となっている場合に指導は行わないのか。また、関係行政庁の職員には、関係行政庁の首長や副首長、所轄庁のみならず社会福祉法第58条に定める助成等を行った地方公共団体の職員も含まれるか。	1. 関係行政庁の職員が評議員又は役員となることは公私分離の原則から適当ではないが、一義的には、関係行政庁が自律的に遵守すべき規制であり、関係行政庁の職員が評議員や役員となっていることのみをもって法人に対する指導は行わない(監査における確認事項とはしていない。)。また、「関係行政庁の職員」には、当該法人に対して助成等を行った行政庁の職員も含まれる。	指導監査 Q&A 問23
指導監査	ガイドライン	問201	社会福祉充実計画の作成の手続について、指導監査で確認する必要はないのか。	1. 社会福祉充実計画の作成に関する手続については、所轄庁が当該計画を承認する際に確認済みであり、指導監査において改めて確認を行う必要はない。	指導監査 Q&A 問24
指導監査	ガイドライン	問202	「指導監査を行うに当たっては、経理規程に定められた会計帳簿(仕訳日記帳、総勘定元帳等)が拠点区分ごとに作成され、備え置かれているか」とあるが、この作成及び備置きは書面での備置き及び保存に限られるのか。	1. 書面での備置き及び保存に加え、電磁的記録による備置き及び保存が可能である。	指導監査 Q&A 問25
指導監査	監査周期	問203	決算業務又は記帳代行業務を行う専門家が、財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援を行い支援業務実施報告書を提出した場合、所轄庁として監査周期の延長等を行うことは可能か。また、顧問契約等により会計又は税務の相談対応や指導業務を行う専門家の場合は可能か。	決算業務又は記帳代行業務(以下「決算業務等」)を行う専門家は、法人の会計処理上の判断や意思決定、計算書類等の作成に直接関与する者(以下「直接関与者」)と考えられる。直接関与者が「会計監査及び専門家による支援について」(平成29年4月27日付け社援基発0427第1号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知)の1の(2)による「専門家による支援」を行うことは、自らが関与した会計処理や計算書類等について、自らが関与した業務を自ら点検(以下「自己点検」)することとなり、法人との関係において客観的な立場により行ったものとならないため、所轄庁の指導監査の代替が可能となる法人の事務処理体制の向上に関する支援を行ったこととはならず、延長等を行うことは適当でない。 なお、顧問契約等により会計又は税務の相談対応や指導業務を行う専門家は、専門的な立場から見解を述べるのが主要な業務内容であり、間接的な関与に留まることが想定されるため、原則として自己点検には当たらず延長等を行うことは差し支えない。 ただし、直接関与者が法人業務の自己点検の一環として当該法人に対して支援を行うこと自体が否定されるものではない。	指導監査 Q&A(vol.2) 問1
指導監査	ガイドライン	問204	監事の報酬等について、定款又は評議員会の決議によって監事の報酬総額のみを定めるときは、その具体的な配分は、監事の協議により定めることとしているが、監事の報酬等の支給基準が評議員会の承認を受けて定められている場合、監事の報酬等の具体的な配分について評議員会の決議があったものとして、改めて監事の協議により、具体的な配分を決定する必要はないと理解してよいか。	お見込みのとおり。	指導監査 Q&A(vol.2) 問2
電子開示システム	電子開示システム	問205	社会福祉法人(以下、「法人」といいます。)が、財務諸表等電子開示システム(以下、「電子開示システム」といいます。)により、現況報告書、計算書類等を届け出た場合、システムにおいて公表される時期はいつか。	電子開示システムにより届け出た場合、現況報告書、計算書類等は、法人が所轄庁へ届出を行った後、概ね1週間程度でシステム上に公表されます。一方、社会福祉充実計画は、所轄庁にて財務諸表等入力シートの内容を確認(電子開示システムで確認処理を実施)した後、概ね1週間程度で公表されることになります。	システム Q&A 問1

## ○社会福祉法人制度改革Q&A(平成30年3月20日現在)

※ 本Q&Aは、既に発出済みのQ&Aを整理したのになります。

分野	区分	問番号	問	答	出典
電子開示システム	電子開示システム	問206	届出書類の届出先について、4月1日の時点ではA市が所轄庁だったが、届出を行う時点ではB県に所轄庁が変更になった。この場合はどちらに届出を行えばよいか。	一般的には、届出を行う時点の所轄庁であるB県に届出を行います。	システムQ&A 問2
電子開示システム	電子開示システム	問207	電子開示システムにより、所轄庁から、都道府県または厚生労働省に対して財務諸表等入力シートの提供を行った後に記載内容の誤りが確認された場合、どのように修正したらよいか。	都道府県(都道府県において承認済みの場合は、都道府県を通じて厚生労働省福祉基盤課)に対して、差異しの処理を行うよう依頼する必要があります。そのうえで、法人において入力シートの修正を行い、再度、届出又は提供の処理を行ってください。	システムQ&A 問3
電子開示システム	電子開示システム	問208	法令上、現況報告書の時点は毎年度4月1日とされているが、社会福祉法第45条の34第1項第2号に規定する役員等名簿についても同時点の内容とするべきか。	役員等名簿については、届出時点で作成する必要があります。なお、役員等名簿は、毎年度定時評議員会終了後、6月までに所轄庁に届け出ることとされている計算書類等と併せて届け出ることを想定しています。	システムQ&A 問4
電子開示システム	電子開示システム	問209	「母子生活支援施設」及び「婦人保護施設」を選択した場合、電子開示システム上で「非公表」の処理を行うとあるが、どの項目が非表示となるのか。	現況報告書記載要領P1【共通事項】に記載されているとおり、以下の項目については、システム上「非公表」の処理が行われます。 1. 法人基本情報 (1)都道府県区分(2)市町村区分(3)所轄庁区分(4)法人番号(8)主たる事務所の住所(9)主たる事務所の電話番号(10)主たる事務所のFAX番号(12)従たる事務所の住所  11. 前会計年度における事業等の概要 (1)社会福祉事業の実施状況③事業所の所在地(2)公益事業③事業所の所在地(3)収益事業③事業所の所在地	システムQ&A 問5
電子開示システム	電子開示システム	問210	「母子生活支援施設」及び「婦人保護施設」以外の施設で、施設所在地を公表することにより、利用者等の安全に支障をきたす恐れがある施設は、どのように記載すればよいか。	「母子生活支援施設」及び「婦人保護施設」以外の施設で、施設所在地を公表することにより、利用者等の安全に支障をきたす恐れがある施設(障害者グループホーム、DV被害者相談事業等)については、所在地情報等公表しない事項を空欄として届出を行ってください。なお、所轄庁として必要な情報については、電子開示システムとは別に法人から情報提供を受けて下さい。	システムQ&A 問6
電子開示システム	電子開示システム	問211	評議員全員の報酬等の総額には、アドバイザーとして法人と別に委託契約をしている場合、当該報酬額も含める必要があるのか。(記載要領2.(3-3)関係)	評議員としての報酬のみが対象となるため、含める必要はありません。	システムQ&A 問7
電子開示システム	電子開示システム	問212	所轄庁からの再就職状況は、法人の所轄庁が変更となった場合、変更前の所轄庁分も含めて記載するのか。(記載要領2.(3-4)等関係)	法人の所轄庁が変更となった場合についても、評議員・理事・監事に再就職した時点の所轄庁から再就職した場合は記載する必要があります。	システムQ&A 問8
電子開示システム	電子開示システム	問213	所轄庁からの再就職状況は、所轄庁退職後再就職するまでの期間が数年間空いたとしても「有」を選択する必要はあるか。(記載要領2.(3-4)等関係)	お見込みの通りです。	システムQ&A 問9
電子開示システム	電子開示システム	問214	理事全員の報酬等の総額は、職員給与を受けている理事が複数いる場合も記載する必要があるのか。(記載要領3.(3-12)関係)	職員給与を受けている者が1人の場合であって、個人の職員給与が特定されてしまう場合に職員給与額を含めずに理事報酬等の総額として差し支えないこととしています。一方、職員給与を受けている理事が複数いる場合は個人の職員給与が特定されないため、職員給与額を含めて理事報酬等の総額に記載する必要があります。	システムQ&A 問10
電子開示システム	電子開示システム	問215	理事全員の報酬等の総額は、前会計年度の理事に対して支出した実績額を記載することとなっているが、前会計年度の途中から職員としての給与を受けている者が理事になった場合、当該理事の職員としての給与はどこまで含めるのか。(記載要領3.(3-12)関係)	理事に就任した日以降に支給された職員としての給与を記載する必要があります。	システムQ&A 問11
電子開示システム	電子開示システム	問216	前会計年度における理事会への出席回数について、テレビ会議で理事会に出席した場合出席回数に含むのか。(記載要領3.(3-13)関係)	含めて記載する必要があります。	システムQ&A 問12
電子開示システム	電子開示システム	問217	「常勤専従」と「常勤兼務」の違いを教えてください。(記載要領6. 関係)	同一の法人又は施設内で複数の職務に従事しているかどうかにより違いが生じるものと考えています。例えば、本部職員兼施設長、施設長兼介護職員、看護職員兼機能訓練指導員、特養とショート施設の施設長の兼務などは「常勤兼務」と考えます。	システムQ&A 問13
電子開示システム	電子開示システム	問218	常勤換算数の計算方法を教えてください。(記載要領6. 関係)	例えば、一日8時間(週40時間)が施設の常勤の従業者が勤務すべき時間の場合、一週間のうち2日間は本部職員、3日間はA施設に勤務している職員の本部における常勤換算数は2×8=16時間、16時間÷40時間=0.4(常勤換算数)となりますので、法人本部職員における常勤換算数は0.4とし、施設・事業所職員の常勤換算数は0.6となります。	システムQ&A 問14
電子開示システム	電子開示システム	問219	中古物件を購入して利用している場合の建設年月日はいつを記載すればよいか。(記載要領11.(1)⑨ア関係)	当該物件の建設年月日を把握している範囲で記載してください。なお、正確な日付が不明な場合は空欄で差し支えありません。	システムQ&A 問15

注)出典事務連絡の略称について

○社会福祉法人が届け出る「事業の概要等」等の様式に関するQ&A(平成30年3月20日事務連絡)→「システムQ&A」

○「社会福祉充実計画の承認等に関するQ&A(vol.3)(平成30年1月23日付事務連絡)」→「充実計画Q&A」

○「社会福祉法人制度改革に伴う租税特別措置法第40条の適用に関するQ&A(平成29年1月24日付事務連絡)」→「租特Q&A」

○「社会福祉法人制度改革の施行に伴う定款変更に係る事務の取扱いについて(平成28年11月11日付事務連絡)」における「社会福祉法人制度改革の施行に伴う定款変更に関するQ&A」→「定款変更Q&A」

○社会福祉法人に対する指導監査に関するQ&A(vol.2)(平成29年9月26日事務連絡)→「指導監査Q&A(vol.2)」

○社会福祉法人に対する指導監査に関するQ&A(平成29年7月11日事務連絡)→「指導監査Q&A」

○「社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項について」等に関するQ&A(平成28年6月20日付事務連絡)(平成29年2月6日最終改訂)→「経営組織Q&A」

## 参考①(充実計画Q&A問29)

〈具体的なイメージ〉

(実際の建物の状況)

財産の名称	取得年度	減価償却累計額
建物A	1980	2 億円
建物付属設備A	2000	0.4 億円



(社会福祉充実残額算定シートにおける記載イメージ)

財産の名称	取得年度	減価償却累計額
建物A	1980	2.4 億円

※ 建物Aに係る「再取得に必要な財産(将来の建替に必要な費用)」は、2.4 億円×1.298 (1980年度の建設工事費デフレーター)×22%となる。

## 参考②(充実計画Q&A問36)

	大規模修繕等の工事に該当する例	大規模修繕等の工事に該当しない例 (施設の一部・応急的対応・メンテナンス行為)
外壁	<ul style="list-style-type: none"> <li>全面的なタイルの補修</li> <li>全面的なシール更新</li> <li>全面的な外壁塗装更新</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>剥落した一部タイルの補修</li> <li>割れた窓ガラスの交換</li> <li>外壁調査</li> </ul>
屋根 / 防水	<ul style="list-style-type: none"> <li>防水トップコートの更新</li> <li>バルコニー防水/シート更新</li> <li>屋根面の塗装更新</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>破損した防水の部分的な補修</li> <li>屋根の塗装剥落部分の補修</li> </ul>
内装	<ul style="list-style-type: none"> <li>居室・トイレ・浴室等のリニューアル</li> <li>事務室のOAフロア化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一部クロス剥離の補修</li> <li>濡水した部分のみの天井の補修</li> <li>扉の開閉不良の調整</li> </ul>
電気	<ul style="list-style-type: none"> <li>地上デジタルTV設備の導入</li> <li>照明設備のLED化</li> <li>受電設備のトランス更新</li> <li>施設内通信設備の導入</li> <li>電気容量の増強</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>管球の交換</li> <li>一部コンセントの不良補修</li> <li>事務室内LAN・電話の敷設</li> </ul>
空調	<ul style="list-style-type: none"> <li>空調熱源の更新(個別空調化)</li> <li>空調配管の更新</li> <li>中央監視設備の更新</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>空調配管の濡水部分のみの補修</li> <li>空調機等の故障部分のみの修理</li> <li>空調機オーバーホール</li> <li>フィルター/ダクト清掃</li> </ul>
給排水	<ul style="list-style-type: none"> <li>給湯器の更新(電化等含む)</li> <li>給水/給湯ポンプの更新</li> <li>排水管のライニング更新</li> <li>トイレの増設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>排水管清掃</li> <li>水栓金物の濡水補修</li> </ul>
EV等昇降機	<ul style="list-style-type: none"> <li>エレベーター巻上機/制御盤/かごの更新</li> <li>ダムウェーターの更新</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>エレベーターの定期保守・メンテナンス</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>厨房設備の更新</li> <li>インターホン・ICカード等セキュリティ対策工事</li> <li>エントランスへのスロープの設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ベッド・家具等の取替え</li> <li>外構植栽の剪定</li> </ul>

### 参考③(充実計画Q&A問55)

	事例	考え方	適否
①	既存建物の修繕（附属設備の更新含む。）	○ 修繕により、建物内外の機能向上が図られ、利用者等に対するサービスの向上にも資する内容となっている場合には、可。 （単なる現状復旧のための修繕・補修費用など、サービスの向上に影響を及ぼさない場合は不可。）	△
②	太陽光パネルの設置等省エネ設備の整備	○ 省エネ設備の整備により、経営の安定化や設備の機能向上が図られ、利用者等に対するサービスの向上にも資する内容となっている場合には、可。 （単に消費電力が省力化するなど、サービスの向上に影響を及ぼさない場合は不可。）	△
③	倉庫の建替	○ 倉庫の建替に併せて、災害時用の備蓄品の備蓄を行うなど、利用者等に対するサービスの向上にも資する内容となっている場合には、可。	△
④	将来の不動産取得等のための積立て・資産運用	○ 計画実施期間中において、利用者等に対するサービスの向上が図られるとは言えないとともに、事業費として外部に支出がなされていないことから、不可。	×
⑤	将来的に事業を実施するための不動産取得	○ 計画実施期間中において、利用者等に対するサービスの向上が図られるとは言えないことから、不可。 （計画実施期間中に、不動産取得に加え、事業の開始までが予定されていれば可。）	×
⑥	現に有償又は無償賃借をしている事業用不動産の全部取得	○ 法人による事業運営の安定性の向上に資するものであり、結果的に利用者等も利益を享受できることから、可。	○
⑦	現に有償又は無償賃借をしている事業用不動産の一部取得 ※ 現に賃借をしている土地の一部のみ取得するような場合	○ 提供されるサービス内容に何ら影響を及ぼさないことから、不可。 （一部取得と併せて、増改築等を行うことにより、併せて建物の機能向上等を図る場合には、可。）	×
⑧	送迎車両の更新	○ 建物とは異なり、利用者等に対するサービスの向上が図られるとは言えないことから、不可。 （再取得に必要な費用は控除対象財産として控除済み。ただし、電動リフト搭載車に変更するなど、サービスの向上に資する更新となっている場合には、可）	×
⑨	送迎車両の台数の増加	○ 送迎車両の台数の増加により、送迎回数が増加するなど、利用者等の利便性の向上に資する内容となっている場合には、可。	△
⑩	駐車場の拡張	○ 職員の通勤効率化、家族との交流の活性化などに資する内容となっている場合には、可。	△
⑪	会議室の設置	○ ケアカンファレンスの活性化などにより、利用者等に対するサービスの質の向上に資する内容となっている場合には、可。	△
⑫	防災・防犯設備の導入	○ 利用者等の安全確保に資することから、可。	○
⑬	建物の耐震化診断	○ 現行の耐震化基準導入以前に建設された建物について、現行の基準を満たしているか不明な場合に診断を行うことは、利用者等の安全確保に資することから、可。	○
⑭	従業員向けの退職金等に係る保険加入や給食の実施等福利厚生の実施	○ 職員の処遇改善に資することから、可。	○
⑮	会計監査や内部統制向上支援、事務処理体制向上支援の実施	○ 法人による事業運営の安定性の向上に資するものであり、結果的に利用者等も利益を享受できることから、可。	○
⑯	第三者評価の受審	○ 利用者等に対するサービスの質の向上に資することから、可。	○

参考④(充実計画Q&A問65)

平成30年度～平成34年度 社会福祉法人〇〇 社会福祉充実計画

1. 基本的事項

会計年度別の社会福祉充実残額の推移 (単位:千円)	残額総額 (平成29年度末現在)	1か年度目 (平成30年度末現在)	2か年度目 (平成31年度末現在)	3か年度目 (平成32年度末現在)	4か年度目 (平成33年度末現在)	5か年度目 (平成34年度末現在)	合計	社会福祉充実事業未充当額 0千円
	200,000千円	200,000千円	200,000千円	200,000千円	200,000千円	0千円		
うち社会福祉充実事業費(単位:千円)		0千円	0千円	0千円	0千円	▲200,000千円	▲200,000千円	
本計画の対象期間	平成30年9月1日～平成35年2月10日							

2. 事業計画

実施時期	事業名	事業種別	既存・新規の別	事業概要	施設整備の有無	事業費
5か年度目	〇〇事業				有	500,000千円
小計						500,000千円
合計						500,000千円

4. 資金計画

事業名	事業費内訳	1か年度目	2か年度目	3か年度目	4か年度目	5か年度目	合計
〇〇事業	計画の実施期間における事業費合計					500,000千円	500,000千円
	社会福祉充実残額補助金					200,000千円	200,000千円
	借入金						
	事業収益						
	その他					300,000千円	300,000千円

5. 事業の詳細

事業費積算 (概算)	〇〇施設建設費用 500,000千円
	合計 500,000千円(うち社会福祉充実残額充当額 200,000千円)

## 参考⑤(充実計画Q&A問68)

(文書番号)  
平成〇年〇月〇日

〇〇〇都道府県知事  
又は 殿  
〇〇〇市市長

(申請者)  
社会福祉法人 〇〇〇  
理事長 〇〇 〇〇

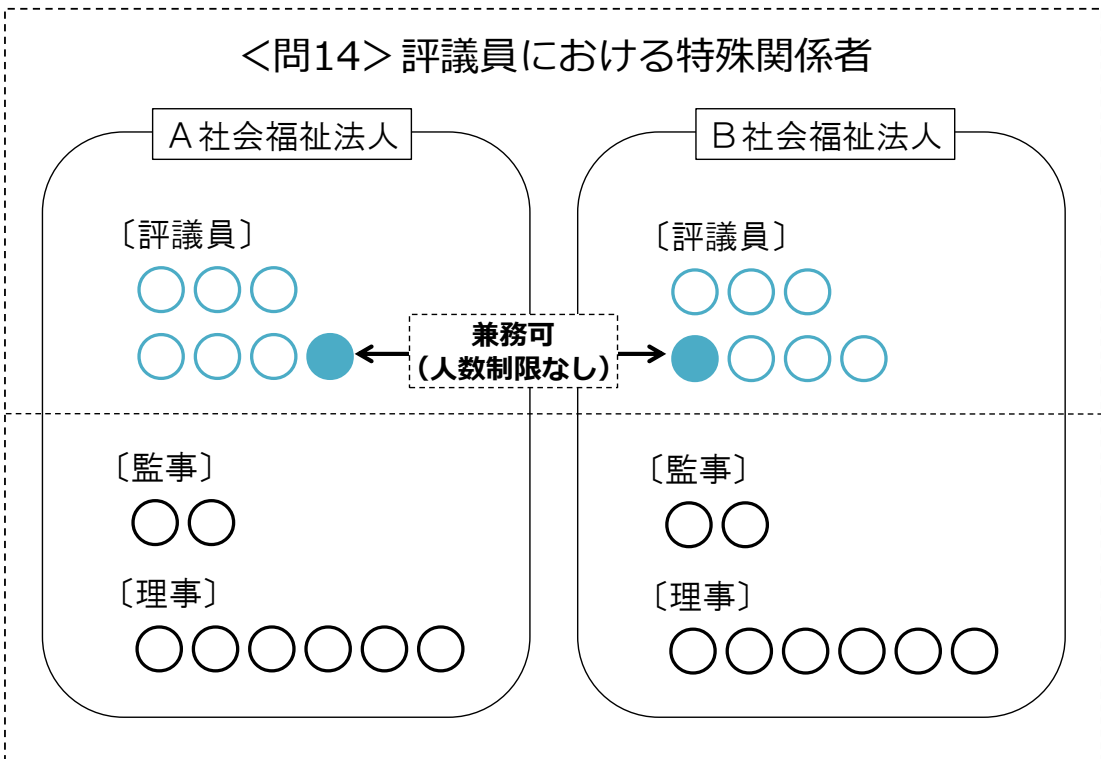
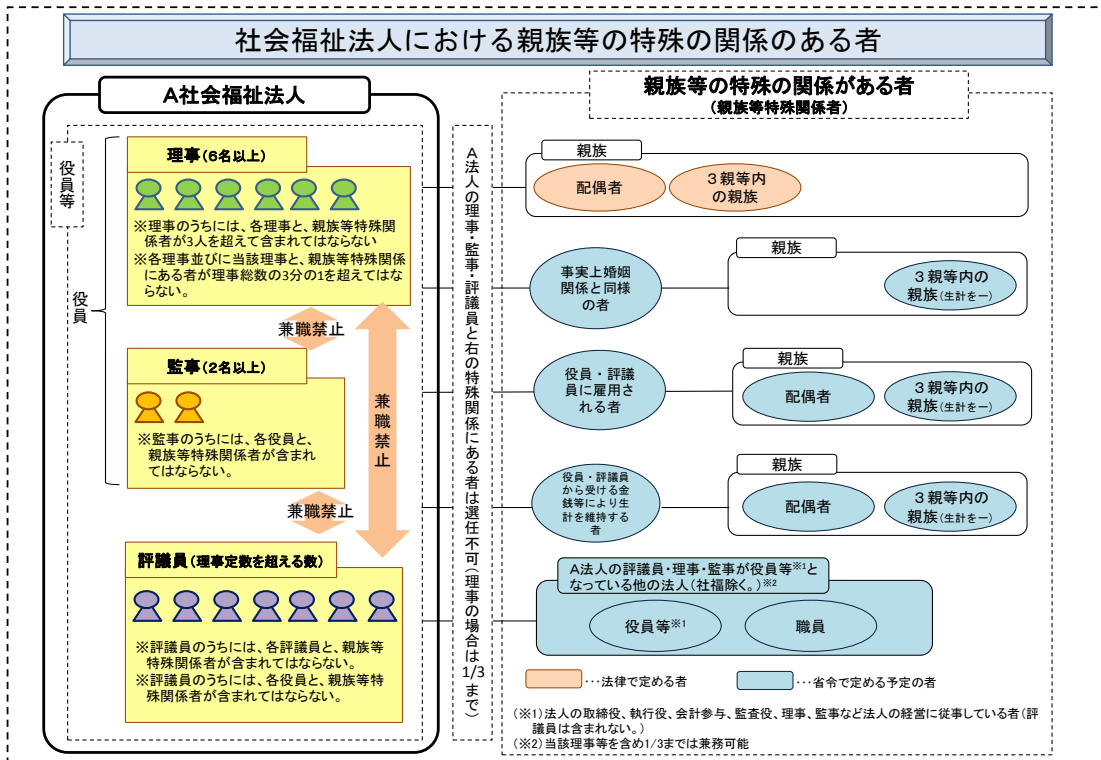
### 承認社会福祉充実計画の変更に係る承認申請及び届出について

平成〇〇年〇月〇日付け(文書番号)により、貴庁より承認を受けた社会福祉充実計画について、別添のとおり変更を行うこととしたので、社会福祉法第55条の3第1項の規定に基づき、貴庁の承認を申請するとともに、同法同条第2項の規定に基づき、貴庁に届出を行う。

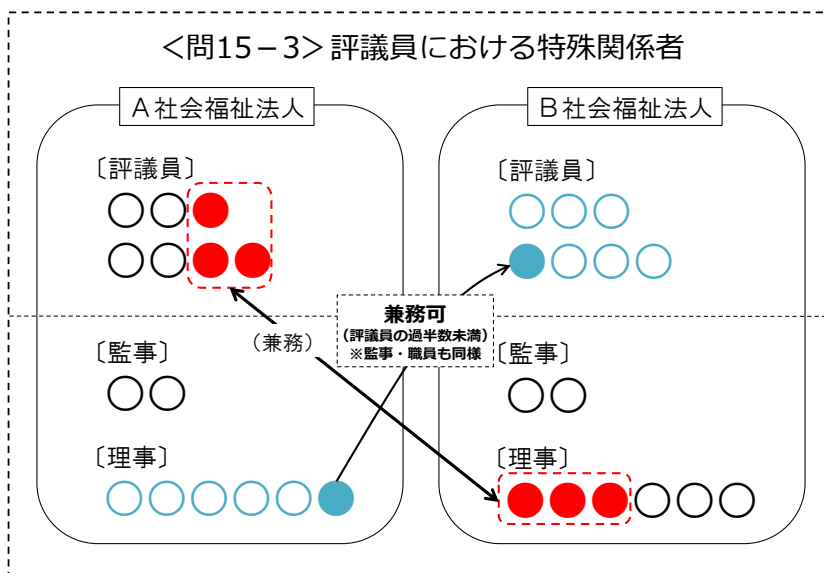
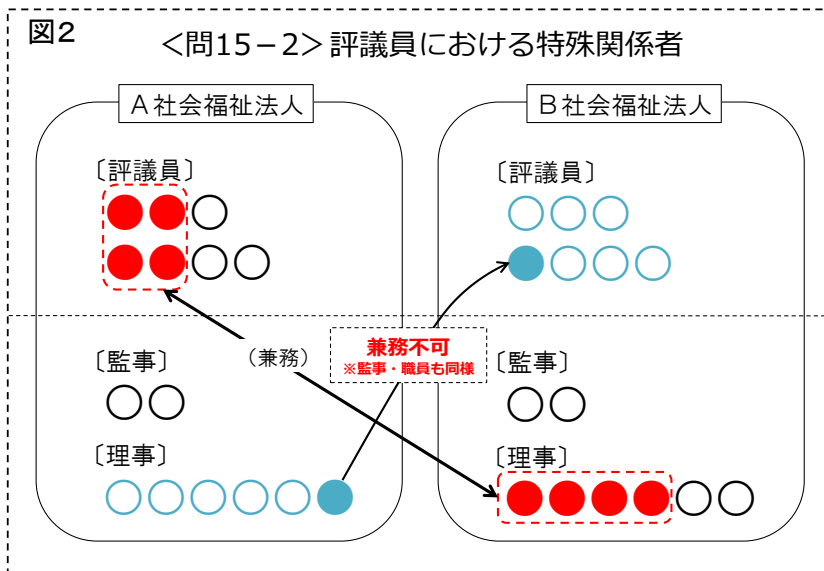
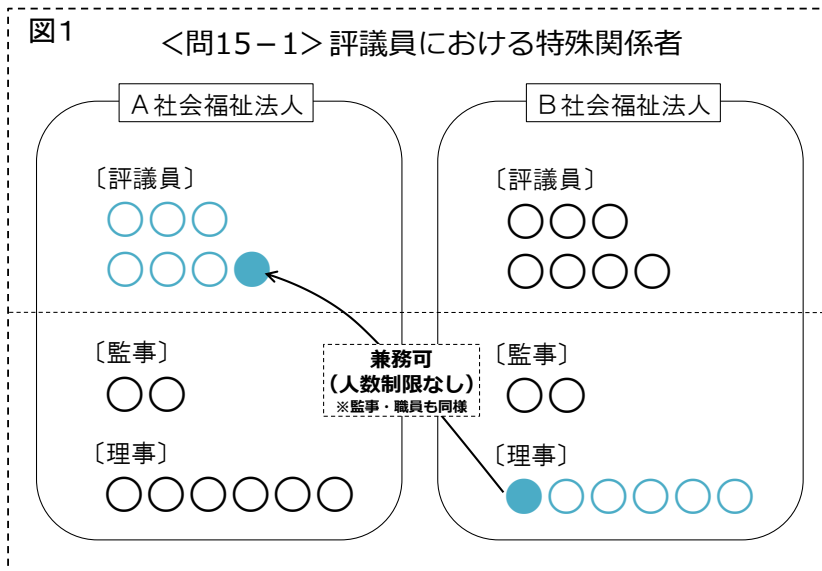
#### (添付資料)

- ・ 変更後の平成〇年度～平成〇年度社会福祉法人〇〇〇社会福祉充実計画  
(注)変更点を赤字とする、新旧対照表を添付するなど、変更点を明示するとともに、承認申請事項と届出事項が容易に判別できるよう、変更箇所の文末に「(承認申請事項)」又は「(届出事項)」を付すこと。
- ・ 社会福祉充実計画の変更に係る評議員会の議事録(写)
- ・ 公認会計士・税理士等による手続実施結果報告書(写)
- ・ 社会福祉充実残額の算定根拠
- ・ その他社会福祉充実計画の記載内容の参考となる資料

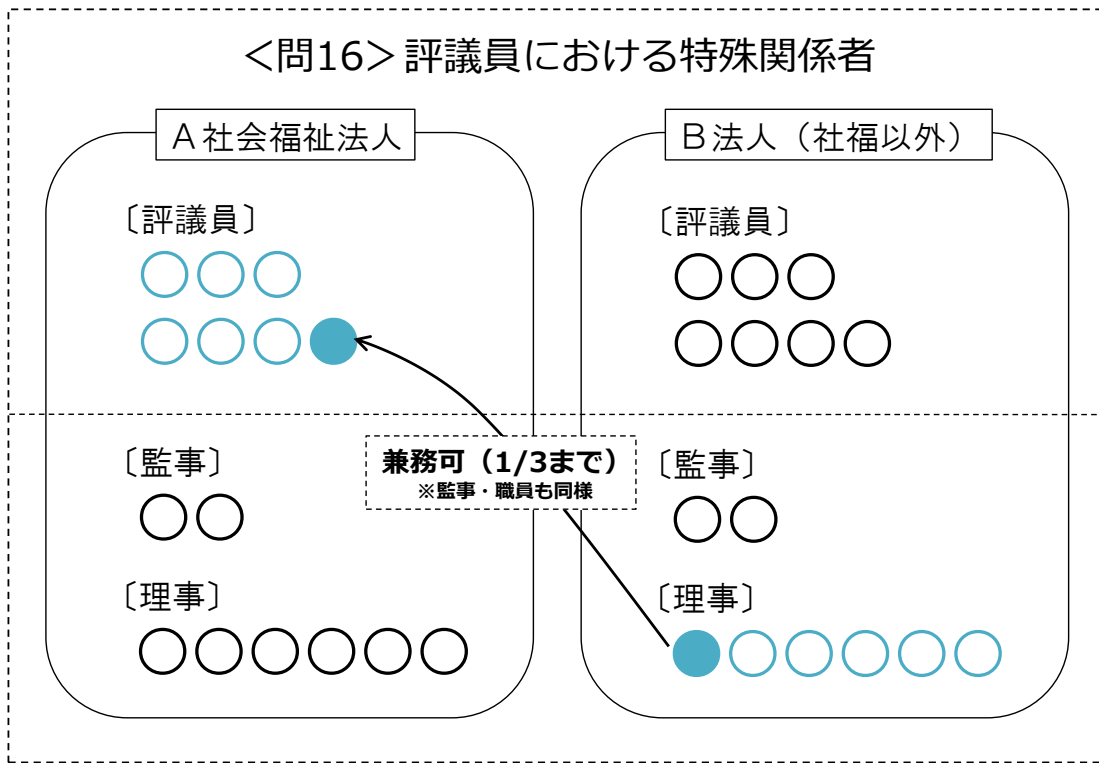
参考⑥(経営組織Q&A問14)



参考⑦(経営組織Q&A問15)



参考⑧(経営組織Q&A問16)



V 社会福祉法人における入札契約等の  
取扱いについて

(令和8年3月17日厚生労働省  
社会・援護局福祉基盤課長等通知)



改正後全文

雇児総発0329第1号

社援基発0329第1号

障企発0329第1号

老高発0329第3号

平成29年3月29日

(最終改正：令和8年3月17日)

都道府県  
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿  
中核市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長

社会・援護局福祉基盤課長

社会・援護局障害保健福祉部企画課長

老健局高齢者支援課長

( 公 印 省 略 )

### 社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて

社会福祉法人における契約等の取扱いについては、「社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて」(平成12年2月17日付け社援施第7号厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課長、社会・援護局企画課長、社会・援護局施設人材課長、老人保健福祉局老人福祉計画課長、児童家庭局企画課長連名通知。以下「旧通知」という。)により行われているところであるが、社会福祉法等の一部を改正する法律(平成28年法律第21号)により、経営組織のガバナンスの強化、事業運営の透明性の向上、財務規律の強化等が図られることで、適正かつ公正な支出管理が自律的に確保できる法人体制となることを踏まえ、事前及び事後の確認により適正な契約を担保することとし、次のとおり、社会福祉法人における入札契約等の取扱いを見直し、平成29年4月1日より適用することといたしました。また、旧通知については、同日をもって廃止します。

各都道府県、指定都市及び中核市におかれましては、本通知の内容等を御了知いただき、各社会福祉法人に周知いただくとともに、都道府県におかれましては、貴管内の市(指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。)に対して周知いただきますようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の9第1項及び第3項の規定に基づき都道府県又は市(特別区を含む。)が法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準として発出するものであることを申し添えます。

記

## 1 入札契約関係について

各法人の行う入札契約については、法人運営の一層の明確化を図るため、随意契約及び競争契約についての基準を示してきたところであるが、その重要性はいまだ変わるものではなく、今後、各法人の策定する経理規程についても、以下の事項を踏まえ、明確に規定すること。

- (1) 理事長が契約について職員に委任する場合は、その委任の範囲を明確に定めること。
- (2) 契約に関する具体的事務処理を契約担当者以外の職員に行わせることは差し支えないこと。
- (3) 随意契約によることができる場合の一般的な基準は次のとおりとする。

ア 売買、賃貸借、請負その他の契約でその予定価格が別表に掲げる区分に応じ同表右欄に定める額を超えない場合（各法人において、別表に定める額より小額な基準を設けることは差し支えないこと）

イ 契約の性質又は目的が競争入札に適さない場合

- ① 不動産の買入れ又は借入れの契約を締結する場合
- ② 特殊な技術、機器又は設備等を必要とする工事で、特定の者と契約を締結しなければ契約の目的を達成することができない場合
- ③ 既設の設備の密接不可分の関係にあり、同一施工者以外の者に施工させた場合、既設の設備等の使用に著しい支障が生じる恐れがある設備、機器等の増設、改修等の工事を行う場合
- ④ 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができない場合
- ⑤ 契約の目的物が代替性のない特定の位置、構造又は物質である場合
- ⑥ 日常的に消費する食料品や生活必需品の購入について、社会通念上妥当と認められる場合

ウ 緊急の必要により競争に付することができない場合

- ① 電気、機械設備等の故障に伴う緊急復旧工事を行う場合
- ② 災害発生時の応急工事及び物品購入等を行う場合
- ③ メチシリン耐性黄色ブドウ球菌（MRSA）等の感染を防止する消毒設備の購入など、緊急に対応しなければ入所者処遇に悪影響を及ぼす場合

エ 競争入札に付することが不利と認められる場合

- ① 現に契約履行中の工事に直接関連する契約を現に履行中の契約者以外の者に履行させることが不利である場合
- ② 買入れを必要とする物品が多量であって、分割して買入れなければ売惜しみその他の理由により価格を騰貴させる恐れがある場合
- ③ 緊急に契約をしなければ、契約する機会を失い、又は著しく不利な価格をもって契約をしなければならない恐れがある場合
- ④ ただし、予定価格が1,000万円を超える施設整備及び設備整備を行う場合は、前記②及び③の適用は受けない。

オ 時価に比して有利な価格等で契約を締結することができる見込みのある場合

- ① 物品の購入に当たり、特定の業者がその物品を多量に所有し、しかも他の業者が所有している当該同一物品の価格に比して有利な価格でこれを購入可能な場合
- ② 価格及びその他の要件を考慮した契約で他の契約よりも有利となる場合
- ③ ただし、予定価格が1,000万円を超える設備整備を行う場合は、前記①及び②の適用は受けない。

カ 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいない場合（契約保証金及び履行期限を除き、最初競争に付するときに定めた予定価格その他条件

を変更することはできないこと)

キ 落札者が契約を締結しない場合（落札金額の制限内での随意契約であるとともに、履行期限を除き、最初競争に付するとき定めた条件を変更することはできないこと）

(4) 価格による随意契約（(3) アの契約をいう。）は、3 社以上の業者から見積もりを徴し比較するなど、適正な価格を客観的に判断すること。ただし、契約の種類に応じて、下記の金額を超えない場合には、2 社以上の業者からの見積もりで差し支えないこと。

- ・ 工事又は製造の請負：400 万円
- ・ 食料品・物品等の買入れ：300 万円
- ・ 上記に掲げるもの以外：200 万円

また、見積もりを徴する業者及びその契約の額の決定に当たっては、公平性、透明性の確保に十分留意することとし、企画競争等を行うことが望ましいこと。

なお、継続的な取引を随意契約で行う場合には、その契約期間中に、必要に応じて価格の調査を行うなど、適正な契約の維持に努めること。

(5) 予定価格の定め方は次のとおりとする。

ア 予定価格は、競争入札に付する事項の価格の総額について定めなければならない。ただし、一定期間継続してする製造、修理、加工、売買、供給、使用等の契約で、燃料の契約など品質、価格が安定していて、契約を反復して締結する必要がないものなどは、単価についてその予定価格を定め、見込み数量を勘案した総額をもって決定することができる。

イ 予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、前年度の実績や当該年度の予算を参考に取引の実例価格、需要の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない。

なお、施設整備などの契約の場合は、設計事務所に意見を徴するなどにより予定価格を定めるものとする。

(6) 施設整備に係る契約については、平成 13 年 7 月 23 日付雇児発第 488 号・社援発第 1275 号・老発第 274 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知「社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について」に変更を加えるものではない。

また、「社会福祉施設等施設整備費の国庫補助について」（厚生労働事務次官通知）等に係る施設整備に係る契約については、交付の条件によること。

(7) 会計監査に係る契約については、(3) から (5) までにかかわらず、随意契約が可能であること。

具体的には、複数の会計監査人候補者から提案書等を入手し、法人において選定基準を作成し、提案内容について比較検討のうえ、選定すること。なお、価格のみで選定することは適当ではないこと。

また、複数の会計監査人候補者から提案書等を入手するにあたっては、日本公認会計士協会のホームページにおいて公表されている公会計協議会社会保障部会の部会員リストを参考資料として活用できること。

(8) 重要な契約については、法第 45 条の 13 第 4 項に基づき、理事会において決定するとともに、理事長及び業務執行理事は、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号。以下「法」という。）第 45 条の 16 第 3 項に基づき、契約結果等を理事会に報告しなければならないこと。

## 2 計算書類等の扱いについて

会計帳簿については、法第 45 条の 24 に基づき、適時に正確な会計帳簿を作成するとともに、会計帳簿の閉鎖の時から 10 年間、会計帳簿及び事業に関する重要な資料を保存しなければならないこと。また、契約に係る証憑書類についても、同様に保存すること。

計算書類については、法第 45 条の 27 に基づき、毎会計年度終了後 3 月以内に計算書類及び附属明細書を作成するとともに、計算書類を作成した時から 10 年間、計算書類及び附属明細書を保存しなければならないこと。

財産目録については、法 45 条の 34 に基づき、毎会計年度終了後 3 月以内に作成するとともに、5 年間保存しなければならないこと。

### 別 表

区分	金額
会計監査を受けない法人	1,000 万円
会計監査を受ける法人 ※会計監査人設置法人及び会計監査人を設置せずに公認会計士又は監査法人による会計監査を受ける法人	法人の実態に応じて、下記金額を上限に設定 (上限額) ・ 建築工事：20 億円 ・ 建築技術・サービス：2 億円 ・ 物品等：3,000 万円

Ⅵ 社会福祉法人による「地域における  
公益目的な取組」の推進について

(平成30年1月23日厚生労働省  
社会・援護局福祉基盤課長通知)



社援基発 0123 第 1 号  
平成 30 年 1 月 23 日

都道府県  
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿  
中核市

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長  
（ 公 印 省 略 ）

社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の推進について

社会福祉法人（以下「法人」という。）による「地域における公益的な取組」については、平成 28 年に成立した社会福祉法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 21 号）による改正後の社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号。以下「法」という。）第 24 条第 2 項の規定に基づき、平成 28 年 4 月から、当該取組の実施が法人の責務として位置付けられたところです。

厚生労働省においては、子ども、高齢者、障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる地域共生社会の実現を目指し、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる地域づくりへの支援とともに、複合化・複雑化した課題を包括的に受け止める総合的な相談支援体制づくりを進めています。

こうした中、法人においては、これまでに培ってきた福祉サービスに関する専門性やノウハウ、地域の関係者とのネットワーク等を活かしながら、「地域における公益的な取組」の実践を通じて、こうした地域づくりと連携し、積極的に貢献していくことが期待されています。

このような状況を踏まえ、「地域における公益的な取組」については、法人がより一層取り組みやすいものとし、もって地域の実情に応じた福祉サービスの更なる充実を図ることができるよう、当該取組に係る運用について、下記のとおり解釈を明確化することとしたので、御了知の上、管内市区町村又は関係団体への周知等よろしくお取り計らい願います。

なお、本通知の施行により、「社会福祉法人の「地域における公益的な取組」について」（平成 28 年 6 月 1 日付け社援基発 0601 第 1 号当職通知）は廃止しま

す。

また、本通知のうち、4の規定については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9第1項及び第3項の規定に基づく都道府県及び市（特別区を含む。）が法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準として発出することを申し添えます。

## 記

### 1. 「地域における公益的な取組」の実施に係る責務の趣旨

法人は、地域住民が抱える多様な福祉ニーズ（以下「地域ニーズ」という。）に対応するため、社会福祉事業の運営を主たる目的として設立されるものであるが、法人の経営組織や財務規律に関して必要な規制が行われる一方で、法人として税制上の優遇措置を受けているほか、社会福祉事業等の事業費として支払われる介護報酬や措置費、委託費等については、税や保険料等の公費によって賄われている。

こうした法人の公益的性格に鑑みると、自らが行う事業の利用者（以下「利用者」という。）の福祉ニーズを的確に把握し、これに対応することのみならず、少子高齢化、人口減少社会等の社会情勢の変化を踏まえつつ、既存の社会保障制度や社会福祉制度では対応が困難な地域ニーズを積極的に把握し、地域の関係機関との連携や役割分担を図りながら、新たな地域ニーズに対して積極的に対応していくことが求められている。

「地域における公益的な取組」の実施に係る責務は、このような認識の下、全ての法人に課されるものであるが、法人に対して画一的かつ特定の取組の実施を促すものではなく、法人が、保有する資産や職員（以下「資産等」という。）の状況、地域ニーズの内容、地域における他の社会資源の有無などを踏まえつつ、その自主性、創意工夫に基づき取り組むべきものであり、当該取組の実施を通じて、地域に対し、法人が自らその存在価値を明らかにしていくことが重要である。

一方、法人は、社会福祉事業の運営を主たる目的とすることから、「地域における公益的な取組」の実施に当たっては、社会福祉各法に基づく各種基準等を満たしつつ、法人が現に運営する社会福祉事業に支障を及ぼすことのないようにすることが必要である。

なお、「地域における公益的な取組」により、行政が主体となって実施する又は実施しようとする事業を単に代替させるようなことがあってはならず、

法人が、当該事業とは異なる新たな取組を創出することにより、地域における支援体制が重層化され、地域における課題解決力の向上が図られることを期待するものである。

## 2. 「地域における公益的な取組」の内容

### (1) 法第 24 条第 2 項に規定する要件

「地域における公益的な取組」は、法第 24 条第 2 項に規定するとおり、次の①から③までの 3 つの要件の全てを満たすことが必要である。

- ① 社会福祉事業又は公益事業を行うに当たって提供される福祉サービスであること
- ② 対象者が日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者であること
- ③ 無料又は低額な料金で提供されること

### (2) 「社会福祉事業又は公益事業を行うに当たって提供される福祉サービス」の考え方について

「地域における公益的な取組」は、「社会福祉事業又は公益事業を行うに当たって提供される福祉サービス」であるが、これは、原則として、社会福祉を目的とする取組を指すものである。

したがって、地域ニーズを踏まえ、公費を受けずに、新たな社会福祉事業又は公益事業（法第 55 条の 2 第 4 項第 2 号に規定する地域公益事業を含む。）（以下「社会福祉事業等」という。）を実施する場合や既存の社会福祉事業等のサービス内容の充実を図る場合等がこの要件に該当するものである。

ただし、地域共生社会の実現に向けた地域づくりを進めていく観点からは、地域住民がそれぞれの立場から、地域社会に参加し、協働していくことが重要であることから、行事の開催や環境美化活動、防犯活動など、取組内容が直接的に社会福祉に関連しない場合であっても、地域住民の参加や協働の場を創出することを通じて、地域住民相互のつながりの強化を図るなど、間接的に社会福祉の向上に資する取組であって、当該取組の効果が法人内部に留まらず地域にも及ぶものである限り、この要件に該当する。

また、ここでいう「福祉サービス」には、法人の定款に基づく事業として行われるものに限らず、月に 1 回の行事の開催など、必ずしも恒常的に行われない取組も含まれる。さらに、災害時に備えた福祉支援体制づくりや関係機関とのネットワーク構築に向けた取組など、福祉サービスの充実を図るための環境整備に資する取組も含まれるものである。

(3) 「日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者」の考え方について

「地域における公益的な取組」は、「日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者」を対象としているが、これは、原則として、利用者以外の者であって、地域において、心身の状況や家庭環境、経済状況等により支援を必要とするものを指すものである。

ただし、地域共生社会の実現に向けた地域づくりを進めていく観点からは、地域の様々な資源を活用し、現に支援を必要とする者のみならず、現在、支援を必要としない者であっても、将来的に支援を必要とする状態となった場合に適切に支援につながるような環境や状態を構築するという視点も重要である。したがって、「日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者」には、自立した日常生活を営んではいるものの、単身で地域との関わりがない高齢者など、現に支援を必要としていないが、このままの状態が継続すれば、将来的に支援を必要とする可能性の高い者も含まれるものであり、「地域における公益的な取組」には、これらの者に対する予防的な支援を行う取組も含まれるものである。

また、直接的にこれらの者を対象としていない場合であっても、地域住民に対する在宅での介護技術研修の実施やボランティアの育成など、間接的にこれらの者の支援に資する取組も含まれるものである。

(4) 「無料又は低額な料金で提供されること」の考え方について

「地域における公益的な取組」は、「無料又は低額な料金」で実施することとしているが、これは、原則として、法人が現に保有する資産等を活用することにより、取組の対象者から、通常要する費用を下回る料金を徴収し、又は料金を徴収せずに実施することを指すものである。

したがって、当該取組の実施に当たって、国又は地方公共団体から全額の公費負担がある場合には、この要件に該当しないが、このような場合であっても、法人による資産等を活用した追加のサービスが行われていれば、この要件に該当する。

(5) その他

「地域における公益的な取組」は、法人が単独で行わなければならないものではなく、複数の法人で連携して行うことも差し支えない。

また、単に資金の拠出、建物等、法人が保有する資産の貸し出しのみでは、当該取組に該当するとは言えず、地域ニーズの把握から取組の企画、

実施までの一連のプロセスに法人の役職員が実質的に関与することが必要である。

さらに、当該取組については、社会情勢の変化等に伴う地域ニーズの変化に応じて、求められる内容も変化していくことから、地域協議会や地域福祉計画策定委員会等の場を活用すること等を通じて、定期的に地域住民等の意見を聴取し、当該取組の実施状況について検証を行った上で、その結果を踏まえ、必要に応じて取組内容の充実や見直しを行っていくことが重要である。

### 3. 定款上の位置付けについて

「地域における公益的な取組」のうち、恒常的に行われるものではない取組については、定款の変更は不要である。

また、公益事業のうち、規模が小さく社会福祉事業と一体的に行われる事業についても「社会福祉法人の認可について」（平成12年12月1日付け障第890号・社援第2618号・老発第794号・児発第908号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知）に規定のとおり、定款の変更は不要である。

### 4. 所轄庁の役割について

「地域における公益的な取組」は、法人が地域ニーズを把握し、自らの保有する資産等の状況なども勘案しながら、法人の自主的な判断の下、行われることが重要であり、また、当該取組の是非は地域において評価されるべきものであることから、所轄庁は、法人に対し、特定の事業の実施を強制するような指導を行わないことは当然であるが、当該取組の内容が関係法令に明らかに違反するものでない限り、その適否を判断し、指導は行わないこと。

ただし、法人の資産等に明らかに余力があるにも関わらず、当該取組を全く実施していない場合や、地域において同様の取組が供給過剰となっている場合などの状況を把握した場合には、当該取組の実施や取組内容の変更を助言するものとする。

また、所轄庁においては、地域協議会等の開催などを通じ、法人が円滑に地域ニーズを把握できるような場を提供するとともに、管内の法人の取組状況を把握し、好事例を周知することなどを通じて、地域において、法人の取組を促す環境整備を進めていくよう努めること。



VII 税額控除に係る証明事務  
～申請の手引き～



# 税額控除に係る証明事務

## ～申請の手引き～

厚生労働省社会・援護局

福祉基盤課

2016年4月1日

# I 総論

## 1. 税額控除制度について

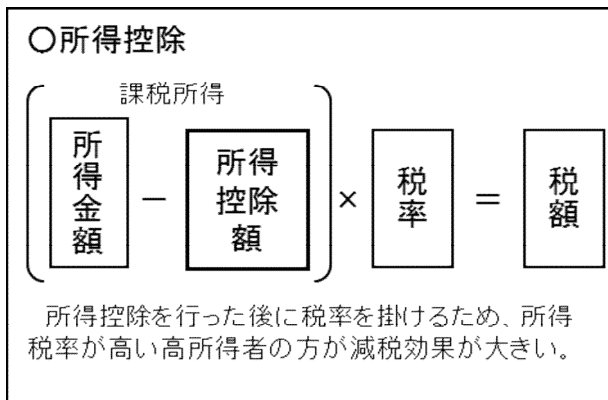
### (1) 税額控除とは

個人が、社会福祉法人へ寄附金を支出した場合、所得控除制度又は税額控除制度（当該法人が税額控除証明を取得している場合）の適用を受けることができます。

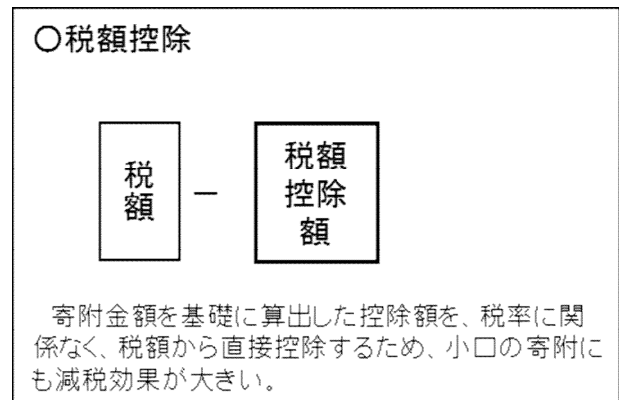
このうち、税額控除制度は、一定の要件を満たし、所轄庁の証明を受けた社会福祉法人へ寄附金を支出した場合、当該寄附金について税額控除制度の適用を受けることができます。

税額控除制度は、所得控除制度に比べ、特に小口の寄附金支出者への減税効果が高いことが特徴です。減税効果が高まる結果、これまで以上に多くの寄附金を支出される寄附者や、新たに寄附金を支出される方が増えることにより、社会福祉法人の寄附金収入が拡大することが見込まれます。

（これまでの寄附金控除制度）



（新たな寄附金控除制度）



### (2) 具体の税額控除額の算出式

個人が支出した寄附金について、確定申告時に税額控除制度の適用を選択した場合、以下の算式により算出された額が、所得税額から控除されます。

$$\left[ \text{税額控除対象寄附金}(\ast 1) - 2,000\text{円} \right] \times 40\% = \text{控除対象額}(\ast 2)$$

この額が、所得税額から控除されます。

※1 税額控除対象寄附金：税額控除対象法人への寄附金額

注：寄附金支出額が、総所得金額等の40%に相当する金額を超える場合には、40%に相当する額が税額控除対象寄附金となります。

※2 控除対象額は、所得税額の25%を限度とします。

## 2. 平成 28 年度の税制改正について

### (1) 概要

平成 28 年度の税制改正大綱において、社会福祉法人等（※）に寄附した場合の税額控除制度について、その適用の可否を判定するパブリック・サポート・テストの要件のうち、年平均の判定基準寄附者数が 100 人以上であることとする要件が以下のとおり緩和されました。

※ 「社会福祉法人等」には、社会福祉法人の他に公益社団法人、公益財団法人、学校法人・準学校法人、更生保護法人が該当しています。

### (2) 改正の内容

税額控除の対象法人となるためには、次の(1)及び(2)の要件を満たす必要があり、(1)①の要件が緩和されました。

#### 【改正前の要件】

(1)「市民との関わり合い」の基準として次の①②のいずれかの要件を満たす必要がある。

① 3,000円以上の寄附者が年100人以上いること。

② 寄附金が収入の5分の1以上であること

(2)「運営の透明性」の基準としての情報公開要件

- ・役員名簿等の書類を据え置き、閲覧の請求に対応すること
- ・寄附者名簿を作成し保存すること

#### 【改正後の要件】 (1)②及び(2)の要件は現行と同じ。

- ・社会福祉事業に係る費用の額の合計額が1億円に満たない場合には、その社会福祉事業に係る費用の額の合計額を1億で除した数に100を乗じた数(最低10人)以上(※)
- ・寄附金の額の年平均の金額が30万円以上

(※)例えば、社会福祉事業に係る費用の額の合計額が1,000万円の法人は、 $10人 \left( \frac{1,000万円}{1億円} \times 100 \right)$ 以上の寄附が必要。

## 3. パブリック・サポート・テスト要件について

### (1) パブリック・サポート・テスト要件

実績判定期間（※P3（注1）参照）において、以下の2つの要件のうち、いずれかを満たす必要があります。

#### <絶対値要件（要件1）>

3,000円以上の寄附金を支出した者（判定基準寄附者数）が、平均して年に100人以上いること。

ただし、以下の①、②のいずれかの場合には当該事業年度の判定基準寄附者数は、それぞれ（ア）のとおり計算し、かつ（イ）の要件を満たすこと。※ ①、②のいずれの場合にも該当する事業年度は、いずれか多い判定基準寄附者数を満たすこと。

- ① 実績判定期間内に、設置する保育所等の定員等の総数（※P4（注2）参照）が5,000人未達の事業年度がある場合（保育所等の定員等の総数が0の場合を除く。）



<実績判定期間について>

- 設立後間もなく、活動実績が5年に満たない法人は、法人設立の日から直前に終了した事業年度終了日までが実績判定期間となります。

(注2) <絶対値要件(要件1)>①における、設置する保育所等の定員数等の総数

- ① 「設置する保育所等の定員等の総数」の「設置する保育所等」とは、次に掲げる施設を指します。
- ア 学校(学校教育法第1条に規定する学校及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園)、専修学校及び各種学校
  - イ 障害児通所支援事業(児童発達支援、医療型児童発達支援又は放課後等デイサービスを行う事業に限る)、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、小規模住居型児童養育事業又は小規模保育事業が行われる施設
  - ウ 乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童養護施設、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設
- ② 「設置する保育所等の定員等の総数」の「定員等」とは、収容定員、利用定員、入所定員その他これらに類するものとして財務省令で定めるもの(児童福祉法施行規則第1条の17第3号に掲げる委託児童の定員及び同令第36条の12第3号に掲げる入居定員)をいいます。
- ③ 定員等の総数の算定にあたり、複数の保育所等(①に掲げるもの)を設置している場合においては、各学校等の定員等の数を合計して算定します。
- ④ 保育所等の事業開始の前年度に法人の設立認可と保育所等の事業認可を受け、法人の設立の登記がなされている場合においては、当該年度は実績判定期間に含まれるものであり、当該年度における定員等の総数は、事業認可を受けている保育所等の定員等の総数とすることができます。

(注3) <絶対値要件(要件1)>②における、社会福祉事業に係る費用

社会福祉事業に係る費用とは、社会福祉法人会計基準(平成28年厚生労働省令第79号)第23条第2項に規定する事業活動内訳表のうち、社会福祉事業区分における、サービス活動増減の部の費用に計上する額及びサービス活動外増減の部の費用に計上する額の合計額をいいます。

## 4. パブリック・サポート・テスト要件の計算方法

### (1) <絶対値要件（要件1）>の計算方法

<「年平均 100 人以上」「年平均 30 万円以上」の要件について>

- ① 5事業年度の間、全事業年度においてこの要件を満たしていなくても、5事業年度の平均値が100人以上であれば、要件を満たします。

ex1.1年目：100人、2年目：80人、3年目：90人、4年目：100人、5年目：130人の場合でも、平均して年100人ですので、要件を満たします。

ex2.活動実績が5年に満たない場合など、1年に満たない事業年度がある場合は、「実績判定期間内の寄附者数×12÷実績判定期間月数の値」が100以上である場合、要件を満たします。（例えば、実績判定期間が1年6か月で、その間に180人から寄附金を受け入れていた場合、 $180 \times 12 \div 18 \text{か月} = 120 \text{人}$ 、ですから、要件を満たしています。）

- ② 個人から支出された寄附だけでなく、他の法人から支出された寄附についても、法人一人につき、1人とカウントします。
- ③ 設立後間もなく、活動実績が5年に満たない法人は、法人設立の日から直前に終了した事業年度終了日までが実績判定期間となります、当該実績判定期間内の寄附者数が年平均100人以上、寄附金額が年平均30万以上であれば、要件を満たします。

#### 要件1①について

<実績判定期間内に、定員等の総数が5000人未満の事業年度がある法人>

実績判定期間のうち、定員等の総数が5000人未満の事業年度（保育所等の定員等の総数が0である場合は除く。）については、当該事業年度の判定基準寄附者数は、次の通り計算します。

$$\text{判定基準寄附者数} = \frac{\text{実際の寄附者数} \times 5000}{\text{定員等の総数} \text{ (当該定員等の総数が500未満の場合は500)}}$$

例)

	1事業年度目	2事業年度目	3事業年度目	4事業年度目	5事業年度目
定員等の総数	5000人	5000人	2500人	2500人	2500人
実際の寄附者数 (※1)	100人	100人	50人	60人	40人
判定基準寄附者数	100人	100人	100人	120人	80人
寄附金額(※2)	40万円	40万円	20万円	30万円	20万円

上記の例の場合、判定基準寄附者数については $(100+100+100+120+80) \div 5 = 100$ と、年平均100人の寄附者数が確保され、

寄附金額については $(40+40+20+30+20) \div 5 = 30$ と、年平均30万円の寄附があるため、要件を満たします。

### 要件1②について

＜実績判定期間内に社会福祉事業に係る費用の額の合計額が1億円未満の事業年度等がある法人＞

実績判定期間内のうち、社会福祉事業費用の額の合計額が1億円未満の事業年度や実際の寄附者数が100人未満の事業年度がある場合には、当該事業年度の判定基準寄附者数は、次のとおり計算します。

$$\text{判定基準寄附者数} = \frac{\text{実際の寄附者数} \times 1 \text{億}}{\text{社会福祉事業に係る費用の額の合計額 (1,000万円未満の場合は1,000万円)}}$$

例)

	1事業年度	2事業年度	3事業年度	4事業年度	5事業年度
社会福祉事業費用の額	1億円	5,000万円	8,000万円	1.2億円	5,000万円
実際の寄附者数	100人	60人	60人	130人	40人
判定基準寄附者数	100人	120人	75人	130人	80人

上記の例の場合、平均寄附者数については(100+120+75+130+80)÷5=101人となり、「平均して年に100人以上」は達成されています。

＜実績判定期間内に、保育所等の定員等の総数が5000人未満の事業年度が無い法人(※)であって、社会福祉事業に係る費用が1億円未満の事業年度が無い法人＞

※ 保育所等の定員等の総数が5000人以上の法人や保育所等を1つも設置していない法人  
当該法人における、実績判定期間内の判定基準寄附者数は、実際の寄附者数(※1)となります。

例)

	1事業年度目	2事業年度目	3事業年度目	4事業年度目	5事業年度目
定員等の総数	6000人	6000人	6000人	6000人	8000人
判定基準寄附者数 (実際の寄附者数) (※1)	100人	80人	90人	100人	130人

上記の例の場合、判定基準寄附者数については(100+80+90+100+130)÷5=100と、年平均100人の寄附者数が確保されている為、要件を満たします。

※1 実際の寄附者数とは、P10の「寄附件数等のカウントについて」において、カウントできるとされている寄附金を支出した者の事です。主に、法人に対する寄附者のうち、氏名または名称及びその住所又は主たる事務所の所在地が明らかであり、かつ同一事業年度に3,000円以上の寄附金を支出した者をいいますが、詳細はP10をご参照下さい。

※2 寄附金額とは、※1の「実際の寄附者数」に含まれる寄附者が支出した寄附金の合計をいいます。

(2) <相対値要件(要件2)>の計算方法

経常収入金額に占める寄附金等収入の割合が、1/5以上であれば、この要件を満たしています。

実績判定期間における合計値について、以下の数式にあてはめます。

$$\frac{\left[ \begin{array}{|l} \text{受入寄附金総額} \\ \hline \text{総収入金額} \end{array} \right] - \left[ \begin{array}{|l} \text{一者当たりの基準限度額超過額(※1)} \\ \text{一者から計1,000円未満の寄附金} \\ \text{氏名等不詳の寄附金} \end{array} \right] + \left[ \begin{array}{|l} \text{国等からの補助金等} \\ \hline \text{(※2)} \end{array} \right]}{\left[ \begin{array}{|l} \text{国等からの補助金等(※2)} \\ \text{委託の対価としての収入で国等から支払われるもの} \\ \text{資産売却収入で臨時的なもの} \end{array} \right] \text{等(※3)}} \geq \frac{1}{5}$$

※1 一者当たりの基準限度額超過額について

同一の者からの寄附金の額の合計額のうち、受入寄附金総額の1/10(特定公益増進法人・認定NPO法人からの寄附については、5/10)を超える部分の金額。

※2 国等からの補助金等について

①国等からの補助金等の額は、(i)寄付金等収入に加算する又は(ii)総収入金額から控除することのいずれかが可能です。(P13の<チェック表>⑦欄の注書を参照して下さい。)

②分子に算入する場合、

$$\left[ \begin{array}{|l} \text{受入寄附金総額} \\ \hline \text{一者当たりの基準限度額超過額(※1)} \\ \text{一者から計1,000円未満の寄附金} \\ \text{氏名等不詳の寄附金} \end{array} \right] \text{が上限となります。}$$

※3 「等」とは、以下の項目を言います。

- 法律又は政令の規定に基づき行われる事業でその対価の全部又は一部につき、その対価を支払うべき者に代わり国又は地方公共団体が負担することとされている場合のその負担部分
- 資産の売却収入で臨時的なもの
- 遺贈により受け入れた寄附金等のうち、一者当たり基準限度超過額に相当する部分
- 同一の者から受け入れた寄附金の額の合計額が1,000円に満たないもの
- 寄附者の氏名又は名称が明らかでないもの

## 5. 情報公開の要件について

絶対値要件（要件 1）、相対値要件（要件 2）のどちらの要件で証明を受けるかに関わらず、税額控除対象法人となった後は、以下の書類について、閲覧の請求があった場合には、閲覧に供する必要があります（租税特別措置法施行令第 26 条の 28 の 2 第 1 項第 3 号ロ及びハ）。これらの書類は、社会福祉法人が既に作成している書類を用いることも可能です。

- ①社会福祉法第 31 条第 1 項に規定する定款
- ②同法第 36 条第 1 項に規定する役員の氏名・役職を記載した名簿
- ③同法第 44 条第 5 項に規定する書類（事業報告書、財産目録、貸借対照表、収支計算書）
- ④役員報酬又は従業員給与の支給に関する規程
- ⑤寄附者に関する事項
  - (1)役員又は(2)役員と親族関係を有する者又は(3)役員と特殊の関係にある者で、法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が 20 万円以上である者がいる場合、当該寄附金支出者の氏名、寄附金の額、受領年月日
- ⑥支出した寄附金の額、相手先、支出年月日
- ⑦寄附金を充当する予定の具体的な事業内容を記載した書類

また、閲覧に供する義務はありませんが、実績判定期間内の日を含む各事業年度の寄附者名簿を作成し、各事業年度終了の日の翌日以後 3 ヶ月までの間に主たる事務所の所在地に備え置き、5 年間保存しなければなりません。（租税特別措置法施行令第 26 条の 28 の 2 第 1 項第 3 号ハ及び租税特別措置法施行規則第 19 条の 10 の 5 第 4 項）

なお、証明書申請の際に作成した寄附者名簿を、本寄附者名簿とすることも可能ですが、証明を受けた翌事業年度からは、新しい寄附者名簿を作成する必要があります。

## Ⅱ 申請から証明まで

税額控除対象法人となるには、まず、社会福祉法人の設立認可を受けた所轄庁から、租税特別措置法等に定められている要件を満たしている旨の証明を受けるための申請を行う必要があります。

申請に基づき、所轄庁において要件を満たしていると判断した場合に、証明書を発行します。

### 【証明書の有効期間】

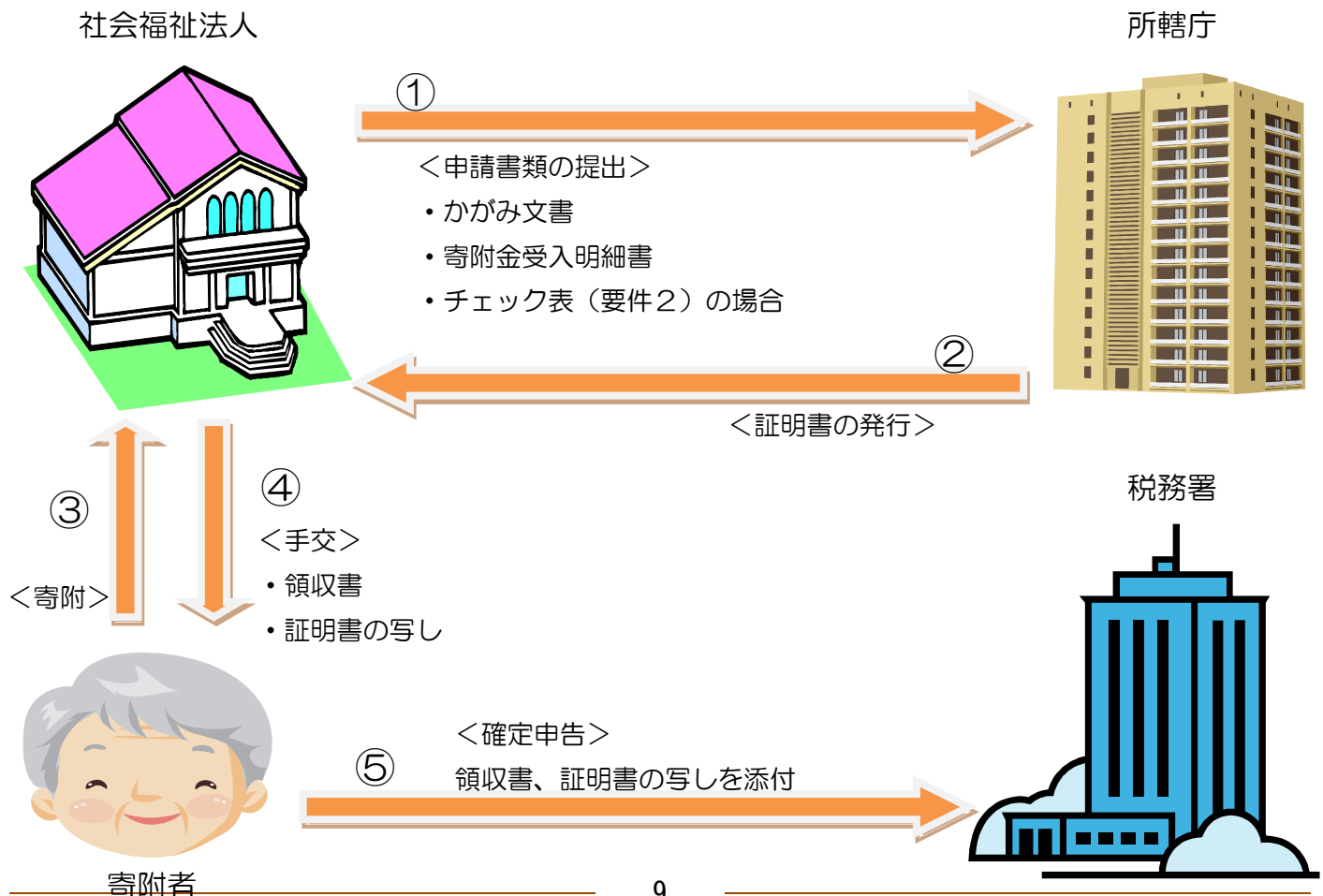
証明書の有効期間は、証明を受けた日から5年間です。

※ 例外的に、平成28年以内に証明書の発行を受けた社会福祉法人のうち、絶対値要件（要件1）により申請し、実績判定期間内に社会福祉事業に係る費用の額が1億円未満の事業年度が含まれている法人については、当該法人へ平成28年1月1日以降に支出された個人からの寄附金が税額控除の対象となります。この場合、所轄庁から証明を受けた日より前に支出された寄附金について、寄附者が税額控除を受けるためには、寄附者に対し、証明書の写しを追送する必要があります。なお、所得控除については、証明を受けた日以後の寄附金が対象となります。

### 【証明書発行後の手続】

5年間の有効期間内は、原則として、税額控除に係る新たな書類の提出は、必要ありません。新しい理事長が選任された際も、新たな手続は不要です。

ただし、法人本部の所在地が変更する等により所轄庁が変更する場合には、証明書も新しい所轄庁から再度発行してもらう必要があります。



＜各項目についての解説・注意事項等＞

受入寄附金総額	事業活動計算書における「経常経費寄附金収益」、「施設整備等寄附金収益」及び「長期運営資金借入金元金償還寄附金収益」の合計額。
一者当たりの基準限度超過額	「受入寄附金明細書」を基に、以下の計算を行って下さい。 同一の者からの寄附金額のうち、受入寄附金総額の10分の1を超える部分の金額。（ただし、特定公益増進法人・認定NPO法人からの寄附金は、同一の法人からの寄附金額のうち、受入寄附金総額の10分の5を超える部分の金額。）
寄附者の氏名又は名称が明らかなもののうち、同一の者からの寄附金で、その合計額が1,000円未満のもの額	「受入寄附金明細書」を基に、以下の計算を行って下さい。 実績判定期間内において、ある者から受け入れた寄附金の合計額が1,000円に満たないものがある場合の合計額。
総収入金額	事業活動計算書における「サービス活動収益計」＋「サービス活動外収益計」＋「特別収益計」の額。
国等からの補助金等の額	以下に該当するもの。 国等（国、地方公共団体、法人税法別表第一に掲げる独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人及び我が国が加盟している国際機関等）からの補助金その他国等が反対給付を受けないで交付するもの。
委託の対価としての収入で国等から支払われるものの金額	「国等」の範囲については、「国等からの補助金等の額」と同様です。
資産の売却収入で臨時的なもの	固定資産・有価証券等（棚卸資産を除きます。）の譲渡で、臨時的な資産の譲渡金額。
遺贈により受け入れた寄附金等のうち、一者あたり基準限度超過額に相当する金額	遺贈（贈与者の死亡により効力を生じる贈与を含みます。）により受け入れた寄附金、租税特別措置法第70条第1項に規定する贈与により受け入れた寄附金その他贈与者の被相続人に係る相続の開始のあったことを知った日の翌日から10か月以内に当該相続により当該贈与者が取得した財産の全部又は一部を当該贈与者からの贈与（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を除きます。）により受け入れた寄附金のうち、一者あたり基準限度超過額に相当する部分。

### <寄附件数等のカウントについて>

- ① 同じ事業年度内に、同一の法人や個人から複数回に分けて寄附金を受け取った場合、まとめて1件としてカウントします。

従って、ある方からの1度の寄附金額が3,000円に満たない場合であっても、寄附金額の合計が同一事業年度において計3,000円以上であれば、寄附者1人としてカウントすることができます。

同一の法人や個人からの複数回の寄附が、複数の事業年度がまたがる場合には、それぞれの事業年度ごとに1件ずつカウントすることができます。

- ② 現物による寄附を受けた場合には、時価による価額でカウントすることができます。  
③ 法人からの寄附も1件としてカウントすることができます。  
④ 寄附者本人と生計を一にする者を含めて、1人として判定します。

ex1.ある事業年度において、2,000円の寄附金を支出した者と生計を一にする配偶者・親子から1,000円の寄附があった場合には、これらを合算し「1人から3,000円」の寄附としてカウントします。

ex2.ある事業年度において、5,000円の寄附金を支出した者と生計を一にする配偶者・親子から3,000円の寄附があった場合には、いずれか一方の者のみを寄附者としてカウントできます。(もう一方の者は100人にカウントすることはできません。)

- ⑤ 申請する法人の役員である者(※)及びその役員と生計を一にする者は、寄附者としてカウントすることはできません。

- ⑥ 絶対値要件(要件1)の判定に用いる寄附者は、寄附者の氏名・名称、住所・所在地が明らかなものに限ります。従って、匿名の寄附者についてはカウントすることはできません。

- ⑦ 自然人及び法人のみが寄附者としてカウントすることができ、法人格のない任意団体からの寄附については、カウントする事が出来ません。同窓会や後援会等は、法人格を持たない場合がありますので、ご注意ください。法人格を持つ同窓会や後援会等が複数の寄附者からの寄附をまとめて学校法人に寄附した場合、寄附者は当該法人1人(1法人)としてカウントしてください。

任意団体からの寄附のうち、代表者の名義の寄附については、代表者を1人とカウントすることができます。また、任意団体に寄附をした個々の寄附者の氏名、住所、寄附年月日及び寄附金額が確認できる場合には、個々の寄附者ごとに1人としてカウントすることが可能です。この場合、「寄附者名簿」には任意団体ではなく、個々の寄附者の氏名を記載してください。

## Ⅲ 証明を受けた後に必要なこと

### 1. 証明の有効期間について

税額控除に係る証明は、所轄庁から証明を受けた日から5年間です。

例：平成27年5月1日に税額控除に係る証明を受けた場合の有効期限は、平成27年5月1日から平成32年4月30日までとなります。

### 2. 税額控除の適用開始時期について

証明を受けた日以降に支出された個人からの寄附金が税額控除の対象となります。

※ 例外的に、平成28年以内に証明書の発行を受けた社会福祉法人のうち、絶対値要件（要件1）によって申請し、実績判定期間内に、社会福祉事業に係る費用の額の合計額が1億円未満の事業年度を含む法人については、当該法人へ平成28年1月1日以降に支出された個人からの寄附金が、税額控除の対象となります。この場合、所轄庁から証明を受けた日より前に支出された寄附金について、寄附者が平成28年分から税額控除を受けることができる旨を証明書に記載し、寄附者に対し、当該証明書の写しを追送する必要があります。

### 3. 証明を受けた後にしていただくこと

P7にある様に、絶対値要件（要件1）・相対値要件（要件2）のどちらで申請するかに関わらず、税額控除対象法人となった後は、以下の書類を主たる事務所に備え付け、閲覧の請求があった場合には、正当な理由（※1）がある場合を除き、閲覧に供する必要があります（租税特別措置法施行令第26条の28の2第1項第3号ロ及びハ）。これらの書類は、社会福祉法人が既に作成している書類を用いることも可能です。

※1 どの様なケースが「正当な理由がある場合」に該当するかについては、個別具体的な判断が必要になりますが、例えば、閲覧請求者がその情報を不法・不正に利用することが明らかな場合や、公開すべきでない個人情報が含まれる場合等が考えられます。

- ①社会福祉法第31条第1項に規定する定款
- ②同法第36条第1項に規定する役員の氏名・役職を記載した名簿
- ③同法第44条第5項に規定する書類（事業報告書、財産目録、貸借対照表、収支計算書）
- ④役員報酬又は従業員給与の支給に関する規程
- ⑤寄附者に関する事項
  - (1)役員又は(2)役員と親族関係を有する者又は(3)役員と特殊の関係にある者で、法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上である者がいる場合、当該寄附金支出者の氏名、寄附金の額、受領年月日
- ⑥支出した寄附金の額、相手先、支出年月日
- ⑦寄附金を充当する予定の具体的な事業内容を記載した書類

①から⑦の書類に該当する項目がない場合であっても、該当がない旨の書類を作成する必要があります。

また、閲覧に供する義務はありませんが、実績判定期間内の日を含む各事業年度の寄附者名簿を作成し、各事業年度終了の日の翌日以後 3 ヶ月までの間に主たる事務所の所在地に備え置き、5 年間保存しなければなりません。(租税特別措置法施行令第 26 条の 28 の 2 第 1 項第 3 号ハ及び租税特別措置法施行規則第 19 条の 10 の 5 第 4 項)

なお、証明書申請の際に作成した寄附者名簿を、本寄附者名簿とすることも可能ですが、証明を受けた翌事業年度からは、新しい寄附者名簿を作成する必要があります。

VIII 租税特別措置法施行令

(昭和 32 年政令第 43 号)

第 25 条の 17 第 6 項第 1 号の要件を満たす  
社会福祉法人の定款の例について



事務連絡  
平成 29 年 3 月 29 日

都道府県  
各 指定都市 社会福祉法人担当課（室） 御中  
中核市

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課

租税特別措置法施行令（昭和 32 年政令第 43 号）第 25 条の 17 第 6 項第 1 号の要件を満たす社会福祉法人の定款の例について

社会福祉法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 21 号）が平成 28 年 3 月 31 日に成立し、その一部が平成 29 年 4 月 1 日から施行されることとなりますが、新たな社会福祉法人制度における租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 40 条第 1 項後段の規定の適用について、別添の社会福祉法人定款例は、同法施行令（昭和 32 年政令第 43 号）第 25 条の 17 第 6 項第 1 号の要件を満たすものであるかについて別紙 2 のとおり国税庁長官に照会したところ、別紙 1 のとおり回答がありましたので情報提供いたします。

なお、改めて、租税特別措置法第 40 条の適用に関する事項は各法人の判断であり、所轄庁が一律に指導するものではないことに留意いただくようお願いいたします。

都道府県におかれましては、貴管内の市（指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。）に対して周知いただきますようお願いいたします。

※ 本事務連絡で示す定款例は、租税特別措置法施行令（昭和 32 年政令第 43 号）第 25 条の 17 第 6 項第 1 号の要件を満たす定款の一例であることに御留意願います。

課 資 5 - 3 6

平成 29 年 2 月 16 日

厚生労働省 社会・援護局長  
定塚 由美子 殿

国税庁長官 迫田 英典



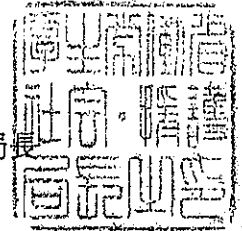
租税特別措置法第 40 条第 1 項後段の規定の適用を受けようとする場合における社会福祉法人定款例について（平成 29 年 2 月 2 日付社援発 0202 第 4 号照会に対する回答）

標題のことについては、貴見のとおりで差し支えありません。

社援発 0202 第 4 号  
平成 29 年 2 月 2 日

国税庁長官 殿

厚生労働省社会・援護局長



社会福祉法人に対する財産の贈与又は遺贈に係る譲渡所得の非課税取扱いにつ  
いて（照会）

社会福祉法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 21 号）が平成 28 年 3 月 31 日に  
成立し、その一部が平成 29 年 4 月 1 日から施行され、それに伴い、社会福祉法人制度が見  
直されることとなりました。

このことから、新社会福祉法を遵守し、かつ、社会福祉法人に対する財産の贈与又は遺  
贈（その法人を設立するための財産の提供を含む。）があつた場合における譲渡所得等につ  
いて、租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 40 条第 1 項後段の規定の適用を受け  
ようとする場合における社会福祉法人の定款の例を新たに示す予定であります。別添の  
社会福祉法人定款例は、同法施行令（昭和 32 年政令第 43 号）第 25 条の 17 第 6 項第 1 号  
の要件を満たすものであると理解しておりますが、これについて貴庁の見解を承知したい  
ので照会します。

# 社会福祉法人定款例（租税特別措置法第 40 条適用版）

※下線部は、租税特別措置法第 40 条の適用を受ける上での確認事項です。

社会福祉法人〇〇福祉会定款

## 第一章 総則

（目的）

第一条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

（1）第一種社会福祉事業

- （イ）障害児入所施設の経営
- （ロ）特別養護老人ホームの経営
- （ハ）障害者支援施設の経営

（2）第二種社会福祉事業

- （イ）老人デイサービス事業の経営
- （ロ）老人介護支援センターの経営
- （ハ）保育所の経営
- （ニ）障害福祉サービス事業の経営
- （ホ）相談支援事業の経営
- （ヘ）移動支援事業の経営
- （ト）地域活動支援センターの経営
- （チ）福祉ホームの経営

（備考）

- （1）具体的な記載は、社会福祉法の基本的理念に合致するものであるとともに、それぞれの法人の設立の理念を体现するものとする。
- （2）児童福祉に関する事業を行う法人においては、「心身ともに健やかに育成される」との趣旨に合致するものとする。
- （3）上記記載は、あくまで一例であるので、（1）、（2）を踏まえ、法人の実態に即した記述とすること。
- （4）市町村社会福祉協議会にあっては、次の例にならって記載すること。

（目的）

第一条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、〇〇市（区町村）における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的として、次の事業を行う。

- （1）社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- （2）社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- （3）社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成

- (4) (1) から (3) までに掲げるもののほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
  - (5) 地区社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整の事業（指定都市社会福祉協議会に限る。）
  - (6) 共同募金事業への協力
  - (7) 福祉サービス利用援助事業
  - (8) 福祉関係各法に基づき実施される事業の経営
    - (注) 記載に当たっては、第一条の(1)及び(2)の例によること。
  - (9) その他本会の目的達成のため必要な事業
- (5) 都道府県社会福祉協議会にあっては、次の例にならって記載すること。

(目的)

第一条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、〇〇県（都道府）における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的として、次の事業を行う。

- (1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- (2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- (4) 社会福祉を目的とする事業を営む者への支援に関する事業
- (5) (1) から (3) までに掲げるもののほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
- (6) 社会福祉を目的とする事業に従事する者の養成及び研修
- (7) 社会福祉を目的とする事業の経営に関する指導及び助言
- (8) 市町村社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整
- (9) 共同募金事業への協力
- (10) 〇〇県福祉人材センターの業務の実施
- (11) 日常生活自立支援事業
- (12) 福祉関係各法に基づき実施される事業の経営
  - (注) 記載に当たっては、第一条の(1)及び(2)の例によること。
- (13) その他本会の目的達成のため必要な事業

(名称)

第二条 この法人は、社会福祉法人〇〇福祉会という。

(経営の原則等)

第三条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、（地域の独居高齢者、子育て世帯、経済的に困窮する者 等）を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第四条 この法人の事務所を〇〇県〇〇市〇丁目〇〇番に置く。

2 前項のほか、従たる事務所を〇〇県〇〇市〇丁目〇〇番に置く。

(備考)

最小行政区の市区町村名までの記載でも可能。

## 第二章 評議員

(評議員の定数)

第五条 この法人に評議員〇〇名以上〇〇名以内を置く。

(備考一)

確定数とすることも可能。

(備考二)

法第40条第3項の規定により、在任する評議員の人数は理事の人数を超える必要がある。なお、平成27年度における法人全体の事業活動計算書におけるサービス活動収益の額が4億円を超えない法人及び平成28年度中に設立された法人については、平成32年3月31日までは、評議員の人数は理事の人数と同数以上でよい。

(評議員の選任及び解任)

第六条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

2 評議員選任・解任委員会は、監事〇名、事務局員〇名、外部委員〇名の合計〇名で構成する。

3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の〇名以上が出席し、かつ、外部委員の〇名以上が賛成することを要する。

(備考)

評議員の選任及び解任は、上記の評議員選任・解任委員会以外の中立性が確保された方法によることも可能である。

なお、理事又は理事会が評議員を選任し、又は解任する旨の定款の定めは効力を有しない(法第31条第5項)。

(評議員の資格)

第七条 社会福祉法第四十条第四項及び第五項を遵守するとともに、この法人の評議員のうちには、評議員のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者(租税特別措置法施行令第二十五条の十七第六項第一号に規定するものをいう。以下同じ。)の合計数が、評議員総数(現在数)の三分の一を超えて含まれることにはならない。

(評議員の任期)

第八条 評議員の任期は、選任後四年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 評議員は、第五条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(備考)

法第41条第1項に基づき、評議員の任期は、定款によって選任後6年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで伸長することもできる。

法第41条第2項に基づき、補欠評議員の任期を退任した評議員の任期満了時までとする場合には、第1項の次の一項を加えること。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。

### (評議員の報酬等)

第九条 評議員に対して、<例：各年度の総額が〇〇〇〇〇〇円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として>支給することができる。

(備考一)

無報酬の場合は、その旨を定めること。なお、費用弁償分については報酬等に含まれない。

(備考二)

民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないよう、理事及び監事並びに評議員の勤務形態に応じた報酬等の区分及びその額の算定方法並びに支給の方法及び形態に関する事項を定めた報酬等の支給の基準を定め、公表しなければならない(法第45条の35、第59条の2第1項第2号)。

## 第三章 評議員会

(構成)

第一〇条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第一一条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事<並びに会計監査人>の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類(貸借対照表及び収支計算書)及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) 事業計画及び収支予算
- (10) 臨機の措置(予算外の新たな義務の負担及び権利の放棄)
- (11) 公益事業・収益事業に関する重要な事項
- (12) 解散

(13) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(備考)

会計監査人を置いていない場合、<>内は不要。

(2)については、本定款例のように報酬等の額を定款で定めない場合には、評議員会において決定する必要がある(法第45条の16第4項において準用する一般法人法第89条、法第45条の18第3項において準用する一般法人法第105条第1項)。

(開催)

第一二条 評議員会は、定時評議員会として毎年度〇月に1回開催するほか、(〇月及び)必要がある場合に開催する。

(備考)

定時評議員会は、年に1回、毎会計年度の終了後一定の時期に招集しなければならない(法第45条の9第1項)ので、開催時期を定めておくことが望ましい。なお、「毎年度〇月」については、4月~6月までの範囲となる。開催月を指定しない場合は「毎年度〇月」を「毎会計年度終了後3ヶ月以内」とすることも差し支えない。他方、臨時評議員会は、必要がある場合には、いつでも、招集することができる。(法第45条の9第2項)。

(招集)

第一三条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第一四条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の<例：3分の2以上>に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第一六条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(備考)

第一項については、法第45条の9第6項に基づき、過半数に代えて、これを上回る割合を定款で定めることも可能である。(例：理事の解任等)

第二項については、法第 45 条の 9 第 7 項に基づき、3 分の 2 以上に代えて、これを上回る割合を定めることも可能である。

(議事録)

第一五条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した評議員及び理事は、前項の議事録に記名押印する。

(備考一)

記名押印ではなく署名とすることも可能。

(備考二)

第二項にかかわらず、議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人二名がこれに署名し、又は記名押印することとしても差し支えないこと。

#### 第四章 役員及び<会計監査人並びに>職員

(役員<及び会計監査人>の定数)

第一六条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 ○○名以上○○名以内

(2) 監事 ○○名以内

2 理事のうち一名を理事長とする。

3 理事長以外の理事のうち、○名を業務執行理事とする。

<4 この法人に会計監査人を置く。>

(備考)

(1) 理事は 6 名以上、監事は 2 名以上とすること。

(2) 理事及び監事の定数は確定数とすることも可能。

(3) 業務執行理事については、「理事長以外の理事のうち、○名を業務執行理事とすることができる。」と定めることも可能。

(4) 会計監査人を置いていない場合、<>内は不要。

(5) 社会福祉法の名称とは異なる通称名や略称を定款に使用する場合(例えば、理事長を「会長」と表記するような場合)には、「法律上の名称」と定款で使用する名称がどのような関係にあるのかを、定款上、明確にする必要があること。

<例>理事長、業務執行理事の役職名を、会長、常務理事とする場合の例

2 理事のうち 1 名を、会長、○名を常務理事とする。

3 前項の会長をもって社会福祉法の理事長とし、常務理事をもって同法第 45 条の 16 第 2 項第 2 号の業務執行理事とする。

(役員<及び会計監査人>の選任)

第一七条 理事及び監事<並びに会計監査人>は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(備考)

会計監査人を置いていない場合、<>内は不要。

### (役員資格)

第一八条 社会福祉法第四十四条第六項を遵守するとともに、この法人の理事のうちには、理事のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の三分の一を超えて含まれることにはなならない。

2 社会福祉法第四十四条第七項を遵守するとともに、この法人の監事には、この法人の理事（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びに、この法人の職員が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係がある者であってはならない。

(備考)

監事の人数が6人以上である場合には、「また各監事は、相互に親族その他特殊の関係がある者であってはならない。」の記載については、「監事のうちには、監事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が監事総数（現在数）の三分の一を超えて含まれることにはなならない。」でも可。

### (理事の職務及び権限)

第一九条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、<例：理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。>

3 理事長及び業務執行理事は、3箇月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(備考)

理事長及び業務執行理事の自己の職務の執行の状況を理事会に報告する頻度については、定款で、毎会計年度に4月を超える間隔で2回以上とすることも可能である（法第45条の16第3項）。

<例>

3 理事長及び業務執行理事は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

### (監事の職務及び権限)

第二〇条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(備考)

会計監査人を置く場合は、次の条を追加すること。

(会計監査人の職務及び権限)

第〇条 会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の計算書類（貸借対照表、資金収支計算書及び事業活動計算書）並びにこれらの附属明細書及び財産目録を監査し、会計監査報告を作成する。

2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。

(1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面

(2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの

(役員<及び会計監査人>の任期)

第二一条 理事又は監事の任期は、選任後二年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 理事又は監事は、第一六条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

<3 会計監査人の任期は、選任後一年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。>

(備考一)

会計監査人を置いていない場合、<>内は不要。

(備考二)

理事の任期は、定款によって短縮することもできる(法第45条)。

法第45条に基づき、補欠理事又は監事の任期を退任した理事又は監事の任期満了時までとする場合には、第1項の次に次の一項を加えること。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。

(役員<及び会計監査人>の解任)

第二二条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

<2 会計監査人が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。

(3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

3 監事は、会計監査人が、前項各号のいずれかに該当するときは、(監事全員の同意により、)会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告するものとする。>

(備考)

会計監査人を置いていない場合、<>内は不要。

(役員<及び会計監査人>の報酬等)

第二三条 理事及び監事に対して、<例：評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を>報酬等として支給することができる。

<2 会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て、理事会において定める。>

(備考一)

会計監査人を置いていない場合、<>内は不要。

(備考二)

第1項のとおり、理事及び監事の報酬等の額について定款に定めないときは、評議員会の決議によって定める必要がある。

(備考三)

費用弁償分については報酬等に含まれない。

(職員)

第二四条 この法人に、職員を置く。

2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。

3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

(備考一)

運営協議会（地域や利用者の意見を法人運営に反映させるべく、地域の代表者や利用者又は利用者の家族の代表者等を構成員として社会福祉法人が任意で設置するもの）を設ける場合には、定款に次の章を加えること。

#### 第〇章 運営協議会

(運営協議会の設置)

第〇条 この法人に、運営協議会を置く。

(運営協議会の委員の定数)

第〇条 運営協議会の委員は〇名とする。

(運営協議会の委員の選任)

第〇条 運営協議会の委員は、各号に掲げる者から理事長が選任する。

(1) 地域の代表者

(2) 利用者又は利用者の家族の代表者

(3) その他理事長が適当と認める者

(運営協議会の委員の定数の変更)

第〇条 法人が前々条に定める定数を変更しようとするときは、運営協議会の意見を聴かなければならない。

(意見の聴取)

第〇条 理事長は、必要に応じて、運営協議会から、地域や利用者の意見を聴取するものとする。

(その他)

第〇条 運営協議会については、この定款に定めのあるもののほか、別に定めるところによるものとする。

(備考二)

社会福祉協議会及び社団的な法人で会員制度を設ける社会福祉法人は、定款に次の章を加えること。

#### 第〇章 会員

(会員)

第〇条 この法人に会員を置く。

2 会員は、この法人の目的に賛同し、目的達成のため必要な援助を行うものとする。

3 会員に関する規程は、別に定める。

(備考三)

都道府県社会福祉協議会である社会福祉法人は、定款に次の章を加えること。

## 第〇章 運営適正化委員会

(運営適正化委員会の設置)

第〇条 この法人に、社会福祉法に規定する運営適正化委員会（以下「運営適正化委員会」という。）を置く。

(運営適正化委員会の委員の定数)

第〇条 運営適正化委員会の委員は〇名とする。

(運営適正化委員会の委員の選任)

第〇条 運営適正化委員会の委員は、本法人に置かれる選考委員会の同意を得て、会長が選任する。

(運営適正化委員会の委員の定数の変更)

第〇条 法人が前条に定める定数を変更しようとするときは、運営適正化委員会の意見を聴かななければならない。

(業務の報告)

第〇条 運営適正化委員会はその業務の状況及び成果について、理事会に定期的に報告しなければならない。

(その他)

第〇条 運営適正化委員会については、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、別に定めるところによるものとする。

## 第五章 理事会

(構成)

第二五条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第二六条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(備考)

(1)「日常の業務として理事会が定めるもの」の例としては、次のような業務がある。なお、これらは例示であって、法人運営に重大な影響があるものを除き、これら以外の業務であっても理事会において定めることは差し支えないこと。

- ① 「施設長等の任免その他重要な人事」を除く職員の任免

(注) 理事長が専決できる人事の範囲については、法人としての判断により決定することが必要であるので、理事会があらかじめ法人の定款細則等に規定しておくこと。

- ② 職員の日常の労務管理・福利厚生に関すること
- ③ 債権の免除・効力の変更のうち、当該処分が法人に有利であると認められるもの、その他やむを得ない特別の理由があると認められるもの

ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。

- ④ 設備資金の借入に係る契約であって予算の範囲内のもの
- ⑤ 建設工事請負や物品納入等の契約のうち次のような軽微なもの

- ア 日常的に消費する給食材料、消耗品等の日々の購入
- イ 施設設備の保守管理、物品の修理等
- ウ 緊急を要する物品の購入等

(注) 理事長が専決できる契約の金額及び範囲については、随意契約によることができる場合の基準も参酌しながら、法人の判断により決定することが必要であるので、理事会があらかじめ法人の定款細則等に規定しておくこと。

- ⑥ 基本財産以外の固定資産の取得及び改良等のための支出並びにこれらの処分

ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。

(注) 理事長が専決できる取得等の範囲については、法人の判断により決定することが必要であるので、理事会があらかじめ法人の定款細則等に規定しておくこと。

- ⑦ 損傷その他の理由により不要となった物品又は修理を加えても使用に耐えないと認められる物品の売却又は廃棄

ただし、法人運営に重大な影響がある固定資産を除く。

(注) 理事長が専決で処分できる固定資産等の範囲については、法人の判断により決定することが必要であるので、理事会があらかじめ法人の定款細則等に規定しておくこと。

- ⑧ 予算上の予備費の支出
- ⑨ 入所者・利用者の日常の処遇に関する事
- ⑩ 入所者の預り金の日常の管理に関する事
- ⑪ 寄付金の受入れに関する決定

ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。

(注) 寄付金の募集に関する事項は専決できないこと。

なお、これらの中には諸規程において定める契約担当者に委任されるものも含まれる。

#### (招集)

第二七条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

#### (決議)

第二八条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

(備考)

第一項については、法第45条の14第4項に基づき、過半数に代えて、これを上回る割合を定款で定めることも可能である。

#### (議事録)

第二九条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(備考一)

記名押印ではなく署名とすることも可能。

(備考二)

定款で、署名し、又は記名押印する者を、当該理事会に出席した理事長及び監事とすることもできる（法第45条の14第6項）。

## 第六章 資産及び会計

### （資産の区分）

第三〇条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産、公益事業用財産及び収益事業用財産の四種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

（1）〇〇県〇〇市〇丁目〇〇番所在の木造瓦葺平家建〇〇保育園園舎 一棟（ 平方メートル）

（2）〇〇県〇〇市〇丁目〇〇番所在の〇〇保育園 敷地（平方メートル）

3 その他財産は、基本財産、公益事業用財産及び収益事業用財産以外の財産とする。

4 公益事業用財産及び収益事業用財産は、第三九条に掲げる公益を目的とする事業及び第四一条に掲げる収益を目的とする事業（公益を目的とする事業又は収益を目的とする事業のいずれか一方を行う場合は、当該事業のみを記載）の用に供する財産とする。

5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第二項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

### （基本財産の処分）

第三一条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数（現在数）の三分の二以上の同意及び評議員会の承認を得て、〔所轄庁〕の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、〔所轄庁〕の承認は必要としない。

一 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

二 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

### （資産の管理）

第三二条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(備考)

基本財産以外の資産において、株式投資又は株式を含む投資信託等による管理運用を行う場合には、第二項の次に次の一項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、基本財産以外の資産の現金の場合については、理事会の議決を経て、株式に換えて保

管することができる。

#### （事業計画及び収支予算）

第三三条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事総数（現在数）の三分の二以上の同意及び評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所（及び従たる事務所）に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

#### （事業報告及び決算）

第三四条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）

(5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間（、また、従たる事務所に3年間）備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所（及び従たる事務所）に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事並びに評議員の名簿

(3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 事業の概要等を記載した書類

（備考）会計監査人を置いている場合の例

第三四条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第3号から第6号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）

(5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に報告するものとする。ただし、社会福祉法施行規則第二条の三十九に定める要件に該当しない場合には、第1号の書類を

除き、定時評議員会への報告に代えて、定時評議員会の承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間（、また、従たる事務所に3年間）備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所（及び従たる事務所）に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 会計監査報告

(3) 理事及び監事並びに評議員の名簿

(4) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(5) 事業の概要等を記載した書類

（会計年度）

第三五条 この法人の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日をもって終わる。

（会計処理の基準）

第三六条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

（臨機の措置）

第三七条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数（現在数）の三分の二以上の同意及び評議員会の承認がなければならない。

（備考）株式の寄附を受けた場合には、以下の条項を定めること

（保有する株式に係る議決権の行使）

第〇〇条 この法人が保有する株式（出資）について、その株式（出資）に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数（現在数）の三分の二以上の承認を要する。

（備考）

次のとおり定めることも可能。

第〇〇条 この法人は、保有する株式（出資）に係る議決権を行使してはならない。

（備考）公益を目的とする事業を行う場合には、以下の条項を定めること

第〇章 公益を目的とする事業

（種別）

第〇〇条 この法人は、社会福祉法第二六条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

(1) 〇〇の事業

(2) 〇〇の事業

2 前項の事業の運営に関する重要な事項については、理事総数の三分の二以上の同意及び評議員会の承認を得なければならない。

（備考一）具体的な目的の記載は、事業の種別に応じ、社会福祉法の基本的理念及びそれぞれの法人の理念に沿って記載すること。

(備考二) 上記記載は、あくまで一例であるので、(備考一)を踏まえ、法人の実態に即した記述とすること。

(備考三) 公益事業のうち、規模が小さく社会福祉事業と一体的に行われる事業又は社会福祉事業の用に供する施設の機能を活用して行う事業については、必ずしも定款の変更を行うことを要しないこと。

(備考) 収益を目的とする事業を行う場合には、以下の条項を定めること

## 第〇章 収益を目的とする事業

(種別)

第〇〇条 この法人は、社会福祉法第二六条の規定により、次の事業を行う。

(1) 〇〇業

(2) 〇〇業

2 前項の事業の運営に関する重要な事項については、理事総数の三分の二以上の同意及び評議員会の承認を得なければならない。

(備考)

事業種類は、事業の内容が理解できるよう具体的に記載すること。

(収益の処分)

第〇〇条 前条の規定によって行う事業から生じた収益は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業(社会福祉法施行令(昭和三三年政令第一八五号)第一条及び平成一四年厚生労働省告示第二八三号に掲げるものに限る。)に充てるものとする。

(備考)

母子及び寡婦福祉法(昭和三九年法律第一二九号)第一条に基づく資金の貸付を受けて行う、同法施行令(昭和三九年政令第二二四号)第六条第一項各号に掲げる事業については、本条は必要ないこと。

## 第七章 解散

(解散)

第三八条 この法人は、社会福祉法第四六条第一項第一号及び第三号から第六号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第三九条 解散(合併又は破産による解散を除く。)した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

## 第八章 定款の変更

(定款の変更)

第四〇条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、〔所轄庁〕の認可(社会福祉法第四五条の三六第二項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。)を受け

なければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を〔所轄庁〕  
に届け出なければならない。

## 第九章 公告の方法その他

(公告の方法)

第四一条 この法人の公告は、社会福祉法人〇〇福祉会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(備考)

解散時の債権申出の催告及び破産手続の開始については、官報によって公告すること。

(施行細則)

第四二条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

## 附 則

この法人の設立当初の役員、評議員<、会計監査人>は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長

理 事

//

//

//

//

監 事

//

評議員

//

//

//

//

//

//

<会計監査人>

(備考一)

会計監査人を置いていない場合、<>内は不要。

(備考二)

平成 29 年 4 月 1 日前に設立された法人は、評議員及び会計監査人の定めは不要。



IX 社会福祉法人制度改革に伴う  
租税特別措置法第 40 条の  
適用に関する Q&A について



事 務 連 絡  
平成 29 年 1 月 24 日

都道府県  
各 指定都市 社会福祉法人担当課（室） 御中  
中 核 市

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課

社会福祉法人制度改革に伴う租税特別措置法第 40 条の適用に関する  
Q&A について

今般、社会福祉法人制度改革に伴う租税特別措置法第 40 条の適用に関する Q&A について、別添のとおりまとめましたので、お示しいたします。

なお、改めて、租税特別措置法第 40 条の適用に関する事項は各法人の判断であり、所轄庁が一律に指導するものではないことに留意いただくようお願いいたします。

また、都道府県におかれましては、貴管内の市（指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。）に対して周知いただきますようお願いいたします。

本事務連絡については、国税庁と協議済みであることを申し添えます。

## 社会福祉法人制度改革に伴う租税特別措置法第 40 条の適用に関する Q&A

### 【社会福祉法人からの問合せへの対応】

問 1 過去に租税特別措置法第 40 条の適用を受けていた法人が、失念等により、租税特別措置法第 40 条の適用を前提としない定款例に沿った内容の定款に改正した場合に、直ちに国税庁長官の非課税承認が取り消されることになるのか。

(答)

直ちに国税庁長官の非課税承認が取り消されることはなく、税務署等からの指摘の際に、租税特別措置法第 40 条の適用要件を満たす定款へ改正すれば取り消されない。

### 【所轄庁監査の際の対応】

問 1 租税特別措置法第 40 条の適用要件を満たす定款に改正したにもかかわらず、監査において、理事等について、親族等特殊関係者（4～6 親等以内の親族等）が 3 分の 1 を超えて含まれていることが判明した場合には、どのように対応すべきか。

(答)

1. 法人においては、社会福祉法等に基づく親族等特殊関係者（3 親等以内）の制限については遵守しているが、租税特別措置法第 40 条の適用要件を満たす定款に改正したため、親族等特殊関係者（6 親等以内）の制限に抵触することになった場合には、直ちに文書指摘等を行うことはせず、次回の評議員会で理事を選任し直すよう助言することが適当である。
2. なお、評議員・監事においても、直ちに文書指摘等を行うことはせず、法人における準備期間を考慮して、一定期間の猶予を設けることが適当である。

## X 社会福祉連携推進法人の認定等について

(令和3年11月12日  
厚生労働省社会・援護局長通知)

別添 社会福祉連携推進法人認定・運営基準

別紙1 貸付業務の実施方法

別紙2 委託募集の特例の実施方法

別紙3 社会福祉連携推進法人定款例

別記様式1～9



社援発 1 1 1 2 第 1 号  
令和 3 年 1 1 月 1 2 日

都道府県知事  
各 指定都市市長 殿  
中核市市長

厚生労働省社会・援護局長

( 公 印 省 略 )

### 社会福祉連携推進法人の認定等について

社会福祉連携推進法人（地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 52 号）第 2 条の規定による改正後の社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）（以下「法」という。）第 128 条第 1 号イに規定する社会福祉連携推進法人をいう。以下「連携推進法人」という。）については、地域における良質かつ適切な福祉サービスの提供及び社会福祉法人（法第 22 条に規定する社会福祉法人をいう。以下同じ。）の経営基盤の強化を図るため、社会福祉法人等が社員となり、福祉サービス事業者間の連携・協働を図るための取組を行う新たな法人制度として創設されるものである。

この連携推進法人は、一般社団法人のうち、法に定める基準に適合するものにつき、国又は都道府県若しくは市（特別区を含む。以下同じ。）（以下「認定所轄庁」という。）が認定することとされている。

今般、認定所轄庁における認定事務及び連携推進法人の業務運営等については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）、法並びに社会福祉法施行令（昭和 33 年政令第 185 号）及び社会福祉法施行規則（昭和 26 年厚生省令第 28 号）等の関係法令の規定のほか、別添の「社会福祉連携推進法人認定・運営基準」によることとし、令和 4 年 4 月 1 日から適用することとしたので、御了知の上、管内市町村（指定都市及び中核市を除く。）及び社会福祉法人等関係各方面への周知をお願いする。

なお、別添の別紙 1 の 10 の（1）の規定については、内閣府子ども・子育て本部並びに厚生労働省子ども家庭局及び老健局と協議済みであることを申し添える。

また、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言に該当するものである。

(別添)

## 社会福祉連携推進法人認定・運営基準

### 第1 社会福祉連携推進法人制度創設の趣旨

現在の我が国においては、少子高齢化、核家族化の進行等により、人口減少や血縁、地縁、社縁といった地域における共同体機能の脆弱化が生じるなど、社会構造が大きく変化してきている。

こうした中、国民の福祉ニーズは、高齢世帯と障害を抱える子どもとが同居するケースや、育児と介護とを同時に担わなければならない、いわゆるダブルケアが必要となるケース、がんを抱えながら就労を継続するケースなど、多様で複合的なものとなってきている。

身近な地域の中での暮らしを持続可能なものとするためには、こうした多様で複合的な福祉ニーズに包括的に対応できる体制を構築しつつ、高齢者や障害者、子どもなど、属性や世代を超えて誰もが役割を持ちながら地域社会に参画し、お互いがお互いを支え合う「地域共生社会」の実現に向けた取組を進めていくことが求められる。

他方、社会福祉法人は、制度発足以降、高齢者や障害者、子どもといった属性別、制度別の福祉サービスの担い手として、その専門性を高めてきた。

「地域共生社会」の実現に向けた包括的な支援体制の構築に当たっては、社会福祉法人を始めとした多様な関係機関が、これまでに培われてきた専門性を発揮しながら連携し、地域住民の多様で複合的な福祉ニーズに対応していくとともに、こうした連携を下支えするため、人口減少等による地域の在り方の変化を見据え、将来にわたって持続可能な経営を確立していくことが求められている。

これまで、このような法人間の連携は、個々の法人による自主的な連携や、社会福祉協議会を介した連携、合併・事業譲渡などが進められてきたところであるが、法人間の自主的な連携、社会福祉協議会を介した連携では連携の度合いが弱く、一方で合併・事業譲渡では連携の度合いが強すぎ、中間的な選択肢がないとの指摘があった。

今般、地域共生社会の実現を見据え、これらに加えた事業展開の新たな選択肢とする観点から、社会福祉連携推進法人（社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第128条第1号イに規定する社会福祉連携推進法人をいう。以下「連携推進法人」という。）を創設することとした。

今後、全国各地で連携推進法人の活用を進めていくことにより、社会福祉法人を始め、同じ目的意識を持つ法人が個々の自主性を保ちながら連携し、地域特性に応じた創意工

夫ある新たなサービスの創出や、福祉人材の確保とともにその働きやすい職場環境の整備、物資調達の効率化など、規模の大きさを活かした多様な取組が促進され、地域福祉の一層の推進、社会福祉法人の経営基盤の強化等に資することが期待されるものである。

## 第2 連携推進法人の行う業務

### 1 連携推進法人の行う業務の内容（法第125条及び第132条第4項関係）

(1) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「一般法人法」という。）に基づき設立される一般社団法人は、次の①から⑥までに掲げる業務（以下「社会福祉連携推進業務」という。）の全部又はいずれかを行おうとする場合に、法第125条に規定する所轄庁（以下「認定所轄庁」という。）から連携推進法人に係る認定（以下「社会福祉連携推進認定」という。）を受けることができるものであること。

- ① 地域福祉の推進に係る取組を社員が共同して行うための支援（以下「地域福祉支援業務」という。）
- ② 災害が発生した場合における社員が提供する福祉サービスの利用者の安全を社員が共同して確保するための支援（以下「災害時支援業務」という。）
- ③ 社員が経営する社会福祉事業（法第2条第1項に規定する社会福祉事業をいう。以下同じ。）の経営方法に関する知識の共有を図るための支援（以下「経営支援業務」という。）
- ④ 資金の貸付けを通じた社会福祉事業に係る業務を行うのに必要な資金を調達するための支援（以下「貸付業務」という。）
- ⑤ 社員が経営する社会福祉事業の従事者の確保のための支援及びその資質の向上を図るための研修（以下「人材確保等業務」という。）
- ⑥ 社員が経営する社会福祉事業に必要な設備又は物資の供給（以下「物資等供給業務」という。）

(2) 連携推進法人は、確実に社会福祉連携推進業務を行う体制を担保するため、社会福祉事業を行うことができないものであること。（法132条第4項）

(3) 連携推進法人が行う社会福祉連携推進業務の具体的内容については、(2)及び次の2から8までの留意点を満たし、かつ関係法令に抵触しない範囲で、その創意工夫に基づき、多様な取組を自由に行うことが可能であること。

### 2 地域福祉支援業務の実施上の留意点（法第125条第1号関係）

(1) 地域福祉支援業務の内容が次の①から③までのいずれにも該当しているものであること。

- ① 地域福祉の推進に係る取組であること
- ② 当該取組を社員が共同して行うものであること
- ③ 当該取組を連携推進法人が支援するものであること

(2) (1)の①にいう「地域福祉の推進に係る取組」とは、法令に基づく事業に関連す

る取組に限らず、地域住民の福祉ニーズに対応するインフォーマルな取組が広く該当すること。

- (3) (1) の③にいう「当該取組を連携推進法人が支援する」とは、当該取組の実施に当たって、福祉サービスの提供は社員が行うことを前提としつつ、社員間の情報共有や連絡調整、ノウハウの共有等といった連携強化のための支援を行うことをいうものであること。

したがって、ここでいう「支援」とは、社員を対象とする必要があり、法第132条第4項の規定により、社会福祉事業を行うことはできないこととされているとおり、原則として、連携推進法人自体が主体となって、地域住民等に対し、社会福祉事業その他社会福祉を目的とする福祉サービスを提供するような取組は該当しないものであること。

ただし、例外的に、地域の福祉ニーズを踏まえつつ、連携推進法人が社員である社会福祉法人等を支援する一環で、社会福祉を目的とする福祉サービス（社会福祉事業を除く。）であって、先駆的なものや地域における供給量が著しく不足するもの等を行う場合については、次のア及びイの要件をいずれも満たせば、地域福祉支援業務に該当するものとして差し支えないこと。

ア 連携推進法人と社員の両方が当該福祉サービスを提供していること

イ 連携推進法人から社員へのノウハウの移転等を主たる目的とするなど、連携推進法人が福祉サービスを実施することが社員への支援に当たること

- (4) 地域福祉支援業務の内容については、法第24条第2項に規定する、いわゆる「地域における公益的な取組」を含め、社員が行う地域福祉に関する取組を促進するなどの観点から、例えば次のようなものが考えられること。

- ・ 地域住民の生活課題を把握するためのニーズ調査の実施
- ・ ニーズ調査の結果を踏まえた新たな取組の企画立案、支援ノウハウの提供
- ・ 取組の実施状況の把握・分析
- ・ 地域住民に対する取組の周知・広報
- ・ 社員が地域の他の機関と協働を図るための調整
- ・ 社員の経営する施設又は事業所（以下「施設等」という。）の利用者であって、判断能力が不十分なもの等に対する法人後見

### 3 災害時支援業務の実施上の留意点（法第125条第2号関係）

- (1) 災害時支援業務の内容が次の①から③までのいずれにも該当しているものであること。

① 災害が発生した場合において、社会福祉事業を営む社員が提供する福祉サービスの利用者の安全を確保するための取組であること

- ② 当該取組を社員が共同して行うものであること
  - ③ 当該取組を連携推進法人が支援すること
- (2) (1) の①にいう「災害」には、自然災害に限らず、感染症の発生等の危機的状況も含まれるものであること。

また、「社会福祉事業を営む社員が提供する福祉サービス」とは、社会福祉事業を営む社員が提供する福祉サービスであれば、社会福祉事業に限らず、特段の制約はなく、例えば福祉避難所として受け入れた被災者等に対する支援も含まれるものであること。

- (3) (1) の③にいう「当該取組を連携推進法人が支援する」とは、社員が提供する福祉サービスの利用者の安全を確保するための取組に対して、社員間の情報共有や連絡調整、人材や物資の融通等といった支援を行うものであること。
- (4) 災害時支援業務の実施に当たって、連携推進法人及びその社員は、常に連携推進法人の活動区域内の地方公共団体（認定所轄庁以外の地方公共団体を含む。以下同じ。）と連携し、これらの対策と調和が保たれるよう、努めなければならないこと。
- (5) 災害時支援業務の内容については、災害時において、社員が提供する福祉サービスに係る事業継続性の確保や相互支援体制の整備などを図る観点から、例えば次のようなものが考えられること。

- ・ 災害時支援ニーズの事前把握
- ・ いわゆる業務継続計画の策定や避難訓練の実施
- ・ 被災した社員の経営する施設等（以下「被災施設等」という。）に対する被害状況調査の実施
- ・ 被災施設等に対する応急的な物資の備蓄・提供
- ・ 被災施設等の利用者の他施設への移送の調整
- ・ 被災施設等で不足する人材の応援派遣の調整
- ・ 地方公共団体との連絡・調整

#### 4 経営支援業務の実施上の留意点（法第 125 条第 3 号関係）

- (1) 経営支援業務の内容が次の①及び②のいずれにも該当しているものであること。
- ① 社員が経営する社会福祉事業の経営方法に関する知識の共有を図る取組であること

- ② 当該取組を連携推進法人が支援するものであること

- (2) (1) の①にいう「社員が経営する社会福祉事業の経営方法に関する知識の共有」とは、特定の社員が持つ経営方法に関する知識を共有することに限らず、社会福祉事業の経営ノウハウを共有するなどの取組も該当するものであること。

また、ここでいう「社会福祉事業の経営方法に関する知識」とは、社会福祉事業

の経営を確立するためには幅広い知識が求められることを踏まえ、直接的に社会福祉事業に関わる知識に限られるものではないこと。

(3) (1) の②にいう「当該取組を連携推進法人が支援する」とは、当該取組の実施に当たって、社員間の連絡調整、社員へのコンサルティング等の支援を行うものであること。

(4) 経営支援業務には、連携推進法人が社員の事務処理の代行を行うことも含まれるが、関係法令に違反しない範囲で行われる必要があること。

例えば、租税に関する申告や書類の作成等は税理士法（昭和 26 年法律第 237 号）により、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）や職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）等に基づく書類の作成や手続等は社会保険労務士法（昭和 43 年法律第 89 号）により、連携推進法人が行うことはできないこととされているので、留意のこと。

(5) 経営支援業務の内容については、社員の経営の適正化又は効率化などを支援する観点から、例えば次のようなものが考えられること。

- ・ 社員に対する経営ノウハウ等に関するコンサルティングの実施
- ・ 賃金テーブルの作成等人事・給与システムに関するコンサルティングの実施
- ・ 社員の財務状況の分析・助言
- ・ 社会福祉法人会計に関する研修の実施等適正な財務会計の構築に向けた支援
- ・ 社員の特定事務に関する事務処理の代行
- ・ 社員の施設等における外国人材の受入れ支援（介護職種に係る技能実習の監理団体として行う業務に限る。）

## 5 貸付業務の実施上の留意点（法第 125 条第 4 号関係）

(1) 貸付業務の内容が次の①及び②のいずれにも該当しているものであること。

- ① 社会福祉法人である社員に対する貸付けであること
- ② 当該貸付けに係る原資は、貸付けを受ける社員以外の社会福祉法人である社員から連携推進法人に対して貸付けを受けたものであること

(2) 貸付業務を行う場合の契約の締結方法については、次の①及び②のとおりとすること。

- ① 貸付原資を連携推進法人に提供する社員（以下「貸付原資提供社員」という。）と連携推進法人との間の金銭消費貸借契約、連携推進法人と貸付けを受ける社会福祉法人である社員（以下「貸付対象社員」という。）との間の金銭消費貸借契約を、それぞれ締結すること
- ② 貸付資金が返済不能となる場合に備え、返済不能時の資金回収手続や、回収資金分配等の処理について、私法上の契約を締結すること

(3) 貸付業務は、民間金融機関による融資や独立行政法人福祉医療機構等による政策

融資の補完的な役割を担うものであること。

- (4) (2) の①に規定する金銭消費貸借契約について、連携推進法人の社員は、特別の利害関係を有する社員が議決権を行使したことによって、著しく不当な決議がされた場合、一般法人法第 266 条の規定に基づき、裁判所に社員総会等の決議の取消しの訴えが提起できるものであること。
- (5) 貸付業務の実施に当たっては、(1) から (4) までに掲げるほか、別紙 1 の「貸付業務の実施方法」に従って行うこと。

## 6 人材確保等業務の実施上の留意点（法第 125 条第 5 号関係）

(1) 人材確保等業務の内容が次の①及び②のいずれかに該当しているものであること。

- ① 社員が経営する社会福祉事業の従事者の確保のための支援
- ② 社員が経営する社会福祉事業の従事者の資質の向上を図るための研修

(2) (1) の①にいう「社会福祉事業の従事者の確保」には、次のような多様な取組が広く含まれるものであること。

- ・ 新たな従事者の募集や採用、外国人材の受入れの調整等多様な人材の確保のための取組
- ・ 社員間の人事交流の支援等既存の従事者が職場に定着するための取組
- ・ 学生に対する職場体験の調整等福祉の仕事の魅力を発信するための取組

(3) 人材確保等業務には、連携推進法人が社員間の人事交流を支援することも含まれるが、労働関係法令に抵触しない方法で行う必要があること。

例えば、連携推進法人が自ら求人及び求職の申込みを受け、社員である法人との間の雇用関係の成立をあっせんすることは職業安定法に定める職業紹介事業に該当し、連携推進法人と従業員とが雇用契約を締結し、当該従業員を社員である法人の指揮命令において当該社員の下で労働に従事させることは、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号。以下「労働者派遣法」という。）に定める労働者派遣事業に該当するものであり、職業紹介事業又は労働者派遣事業を行う場合は、別途職業安定法又は労働者派遣法の規定に基づき、適正な手続により許可を得る必要があること。

(4) 法第 134 条の規定に基づき、社員が連携推進法人に対し、社会福祉事業に従事する労働者の募集を委託する場合には、別紙 2 の「委託募集の特例の実施方法」に従って行うこと。

(5) 人材確保等業務の内容については、社員が提供する福祉サービスの従事者の確保、その職場への定着、資質の向上などを図る観点から、例えば次のようなものが考えられること。

- ・ 社員合同での採用募集

- ・ 出向等社員間の人事交流の調整
- ・ 賃金テーブルや初任給等の社員間の共通化に向けた調整
- ・ 社員の施設等における職場体験、現場実習等の調整
- ・ 社員合同での研修の実施
- ・ 社員の施設等における外国人材の受入れ支援（経営支援業務である介護職種に係る技能実習の監理団体として行う業務を除く。）

## 7 物資等供給業務の実施上の留意点（法第 125 条第 6 号関係）

（1）物資等供給業務の内容が次の①及び②のいずれにも該当しているものであること。

- ① 社員が経営する社会福祉事業に必要な設備又は物資であること
- ② 当該設備又は物資を連携推進法人が供給すること

（2）（1）の②にいう「当該設備又は物資を連携推進法人が供給すること」には、連携推進法人が一括調達して社員に供給することのほか、連携推進法人が生産して社員に供給することを含むものであること。

なお、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）等の関係法令を遵守した上で、社員から連携推進法人が委託を受けて、社員の施設等で提供される給食の供給を行うこともこれに含まれるものであること。

（3）物資等供給業務については、社員の物資調達に係る費用の効率化、事務負担の軽減などを図る観点から、例えば次のような内容が考えられること。

- ・ 紙おむつやマスク、消毒液等の衛生用品の一括調達
- ・ 介護ベッドや車いす、リフト等の介護機器の一括調達
- ・ 介護記録の電子化等 ICT を活用したシステムの一括調達
- ・ 社員の施設等で提供される給食の供給

## 8 社会福祉連携推進業務以外の業務の取扱い（法第 132 条第 3 項・第 4 項関係）

（1）社会福祉連携推進業務以外の業務（以下「その他業務」という。）については、社会福祉連携推進業務に関連する業務であって、次の①から③までの要件を満たすものについては、行って差し支えないものであること。

- ① その他業務の事業規模が連携推進法人全体の事業規模の過半に満たないものであること
- ② その他業務を行うことによって社会福祉連携推進業務の実施に支障を及ぼすおそれがないものであること
- ③ 社会福祉事業その他社会福祉を目的とする福祉サービス事業でないこと

（2）その他業務の内容については特段の制約はないが、連携推進法人の社会的信用を傷つけるおそれのあるもの又は投機的なものは適当ではないこと。

(3) その他業務から得られた収益は、社会福祉連携推進業務に充当すること。

### 第3 連携推進法人に置くべき組織機関

#### 1 連携推進法人に置くべき組織機関の運営等（法第147条関係）

連携推進法人に置くべき組織機関の運営及び第4に規定する連携推進法人の業務運営は、以下によるほか、一般法人法のうち、一般社団法人に係る規定（ただし、同法第5条第1項（名称）、第67条第1項及び第3項（監事の任期）、第128条（貸借対照表等の公告）並びに第5章（合併）の規定を除く。）によること。

#### 2 社員及び社員総会

##### (1) 社員

##### ① 社員の役割

社員は、会費や入会金、業務委託費等（以下「会費等」という。）を負担し、連携推進法人の運営に参画するとともに、その運営に係る重要事項の意思決定に当たって、社員総会において議決権を行使するものであること。

##### ② 社員に参画できる者の範囲（法第127条第2号関係）

ア 連携推進法人の社員に参画できる者の範囲については、次の㉞から㉟までに掲げる者のいずれかであること。

##### ㉞ 社会福祉法人

㉟ 社会福祉事業を営む法人（㉞に該当する法人を除く。）

㊱ 介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する居宅介護支援事業や老人福祉法（昭和38年法律第133号）に規定する有料老人ホームを営む事業等、社会福祉を目的とする福祉サービス事業を営む法人（㉞及び㉟に該当する法人を除く。）（「社会福祉法施行規則及び社会福祉法人会計基準の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第176号）による改正後の社会福祉法施行規則（昭和26年厚生省令第28号。以下「施行規則」という。）第40条第1項第2号）

㊲ 介護福祉士養成施設や社会福祉士養成施設、保育士養成施設、初任者研修実施機関等、法第89条に規定する社会福祉事業等従事者を養成する機関（学校を含む。）を営む法人（㉞から㊱までに該当する法人を除く。）（施行規則第40条第1項第1号）

イ アの㉞から㊲までにいう「法人」の法人格の種別は問わないものであること。

ウ 地方公共団体については、社会福祉法人等に対し、施設等の許認可、補助金等の支給、指導監督等の優越的地位にあることから、議決権を行使し得る社員となることができないものであること。ただし、地方公共団体と連携推進法人が実効上の連携を図ることを妨げるものではないこと。

### ③ その他社員に関する留意事項

ア 社員の過半数は、社会福祉法人でなければならないものであること。（法第127条第2号）

イ 2以上の法人が社員として参画しなければならないこと。なお、アの規定のとおり、社員の過半数は社会福祉法人でなければならないことから、社会福祉法人以外の法人が社員に加わる場合は、3以上の社員が必要となるものであること。

ウ 法人でない者は社員として参画できないこと。このため、2以上の施設等を有する法人の場合、施設等単位ではなく、法人として社員に参画しなければならないものであること。

エ 1の法人が複数の連携推進法人の社員となることを妨げるものではないこと。

## (2) 社員総会

### ① 社員総会の役割

社員総会は、法人運営に係る重要事項の意思決定機関として、一般法人法の規定に基づき、社員が出席し、理事、監事、会計監査人の選任・解任や定款の変更、計算書類や役員報酬等基準の承認、社員の除名等の決議を行うものであること。

### ② 議決権に関する留意事項（法第127条第5号イ及び施行規則第40条第2項関係）

ア 連携推進法人の社員の議決権については、社員間の公平性を担保するため、原則として、1社員当たりの議決権は、1の議決権であること。

イ アの規定にかかわらず、連携推進法人の適切かつ効果的な運営を推進する観点から、次の㉗から㉙までに掲げる要件を全て満たす場合には、定款の定めるところにより、原則とは異なる取扱いとすることも可能であること。

㉗ 社会福祉連携推進目的に照らし、不当に差別的な取扱いをしないこと

㉘ 社員が連携推進法人に対して提供した金銭その他の財産の価額に応じて異なる取扱いをしないこと

㉙ 1の社員に対し、総数の半数を超える議決権を配分しないこと

ウ イの㉗にいう「不当に差別的な取扱い」に該当するものとしては、例えば、次のような場合が考えられること。

- ・ 特定の法人格であることを理由に議決権の配分を減らすこと
- ・ 貸付業務の貸付けを受けることを理由に議決権の配分を減らすなど、社会福祉連携推進業務に当たって社員間に生じる立場の違いを理由に議決権の配分を減らすこと

エ イの㉙にいう「1の社員に対し、総数の半数を超える議決権を配分しないこ

と」については、社員総会での実質的な議論を確保できない配分を行わないことが趣旨であり、特定の少数の社員において過半数の議決権が寡占状態にあるなど、これと同視されるような配分は認められないものであること。

オ 社員である社会福祉法人の議決権が総社員の議決権の過半数を占めていること。

カ 議決権の行使は、社員に係る法人の代表者が行うこと。ただし、一般法人法第 50 条第 1 項の規定により当該代表者以外の代理人が議決権を行使する場合には、当該議決権行使の内容につき、あらかじめ社員に係る法人の理事会において決議を経ている必要があるとともに、連携推進法人に対し、代理権を証明する書面を提出しなければならないこと。

### ③ 社員総会の運営に関する留意事項

ア 社員総会は、一般法人法及び定款で定めた事項に限り、決議をすることができること。（一般法人法第 35 条第 2 項）

なお、連携推進法人は、一般法人法に規定する理事会設置一般社団法人に該当することから、社員総会において、一般社団法人に関する一切の事項について決議をすることができる旨を規定する一般法人法第 35 条第 1 項は適用されないことに留意のこと。

イ 社員総会は、総社員の議決権の 10 分の 1 以上（定款において、5 分の 1 以下の割合を定めることも可。）の議決権を有する社員が裁判所の許可を得て招集する場合を除き、理事が招集すること。（一般法人法第 36 条第 3 項及び第 37 条）

ウ 社員が社員総会を招集する場合を除き、社員総会の日時・場所等の招集に関する事項の決定は、理事会の決議によること。（一般法人法第 38 条第 2 項）

エ 理事は、社員総会の日々の 1 週間前までに、社員に対して招集を通知しなければならないこと。ただし、書面又は電磁的方法による議決権行使ができることとする場合には 2 週間前までに当該通知を行う必要があること。（一般法人法第 39 条）

オ 総社員の議決権の 30 分の 1 以上（定款において、これを下回る割合を定めることも可。）の議決権を有する社員は、理事に対し、一定の事項を社員総会の目的とすることを請求することができること。（一般法人法第 43 条第 2 項）

カ 社員は、社員総会において、社員総会の目的である事項につき、議案を提出することができること。（一般法人法第 44 条）

キ 社員総会の決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行うこと。ただし、社員の除名、定款の変更等の事項については、総社員の半数

以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならないこと。（一般法人法第49条）

ク 書面による議決権行使は、議決権行使書面を提出して行うこと。また、書面によって行使された議決権の数は、出席した社員の議決権の数に算入すること。（一般法人法第51条）

ケ 理事及び監事は、社員総会において、社員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならないこと。（一般法人法第53条）

コ 社員総会の議事については、議事録を作成し、社員総会の日（次のサに規定する決議の省略により、決議があったものとみなされた日を含む。）から10年間、主たる事務所に、並びに社員総会の日から5年間、その写しを従たる事務所に備え置かなければならないこと。また、社員及び債権者は、連携推進法人の業務時間内は、いつでも当該議事録の閲覧又は謄写の請求ができること。（一般法人法第57条）

サ 社員総会の目的である事項について、社員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなされること。（一般法人法第58条）

### 3 代表理事、理事及び理事会

#### (1) 代表理事及び理事

##### ① 代表理事及び理事の役割

理事は、連携推進法人の業務を執行するとともに、理事会を構成するものであること。

また、代表理事は、連携推進法人を代表する者として理事の中から選定し、一般法人法第77条第4項の規定により、連携推進法人の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有するものであること。

##### ② 代表理事及び理事に関する留意事項

###### ア 員数（法第127条第5号ロ（1）及び同号ハ関係）

理事を6人以上置き、このうち代表理事を1人選任すること。

###### イ 選任・解任

理事は、一般法人法第63条第1項の規定により、社員総会の決議によって選任され、一般法人法第70条第1項の規定により、社員総会の決議によって解任することができるものであること。

また、代表理事は、一般法人法第90条第2項及び第3項の規定により、理事会において、理事の中から選定し、解職することができるものであること。

その際、併せて第5の9に規定する認定所轄庁の認可が必要となることに留意のこと。

ウ 資格要件（法第127条第5号ロ（4）及び施行規則第40条第5項関係）

社会福祉連携推進業務について識見を有する者及び社会福祉連携推進業務を実施する区域（以下「社会福祉連携推進区域」という。）における福祉サービスに関する実情に通じている者をそれぞれ含むこと。

エ 兼職禁止

同一の連携推進法人の監事又は社会福祉連携推進評議会の構成員を兼ねることができないものであること。

オ 特殊関係者の制限（法第127条第5号ロ（2）及び施行規則第40条第3項関係）

理事のうちに、次に掲げる各理事の特殊関係者が3人を超えて含まれず、さらに理事及びその特殊関係者が理事の総数の3分の1を超えて含まれないこと。

㊶ 当該理事の配偶者

㊷ 当該理事の三親等以内の親族

㊸ 当該理事と事実上婚姻関係と同様の事情にある者

㊹ 当該理事の使用人

㊺ 当該理事から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

㊻ ㊹及び㊺に掲げる者の配偶者

㊼ ㊷から㊺までに掲げる者の三親等以内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

カ 同一法人出身理事の制限

理事のうち、同一法人出身者は、理事の総数の3分の1（社員の数がある連携推進法人にあつては、2分の1）を超えてはならないこと。

キ 任期

選任後2年以内に終了する会計年度（一般法人法に規定する事業年度に同じ。以下同じ。）のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までであること。

ただし、定款の定めによりこれを短縮することは可能であること。

また、再任することは差し支えないこと。

ク 業務執行理事

一般法人法第91条第1項の規定により、理事会の決議によって代表理事以外の業務を執行する理事を選定することも可能であること。

## (2) 理事会（法第 127 条第 5 号ニ関係）

### ① 理事会の役割

理事会は、一般法人法の規定により、業務執行の決定、理事の職務の執行の監督、代表理事の選定及び解職を担うものであること。

### ② 理事会の運営に関する留意事項

ア 代表理事又は業務執行理事は、3か月に1回以上（定款において、毎会計年度に4か月を超える間隔で2回以上とすることも可。）、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならないこと。（一般法人法第91条第2項）

イ 理事は、競業及び利益相反取引を行う場合には、理事会において、当該取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならないこと。（一般法人法第92条）

ウ 理事会は、各理事（理事会を招集する理事を定款又は理事会で定めたときは、当該理事）が招集すること。（一般法人法第93条）

エ 理事は、理事会の日の1週間前（定款において、これを下回る期間を定めることも可。）までに、各理事及び各監事に対して招集を通知しなければならないこと。（一般法人法第94条）

オ 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数（定款において、これを上回る割合を定めることも可。）が出席し、その過半数をもって行うこと。（一般法人法第95条第1項）

その際、社員総会とは異なり、書面による議決権行使は認められていないので留意のこと。

カ 理事会の決議の目的である事項に係る提案について、議決に加わることができる理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について意義を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす旨を定款で定めることができること。（一般法人法第96条）

キ 理事会の議事については、議事録を作成し、理事会の日（カの決議の省略により、決議があったものとみなされた日を含む。）から10年間、主たる事務所に備え置かなければならないこと。また、社員及び債権者は、裁判所の許可を得て、当該議事録の閲覧又は謄写の請求ができること。（一般法人法第97条）

## 4 監事

### (1) 監事の役割

監事は、理事の職務執行を監査し、監査報告（一般法人法第99条第1項に規定する監査報告をいう。以下同じ。）を作成するものであること。

## (2) 監事に関する留意事項

### ① 員数（法第 127 条第 5 号ロ（1）関係）

2人以上置くこと。

### ② 選任・解任

3の（1）の②のイの理事の取扱いと同様であること。

### ③ 資格要件（法第 127 条第 5 号ロ（4）及び施行規則第 40 条第 5 項関係）

財務管理について識見を有する者を含むこと。

### ④ 兼職禁止

同一の連携推進法人の理事又は職員、社会福祉連携推進評議会の構成員を兼ねることができないものであること。

### ⑤ 特殊関係者の制限（法第 127 条第 5 号ロ（3）及び施行規則第 40 条第 4 項関係）

監事のうちに、次に掲げる各理事及び監事（以下「役員」という。）の特殊関係者が含まれていないこと。

ア 当該役員の配偶者

イ 当該役員の三親等以内の親族

ウ 当該役員と事実上婚姻関係と同様の事情にある者

エ 当該役員の使用人

オ 当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

カ エ及びオに掲げる者の配偶者

キ ウからオまでに掲げる者の三親等以内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

### ⑥ 同一法人出身監事の制限

監事のうち、同一法人出身者が含まれず、かつ理事との同一法人出身者は1人までとすること。

### ⑦ 任期

選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までであること。

ただし、定款の定めによりこれを短縮することは可能であること。

また、再任することは差し支えないこと。

## 5 会計監査人

### (1) 会計監査人の役割

会計監査人は、一定以上の規模を有する連携推進法人が作成する計算書類及びその附属明細書並びに財産目録を監査し、会計監査報告（一般法人法第 107 条第 1 項に規定する会計監査報告をいう。以下同じ。）を作成するものであること。

(2) 会計監査人に関する留意事項（法第 127 条第 5 号ホ及び施行規則第 40 条第 7 項関係）

- ① 会計監査人の設置義務対象法人の基準（「社会福祉法施行令等の一部を改正する政令（令和 3 年政令第 302 号）による改正後の社会福祉法施行令（昭和 33 年政令第 185 号。以下「施行令」という。）第 33 条及び施行規則第 40 条の 2）

次のア又はイのいずれかに該当する場合には、会計監査人を選任しなければならないものであること。

ア 最終会計年度において定時社員総会の承認を受けた損益計算書（現に会計監査人を設置している法人にあつては、一般法人法第 127 条の規定により、社員総会に報告された損益計算書）中、「当該年度決算（A）」の「サービス活動収益計（1）」欄に計上される額が 30 億円を超えること。

イ 最終会計年度において定時社員総会の承認を受けた貸借対照表（現に会計監査人を設置している法人にあつては、一般法人法第 127 条の規定により、社員総会に報告された貸借対照表とし、一般社団法人成立後、最初の定時社員総会までの間にあつては、一般法人法第 123 条第 1 項に規定する成立の日における貸借対照表）の負債の部に計上される額の合計額が 60 億円を超えること。

- ② 員数

1 人以上置くこと。

- ③ 選任・解任

3 の（1）の②のイの理事の取扱いと同様であること。

また、監事は、一般法人法第 71 条の規定により、会計監査人が次のアからウまでのいずれかに該当するときは、監事全員の同意により、当該会計監査人を解任することができるものであること。

ア 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき

イ 会計監査人としてふさわしくない非行があつたとき

ウ 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

- ④ 資格要件

公認会計士又は監査法人であること。

- ⑤ 兼職禁止

同一の連携推進法人の役員、職員又は社会福祉連携推進評議会の構成員を兼ねることができないものであること。

- ⑥ 任期

選任後 1 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までであること。

なお、当該定時社員総会において別段の決議がされなかつたときは、当該定時社

員総会において再任されたものとみなされるものであること。

ただし、会計監査人を置く旨の定款の定めを廃止する定款の変更をした場合には、会計監査人の任期は、当該定款の変更の効力が生じた時に満了するものであること。

## 6 社会福祉連携推進評議会

### (1) 社会福祉連携推進評議会の役割

社会福祉連携推進評議会は、連携推進法人の意見具申・評価機関として、理事会の決議に基づき代表理事が招集するものであること。

### (2) 社会福祉連携推進評議会に関する留意事項

#### ① 社会福祉連携推進評議会の構成（法第 127 条第 5 号へ（1）関係）

社会福祉連携推進評議会の構成は、地域福祉の増進に資するよう、連携推進法人が実施する社会福祉連携推進業務の種類に応じ、福祉サービスを受ける立場にある者、社会福祉に関する団体、学識経験を有する者を始め、幅広い視点から、中立公正な立場で、連携推進法人に対して意見を述べることができるようにしなければならないこと。その際、構成員には、社会福祉連携推進区域における福祉サービスに関する実情に通じている者を必ず加えること。

#### ② 社会福祉連携推進評議会の構成員の選任・解任

社員総会の決議により行うこと。

#### ③ 社会福祉連携推進評議会の構成員の員数

3人以上置くこと。

#### ④ 任期

選任後 4 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までであること。

また、再任することは差し支えないこと。

#### ⑤ 社会福祉連携推進評議会による意見具申（法第 127 条第 5 号へ（2）関係）

社会福祉連携推進評議会は、次のアからエまでに掲げる事項につき、審議を行い、必要に応じ社員総会及び理事会において意見を具申できるものであること。

ア 法第 127 条第 5 号へ（2）の規定に基づき、貸付対象社員が予算の決定又は変更等を行うにつき、連携推進法人による承認の適否

イ 連携推進法人の事業計画の内容

ウ 社会福祉連携推進評議会の構成員の定数の変更

エ 構成員の過半数の賛成により、社員総会又は理事会において意見を述べる必要があるとされた事項

このほか、新規事業の立ち上げ、既存事業の廃止等連携推進法人の事業運営に関

して重要な決定を行う場合には、代表理事の招集に応じて意見を述べることできるものであること。

⑥ 社会福祉連携推進評議会による業務評価（法第 127 条第 5 号へ（3）及び第 136 条関係）

社会福祉連携推進評議会は、次のアからウまでに掲げる事項につき、審議を行い、業務評価を行わなければならないものであること。また、その結果については、必要に応じ社員総会及び理事会において意見を具申できるものであること。

ア 社会福祉連携推進方針に照らした個々の業務の実施状況・費用対効果

イ 連携推進法人の事業報告の内容

ウ 連携推進法人の運営の全体評価

なお、当該評価結果は、別記様式 1 を作成し、法第 136 条の規定に基づき、これを公表しなければならないものであること。（第 4 の 11 参照）

⑦ 社会福祉連携推進評議会の招集手続

理事会の決議に基づき代表理事が行うこと。

⑧ 議事録の作成

社員総会及び理事会の取扱いに準じて議事録を作成すること。

7 役員に欠員を生じた場合の措置（一般法人法第 75 条第 1 項及び法第 143 条により準用される第 45 条の 6 第 2 項及び第 3 項関係）

(1) 役員に欠員を生じた場合については、任期の満了又は辞任により退任した役員は、新たに選任された役員が就任するまでの間、なお役員としての権利義務を有するものであること。

(2) 役員又は代表理事に欠員が生じた場合において、事務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、認定所轄庁は、利害関係人の請求により又は職権で、一時役員又は代表理事の職務を行うべき者を選任することができること。

(3) 会計監査人に欠員が生じた場合において、遅滞なく会計監査人が選任されないときは、監事は、一時会計監査人の職務を行うべき者を選任しなければならないものであること。

## 第4 連携推進法人の業務運営

### 1 連携推進法人の名称（法第130条関係）

- (1) 連携推進法人は、その名称中に「社会福祉連携推進法人」の文字を用いなければならないこと。
- (2) 連携推進法人は、「社会福祉連携推進法人」の名称が悪用されることを防ぐため、次の①から③までに掲げる事項を遵守すること。
  - ① 名称変更時の登記の申請書には、社会福祉連携推進認定を受けたことを証する書面を添付しなければならないこと
  - ② 連携推進法人でない者は、その名称又は商号中に「社会福祉連携推進法人」であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならないこと
  - ③ 連携推進法人は、不正の目的をもって、他の連携推進法人であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使用してはならないこと

### 2 業務運営の基本方針（法第132条第1項・第2項関係）

- (1) 連携推進法人は、社会福祉法人を始め、社会福祉事業を営む法人の社会福祉に係る業務の連携を推進して、地域において良質かつ適切な福祉サービスの提供又は社会福祉法人の経営基盤の強化を図ることを目的としており、その業務を通じ、社員の経営等が強化され、その効果が地域に波及していくことにより、もって公益性の確保にも資するものであること。

したがって、連携推進法人の業務運営に当たっては、社会福祉連携推進業務の推進及び運営の透明性を図り、連携推進法人としての役割を積極的に果たすよう努めなければならないものであること。

- (2) 連携推進法人は、次の①から⑥までに掲げる関係者に対し、特別の利益を与えてはならないものであること。（施行令第35条及び施行規則第40条の5）
  - ① 連携推進法人の社員又は基金（一般法人法律第131条に規定する基金をいう。）の拠出者
  - ② 連携推進法人の理事、監事、職員又は社会福祉連携推進評議会の構成員
  - ③ ①及び②に掲げる者の配偶者又は三親等内の親族
  - ④ ①から③までに掲げる者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
  - ⑤ ③及び④に掲げる者のほか、①又は②に掲げる者から受ける金銭その他の財産によって生計を維持する者
  - ⑥ ①に掲げる者が法人である場合にあっては、その法人が事業活動を支配する法人又はその法人の事業活動を支配する者として、次に掲げるもの

ア 当該法人が他の法人の財務及び営業、又は事業の方針の決定を支配している場合（一の者又はその一若しくは2以上の子法人が社員総会その他の意思決定機関における議決権の過半数を有する場合をいう。イにおいて同じ。）における当該他の法人

イ 一の者が当該法人の財務及び営業、又は事業の方針の決定を支配している場合における当該一の者

### 3 業務運営に係る費用

- (1) 連携推進法人の業務運営に係る費用は、社員からの会費等により賄われるものであること。
- (2) 社員からの会費等の徴収に当たっては、その用途及び金額について、理事会で決議した上で社員総会において承認を得ることが必要であること。
- (3) 会費については、連携推進法人の本部運営のための事務所使用料や決算費用等の管理経費のほか、業務ごとに必要となる運営費用に充てることも可能であるが、業務ごとに参画する社員が異なる場合は、費用負担の公平性を考慮し、当該業務に参画する社員から、別途業務委託費を徴収することや、各業務において得られた収益等により確保すること。

### 4 業務運営の実施体制

- (1) 連携推進法人は、社会福祉連携推進業務及びその他業務を実施するために、必要な人員体制及び設備・備品を確保すること。
- (2) 連携推進法人の職員と、社員の職員とを兼務することは、関係法令に違反しない範囲で可能であるが、この場合の人件費支出は、勤務時間数等により、適切に按分すること。
- (3) 社員の施設等における事務室等の設備を共用することについても、関係法令に違反しない範囲で可能であること。
- (4) 連携推進法人の運営費用は、会費等により賄われるものであることから、土地・建物等の高額な不動産を保有することは基本的には想定されないが、社員以外からの寄附等により、社員に対し過度に負担を転嫁せず、連携推進法人が実施する業務に必要な範囲において、不動産を保有することを妨げるものではないこと。
- (5) 連携推進法人が保有する財産の管理は、安全・確実な方法で行うこと。なお、株式投資又は株式を含む信託投資等による管理運用も差し支えないが、株式の取得は、公開市場を通してのもの等に限られるものであること。

### 5 社員の義務（法第133条関係）

連携推進法人の社員のうち、社会福祉事業を経営する法人は、その提供する福祉サービスに係る業務を行うに当たり、その所属する連携推進法人の社員である旨を明示しておかなければならないものであること。

また、社員は、一般法人法第 27 条の規定に基づき、定款で定めるところにより、連携推進法人に対し、経費を支払う義務を負うものであること。

## 6 社会福祉連携推進評議会の運営

- (1) 社会福祉連携推進評議会は、第 3 の 6 の (2) の⑤及び⑥に規定する内容に係る議論を行うため、少なくとも毎年度 1 回以上は開催しなければならないこと。
- (2) 社会福祉連携推進評議会は、毎会計年度における決算に係る理事会の開催後から定時社員総会までの間に行うことを基本とすること。
- (3) 連携推進法人は、第 3 の 6 の (2) の⑥に規定する社会福祉連携推進評議会による意見を尊重するものとする。 (法第 136 条第 2 項) また、第 3 の 6 の (2) の⑤に規定する意見が具申された際も同様とすること。
- (4) 第 3 の 6 の (2) の⑤に規定する意見の内容及び同 (2) の⑤及び⑥に係る社会福祉連携推進評議会の議事の内容については、社員総会に報告しなければならないものであること。

## 7 社会福祉連携推進目的事業財産等 (法第 137 条及び施行規則第 40 条の 10 関係)

- (1) 連携推進法人は、次の①から⑦までに掲げる財産につき、正当な理由がある場合を除き、社会福祉連携推進業務を行うために使用し、又は処分しなければならないものであること。
  - ① 社会福祉連携推進認定を受けた日以後に寄附を受けた財産 (寄附をした者が社会福祉連携推進業務以外のために使用すべき旨を定めたものを除く。)
  - ② 社会福祉連携推進認定を受けた日以後に交付を受けた補助金その他の財産 (財産を交付した者が社会福祉連携推進業務以外のために使用すべき旨を定めたものを除く。)
  - ③ 社会福祉連携推進認定を受けた日以後に行った社会福祉連携推進業務に係る活動の対価として得た財産
  - ④ 社会福祉連携推進認定を受けた日以後に行ったその他業務から生じた収益に 100 分の 50 を乗じて得た額に相当する財産
  - ⑤ 前各号に掲げる財産を支出することにより取得した財産
  - ⑥ 社会福祉連携推進認定を受けた日の前に取得した財産であって、同日以後に財産目録、貸借対照表等において、社会福祉連携推進業務の用に供するものである旨を表示した財産

⑦ 前各号に掲げるもののほか、当該連携推進法人が社会福祉連携推進業務を行うことにより取得し、又は社会福祉連携推進業務を行うために保有していると認められるものとして次のアからクまでに掲げる財産

ア 社会福祉連携推進認定を受けた日以後に社員から徴収した経費のうち、会費など、その徴収に当たり用途が定められていないものの額に100分の50を乗じて得た額に相当する財産

イ 社会福祉連携推進認定を受けた日以後に社員から徴収した経費のうち、その徴収に当たり社会福祉連携推進業務に使用すべき旨が定められているものの額に相当する財産

ウ 社会福祉連携推進認定を受けた日以後に社会福祉連携推進目的保有財産（施行規則第40条の10第4項第2号に規定する「社会福祉連携推進目的保有財産」をいう。以下同じ。）から生じた収益に相当する財産

エ 社会福祉連携推進目的保有財産を処分することにより得た額に相当する財産

オ 社会福祉連携推進目的保有財産以外の財産とした社会福祉連携推進目的保有財産の額に相当する財産

カ 前各号に掲げる財産を支出することにより取得した財産

キ 社会福祉連携推進認定を受けた日以後にアからオまで及びこの（1）の①から④までに掲げる財産以外の財産を支出することにより取得した財産であつて、同日以後に財産目録、貸借対照表又はその附属明細書において、社会福祉連携推進業務の用に供するものである旨を表示した財産

ク 当該連携推進法人の定款又は社員総会において、社会福祉連携推進業務のために使用し、又は処分する旨を定めた額に相当する財産

（2）（1）の「正当な理由がある場合」とは、次の①から③までに掲げる場合をいうものであり、この場合、法第137条は適用されないものであること。（施行規則第40条の10第1項）

① 善良な管理者の注意を払ったにもかかわらず、財産が滅失又は毀損した場合

② 財産が陳腐化、不適応化その他の理由によりその価値を減じ、当該財産を破棄することが相当な場合

③ 連携推進法人が公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下「公益認定法」という。）第4条の規定による認定を受けた法人である場合

8 会計処理（法第138条により準用される第45条の23関係）

（1）連携推進法人の会計処理は、社会福祉連携推進法人会計基準（令和3年厚生労働省令第177号）の規定に従って行わなければならないこと。

(2) 連携推進法人の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものであること。

9 役員報酬等基準の策定（法第138条により準用される第45条の35関係）

(1) 連携推進法人は、役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務執行の対価として連携推進法人から受ける財産上の利益をいう。以下同じ。）について、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該連携推進法人の経理の状況等を考慮して、不当に高額なものとならないような支給の基準（以下「役員報酬等基準」という。）を定めなければならないものであること。

(2) 役員報酬等基準の策定又は変更は、社員総会の承認を受けなければならないものであること。

(3) 役員に対する報酬等の支給は、役員報酬等基準に従って行わなければならないものであること。

10 計算書類等の作成、備置き及び閲覧（一般法人法第10条及び第14条、第31条及び第32条、第99条、第107条、第123条、第129条並びに法第127条、法第138条により準用される第45条の32第4項及び第45条の34、法第139条第4項の規定により準用される法第34条の2第3項関係）

(1) 連携推進法人は、次の①から③までに掲げる書類（（3）において「備置書類」という。）を作成し、それぞれに掲げる期間、その主たる事務所及び従たる事務所に備え置かなければならないものであること。

① 定款

期間の定めなく常時

② 各事業年度に係る計算書類（貸借対照表及び損益計算書をいう。以下同じ。）

及び事業報告並びにこれらの附属明細書（以下「計算書類等」という。）、監査報告、会計監査報告

定時社員総会の2週間前の日（一般法人法第58条第1項の規定により、社員総会の決議の省略を行う場合にあつてはその提案があつた日）から5年間（従たる事務所にあつてはその写しを3年間）

③ 財産目録、役員等名簿、役員報酬等基準、別に定める法人現況報告書（法第138条により準用される第45条の34第1項第4号に規定する事業の概要その他の事項を記載した書類をいう。以下同じ。）、社会福祉連携推進方針、社会福祉連携推進評議会による評価結果

5年間（従たる事務所にあつてはその写しを3年間）

(2) (1)のほか、一般法人法第32条の規定により、社員名簿につき、主たる事務

所に常時備え置くとともに、社員は、理由を明らかにして閲覧又は謄写の請求ができるものであること。

(3) 備置書類については、何人も閲覧等の請求を行うことができるものであること。

なお、社員及び債権者に対しては、当該閲覧等の請求に応ずる義務があるものであり、その他の者からの請求については正当な理由なく拒んではならないものであること。

また、備置書類が書面によって作成されているときは書面で、電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録の閲覧の請求ができること。(施行規則第2条の3及び第2条の5)

11 情報公表(法第136条第1項及び法144条により準用される第59条の2並びに施行規則第40条の16関係)

(1) 連携推進法人は、次の①から④までに掲げる書類につき、それぞれ掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく当該書類を公表しなければならないものであること。

① 定款

法第139条第1項の規定により定款変更の認可を受けたとき又は同条第3項の規定により定款変更の届出をしたとき

② 役員報酬等基準

法第138条第1項において準用する第45条の35第2項の規定により社員総会の承認を受けたとき又は法144条により準用される第59条の規定により認定所轄庁に届け出たとき

③ 計算書類、役員等名簿、法人現況報告書、社会福祉連携推進評議会による評価結果

法144条により準用される第59条の規定により認定所轄庁に届け出たとき

④ 社会福祉連携推進方針

法第125条の規定により社会福祉連携推進認定を受けたとき又は法第140条の規定により社会福祉連携推進方針の変更に係る認定所轄庁の認定を受けたとき

(2) (1)の書類の公表は、別に定めるところにより、インターネットの利用により行うものとする。

12 退社

(1) 一般法人法第28条の規定により、定款において別段の定めがある場合を除き、社員はいつでも退社できるものであること。

(2) (1)にかかわらず、現に連携推進法人から貸付けを受けている社員については、社員総会において社員全員の同意を得なければ、退社できない旨、定款において別

段の定めを置くことが望ましいこと。

(3) 一般法人法第 29 条の規定により、次の①から④までに掲げる事由によって、社員は強制的に退社することとなるものであること。

- ① 定款で定めた事由の発生
- ② 総社員の同意
- ③ 社員である法人の解散
- ④ 一般法人法第 30 条の規定による除名

### 13 解散及び清算（法第 141 条関係）

(1) 連携推進法人は、一般法人法第 148 条の規定により、次の①から⑥までに掲げる事由によって解散するものであること。

- ① 定款で定めた存続期間の満了
- ② 定款で定めた解散の事由の発生
- ③ 社員総会の決議
- ④ 社員が欠けたこと
- ⑤ 破産手続開始の決定
- ⑥ 一般法人法第 261 条第 1 項又は第 268 条の規定に基づく裁判所による解散命令

(2) 連携推進法人が解散した場合、一般法人法第 206 条の規定により、清算をしなければならないものであること。

その際、清算人は、遅滞なくその旨を認定所轄庁に届け出なければならないものであること。（法第 141 条の規定により準用される第 46 条第 3 項）

(3) 清算をする連携推進法人は、一般法人法第 207 条の規定により、清算の目的の範囲内において、清算を結了するまではなお存続するものとみなされるものであること。

(4) その他法第 141 条の規定により、連携推進法人の解散及び清算については、法第 46 条の 2（破産手続の開始）、第 46 条の 6 第 4 項及び第 5 項（清算人の就任）、第 47 条の 4（裁判所による監督）、第 47 条の 5（清算結了の届出）、第 47 条の 6（検査役の選任）の社会福祉法人に係る規定がそれぞれ準用されるものであること。

### 14 残余財産の帰属先（法第 127 条第 5 号ル及び施行規則第 40 条第 9 項関係）

(1) 社会福祉連携推進認定の取消しを受けた場合又は連携推進法人が解散する場合の残余財産の帰属先については、一般法人法第 239 条第 1 項の規定により、定款の定めるところによるものであるが、連携推進法人の業務の性質に鑑み、国、地方公共団体、他の連携推進法人又は社会福祉法人（社員を除く。）の全部又はいずれかとし、これを定款に定めなければならないものであること。

(2) 社員に対し、剰余金又は残余財産の分配を受ける権利を与える旨の定款の定めは、一般法人法第 11 条第 2 項の規定により、その効力を有しないものであること。

## 15 その他

連携推進法人は、社会福祉連携推進業務の遂行に必要な範囲で、社員総会等を通じて、社員との間で定期的に情報共有することが望ましいものであること。

その際、個人情報を扱う場合には、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）等の関連法令に則り、あらかじめ個人情報保護規程を定めるなどにより、適切に管理する必要があること。なお、社員の施設等の利用者に係る個人情報については、原則として、それぞれの社員において管理されるべきであること。

## 第5 連携推進法人の認定申請等の手続

### 1 認定所轄庁（法第131条により準用される第30条関係）

（1）認定所轄庁は、連携推進法人の主たる事務所の所在地及びその行う事業の区域に応じ、次の①から④までにそれぞれ掲げるとおりであること。

① 主たる事務所が市（特別区を含む。以下同じ。）の区域内にある連携推進法人であって、その行う事業が当該市の区域を越えないもの  
市長（特別区の区長を含む。）

② 主たる事務所が指定都市の区域内にある連携推進法人であってその行う事業が1の都道府県の区域内において2以上の市町村の区域にわたるもの  
指定都市の長

③ 連携推進法人の行う事業が2以上の地方厚生局の管轄区域にわたるものであって、次のいずれかに該当するもの（施行規則第40条の4）

ア 社員に係る法人の主たる事務所が全ての地方厚生局の管轄区域にわたり、かつ法第125条に掲げる社会福祉連携推進業務の全てを行うもの

イ アに類するもの  
厚生労働大臣

④ ①から③まで以外のもの  
都道府県知事

（2）（1）の③のイについては、社員に係る法人の主たる事務所が全ての都道府県に所在し、かつ法第125条に掲げる社会福祉連携推進業務のうち2以上の業務を行うものであること。

（3）（1）に規定する「その行う事業の区域」とは、現に連携推進法人に参画する社員に係る法人の主たる事務所の所在地を基準に判断するものとする。

（4）社員の増減により、認定所轄庁が変更となる見込みがある場合には、連携推進法人は、速やかにその旨、現在の認定所轄庁に相談すること。

### 2 申請（法第126条第1項関係）

（1）社会福祉連携推進認定を受けようとする場合には、次の①から⑤までに掲げる申請書類を認定所轄庁に提出しなければならないものであること。（施行規則第39条）

① 申請書

② 定款

③ 社会福祉連携推進方針

④ 登記事項証明書

⑤ 役員の氏名、生年月日及び住所を記載した書類

- ⑥ 法第 127 条各号に規定する認定基準のいずれにも適合することを証する書類
- ⑦ 法第 128 条各号に規定する欠格事由のいずれにも該当しないことを証する書類
- ⑧ 社会福祉連携推進評議会の構成員の氏名、生年月日及び住所を記載した書類
- ⑨ 社員の名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記載した書類
- ⑩ 役員・社会福祉連携推進評議会の構成員の履歴書及びその就任に係る承諾書類
- ⑪ 認定申請段階において当該社会福祉連携推進法人に帰属すべき財産の財産目録
- ⑫ 認定申請を行う会計年度及びその次の会計年度における事業計画書及びこれに伴う収支予算書
- ⑬ その他認定所轄庁が必要と認める書類

(2) (1) の書類の提出に当たって、(1) の①にあつては別記様式 2 に、③にあつては別記様式 3 に、⑥にあつては別記様式 4 に、⑦にあつては別記様式 5 によること。

(3) (1) の申請に当たっては、副本 1 通を添付すること。

(4) 社会福祉連携推進認定を受けるためには、一般社団法人としての法人格が必要となるが、一般社団法人の設立に当たっては、一般法人法及び同法に基づく関係法令の定めによるものであること。

このため、社会福祉連携推進認定に当たっては、次の①から④までに掲げる手続を経る必要があること。

- ① 定款を作成し、公証人の認証を受けること
- ② 設立時役員を選任を行うこと
- ③ 設立時役員が、設立手続の調査を行うこと
- ④ 設立時代表理事が、主たる事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局に設立の登記の申請を行うこと

(5) 1 の地域に、複数の連携推進法人が認定されることを妨げるものではないこと。

### 3 社会福祉連携推進方針（法第 126 条第 2 項関係）

(1) 社会福祉連携推進方針には、次の①から④までに掲げる事項その他必要事項を記載し、社員総会の決議を経なければならないものであること。

- ① 社員の氏名又は名称
- ② 社会福祉連携推進区域の範囲
- ③ 社会福祉連携推進業務の内容
- ④ 貸付業務に係る事項
  - ・ 貸付対象社員の名称
  - ・ 貸付金額
  - ・ 貸付けの契約日
  - ・ 貸付対象社員における重要事項に係る決定の確認方法

(2) 「社会福祉連携推進区域の範囲」については、1の(1)に規定する「その行う事業の区域」と一致するものとして、原則として市町村単位で記載すること。

ただし、社員に係る法人の主たる事務所の所在地が1の都道府県の全ての市町村にわたる場合には、「〇〇県全域」といった記載で差し支えないものであること。

(3) 「社会福祉連携推進業務の内容」については、社会福祉連携推進業務の種類ごとに、当該連携推進法人において行われる業務の内容を具体的に記載すること。

(4) 「貸付業務に係る事項」については、これを行おうとする場合のみ記載すること。

よって、当初の認定申請の段階において貸付業務を行う予定がない場合には、記載不要であること。

また、認定後において新たに貸付業務を行おうとする場合には、8に規定する社会福祉連携推進方針の変更が必要となるものであること。

#### 4 認定基準

(1) 法人設立の目的について（法第127条第1号関係）

定款上、次の①及び②のいずれもが記載されているとともに、社会福祉連携推進業務に係る事業費率が過半を占めていること。

① 社員の社会福祉に係る業務の連携を推進する旨

② それにより、地域における良質かつ適切な福祉サービスの提供及び社会福祉法人の経営基盤の強化に資する旨

(2) 社員の構成について（法第127条第2号関係）

第3の2の(1)を満たしていること。

(3) 社会福祉連携推進業務を適切かつ確実にを行うに足りる知識及び能力並びに財産的基礎について（法第127条第3号関係）

第3に規定する組織機関が全て備わり、かつ第4の4に規定する業務運営の実施体制が確保されているとともに、会費等により、少なくとも認定申請を行う会計年度及びその次の会計年度において事業支出に相当する収入が確保される見通しがあること。

(4) 社員の資格の得喪について（法第127条第4号関係）

定款等において、社員の資格の得喪に関し、連携推進法人の目的に照らして、不当に差別的な取扱いをする条件その他の不当な条件を付していないこと。

(5) 定款の記載事項について（法第127条第5号関係）

定款の記載事項については、一般法人法第11条第1項に掲げる事項（目的、名称、主たる事務所の所在地、設立時社員の名称及び住所、社員の資格の得喪に関する規定、公告方法、事業年度）のほか、次の①から⑬までに掲げる事項を記載し、又は記録していることが必要であり、別紙3の定款例を参照し、作成のこと。

- ① 社員の議決権に関する事項
- ② 役員に関する事項
- ③ 代表理事に関する事項
- ④ 理事会を置く旨及びその理事会に関する事項
- ⑤ その事業の規模が政令で定める基準を超える一般社団法人の記載事項
- ⑥ 社会福祉連携推進評議会に関する事項
- ⑦ 貸付けを受ける社会福祉法人である社員が別紙1の6の(4)の①から⑥までに掲げる事項を決定するに当たって、あらかじめ当該一般社団法人の承認を受けなければならないこととする旨
- ⑧ 資産に関する事項
- ⑨ 会計に関する事項
- ⑩ 解散に関する事項
- ⑪ 社会福祉連携目的取得財産残額は国又は地方公共団体等に贈与する旨
- ⑫ 清算時に残余財産を国等に帰属させる旨
- ⑬ 定款の変更に関する事項

## 5 欠格事由（法第128条及び施行令第34条関係）

次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、社会福祉連携推進認定は受けられないこと。

### (1) 役員のうち、次の①から④までのいずれかに該当する者があるもの

- ① 連携推進法人が法第145条第1項又は第2項の規定により社会福祉連携推進認定を取り消された場合において、その取消の原因となった事実があった日以前1年以内に当該連携推進法人の業務を行う理事であった者でその取消の日から5年を経過しないもの
- ② 法又は施行令第34条の規定で定める社会福祉に関する法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者（③に該当する者を除く。）
- ③ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）

### (2) 法第145条第1項又は第2項の規定により社会福祉連携推進認定を取り消され、その取消の日から5年を経過しないもの

### (3) 暴力団員等がその事業活動を支配するもの

## 6 認定の通知及び公示（法第 129 条及び第 145 条第 3 項関係）

認定所轄庁は、社会福祉連携推進認定をしたときは、その旨を申請者に対して通知するとともに、公示しなければならないものであること。

なお、当該公示はインターネットの利用その他の認定所轄庁において適当と認める方法により行うこと。（施行規則第 40 条の 3）

## 7 定款の変更（法第 139 条第 1 項から第 3 項まで及び施行規則第 40 条の 13 関係）

(1) 連携推進法人が定款を変更する場合には、(4) に掲げる場合を除き、社会福祉連携推進認定を受けた認定所轄庁の認可を受けなければ、その効力は生じないものであること。

(2) 定款変更の認可申請は、別記様式 6 により、認定所轄庁あて申請を行うこと。

(3) (2) の申請に当たっては、副本 1 通を添付すること。

(4) (1) にかかわらず、次の①から③までに掲げる事項の変更を行う場合には、別記様式 7 により、認定所轄庁あて届出を行うことで足りること。

① 事務所の所在地

② 社会福祉連携推進認定による法人の名称の変更

③ 公告の方法

(5) 6 による認定の通知があった場合には、定款中の「一般社団法人」を「社会福祉連携推進法人」へ名称の変更を行うことが必要となり、(4) の定款の変更の届出及び法人名称の変更登記が必要となるものであること。その際、あらかじめ理事会及び社員総会において、社会福祉連携推進認定があった場合には、定款中の「一般社団法人」を「社会福祉連携推進法人」へ名称を変更する定款変更を行うことにつき、決議を得ておくことは可能であること。

なお、当該定款の変更により、第 4 の 11 の (1) の①に規定する定款の情報公表義務が課されることになるので、留意のこと。

## 8 社会福祉連携推進方針の変更（法第 140 条関係）

(1) 社会福祉連携推進方針に変更が生じる場合、連携推進法人は、社員総会での決議を経た上で、認定所轄庁の認定を受けなければならないものであること。

なお、貸付業務を行う場合にあっては、連携推進法人及び貸付対象社員との間の契約単位で、これを社会福祉連携推進方針に盛り込む必要があること。（別紙 1 の 4 参照）

(2) 社会福祉連携推進方針変更の認定申請は、別記様式 8 により、認定所轄庁あて申請を行うこと。

(3) (2) の申請に当たっては、副本1通を添付すること。

## 9 代表理事の選定及び解職（法第142条及び施行規則第40条の14関係）

(1) 代表理事の選定及び解職は、認定所轄庁の認可を受けなければ、その効力を生じないものであること。

なお、社会福祉連携推進認定は、代表理事の選定を含め、当該認定を行うこととなるため、当該認定時において本手続を別途行うことは不要であり、認定後、新たに代表理事の選定及び解職が生じた場合に、本手続を行う必要があること。

(2) 代表理事の選定及び解職の認可申請は、別記様式9により、認定所轄庁あて申請を行うこと。

なお、代表理事が任期満了により退任する場合については、当該申請は不要であること。

(3) (2) の申請に当たっては、副本1通を添付すること。

(4) 代表理事の解職の認可があった場合には、速やかに後任の代表理事の選定を行い、当該選定に係る認可申請を行う必要があること。その際、長期間、代表理事の選定が行われない場合には、認定所轄庁において、第3の7の(2)により、一時代表理事の選任が可能であること。

## 10 毎会計年度における所轄庁への届出（法第144条により準用される第59条及び施行規則第40条の15関係）

連携推進法人は、毎会計年度終了後3か月以内に、次の①から⑦までに掲げる書類を認定所轄庁に届け出なければならないものであること。

- ① 計算書類等
- ② 財産目録
- ③ 役員等名簿
- ④ 役員報酬等基準
- ⑤ 法人現況報告書
- ⑥ 第3の6の(2)の⑥に規定する社会福祉連携推進評議会による業務評価（別記様式1）
- ⑦ 事業計画（定款に作成する旨を定めている場合に限る。）

## 11 社会福祉連携推進認定の取消し（法第145条及び第146条関係）

(1) 認定所轄庁は、連携推進法人が次の①及び②のいずれかに該当するときは、社会福祉連携推進認定を取り消さなければならないこと。

- ① 5の(1)から(3)までに掲げる欠格事由のいずれかに該当するに至ったと

き

② 偽りその他不正の手段により社会福祉連携推進認定を受けたとき

(2) 認定所轄庁は、連携推進法人が次の①から③までのいずれかに該当するときは、社会福祉連携推進認定を取り消すことができるものであること。

① 4の(1)から(4)までに掲げる認定基準のいずれかに適合しなくなったとき

② 社会福祉連携推進認定の取消しの申請があったとき

③ 法、施行令又は施行規則に基づく命令や処分に違反したとき

(3) 第4の13の①から④まで及び⑥の事由により解散する場合にあっては、(2)の②の社会福祉連携推進認定の取消しの申請を行わなければならないものであること。

(4) 認定所轄庁は、社会福祉連携推進認定を取り消したときは、6の規定に従って、その旨を公示しなければならないものであること。(施行規則第40条の3)

併せて、認定所轄庁は、公益認定法第29条第6項及び第7項の規定の準用により、遅滞なく、当該連携推進法人の主たる事務所及び従たる事務所の所在地を管轄する登記所に当該連携推進法人の名称の変更の登記を嘱託するとともに、当該名称変更の登記に係る嘱託書には、当該登記の原因となる事由に係る処分を行ったことを証する書面を添付しなければならないものであること。

(5) 社会福祉連携推進認定が取り消された連携推進法人は、その名称中の「社会福祉連携推進法人」という文字を一般社団法人と変更する定款の変更をしたものとみなされるものであること。

(6) 認定所轄庁が社会福祉連携推進認定の取消しをした場合、定款の定めに従い、社会福祉連携推進認定の取消しの日から1月以内に、社会福祉連携推進目的取得財産残額に相当する額の財産の贈与に係る書面による契約が成立しないときは、認定所轄庁が定款で定める贈与を当該社会福祉連携推進認定の取り消しを受けた法人から受ける旨の書面による契約が成立したものとみなされるものであること。

12 その他社会福祉法人に係る規定の準用（法第144条関係）

その他法第144条の規定により、法第56条（第8項を除く。）（監督）、第57条の2（関係都道府県知事等の協力）、第59条の3（厚生労働大臣及び都道府県知事の支援）の規定がそれぞれ準用されるものであること。

## 貸付業務の実施方法

## 1 貸付業務を行う場合の手続の流れ

貸付業務を行う場合は、次の手順で行うこと。

- ① 連携推進法人、貸付原資提供社員及び貸付対象社員（以下「貸付当事者」という。）において貸付けの内容等について合意すること
- ② 貸付当事者のそれぞれの内部機関において、①の合意内容について意思決定を行うこと
- ③ 社会福祉連携推進方針に①の合意内容を反映すること
- ④ 当該社会福祉連携推進方針の策定又は変更について、認定所轄庁に対して申請すること
- ⑤ 貸付原資提供社員から連携推進法人に対して、貸付原資に係る貸付金を提供すること
- ⑥ ⑤による借入金を原資に、連携推進法人から貸付対象社員に対して、貸付金を提供すること
- ⑦ 貸付対象社員において借入金を使用した後、連携推進法人に対し、当該借入金の使用状況について報告すること
- ⑧ 貸付対象社員から連携推進法人に対して借入金を返済するとともに、当該返済をもって、連携推進法人から貸付原資提供社員に対して、貸付原資に係る貸付金を清算すること
- ⑨ 社会福祉連携推進方針における貸付けに係る記載を削除するため、当該方針の変更について、認定所轄庁に対して申請すること

## 2 貸付当事者間での合意について

- (1) 貸付業務の実施に当たっては、貸付当事者において、別紙 1 様式に掲げる事項について合意すること。なお、当該合意は、1 回の貸付けごとに行わなければならないものであること。
- (2) 貸付原資提供社員から連携推進法人への貸付原資の提供に当たっては、貸付原資提供社員において、次の①から⑦までに掲げる条件を遵守すること。
  - ① 拠点区分として本部拠点を設け、当該本部拠点の貸借対照表に連携推進法人への貸付金を計上すること
  - ② 貸付けを行う年度の前年度の法人全体の事業活動計算書における当期活動増減差

額が黒字であること

- ③ 直近3カ年度（貸付けを行う年度に属する4月1日を基準として、前々年度から過去3カ年度分とする。）の本部拠点の事業活動計算書における当期活動増減差額の平均額を上限とすること
  - ④ 貸付金原資を調達する目的で、金融機関等からの借入、資産の売却を行わないこと
  - ⑤ 貸付金利は、無利子又は高利でない適正な利率であること
  - ⑥ 貸付期間は、（3）の①に合わせて設定すること
  - ⑦ 当該連携推進法人から貸付けを受けていないこと
- （3）連携推進法人から貸付対象社員への貸付けに当たっては、連携推進法人において、次の①から⑦までに掲げる条件を遵守すること
- ① 貸付期間は、3年以内とすること
  - ② 貸付金額が貸付対象社員の返済可能な額であること
  - ③ 貸付金の使途は、貸付対象社員が行う社会福祉事業の継続に最低限必要と認められる経費であって、次の条件を満たすものであること
    - ア 貸付対象社員が行う社会福祉事業の安定的な運営に必要な施設・設備の改修や職員の人件費等に係る経費であること
    - イ 貸付対象社員の役員等報酬に充てるものでないこと
  - ④ 貸付金利は、無利子又は高利でない適正な利率であること
  - ⑤ 担保や保証人の設定等が必要に応じて適切に行われていること
  - ⑥ 事務手数料を徴収する場合に、当該事務手数料が不当に高額でないこと
  - ⑦ 適切な遅延損害金の設定を行うこと
- （4）このほか、貸付原資提供社員及び貸付対象社員は、それぞれ次の①又は②に留意すること。
- ① 貸付原資提供社員に係る留意事項
    - ア 貸付原資の提供は、全ての社員が行う必要はなく、一部の社員が提供しないことも可能であること。
    - イ 同一年度における提供上限額の範囲内で、複数回、貸付原資を提供することを妨げるものではないこと。
  - ② 貸付対象社員に係る留意事項
    - ア 複数の連携推進法人から同時に貸付けを受けることはできないこと。
    - イ 同一の貸付対象社員が、同一の連携推進法人から複数回貸付けを受けることを妨げるものではないが、この場合、既貸付金が完済されている必要があること。

### 3 貸付当事者それぞれの内部機関における意思決定について

(1) 理事会、評議員会（連携推進法人の場合にあっては社員総会）において、貸付けの当事者間で合意すべき内容について承認を受けること。

その際、貸付対象社員の状況次第では、返済されない可能性があることを十分考慮した上で、丁寧に説明を行い、議論すること。

(2) 貸付原資提供社員においては、連携推進法人への貸付けについて、あらかじめ法人所轄庁に相談しておくことが望ましいこと。

(3) 貸付対象社員において、基本財産を抵当権等の担保に供する場合には、貸付対象社員の法人所轄庁の認可を得る必要があることに留意のこと。

#### 4 社会福祉連携推進方針の策定又は変更について

(1) 連携推進法人は、3において社員総会で承認された合意内容のうち、別記様式3のとおり、当該合意に基づき行われる貸付けごとに、次に掲げる事項を社会福祉連携推進方針に盛り込まなければならないこと。

なお、社会福祉連携推進認定後に新たに貸付業務を行う場合には、社会福祉連携推進方針の変更に係る認定所轄庁の認定を受ける必要があること。

- ① 貸付対象社員の名称
- ② 貸付けの金額及び契約日
- ③ 予算・決算等の貸付対象社員の重要事項の承認方法

(2) 連携推進法人は、連携推進法人の認定の申請（貸付業務を行う場合に限り。）又は（1）の認定の申請を行うに当たっては、次の①から⑦までに掲げる書類を添付しなければならないものであること。

- ① 別紙1様式の貸付事前合意書
- ② 貸付対象社員における貸付金の使途に関する事業計画
- ③ 貸付原資提供社員と連携推進法人との間の金銭消費貸借契約書案
- ④ 連携推進法人と貸付対象社員との間の金銭消費貸借契約書案
- ⑤ 連携推進法人において、当該貸付けを行うことにつき意思決定を行った際の理事会、社員総会議事録
- ⑥ 貸付原資提供社員において、当該貸付けを行うことにつき意思決定を行った際の理事会、評議員会議事録
- ⑦ 貸付対象社員において、当該貸付けを受けることにつき意思決定を行った際の理事会、評議員会議事録

(3) (2)の申請前に、貸付原資提供社員及び貸付対象社員は、3の手続を完了させておく必要があること

#### 5 認定所轄庁に対する申請について

認定所轄庁は、高利でない適正な利率が設定されていることや、担保や保証人の設定が必要に応じて適切に行われていることなど、社会福祉法人の法人外流出の禁止等の観点から貸付内容を確認するとともに、必要に応じて貸付原資提供社員及び貸付対象社員の法人所轄庁等に対して情報提供、意見照会を行い、特段の問題がなければ、認定して差し支えないこと。

## 6 貸付原資提供社員から連携推進法人に対する貸付原資の提供及び連携推進法人から貸付対象社員への貸付けの実行について

(1) 貸付原資提供社員から連携推進法人への貸付金については、連携推進法人及び貸付対象社員との間の契約単位で、他の資金と区分経理するものとし、貸付対象社員への貸付け以外への使用は一切認められないものであること。

(2) 貸付原資提供社員と連携推進法人との間の金銭消費貸借契約、連携推進法人と貸付対象社員との間の金銭消費貸借契約には、債権譲渡禁止特約を盛り込むこと。

(3) 貸付原資提供社員と連携推進法人との間の金銭消費貸借契約、連携推進法人と貸付対象社員との間の金銭消費貸借契約の履行（貸付金の振込）は、金融機関における振込手続等によるやむを得ない場合を除き、同一日に行うこと。

(4) 貸付対象社員は、貸付けを受けた年度から、当該貸付金の返済が完了するまでの間、次の①から⑥までに掲げる事項につき、連携推進法人の承認を受けること。（施行規則第40条第8項）

① 予算（補正予算を含む。）の決定又は変更

② 決算の決定

③ 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）の借入れ

④ 重要な資産の処分

⑤ 合併

⑥ 目的たる事業の成功の不能による解散

なお、当該承認は、連携推進法人の理事会における決議をもって行うこと。

また、当該承認が受けられなかった場合には、貸付対象社員においてその内容について必要な見直しを行い、法人内部での所要の手続を経た上、改めて連携推進法人の承認を受ける必要があること。

(5) 連携推進法人が（4）の承認を行うに当たっては、別添第3の6の（2）の⑤に規定のとおり、社会福祉連携推進評議会に対し、意見を求めることができるものであること。

## 7 貸付対象社員における借入金の使用及びその使用状況の報告について

貸付対象社員においては、借入金使用后、連携推進法人に対して、速やかに当該貸付金の使用状況について報告を行うこと。

## 8 貸付対象社員から連携推進法人への借入金の返済及び連携推進法人から貸付原資提供社員への借入金の返済について

(1) 貸付対象社員から連携推進法人への返済金については、契約上、連携推進法人が収受すべき金額を除き、他の資金と区分経理し、貸付原資提供社員への返済以外への使用は一切認められないものであること。

(2) 貸付対象社員から貸付金の返済があった場合、連携推進法人は、貸付原資提供社員に対し、当該返済金を速やかに返還すること。

## 9 社会福祉連携推進方針の変更について

貸付金の返済後、連携推進法人は、認定所轄庁に対し、社会福祉連携推進方針のうち、当該貸付けに関する記述を削除するための変更認定手続を行う必要があること。

## 10 その他留意事項

(1) 貸付原資提供社員である社会福祉法人から連携推進法人への貸付けについては、2の(2)の①から⑦までに掲げる条件を満たして行われる限りにおいて、「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」(平成16年3月12日付け雇児発第0312001号、社援発第0312001号、老発第0312001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)、「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」(平成27年9月3日付け府子本第254号、雇児発0903第6号内閣府子ども・子育て本部統括官、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知)、「特別養護老人ホームにおける繰越金等の取扱い等について」(平成12年3月10日付け老発第188号厚生省老人保健福祉局長通知)、「障害者総合支援法の施行に伴う移行時特別積立金等の取扱いについて」(平成18年10月18日付け障発第1018003号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)、「指定障害児入所施設等における障害児入所給付費等の取扱いについて」(平成24年8月20日付け障発0820第8号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)の規定にかかわらず、社会福祉法人外への資金流出には該当せず、資金使途の例外として、これらの運営費を当該貸付金に充てることが可能であること。

(2) 貸付原資提供社員である社会福祉法人から連携推進法人への貸付けに係る社会福祉法人の事業区分については、社会福祉事業の一環として位置付けられるものであること。

(3) 貸付原資提供社員である社会福祉法人の連携推進法人に対する貸付金債権について

は、法第 55 条の 2 第 3 項第 4 号に規定する社会福祉充実残額の算定に当たって、「社会福祉法第 55 条の 2 の規定に基づく社会福祉充実計画の承認等について」（平成 29 年 1 月 24 日付け雇児発 0124 第 1 号、社援発 0124 第 1 号、老発 0124 第 1 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）に定める控除対象財産には該当しないものであること。

## 貸付事前合意書

貸付件名	令和 5 年 4 月 1 日の社員〇〇に対する〇〇円の貸付け	
社員総会における承認日	令和 4 年 6 月 1 4 日	
貸付契約締結日	令和 4 年 1 2 月 1 日	
貸付対象社員の名称	社会福祉法人〇〇	
貸付原資提供社員の名称	社会福祉法人□□、社会福祉法人△△、社会福祉法人××	
貸付条件	貸付対象社員への貸付総額	〇〇円
	貸付原資提供社員の提供額	社会福祉法人□□：〇〇円 社会福祉法人△△：〇〇円 社会福祉法人××：〇〇円
	返済期限	令和 8 年 3 月 3 1 日
	返済方法	一括償還
	利率	1.0%
	担保	社会福祉法人〇〇が保有する〇〇県△△市×× 1 - 1 - 1 に所在する建物
	延滞時の取扱い	遅延利息 14.6%
	貸付金回収不能時の取扱い	貸付金額に応じて各貸付原資提供社員がリスクを負う。
貸付実行予定日	令和 5 年 4 月 1 日	
貸付対象社員における貸付金の使途	地域共生関連事業の実施に当たって必要となる施設内のレイアウト変更及び配線工事に必要な費用	
貸付対象社員における重要事項に係る承認の方法	貸付対象社員の評議員会において、各年度の予算・決算等を決議するに当たっては、あらかじめ社会福祉連携推進法人の理事会において、承認を受けなければならないものとする。	

(注) 記載欄中の記述は記載例であること。

## 委託募集の特例の実施方法

## 1 委託募集の特例の概要

連携推進法人の社員が、当該連携推進法人の人材確保等業務として、社会福祉事業に従事する労働者の募集を行わせる場合（以下「委託募集」という。）には、本来、職業安定法第 36 条第 1 項及び第 3 項の規定に基づき、当該社員について厚生労働大臣の許可又は届出が必要となるところ、法第 134 条第 2 項の規定に基づき、連携推進法人が必要な事項を厚生労働大臣に届け出ることにより、実施可能であること。

## 2 委託募集の特例の基準（施行規則第 40 条の 6）

（1）委託募集を行う場合には、連携推進法人及びその社員は、次の①から③までに掲げる基準にすべて適合していること。

なお、当該基準への適合につき、都道府県労働局等より照会があった場合には、認定所轄庁において必要な協力を行うこと。

## ① 職業安定法その他次に掲げる労働関係法令に係る重大な違反がないこと

ア 労働基準法第 117 条、第 118 条第 1 項（同法第 6 条及び第 56 条に係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第 121 条の規定（これらの規定が、労働者派遣法第 44 条（第 4 項を除く。）により適用される場合を含む。））

イ 労働者派遣法第 58 条から第 62 条までの規定

ウ 港湾労働法（昭和 63 年法律第 40 号）第 48 条、第 49 条（第 1 号を除く。）及び第 51 条（第 2 号及び第 3 号に係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第 52 条の規定

エ 建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和 51 年法律第 33 号）第 49 条、第 50 条及び第 51 条（第 2 号及び第 3 号を除く。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第 52 条の規定

オ 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成 3 年法律第 57 号）第 19 条、第 20 条及び第 21 条（第 3 号を除く。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第 22 条の規定

カ 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成 3 年法律第 76 号）第 62 条から第 65 条までの規定

キ 林業労働力の確保の促進に関する法律（平成 8 年法律第 45 号）第 32 条、第 33 条、第 34 条（第 3 号を除く。）並びにこれらの規定に係る同法第 35 条の規定

ク 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成 28 年法律第 89 号）第 108 条、第 109 条、第 110 条（同法第 44 条の規定に係る部分に限る。）、第 111 条（第 1 号を除く。）及び第 112 条（第 1 号（同法第 35 条第 1 項の規定に係る部分に限る。）及び第 6 号から第 11 号までに係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第 113 条の規定

② 連携推進法人について、精神の機能の障害により労働者の募集を行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を行うことができない者が募集に従事しないこと

③ 連携推進法人について、職業安定法その他労働関係法令、募集内容及び募集に係る業務の内容に関して十分な知識を有している者であること

(2) 募集に係る労働条件は、次の①から④までに掲げる基準にすべて適合していること。

① 法令に違反するものでないこと

② 賃金が、同地域における同業種の賃金水準に比較して著しく低くないこと

③ 募集に係る労働者の業務の内容及び労働条件が明示されていること

④ 適用事業所については社会・労働保険に適切に加入していること

(3) 募集を行おうとする期間が 1 年を超えないものであること。

(4) 募集の報酬は、特段の事情がある場合を除き、支払われた賃金額の 100 分の 50（同一の者に引き続き 1 年を超えて雇用される場合にあつては、1 年間の雇用にかかわる賃金額の 100 分の 50）を超えていないこと。

(5) 社員は、委託募集の報酬として、厚生労働大臣の認可を受けた報酬以外の財物を連携推進法人に与えていないこと。

### 3 委託募集に係る届出

(1) 委託募集を行う連携推進法人は、あらかじめ次の①から⑥までに掲げる事項を都道府県労働局長等に届け出なければならないものであること。（施行規則第 40 条の 7）

① 募集に係る事業所の名称及び所在地

② 募集時期

③ 募集職種及び人員

④ 募集地域

⑤ 募集に係る労働者の業務の内容

⑥ 賃金、労働時間その他の募集に係る労働条件

(2) 連携推進法人が、その社員の委託を受けて労働者の募集を行う際には、連携推進法人は、その主たる事務所の所在地を管轄する都道府県労働局長に対して、委託募集の届出を行うものであること。

ただし、連携推進法人の主たる事務所の所在する都道府県の区域以外の地域（当該地域における労働力の需給の状況等を勘案して厚生労働大臣が指定する地域を除く。以

下「自県外地域」という。)を募集地域とする委託募集であって、一の連携推進法人が自県外地域において募集しようとする労働者の数が100人以上である委託募集又は一の連携推進法人が自県外地域において募集しようとする労働者の数の合計が100人未満であっても自県外地域のうち一の都道府県の区域において募集しようとする労働者の数の合計が30人以上である委託募集については、厚生労働大臣に対して、連携推進法人が委託募集の届出を行うものであること。(施行規則第40条の8)

(3) 委託募集の届出の有効期間は6か月以内とするものであること。

(4) 連携推進法人は、人材確保等業務の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする社員についてのみ、委託募集の届出を行うものであること。

(5) 連携推進法人は、別紙2様式①の委託募集届出書を、都道府県労働局長への届出にあつては正本1通、副本2通を作成し、委託募集を開始する日の7日前までに、厚生労働大臣への届出にあつては正本1通、副本3通を作成し、委託募集を開始する日の14日前までに、それぞれその主たる事務所の所在地を管轄する公共職業安定所長に対して提出するものであること。

#### 4 委託募集の特例に係る実施状況の報告(施行規則第40条の9)

委託募集に従事する連携推進法人は、別紙2様式②により、毎年度、労働者募集報告を作成し、当該年度の翌年度の4月末日まで(当該年度の終了前に募集を終了する場合には、当該終了の日の属する月の翌月末日まで)に3の(2)による届出の受けを行った公共職業安定所の長に提出しなければならないものであること。

## 委託募集届出書

厚生労働大臣  
都道府県労働局長

殿

届出年月日 (元号) 年 月 日  
社会福祉連携推進法人の名称  
住所  
代表者氏名

社会福祉法第134条第2項の規定に基づく委託募集を(元号)〇年〇月〇日から(元号)〇年〇月〇日までの間行いたく、下記内容により届け出ます。

募集を委託する法人名			従業員数	募集職種	雇用期間	募集人員	労働条件						
NO	事業所名	所在地					賃金	就業時間	休日	各種保険	その他		
①			人		年 月～ 年 月	人	円～ 円	: ~	日曜・土曜 その他	回	雇用 健康	労災 厚生	
②			人		年 月～ 年 月	人	円～ 円	: ~	日曜・土曜 その他	回	雇用 健康	労災 厚生	
③			人		年 月～ 年 月	人	円～ 円	: ~	日曜・土曜 その他	回	雇用 健康	労災 厚生	
④			人		年 月～ 年 月	人	円～ 円	: ~	日曜・土曜 その他	回	雇用 健康	労災 厚生	
⑤			人		年 月～ 年 月	人	円～ 円	: ~	日曜・土曜 その他	回	雇用 健康	労災 厚生	

募集地域 (都道府県 又は地域)	募集人員	募集従事者			
		氏名	生年月日	職名	住所
			年 月 日		
			年 月 日		
			年 月 日		
			年 月 日		
			年 月 日		

## 委託募集届出書記載要領

### 1 届出者に関する事項

- ①「届出年月日」欄は、社会福祉連携推進法人が、公共職業安定所に届出書を提出する年月日を記載する。
- ②「社会福祉連携推進法人の名称、住所、代表者氏名」欄は、届出を行う社会福祉連携推進法人の名称、住所、代表者氏名を記載する。

### 2 募集を委託する法人に関する事項

- ①「事業所名・所在地」欄は、募集を委託する法人名・主たる事務所の所在地を記載する。
- ②「従業員数」欄は、届出書を提出する月の前月末現在に在籍する法人の従業員総数を記載する。

### 3 募集内容に関する事項

- ①「募集職種」欄は、募集する職種（例えば、社員の施設・事業所に従事する介護職員等）を記載する。
- ②「雇用期間」欄は、雇用する予定の期間を記載する。
- ③「募集人員」欄は、募集人員を記載する。
- ④「賃金」欄は、年齢等に応じた初任給額（税込）を記載する。
- ⑤「就業時間」及び「休日」欄は、所定労働時間、週休制を記載し、該当するものを○で囲むこと。
- ⑥「各種保険」欄は、加入している保険をそれぞれ○で囲むこと。
- ⑦「その他」欄は、賞与の有無・年間平均支給月数、残業の有無・月間平均時間、交代制勤務、変形労働時間制等の有無・状況、宿舍の状況等を記載する。

### 4 募集地域及び募集従事者等に対する事項

- ①「募集地域・募集人員」欄は、労働者を募集しようとする都道府県又は地域及びそれらに対応する募集人員を記載する。
- ②「募集従事者」欄は、それぞれ募集従事者の氏名、生年月日、社会福祉連携推進法人における役職名、住所を記載する。

公共職業安定所長 殿

## 労働者募集報告

( (元号) 年度 ( 月～ 月) 分)

事業所名	募集地域	募集人員	本年度の採用人員	備考
		人	所管内 人	
		人	所管内 人	
		人	所管内 人	
		人	所管内 人	
		人	所管内 人	
		人	所管内 人	
		人	所管内 人	
合	計	人	人	

労働者募集状況を上記のとおり報告します。

(元号) ○年○月○日

社会福祉連携推進法人の名称 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

代 表 者 氏 名 \_\_\_\_\_

## (労働者募集報告記載要領)

- 1 「事業所名」欄は、社会福祉連携推進法人に募集の委託を行った事業所名を記載する。
- 2 「募集地域」欄は、労働者を募集しようとする地域（委託募集届出書に記載した募集地域）を記載する。
- 3 「募集人員」欄は、当該地域における募集人員を記載する。
- 4 「本年度の採用人数」欄は、募集地域を管轄する公共職業安定所管内における委託募集による本報告に係る年度中の採用人員を記載する。
- 5 「社会福祉連携推進法人の名称、住所、代表者氏名」欄は、募集を行う社会福祉連携推進法人の名称、住所、代表者氏名を記載する。

(この報告は、委託募集の届出の受付を行った公共職業安定所長に提出すること。)

## 社会福祉連携推進法人定款例

## &lt;説 明&gt;

## 1. 定款例について

- 各連携推進法人の定款に記載されることが一般的に多いと思われる事項について、定款の定め方の一例を記載している。
- 各連携推進法人の定款の記載内容については、当該定款例の文言に拘束されるものではないが、定款において定めることが必要な事項が入っているか、その内容が法令に沿ったものであることが必要である。

## 2. 記載事項の種類

- 必要的記載事項（実線） → 必ず定款に記載しなければならない事項であり、その一つでも記載が欠けると、定款の効力が生じない事項（法第127条第5号に掲げる事項等）
  - ※ 内容が法令に沿ったものであればよく、当該定款例の文言に拘束されるものではないこと。
- 相対的記載事項（点線） → 必要的記載事項と異なり、記載がなくても定款の効力に影響はないが、法令上、定款の定めがなければその効力を生じない事項
- 任意的記載事項 → 法令に違反しない範囲で任意に記載することができる事項

## 3. 社員総会及び理事会における決議事項

	理事会	社員総会
決議事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社員総会の日時及び場所並びに議題・議案等の決定（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第38条第2項）</li> <li>・ 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職（理事長：一般法人法第90条第2項第3号、業務執行理事：一般法人法第91条第1項第2号）</li> <li>・ 重要な財産の処分及び譲受け（一般法人法第90条第4項第1号）</li> <li>・ 多額の借財（一般法人法第90条第4項第2号）</li> <li>・ 重要な使用人の選任及び解任（一般法人法第90条第4項第3号）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社員の除名（一般法人法第30条第1項）★</li> <li>・ 社員総会提出資料の調査者の選任（一般法人法第55条）</li> <li>・ 理事、監事、会計監査人の選任（一般法人法第63条、第69条第2項）</li> <li>・ 理事、監事、会計監査人の解任（一般法人法第70条）★</li> <li>・ 役員等の責任の一部免除（一般法人法第113条）★</li> <li>・ 計算書類の承認（一般法人法第126条第2項）</li> <li>・ 基金の返還（一般法人法第141条）</li> <li>・ 定款の変更（一般法人法第146条）★</li> </ul>

<ul style="list-style-type: none"> <li>・従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止（一般法人法第90条第4項第4号）</li> <li>・コンプライアンス(法令遵守等)の体制の整備（一般法人法第90条第4項第5号）</li> <li>※ 一定規模を超える法人のみ</li> <li>・定款の定め及び理事会決議（一般法人法第114条）に基づく役員等の責任の一部免除（一般法人法第90条第4項第6号）</li> <li>・競業及び利益相反取引（一般法人法第92条第1項）</li> <li>・補償契約の内容の決定（一般法人法第118条の2第1項）</li> <li>・役員等のために締結される保険契約の内容の決定（一般法人法第118条の3第1項）</li> <li>・計算書類及び事業報告等の承認（法第124条第3項）</li> <li>・貸付けを受けた社員における重要事項に係る決定の承認（本通知別紙1の6（4））</li> <li>・その他重要な業務執行の決定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の全部の譲渡（一般法人法第147条）★</li> <li>・解散の決議（解散：一般法人法第148条第3号、継続：一般法人法第150条）★</li> <li>・清算人の選任（一般法人法第209条第1項第3号）</li> <li>・清算人の解任（一般法人法第210条第1項）</li> <li>・残余財産の帰属先の決定（一般法人法第239条第2項）</li> <li>・役員報酬等基準の承認（法第138条において準用する法第45条の35第2項）</li> <li>・社会福祉連携推進評議会の構成員の選任・解任（本通知第3の6（2）②）</li> <li>・会費等の使途及び金額（本通知第4の3（2））</li> <li>・社会福祉連携推進方針の策定（本通知第5の3（1））</li> <li>・社会福祉連携推進方針の変更（本通知第5の8（1））</li> <li>・貸付けに係る合意内容の承認（本通知別紙1の3（1））</li> <li>・その他定款で定めた事項</li> </ul> <p>★：一般法人法第49条第2項の規定により、社員の総議決権の3分の2（これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上に当たる多数をもつて決議を行わなければならない事項</p>
---	---

## 社会福祉連携推進法人〇〇〇〇定款

(注) 社会福祉連携推進認定を受けた後も引き続き、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）に定める一般社団法人の要件等を満たす必要がある。したがって、法人の状況によっては、本定款例に規定のない事項についても、一般法人法に基づいて定める必要があり得る。

### 第一章 名称及び事務所

#### (名称)

第一条 本法人は、社会福祉連携推進法人〇〇〇〇と称する。

#### (事務所)

第二条 本法人は、主たる事務所を〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）〇〇番地に置く。

(注) 従たる事務所の所在地を以下のとおり記載することも可能である。

2 本法人は、理事会の決議によって従たる事務所を〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）〇〇番地に置く。

### 第二章 目的及び業務

#### (目的)

第三条 本法人は、社会福祉連携推進方針に基づき、社員の社会福祉に係る業務の連携を推進し、並びに地域における良質かつ適切な福祉サービスの提供及び社会福祉法人の経営基盤の強化に資することを目的とする。

#### (社会福祉連携推進業務)

第四条 本法人は、前条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 地域福祉の推進に係る取組を社員が共同して行うための支援
- (2) 災害が発生した場合における社員が提供する福祉サービスの利用者の安全を社員が共同して確保するための支援
- (3) 社員が経営する社会福祉事業の経営方法に関する知識の共有を図るための支援
- (4) 資金の貸付けを通じた社会福祉事業に係る業務を行うのに必要な資金を調達するための支援
- (5) 社員が経営する社会福祉事業の従事者の確保のための支援及びその資質の向上を図るための研修
- (6) 社員が経営する社会福祉事業に必要な設備又は物資の供給

(注) 実際に実施する事業のみを記載すること。また、社会福祉連携推進方針に記載したより詳細な事業内容を記載することも可能である。

(その他業務)

第五条 本法人は、社会福祉連携推進方針に沿った連携を推進するため、前条に掲げる業務のほか、〇〇に関する業務を行う。

(注) その他業務を行わない場合は記載不要である。

### 第三章 基金

(基金)

第六条 本法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

2 拠出された基金は、基金の拠出者と合意した期日まで返還しない。

3 基金の返還の手続については、返還する基金の総額について定時社員総会の決議を経るものとするほか、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を理事会において別に定めるものとする。

(注1) 一般法人法第131条参照。基金の募集を行う場合は定款に記載する必要がある。ただし、社会福祉法人である社員は、当該基金に対する資金の拠出ができない。

(注2) 基金の返還については、法人の解散までとすることも可能である。この場合、第2項及び第3項を以下のとおりとすること。

2 拠出された基金は、本法人が解散するまで返還しない。

3 基金の返還の手続については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第236条の規定に従い、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

### 第四章 社員

(法人の構成員)

第七条 本法人は、本法人の社会福祉連携推進方針に賛同し、次に該当する法人であって、次条の規定により、本法人の社員となった者をもって構成する。

(1) 本法人の社会福祉連携推進区域における社会福祉法人

(2) 本法人の社会福祉連携推進区域において社会福祉事業を経営する法人（(1)に該当する法人を除く。）

(3) 本法人の社会福祉連携推進区域において社会福祉を目的とする事業（社会福祉事業を除く。）を経営する法人（(1)及び(2)に該当する法人を除く。）

(4) 本法人の社会福祉連携推進区域において社会福祉事業等従事者の養成機関を営むる法人（(1)から(3)までに該当する法人を除く。）

（社員の資格の取得）

第八条 本法人の社員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を得なければならない。

2 本法人は、社員名簿を備え置き、社員の変更があるごとに必要な変更を加えなければならない。

（注）第1項について、社員総会の承認を必要とすることも可能である。

第九条 前条の規定にかかわらず、地方公共団体については社員としない。

（経費の負担）

第十条 本法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、社員になった時及び毎年、社員は、社員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

（注1）一般法人法第27条参照。経費の負担を生じさせる場合は定款に記載が必要である。

（注2）「事業活動に経常的に生じる費用」とは、本法人の本部運営に当たって発生する事務的経費等であり、社会福祉連携推進業務に要する費用については、業務委託費等により別途確保する必要がある。

（貸付けを受けた社員の責務）

第十一条 第4条(4)に規定する支援を受けた社員が、次の事項を決定するに当たっては、あらかじめ理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 予算（補正予算を含む。）の決定又は変更
- (2) 決算の決定
- (3) 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）の借入れ
- (4) 重要な資産の処分
- (5) 合併
- (6) 目的たる事業の成功の不能による解散

（注）第4条(4)に規定する業務を行う場合は、本規定を必ず記載する必要がある。

（任意退社）

第十二条 社員は、社員総会において別に定める退社届を提出することにより、任意にいつでも退社することができる。

(注1) 一般法人法第28条参照。退社に当たって書面による意思表示を求めるなどの場合は、定款に本条のような記載が必要である。

(注2) 貸付業務を行う場合は、第2項として、以下の規定を追加することが望ましい。

2 前項の規定にかかわらず、本法人から第4条(4)に規定する支援を受けた社員については、社員総会において社員全員の同意を得なければ、退社することができない。

(除名)

第十三条 社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該社員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 本法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(注) 一般法人法第30条、第49条第2項参照。

(社員資格の喪失)

第十四条 前2条の場合のほか、社員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第10条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総社員が同意したとき。
- (3) 当該社員に係る法人が解散したとき。

## 第五章 社員総会

(構成)

第十五条 社員総会は、全ての社員をもって構成する。

(権限)

第十六条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事及び監事〈、会計監査人〉並びに社会福祉連携推進評議会の構成員の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額

- (4) 貸借対照表及び損益計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は担保に供することに係る承認
- (8) 会費等の使途及び金額
- (9) 社会福祉連携推進方針の変更
- (10) 貸付けに係る合意内容の承認
- (11) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(注) 会計監査人を置いていない場合、〈〉内は不要である。

(開催)

第十七条 社員総会は、定時社員総会として毎年度〇月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(注) 一般法人法第36条第1項参照。定時社員総会は、同条同項の規定により、毎会計年度終了後一定の時期に招集しなければならないため、開催時期を定めておくことが望ましい。他方、臨時社員総会は、いつでも招集することができる(一般法人法第36条第2項)。

(招集)

第十八条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

2 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(注1) 一般法人法第36条から第38条まで参照。

(注2) 第2項にいう「総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員」は、単独の社員のみならず、複数の社員でも可能である。また、「10分の1」は5分の1以下の割合とすることも可能である。

(議長)

第十九条 社員総会の議長は、当該社員総会において社員の中から選出する。

(注) 一般法人法第54条参照。「社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。」とすることも可能である。

(議決権)

第二十条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(注) 議決権の数について、定款で別段の定めをする場合は、「社員〇〇につき〇個、社員〇〇につき〇個とする。」などの記載とすることが考えられる。

なお、この場合、以下のいずれも満たしていることが必要である。

- ① 社会福祉連携推進目的に照らし、不当に差別的な取扱いをしないこと
- ② 社員が連携推進法人に対して提供した金銭その他の財産の価額に応じて異なる取扱いをしないこと
- ③ 1の社員に対し、総社員の議決権の過半数を配分しないこと

また、併せて第1項の次に次の一項を加える。

- 2 総社員の議決権の過半数は、社員である社会福祉法人が保有しなければならない。

(決議)

第二十一条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 社員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) その他法令で定められた事項

(注1) 一般法人法第49条参照。

(注2) 第2項にいう「総社員の議決権の3分の2以上」が必要とされているが、定款によりこれを上回る割合を定めることも可能である。

(議事録)

第二十二条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

(注1) 一般法人法第57条参照。

(注2) このほか、一般法人法第50条(議決権の代理行使)、第51条(書面による議決権の行使)、第52条(電磁的方法による議決権の行使)、第58条(社員総会の決議の省略)、第59条(社員総会への報告の省略)等が定められており、それらの手続について定款に規定しておくことも可能である。

## 第六章 役員

### (役員〈及び会計監査人〉の設置)

第二十三条 本法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 ○名以上○名以内

(2) 監事 ○名以内

2 理事のうち1名を代表理事とする。

3 代表理事以外の理事のうち、○名を業務執行理事とする。

〈4 本法人に会計監査人を置く。〉

(注1) 理事は6名以上、監事は2名以上とすること。

(注2) 理事及び監事の定数は確定数とすることも可能である。

(注3) 業務執行理事については、「代表理事以外の理事のうち、○名を業務執行理事とすることができる。」と定めることも可能である。

(注4) 会計監査人を置いていない場合、〈〉内は不要である。

(注5) 代表理事を理事長とするなど、一般法人法とは異なる呼称とすることは可能であるが、法令上の名称と、定款上の名称がどのような関係にあるのかを明確にする必要がある。この場合、以下のような記載とすることが考えられる。

2 理事のうち1名を会長、○名を常務理事とする。

3 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に規定する代表理事とし、常務理事をもって同法に規定する業務執行理事とする。

### (役員〈及び会計監査人〉の選任)

第二十四条 理事及び監事〈並びに会計監査人〉は、社員総会の決議によって選任する。

2 理事及び監事は、次に掲げる者が含まなければならない。

(1) 理事にあつては、社会福祉連携推進業務に識見を有する者又は社会福祉連携推進区域における福祉サービスに関する実情に通じている者

(2) 監事にあつては、財務管理に識見を有する者

3 理事及び監事の選任に当たって、それに含まれる各役員の子族等の特殊の関係がある者の数は、次のとおりとする。

(1) 各理事について、親族等の特殊の関係がある者が3人を超えて含まれず、当該理事並びに親族等の特殊の関係がある者が理事の総数の3分の1を超えて含まれていないこと

(2) 監事の中に、各役員の子族等の特殊の関係がある者が含まれていないこと

4 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。

(注1) 「親族等の特殊の関係がある者」とは次に掲げる者とする。

- ① 配偶者
- ② 三親等以内の親族
- ③ 事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ④ 使用人
- ⑤ 当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- ⑥ ④及び⑤に掲げる者の配偶者
- ⑦ ③から⑤までに掲げる者の三親等以内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

(注2) 会計監査人を置いていない場合、〈〉内は不要である。

(理事の職務及び権限)

第二十五条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、本法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、〈例：理事会において別に定めるところにより、本法人の業務を分担執行する。〉
- 3 代表理事及び業務執行理事は、毎会計年度に3箇月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(注1) 一般法人法第91条参照。

(注2) 代表理事及び業務執行理事が自己の職務の執行の状況を理事会に報告する頻度については、第3項について、毎会計年度に4月を超える間隔で2回以上とすることも可能である。

なお、この報告は現実に開催された理事会において行わなければならないが、報告の省略をすることはできない(一般法人法第98条第2項)。

(監事の職務及び権限)

第二十六条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(注) 一般法人法第99条第1項及び第2項参照。

< (会計監査人の職務及び権限)

第二十七条 会計監査人は、法令で定めるところにより、本法人の計算書類（貸借対照表及び損益計算書）並びにその附属明細書及び財産目録を監査し、会計監査報告を作成する。

2 会計監査人は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。

(1) 本法人の理事及び職員

(2) その他会計監査人が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図るべき者

3 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。

(1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面

(2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの>

(注) 会計監査人を置いていない場合、〈〉内は不要である。

(役員〈及び会計監査人〉の任期)

第二十八条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 理事又は監事は、第23条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

<3 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、その定時社員総会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。>

(注1) 一般法人法第66条参照。理事の任期は、定款の定めにより短縮することが可能である。

(注2) 一般法人法第67条第2項に基づき、補欠理事又は監事の任期を退任した理事又は監事の任期満了時とする場合は、第1項の次に次の1項を加えること。

2 補欠として選任された役員(補欠)の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

(注3) 会計監査人を置いていない場合、〈〉内は不要である。

(役員〈及び会計監査人〉の解任)

第二十九条 役員〈及び会計監査人〉は、社員総会の決議によって解任することができる。

<2 監事は、会計監査人が、次の各号のいずれかに該当するときは、監事全員の同意により、会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任

の理由を、解任後最初に招集される社員総会に報告するものとする。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。
- (3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。 >

(注1) 一般法人法第70条第1項参照。

(注2) 監事を解任する場合は特別決議が必要（一般法人法第49条第2項）。

(注3) 第2項は、一般法人法第71条参照。

(注4) 会計監査人を置いていない場合、〈〉内は不要である。

(役員〈及び会計監査人〉の報酬等)

第三十条 理事及び監事に対して、(例：社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を) 報酬等として支給することができる。

<2 会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て、理事会において定める。 >

(注1) 第1項のように、理事及び監事の報酬等の額について定款に定めないときは、社員総会の決議によって定める必要がある。

(注2) 費用弁償分については報酬等に含まれない。

(注3) 会計監査人を置いていない場合、〈〉内は不要である。

## 第七章 理事会

(構成)

第三十一条 本法人に理事会を置く。

2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第三十二条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事の選定及び解職

<2 前項に掲げる職務のほか、理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するために必要な体制の整備に関する事項は、理事会において定める。 >

(注) 会計監査人を置いていない場合、〈〉内は不要である。

なお、第2項に規定する「理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するために必要な体制の整備に関する事項」とは次の事項をいう。

- ① 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- ② 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ③ 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ④ 職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ⑤ 監事はその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項
- ⑥ 前号の職員の理事からの独立性に関する事項
- ⑦ 監事の第五号の職員に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ⑧ 理事及び職員が監事に報告をするための体制その他の監事への報告に関する体制
- ⑨ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ⑩ 監事の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- ⑪ その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

第三十三条 代表理事の選定及び解職は、認定所轄庁の認可をもって、その効力を生じる。

\_(招集)\_

第三十四条 理事会は代表理事が招集する。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(注) 一般法人法第93条第1項参照。原則として、各理事が理事会を招集するが、理事会を招集する理事を定款又は理事会で定めることも可能。

(決議)

第三十五条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(注1) 一般法人法第95条第1項参照。第1項については、過半数に代えて、これを上回る割

合を定款で定めることも可能である。

(注2) 特別の利害を有する理事が議決に加わることはできない(一般法人法第95条第2項)。

(注3) 理事会については、代理人による議決権の行使、書面による議決権の行使は認められない。

(注4) 可否同数の場合に、議長に2票を与えるような定款の定めは不可。

(注5) 第2項では、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときを除く。)は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす旨を定款に定めることもできる(一般法人法第96条)。なお、本項を定款に定めない場合、同条に基づく決議の省略を行うことはできないので留意のこと。

(議事録)

第三十六条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(注) 定款で、記名押印する者を、当該理事会に出席した代表理事及び監事とすることも可能である(一般法人法第95条第3項)。

## 第八章 社会福祉連携推進評議会

(構成)

第三十七条 本法人に社会福祉連携推進評議会を置く。

2 社会福祉連携推進評議会は、福祉サービスを受ける立場にある者、社会福祉に関する団体、学識経験を有する者その他の関係者をもって構成する。

3 社会福祉連携推進評議会の定員は、○人以内とする。

4 社会福祉連携推進評議会の構成員は、社員総会の決議によって、第2項に掲げる者の中から選任し、または解任することができる。

(注1) 社会福祉連携推進評議会の定員は3人以上とすること。

(注2) 社会福祉連携推進評議会の構成員は、当該法人が行う業務の内容に応じ、例えば、次のような者から構成することが考えられる。

- ・ 福祉サービスの利用者団体から推薦を受ける者
- ・ 福祉サービスの経営者団体から推薦を受ける者
- ・ 学識有識者
- ・ 介護福祉士・社会福祉士等の職能団体から推薦を受ける者

- ・ 社会福祉協議会から推薦を受ける者
- ・ 共同募金会から推薦を受ける者
- ・ ボランティア団体から推薦を受ける者
- ・ 自治会から推薦を受ける者
- ・ 民生委員・児童委員
- ・ 福祉人材の養成機関から推薦を受ける者
- ・ 就労支援機関から推薦を受ける者
- ・ 商工会議所から推薦を受ける者
- ・ 地方公共団体から推薦を受ける者
- ・ その他地域福祉に関して中立公正な立場から意見を述べられる団体から推薦を受ける者又は個人

(権限)

第三十八条 社会福祉連携推進評議会は、本法人に対し、次の事項について、社員総会及び理事会において必要な意見を述べることができる。

(1) 第 11 条の承認の適否

(2) 事業計画の内容

(3) 社会福祉連携推進評議会の定数の変更

(4) 構成員の過半数の賛成により、意見を述べる必要があるとされた事項

(5) 代表理事から求めがあった事項

2 社会福祉連携推進評議会は、社会福祉連携推進方針に照らし、本法人の業務の実施の状況について評価を行い、必要があると認めるときは、社員総会及び理事会において意見を述べることができる。

3 本法人は、前項の意見を尊重するものとする。

(開催)

第三十九条 社会福祉連携推進評議会は、毎年度〇月に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第四十条 社会福祉連携推進評議会は、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

2 社会福祉連携推進評議会の構成員は、代表理事に対し、社会福祉連携推進評議会の目的である事項及び招集の理由を示して、社会福祉連携推進評議会の招集を請求することができる。

## 第九章 資産及び会計

第四十一条 本法人の資産は次のとおりとする。

- (1) 設立当時の財産
- (2) 設立後寄附された金品
- (3) 事業に伴う収入
- (4) その他の収入

2 本法人の設立当時の財産目録は、主たる事務所において備え置くものとする。

第四十二条 本法人の資産のうち、次に掲げる財産を基本財産とする。

- (1) . . .
- (2) . . .
- (3) . . .

2 基本財産は処分し、又は担保に供してはならない。ただし、特別の理由のある場合には、理事会及び社員総会の承認を得て、処分し、又は担保に供することができる。

(注) 基本財産を定めないことも可能である。

(資産の管理)

第四十三条 本法人の資産は、理事会の定める方法により、代表理事が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(注) 基本財産以外の資産において、株式投資又は株式を含む投資信託等による管理運用を行う場合には、第二項の次に次の一項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、基本財産以外の資産のうちの現金については、理事会の議決を経て、株式に換えて保管することができる。

(事業計画及び収支予算)

第四十四条 本法人の事業計画書、収支予算書については、毎会計年度の開始の日の前日までに、代表理事が作成し、<例1：理事会の承認、例2：理事会の決議を経て、社員総会の承認>を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所（及び従たる事務所）に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第四十五条 本法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
  - (2) 事業報告の附属明細書
  - (3) 貸借対照表
  - (4) 損益計算書
  - (5) 貸借対照表及び損益計算書の附属明細書
  - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、(1)、(3)、(4)及び(6)の書類については、定時社員総会に提出し、(1)の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
- 3 第1項に掲げる書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間（、また、従たる事務所に3年間）備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所（及び従たる事務所に）に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
  - (2) 理事及び監事の名簿
  - (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
  - (4) 事業の概要等を記載した書類

（注）会計監査人を置いている場合は例えば次のような規定とすることが考えられる。

第四十五条 本法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、(3)から(6)までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
  - (2) 事業報告の附属明細書
  - (3) 貸借対照表
  - (4) 損益計算書
  - (5) 貸借対照表及び損益計算書の附属明細書
  - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、(1)、(3)、(4)及び(6)の書類については、定時社員総会に報告するものとする。ただし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第127条の適用を受けない場合には、(1)の書類を除き、定時社員総会への報告に代えて、定時社員総会の承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間（、また、従たる事務所に3年間）備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所（及び従たる事務所）

に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 会計監査報告
- (3) 理事及び監事の名簿
- (4) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (5) 事業の概要等を記載した書類

第四十六条 決算の結果、剰余金を生じたとしても、配当してはならない。

(会計年度)

第四十七条 本法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第四十八条 本法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第四十九条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

第五十条 本法人は、毎会計年度終了後3月以内に、次の書類を認定所轄庁に届け出なければならない。

- (1) 第45条第1項(1)から(6)までに掲げる書類
- (2) 第45条第3項(1)から(4)までに掲げる書類

(社会福祉連携推進目的取得財産残額の算定)

第五十一条 代表理事は、毎会計年度、当該会計年度の末日における社会福祉連携推進目的取得財産残額を算定し、財産目録に記載するものとする。

第十章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第五十二条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(注) 一般法人法第49条第2項及び第146条参照。定款変更は特別決議が必要である。

第五十三条 この定款の変更は、認定所轄庁の認可をもって、その効力を生じる。

第五十四条 本法人は、事務所の所在地又は公告の方法に係る定款の変更をしたときは、遅滞なく、その旨を認定所轄庁に届け出なければならない。

(解散)

第五十五条 本法人は、次の事由によって解散する。

- (1) 目的たる業務の成功の不能
- (2) 社員総会の決議
- (3) 社員の欠亡
- (4) 破産手続開始の決定

2 本法人は、総社員の3分の2以上の賛成がなければ、前項(2)の社員総会の決議をすることができない。

3 第1項(1)から(3)までの事由により解散する場合は、あらかじめ認定所轄庁に社会福祉連携推進認定の取消しを申請しなければならない。

第五十六条 本法人が解散したときは、破産手続開始の決定による解散の場合を除き、理事がその清算人となる。ただし、社員総会の議決によって理事以外の者を選任することができる。

2 清算人は、次の(1)から(3)までに掲げる職務を行い、又、当該職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

- (1) 現務の結了
- (2) 債権の取立て及び債務の弁済
- (3) 残余財産の引渡し

(注1) 一般法人法第209条第1項参照。

(注2) 第1項ただし書きについて、清算人を定款においてあらかじめ定めておくことも可能である。

(社会福祉連携推進認定の取消し等に伴う贈与)

第五十七条 本法人が社会福祉連携推進認定の取消しの処分を受けた場合には、社員総会の決議を経て、社会福祉連携推進目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該社会福祉連携推進認定の取消しの日から1箇月以内に、国若しくは地方公共団体、他の社会福祉連携推進法人、社会福祉法人のいずれかに贈与するものとする。

(注) 公益認定法第4条による公益認定を受けた法人である場合、本条は適用しない。

(残余財産の帰属)

第五十八条 本法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体、他の社会福祉連携推進法人又は社会福祉法人（社員を除く。）のいずれかに贈与するものとする。

(注) 公益認定法第4条による公益認定を受けた法人である場合、本条は適用しない。

第十一章 公告の方法

(公告の方法)

第五十九条 本法人の公告は、社会福祉連携推進法人〇〇〇の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(注) 解散時の債権申出の催告及び破産手続の開始については、官報によって公告すること。

第12章 雑則

第六十条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附則

1 本法人の設立時社員の名称又は氏名及び住所は、次のとおりである。

〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号 〇法人〇会

〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号 〇法人〇会

〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号 〇〇 〇〇

2 本法人の設立時役員の名及び住所は、次のとおりである。

代表理事 〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号

〇法人〇会 〇〇 〇〇

理事 〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号

〇法人〇会 〇〇 〇〇

・

・

・

監事 〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号

〇〇 〇〇

(別記様式1)

(元号) ○年度 社会福祉連携推進法人○○○ 業務評価

1. 評議会開催日

(元号) ○年○月○日

2. 評価項目

(1) 社会福祉連携推進方針に照らした個々の業務の実施状況・費用対効果について

地域福祉 支援業務	
災害時支援 業務	
経営支援 業務	
貸付業務	
人材確保等 業務	
物資等供給 業務	

※ 各業務の改善点や費用対効果等について意見を求め、当該意見の内容を上記に記載する。

(2) 事業報告書の内容について

--

※ 事業報告書の記載内容について意見を求め、当該意見の内容を上記に記載する。

(3) 全体評価

--

※ 法人運営全般に関し、適正に運営していると認められるか否かについて意見を求め、当該意見の内容を上記に記載する。

(別記様式2)

( 文 書 番 号 )

(元号) ○年○月○日

○○○都道府県知事

又は 殿

○○○市市長

( 申 請 者 )

一般社団法人○○○

代表理事 ○○ ○○

### 社会福祉連携推進認定の認定申請について

社会福祉法第 126 条第 1 項の規定に基づき、社会福祉連携推進認定を受けたいので、別添の申請書に関係書類を添えて、貴庁の認定を申請する。

(添付資料)

- ① 定款
  - ② 社会福祉連携推進方針 (別記様式3)
  - ③ 登記事項証明書
  - ④ 役員の氏名、生年月日及び住所を記載した書類
  - ⑤ 法第 127 条各号に規定する認定基準のいずれにも適合することを証する書類 (別記様式4)
  - ⑥ 法第 128 条各号に規定する欠格事由のいずれにも該当しないことを証する書類 (別記様式5)
  - ⑦ 社会福祉連携推進評議会の構成員の氏名、生年月日及び住所を記載した書類
  - ⑧ 社員の名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記載した書類
  - ⑨ 役員・社会福祉連携推進評議会の構成員の履歴書及びその就任に係る承諾書類
  - ⑩ 認定申請段階において当該社会福祉連携推進法人に帰属すべき財産の財産目録
  - ⑪ 認定申請を行う会計年度及びその次の会計年度における事業計画書及びこれに伴う収支予算書
  - ⑫ その他認定所轄庁が必要と認める書類
- ※ 社会福祉連携推進業務のうち、貸付業務を行う場合は、上記に加え、別紙1の4の(2)の①から⑦までに掲げる書類を添付すること。

## 社会福祉連携推進認定申請書

(表 面)

設立代表者	住所							
	氏名							
申請年月日								
ふりがな 法人の名称								
法人番号								
社会福祉連携推進法人 設立の趣意								
主たる事務所	所在地							
従たる事務所 ※ ある場合のみ 記載のこと	所在地							
実施する業務の内容 ※ 該当するものに○を付すこと		社会福祉連携推進業務						その他 業務
		地域福祉 支援業務	災害時支 援業務	経営支援 業務	貸付業務	人材確保 等業務	物資等供 給業務	
資産	純資産 ③－④	内 訳						
		①社会福祉連携推進 目的事業財産	②その他の財産	③財産計 ①＋②		④負債		
	円	円	円	円	円			
会費等	入会金		会費（月額・年額）		その他			
	円	円	円	円				

## (裏面)

役員	代表理事、 理事、 監事の別	役員の資格（該当に○）				氏名	親族等の 特殊関係 者の有無	他の法人の理事長への 就任状況	
		社会福 祉識見	福祉サー ビス実情	財務管 理識見	その他			有無	法人名
職員数	人								
評議会の 構成員	氏名				構成員の資格等（該当に○）				
					福祉サー ビスを受 ける立場にある者	社会福祉に 関する団体	学識経験を 有する者	その他	
社員	法人名称				法人格の種別		代表者氏名		

## (注意事項)

- ・ 行が不足する場合は、適宜追加すること。

(別記様式3)

### 社会福祉連携推進方針

社会福祉連携推進認定後の法人の名称	社会福祉連携推進法人 ○○会	
理念・運営方針	1. 社会福祉連携推進業務を通じて、地域住民に安心、安全かつ質の高い福祉サービスの提供を目指す。 2. 福祉人材の育成・確保、定着を目指す。 3. 地域ニーズの変化を踏まえ、地域における福祉サービスを維持・確保していくため、効率的かつ透明性の高い経営の確保を目指す。	
社員の名称	社会福祉法人○○、社会福祉法人●●、NPO□□、株式会社■●、株式会社△△	
社会福祉連携推進区域の範囲	○○県全域、××県△△市及び□□町	
社会福祉連携推進業務の内容	地域福祉支援業務	社員が共同で行う「地域における公益的な取組」の企画・立案、実施に向けた調整業務
	災害時支援業務	実施なし
	経営支援業務	社員の財務状況の分析・助言
	貸付業務	実施なし
	人材確保等業務	社員の人材の合同募集、社員間の人事交流、合同研修の実施等の調整業務
	物資等供給業務	実施なし
その他業務の内容	実施なし	

※ 以下は貸付業務を行う場合のみ記載。

貸付件名	令和5年4月1日の社員〇〇に対する〇〇円の貸付け
貸付契約締結日	令和4年12月1日
貸付対象社員 の名称	社会福祉法人〇〇
貸付対象社員への貸 付総額	〇〇円
貸付対象社員におけ る重要事項に係る承 認の方法	貸付対象社員の評議員会において、各年度の予算・決算等を決議するに当たっては、あらかじめ社会福祉連携推進法人の理事会において、承認を受けなければならないものとする。

(注意事項)

- ・ 行が不足する場合は、適宜追加すること。
- ・ 記載欄中の記述は記載例であること。

(別記様式4)

法第127条各号に規定する認定基準のいずれにも適合することを証する書類

**1 社会福祉連携推進業務を主たる目的としていること (第1号)**

社会福祉連携推進業務に係る事業費率の見込み	事業費率 【 (①+②) / (①+②+③+④+⑤+⑥) 】	%
	社会福祉連携推進業務に係る サービス活動費用計①	円
	社会福祉連携推進業務に係る サービス活動外費用計②	円
	その他業務に係る サービス活動費用計③	円
	その他業務に係る サービス活動外費用計④	円
	法人本部に係る サービス活動費用計⑤	円
	法人本部に係る サービス活動外費用計⑥	円

(注意事項)

- ・ 事業計画書や予算書等において上記の事業費率が50%超であること。

**2 社員の構成が適当であること (第2号)**

社員の名称	法人格の種別	社員に参画できる者 ※ 該当する欄に○を付すこと。				1社員当たりの議決権の数
		①社会福祉法人	②社会福祉事業経営法人	③その他福祉サービス事業経営法人	④社会福祉事業従事者養成機関経営法人	



#### 4 社員の資格の得喪につき、不当な条件がないこと（第4号）

①社員の資格の取得ルール	定款第〇条の規定により、社員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、理事会の承認を得る必要がある。
②社員の資格の喪失ルール	<p>〈退社〉 定款第〇条の規定により、社員は、社員総会において定める退社届を提出することにより、いつでも退社できる。</p> <p>〈除名〉 定款第〇条の規定により、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・定款その他の規則に違反したとき</li> <li>・本法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき</li> <li>・その他除名すべき正当な理由があるとき</li> </ul> <p>には、社員総会の決議によって当該社員を除名することができる。</p> <p>〈社員資格の喪失〉 定款第〇条の規定により、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・会費の支払義務を2年以上履行しなかったとき</li> <li>・総社員が同意したとき</li> <li>・当該社員に係る法人が解散したとき</li> </ul> <p>には、その資格を喪失する。</p>

（注意事項）

- ・ 定款等に定める社員の資格の得喪に関するルールを記載すること。
- ・ 社会福祉連携推進法人の目的に照らし、不当に差別的なルールとなっていないこと。
- ・ 記載欄中の記述は記載例であること。

#### 5 定款に必要事項が記載されていること（第5号）

定款記載事項	記載の有無
① 社員の議決権に関する事項	有 ・ 無
② 役員に関する事項	有 ・ 無
③ 代表理事を1人置く旨	有 ・ 無
④ 理事会を置く旨及び理事会に関する事項	有 ・ 無

⑤ 事業の規模が政令で定める基準を超える一般社団法人の記載事項	有 ・ 無
⑥ 社会福祉連携推進評議会を置く旨及び構成員の選任・解任の方法	有 ・ 無
⑦ 貸付対象社員が予算の決定又は変更等を決定するに当たって、あらかじめ当該一般社団法人の承認を受けなければならないこととする旨	有 ・ 無
⑧ 資産に関する事項	有 ・ 無
⑨ 会計に関する事項	有 ・ 無
⑩ 解散に関する事項	有 ・ 無
⑪ 社会福祉連携目的取得財産残額は国又は地方公共団体等に贈与する旨	有 ・ 無
⑫ 清算時に残余財産を国等に帰属させる旨	有 ・ 無
⑬ 定款の変更に関する事項	有 ・ 無

(注意事項)

- ・ 上記事項のほか、一般法人法第 11 条第 1 項の規定により、次の事項の記載が必要。

ア 目的

イ 名称

ウ 主たる事務所の所在地

エ 設立時社員の氏名又は名称及び住所

オ 社員の資格の得喪に関する規定

カ 公告方法

キ 事業年度

(別記様式5)

法第128条各号に規定する欠格事由のいずれにも該当しないことを証する書類

区分	事実の有無
① 理事及び監事のうちに、次のいずれかに該当する者の有無	/
イ 社会福祉連携推進法人が社会福祉連携推進認定を取り消された場合において、その取消の原因となった事実があった日以前1年以内に当該社会福祉連携推進法人の業務を行う理事であった者でその取消の日から五年を経過しないもの	有 ・ 無
ロ 社会福祉法その他社会福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者（ハに該当する者を除く。）	有 ・ 無
ハ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者	有 ・ 無
ニ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）	有 ・ 無
② 社会福祉連携推進認定を取り消され、その取消の日から五年を経過しないもの	有 ・ 無
③ 暴力団員等がその事業活動を支配するもの	有 ・ 無

(注意事項)

1 ①のロにいう「その他社会福祉に関する法律」とは、社会福祉法施行令第34条に掲げる法律をいうものであること。

※ 児童福祉法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、生活保護法、老人福祉法、社会福祉士及び介護福祉士法、介護保険法、精神保健福祉士法、児童買春・児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律、児童虐待の防止等に関する法律、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律、子ども・子育て支援法、国家戦略特別区域法（第12条の5第15項及び第17項から第19項までの規定に限る。）、公認心理師法、民間あっせん機関による養子縁組のあ

っせんに係る児童の保護等に関する法律、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するための調査研究及びその成果の活用等の推進に関する法律

- 2 ①のニ及び③の証明に当たっては、次に掲げる者による表明・確約書を添付すること。
- 当該社会福祉連携推進法人の理事及び監事（別添1）
  - 当該社会福祉連携推進法人の社員（別添2）

表明・確約書

〇〇〇都道府県知事

又は 殿

〇〇〇市市長

所属・職名 〇〇〇

氏 名 〇〇〇

私は、現在及び将来にわたって、次に掲げる事項のいずれにも該当しないことを表明、  
確約します。

(1) 暴力団員

(2) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

(元号) 〇年〇月〇日

氏 名 (自著) \_\_\_\_\_

表明・確約書

〇〇〇都道府県知事

又は 殿

〇〇〇市市長

法 人 名 〇〇〇

代 表 者 名 〇〇〇

当法人は、現在及び将来にわたって、次に掲げる事項のいずれにも該当しないことを表明、確約します。

(1) 暴力団

(2) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する法人

(元号) 〇年〇月〇日

法 人 名 〇〇〇

代表者名 (自著) \_\_\_\_\_

(別記様式6)

( 文 書 番 号 )

(元号) ○年○月○日

○○○都道府県知事

又は 殿

○○○市市長

( 申 請 者 )

社会福祉連携推進法人○○○

代表理事 ○○ ○○

### 定款変更の認可申請について

社会福祉法第139条第1項の規定に基づき、定款変更の認可を受けたいので、別添の申請書に関係書類を添えて、貴庁の認可を申請する。

(添付資料)

- ① 当該定款変更後の定款全文
- ② 当該定款変更に係る理事会議事録
- ③ 当該定款変更に係る社員総会議事録
- ④ その他当該定款変更に関する参考資料

## 定款変更認可申請書

(表 面)

申請者	主たる事務所の所在地		
	ふりがな 法人の名称		
	法人番号		
	代表理事の氏名		
定款変更の内容及び理由	内容		理由
	変更前の条文	変更後の条文	

(裏 面)

定款変更の内容及び理由	内容		理由
	変更前の条文	変更後の条文	

(注意事項)

- ・ 行が不足する場合は、適宜追加すること。
- ・ 変更前の条文と変更後の条文とを対比表とすることが困難な場合には、対比表の形式によらないことも差し支えないこと。

(別記様式7)

( 文 書 番 号 )

(元号) ○年○月○日

〇〇〇都道府県知事

又は 殿

〇〇〇市市長

( 申 請 者 )

社会福祉連携推進法人〇〇〇

代表理事 ○○ ○○

### 定款変更の届出について

社会福祉法第 139 条第 3 項の規定に基づき、定款変更を行ったので、別添の届出書に係る書類を添えて、貴庁に届出を行う。

(添付資料)

- ① 当該定款変更後の定款全文
- ② 当該定款変更に係る理事会議事録
- ③ 当該定款変更に係る社員総会議事録
- ④ その他当該定款変更に関する参考資料

## 定款変更届出書

(表 面)

届出者	主たる事務所の所在地	
	ふりがな 法人の名称	
	法人番号	
	代表理事の氏名	
定款変更の内容	変更前の条文	変更後の条文

(裏 面)

定款変更の内容	変更前の条文	変更後の条文

(注意事項)

- ・ 行が不足する場合は、適宜追加すること。
- ・ 変更前の条文と変更後の条文とを対比表とすることが困難な場合には、対比表の形式によらないことも差し支えないこと。

(別記様式8)

( 文 書 番 号 )

(元号) ○年○月○日

○○○都道府県知事

又は 殿

○○○市市長

( 申 請 者 )

社会福祉連携推進法人○○○

代表理事 ○○ ○○

### 社会福祉連携推進方針変更の認定申請について

社会福祉法第140条の規定に基づき、社会福祉連携推進方針変更の認定を受けたいので、別添の申請書に関係書類を添えて、貴庁の認定を申請する。

(添付資料)

- ① 当該方針変更後の社会福祉連携推進方針全文
- ② 当該方針変更に係る理事会議事録
- ③ 当該方針変更に係る社員総会議事録
- ④ その他当該方針変更に関する参考資料

※ 社会福祉連携推進業務のうち、貸付業務を行う場合は、上記に加え、別紙1の4の(2)の①から⑦までに掲げる書類を添付すること。

## 社会福祉連携推進方針変更認定申請書

(表 面)

申請者	主たる事務所の所在地		
	ふりがな 法人の名称		
	法人番号		
	代表理事の氏名		
社会福祉連携推進方針 変更の内容及び理由	内容		理由
	変更前の記載	変更後の記載	

(裏 面)

社会福祉連携推進方針 変更の内容及び理由	内容		理由
	変更前の記載	変更後の記載	

## (注意事項)

- ・ 行が不足する場合は、適宜追加すること。
- ・ 変更前の条文と変更後の条文とを対比表とすることが困難な場合には、対比表の形式によらないことも差し支えないこと。

(別記様式9)

( 文 書 番 号 )

(元号) ○年○月○日

○○○都道府県知事

又は 殿

○○○市市長

( 申 請 者 )

社会福祉連携推進法人○○○

代表理事 ○○ ○○

代表理事の（選定・解職）に係る認可申請について

社会福祉法第 142 条の規定に基づき、代表理事の（選定・解職）に係る認可を受けたいので、関係書類を添えて、下記のとおり貴庁の認可を申請する。

記

1. （代表理事に選定された者・解職された代表理事）の住所、氏名

住所	
氏名	

2. （選定・解職）の理由

--

(添付資料)

- ① 当該代表理事の履歴書（選定の場合に限る。）
- ② 当該代表理事の（選定・解職）に係る理事会議事録
- ③ その他当該代表理事の選定又は解職に関する参考資料

## XI 社会福祉連携推進法人制度の 施行に向けた Q&A について



事 務 連 絡

令和5年3月22日

都道府県

各 市 社会福祉連携推進法人担当課（室） 御中

特別区

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課

「社会福祉連携推進法人制度の施行に向けたFAQ（NO.2）」について

令和4年4月1日からの社会福祉連携推進法人制度の円滑な施行に当たっては、ご理解とご協力を賜り、感謝申し上げます。

社会福祉連携推進法人制度の詳細については、認定所轄庁や社会福祉法人等の関係者からご質問のあった事項について、「社会福祉連携推進法人制度の施行に向けたFAQ（NO.1）」としてお示ししていたところですが、今般、考え方を一層明確にする観点から、新たにFAQを追加し、別添のとおりお示しいたしますので、ご了知いただくとともに、社会福祉連携推進法人及び社会福祉法人等の関係者に周知いただきますようお願いいたします。

なお、本事務連絡において新たに追加したFAQは、赤字下線としております。

(別添)

## 社会福祉連携推進法人制度の施行に向けた FAQ (NO.2)

### 目次

<b>【1. 総論】</b> .....	6
問1 社会福祉連携推進法人（以下「連携推進法人」という。）制度創設の目的は何か..	6
問2 連携推進法人の設立により何ができるようになるのか。.....	6
問3 連携推進法人は、社会福祉事業を実施できないこととされているが、地域住民を対象とした福祉サービスを一切行うことはできないのか。.....	7
問4 地域福祉支援業務は地域に根ざしたものであるのに対し、それ以外の業務はある程度、広域的に取り組むイメージがあるが、同じ連携推進法人と言っても、地域的なものと広域的なものタイプが異なるものが生じてよいのか。.....	8
問5 連携推進法人の創設により、社会福祉法人の大規模化等が進み、小規模な法人の淘汰に繋がるのではないかと。.....	8
<b>【2. 地域福祉支援業務関係】</b> .....	9
問6 連携推進法人は、社会福祉事業を行うことはできないこととされているが、地域福祉支援業務の中で、社会福祉事業には該当しない、有料老人ホーム等の入居系施設を運営することは可能か。.....	9
問7 社員の利用者等に対する成年後見を行うことは可能か。.....	9
<b>【3. 災害時支援業務関係】</b> .....	11
問8 災害時支援業務において、災害派遣福祉チーム（DWAT）の派遣調整等を行うことは可能か。.....	11
<b>【4. 経営支援業務関係】</b> .....	12
問9 経営支援業務については、経営コンサルティング、財政状況の分析、事務処理代行等とあるが、これらを実施できる人材の確保は、連携推進法人を設立したとしても難しいのではないかと。.....	12
<b>【5. 貸付業務関係】</b> .....	13
問10 社員ではない者からの寄附を受け、当該寄附を原資に社員である社会福祉法人に対する貸付けを行うことは可能か。.....	13
問11 社員ではない者からの寄附を受け、当該寄附を原資に社会福祉法人以外の社員に対する貸付けを行うことは可能か。.....	13
問12 連携推進法人に対する貸付けに当たっては、社員である社会福祉法人において法人本部拠点を設置しなければならないこととされているが、サービス区分として法人本部を置いている場合、当該貸付けを行うことはできないのか。.....	14
問13 社会福祉法人が連携推進法人に対し、貸付原資を提供するに当たっては、「直近3カ年	

度の本部拠点の事業活動計算書における当期活動増減差額の平均額を上限」とすることとされているが、新設の社会福祉法人であって3カ年度の経営実績がない場合は、どのように取り扱うべきか。

- ..... 14
- 問14 社会福祉法人が連携推進法人に対し、貸付原資を提供するに当たっては、「直近3カ年度の本部拠点の事業活動計算書における当期活動増減差額の平均額を上限」とすることとされているが、法人本部を設置してから3カ年度の実績がない社会福祉法人の場合は、どのように取り扱うべきか。..... 14
- 問15 「貸付対象社員においては、借入金使用后、連携推進法人に対して、速やかに当該貸付金の使用状況について報告を行うこと」とされているが、貸付金を事務所の毎月の賃貸料に充てているような場合、当該報告は毎月行う必要があるのか。..... 14
- 問16 貸付金の金利について、「高利でない適正な利率」とは、具体的にどの程度の水準を指すのか。..... 15
- 問17 複数の貸付けを受けている場合、個別の貸付けが完了するごとに連携推進法人に報告すべきか、あるいは、複数の貸付けの全てが終了したときのみとするのか、そのいずれとすべきか。... 15
- 問18 貸付事業の実施については、設立当初から実施することは認められないということで良いか。..... 15
- 問19 貸付の実施にあたり、貸付原資提供社員は「長期貸付金」、貸付対象社員は「長期運営資金（設備資金）」で、連携推進法人はその両方の科目で経理処理するということになるのか。15
- 問20 貸付原資を提供する社員や貸付けを受ける社員においては、理事会及び評議員会の決議が必要とされ、定款の変更が必要となるが、当該定款変更はどのように行うべきか。..... 16

**【6. 人材確保等業務関係】..... 17**

- 問21 人材確保等業務については、法第125条第5号において、「社員が経営する社会福祉事業の従事者の確保のための支援」等を行うものと定義されているが、連携推進法人において就職セミナーを行うような場合、その対象を社会福祉事業に従事することを希望する者のみに限定しなければならないのか。..... 17
- 問22 連携推進法人が社員の従業員の子どものみを対象に、企業内保育所を設置することは可能か。..... 17
- 問23 連携推進法人が、当該法人の運営のために徴収した会費により委託募集を行う場合、当該会費は職業安定法（昭和22年法律第141号）第36条第2項の報酬に該当し、報酬の額について厚生労働大臣の認可を受けなければならないのか。..... 18

**【7. 物資等供給業務関係】..... 19**

- 問24-1 物資等供給業務については、法第125条第6号において、「社員が経営する社会福祉事業に必要な設備又は物資の供給」を行うものと定義されているが、社会福祉事業以外に必要な設備又は物資の供給は一切認められないのか。..... 19
- 問24-2 物資調達にあたり、連携推進法人が社員の契約をとりまとめて契約代行を行う場合には、物資等供給業務に該当するのか。..... 19
- 問25 地域福祉支援業務では、「連携推進法人が多額の設備投資等を必要とする有料老人ホームやサービス付き高齢者住宅等の入居系施設を運営することは、地域福祉支援業務には該当しない」とされているが、物資等供給業務において、各社員の施設へ給食を提供するために、新たに共

同の給食センターを建設して給食提供を行うことは可能か。この場合、連携推進法人としての給食センターの新規建設は認められず、あくまでも、社員の運営する施設厨房等を利用するなど、既存施設での実施に限定されるのか。..... 19

**【 8. 連携推進法人の業務運営関係】**..... 21

問 2 6 連携推進法人の業務に従事する職員について、連携推進法人として雇用することは可能か。..... 21

問 2 7 連携推進法人の認定申請をする場合には、社会福祉連携推進方針等の決定が必要なことから、認定申請前に「社会福祉連携推進評議会」は必ず設置され、開催されなければならないという理解でよいか。..... 21

問 2 8 地方自治体と連携推進法人が実効上の連携を図ることを妨げるものでは無いとされているが、「実効上の連携」の想定される具体例は何か。..... 21

問 2 9 連携推進法人の運営に当たって、最低限必要な予算の定めはあるのか。..... 21

**【 9. 理事の資格関係】**..... 22

問 3 0 理事の資格である「社会福祉連携推進業務に識見を有する者」は、何をもちて判断するのか。..... 22

**【 1 0. 社員関係】**..... 23

問 3 1 連携推進法人は最低いくつの社員が集まれば設立できるのか。..... 23

問 3 2 社員には、「社会福祉を目的とする福祉サービス事業を経営する法人」が参画できることとされているが、具体的にどのような事業が含まれるのか。..... 23

問 3 3 社員には、「社会福祉事業等従事者を養成する機関」が参画できることとされているが、社会福祉事業等とは具体的にどのような事業が含まれるのか。..... 24

問 3 4 「社会福祉連携推進法人の認定等について」（令和 3 年 11 月 12 日付社援発 1112 第 1 号厚生労働省社会・援護局長通知）別添の「社会福祉連携推進法人認定・運営基準」（以下「社会福祉連携推進法人認定・運営基準」という。）第 4 の 5 に、「社会福祉事業を経営する法人は、その提供する福祉サービスに係る業務を行うに当たり、その所属する社会福祉連携推進法人の社員である旨を明示しておかなければならない」とあるが、「明示」の方法とはどのようなものか。..... 25

**【 1 1. 議決権関係】**..... 26

問 3 5 議決権については、1 の社員に対し、総数の半数を超える議決権を超える議決権を配分しないこととされているが、社員が 10 の連携推進法人において、社員 A、B に対し、総数の半数を超える議決権の配分（例えば A、B にそれぞれ 3 の議決権を付与するような場合）を行うことは可能か。..... 26

問 3 6 議決権については、社員の法人の関係者であれば誰が行使しても良いのか。..... 26

**【 1 2. 会費等の取扱い関係】**..... 28

問 3 7 社会福祉法人については、その資産について、対価性のない法人外流出が禁止されているが、これに照らし、連携推進法人に対して会費を支出することは不相当ではないのか。..... 28

問 3 8 連携推進法人が徴収する会費等に上限はあるのか。..... 28



日) から認定を受けた日の前日 (X1 年 9 月 30 日) までの期間について社会福祉連携推進法人会計基準を適用することになるのか。.....	35
問 4 9-2 問 4 9-1 の場合において、当該法人が定款の定めによる会計監査人設置連携推進法人である場合、認定を受けた会計年度の期首 (X1 年 4 月 1 日) から認定を受けた日の前日 (X1 年 9 月 30 日) までの期間についても会計監査を行わなければいけないのか。.....	36
問 5 0-1 連携推進法人には、会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準 (企業会計基準第 24 号平成 21 年 12 月 4 日 (改正令和 2 年 3 月 31 日) 企業会計基準委員会) は適用されるのか。.....	36
問 5 0-2 社会福祉法人の契約等の取扱いについては、「社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて」(平成 29 年 3 月 29 日雇児総発 0329 第 1 号、社援基発 0329 第 1 号、障企発 0329 第 1 号、老高発 0329 第 3 号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長等連名通知) により示されているが、当該通知は、連携推進法人が行う契約については適用されないのか。.....	36
<b>【18. その他】</b> .....	37
問 5 1 社会福祉法人として社会福祉充実残額が発生した場合、社会福祉充実計画として「連携推進法人に対する資金の拠出」という計画は認められるのか。.....	37
問 5 2 法第 144 条により準用される法第 59 条の届出は、例えば 4 月 1 日に連携推進法人の認定を受けた場合、当該年度においても届出が必要となるのか。.....	37
問 5 3 法第 144 条により準用される法第 59 条の 2 の規定によれば、定款変更があった場合にのみ公表義務が課されているが、認定時の定款は公表しなくてもよいのか。.....	37
問 5 4 連携推進法人が国外において活動を行うことは可能か。.....	38

## 【1. 総論】

問1 社会福祉連携推進法人（以下「連携推進法人」という。）制度創設の目的は何か。

（答）

1. 「地域共生社会」の実現に向けた包括的な支援体制の構築に当たっては、社会福祉法人を始めとした多様な関係機関が、これまでに培われてきた専門性を発揮しながら連携し、地域住民の多様で複合的な福祉ニーズに対応していくとともに、こうした連携を下支えするため、地域の在り方の変化を見据え、将来にわたって持続可能な経営を確立していくことが求められている。
2. これまで、このような法人間の連携は、個々の法人による自主的な連携や、社会福祉協議会を介した連携、合併・事業譲渡などが進められてきたところであるが、法人間の自主的な連携、社会福祉協議会を介した連携では連携の度合いが弱く、一方で合併・事業譲渡では連携の度合いが強すぎ、中間的な選択肢がないとの指摘があった。
3. 今般、「地域共生社会」も念頭に置きつつ、これらに加えた事業展開の新たな選択肢とする観点から、連携推進法人を創設することとした。
4. 今後、全国各地で連携推進法人の活用を進めていくことにより、社会福祉法人を始め、同じ目的意識を持つ法人が個々の自主性を保ちながら連携し、地域特性に応じた創意工夫ある新たなサービスの創出や、福祉人材の確保とともに その働きやすい職場環境の整備、物資調達の効率化など、規模の大きさを活かした多様な取組が促進され、地域福祉の一層の推進、社会福祉法人の経営基盤の強化に資することが期待されるものである。

問2 連携推進法人の設立により何ができるようになるのか。

（答）

1. 連携推進法人は、参画する社員の経営をバックアップすることを主たる目的とした、社会福祉法人を始めとする福祉サービス事業者間の互助組織であり、
  - ① 地域福祉の推進に係る取組を社員が共同して行うための支援（以下「地域福祉支援業務」という。）
  - ② 災害が発生した場合における社員が提供する福祉サービスの利用者の安全を社員が共同して確保するための支援（以下「災害時支援業務」という。）
  - ③ 社員が経営する社会福祉事業の経営方法に関する知識の共有を図るための支援（以下「経営支援業務」という。）
  - ④ 資金の貸付けを通じた社会福祉事業に係る業務を行うのに必要な資金を調達するための支援（以下「貸付業務」という。）

⑤ 社員が経営する社会福祉事業の従事者の確保のための支援及びその資質の向上を図るための研修（以下「人材確保等業務」という。）

⑥ 社員が経営する社会福祉事業に必要な設備又は物資の供給（以下「物資等供給業務」という。）

の全部又はいずれかの業務を行い、それぞれの業務の具体的内容については、関係法令・関係通達に違反しない限り、各連携推進法人の創意工夫に基づき、多様な取組を自由に行うことができる。

2. ただし、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号。以下「法」という。）第 132 条第 4 項の規定により、連携推進法人は社会福祉事業を行うことはできず、また、当該規定の趣旨を踏まえ、社会福祉を目的とする福祉サービスについても原則として行うことはできないこととされているので留意されたい。

◎社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）

（社会福祉連携推進法人の業務運営）

第一百三十二条 社会福祉連携推進法人は、社員の社会福祉に係る業務の連携の推進及びその運営の透明性の確保を図り、地域における良質かつ適切な福祉サービスの提供及び社会福祉法人の経営基盤の強化に資する役割を積極的に果たすよう努めなければならない。

2 社会福祉連携推進法人は、社会福祉連携推進業務を行うに当たり、当該一般社団法人の社員、理事、監事、職員その他の政令で定める関係者に対し特別の利益を与えてはならない。

3 社会福祉連携推進法人は、社会福祉連携推進業務以外の業務を行う場合には、社会福祉連携推進業務以外の業務を行うことによつて社会福祉連携推進業務の実施に支障を及ぼさないようにしなければならない。

4 社会福祉連携推進法人は、社会福祉事業を行うことができない。

問 3 連携推進法人は、社会福祉事業を実施できないこととされているが、地域住民を対象とした福祉サービスを一切行うことはできないのか。

（答）

1. 連携推進法人は、参画する社員の経営をバックアップすることを主たる目的とするものであり、いわば社員間の互助組織であることから、地域住民等に対する直接的なサービス提供は、原則として想定していない。

2. ただし、地域福祉支援業務においては、例外的に、地域の福祉ニーズを踏まえつつ、社員である社会福祉法人等を支援する一環で、社会福祉を目的とする福祉サービス（社会福祉事業を除く。）であつて、先駆的なものや地域における供給量が著しく不足するもの等を行う場合には、一定の

要件を満たす場合に、例外的に地域住民等に対するサービス提供を行うことができることとしている。

問4 地域福祉支援業務は地域に根ざしたものであるのに対し、それ以外の業務はある程度、広域的に取り組むイメージがあるが、同じ連携推進法人と言っても、地域的なものと広域的なものタイプが異なるものが生じてもよいのか。

(答)

1. 社会福祉連携推進業務のうち、どの業務を行うかは、各連携推進法人の判断であることから、
  - ① 地域福祉支援業務等を中心に、市区町村域において分野を超えて様々な法人が連携支援を行うタイプ
  - ② 人材確保等業務等を中心に、都道府県域等において特定の分野の法人が広域的に連携するタイプ等、当該連携推進法人の創意工夫に基づき、多様な運営形態で行われることが許容されるものと考えている。
2. このため、連携推進法人が提供する多様な社会福祉連携推進業務を通じて、社会福祉法人等が多様な支援を受けることができるよう、複数の連携推進法人の社員となることのできることにしている。

問5 連携推進法人の創設により、社会福祉法人の大規模化等が進み、小規模な法人の淘汰に繋がるのではないのか。

(答)

1. 連携推進法人は、参画する社員の法人の経営をバックアップするための業務を行う法人であり、スケールメリットを活かしつつ、様々な支援を提供するものであることから、むしろ小規模な法人が経営基盤を強化する上で、一つの手段となりうるものと考えている。
2. 他方、連携推進法人に参画するか否かは、各法人の判断であるとともに、脱退の自由も確保されていることから、小規模な法人の淘汰につながるものではないと考えている。

## 【2. 地域福祉支援業務関係】

問6 連携推進法人は、社会福祉事業を行うことはできないこととされているが、地域福祉支援業務の中で、社会福祉事業には該当しない、有料老人ホーム等の入居系施設を運営することは可能か。

(答)

1. 連携推進法人は、社会福祉事業を行うことができず、社会福祉を目的とした福祉サービス事業についても原則行うことはできないが、例外的に、地域の福祉ニーズを踏まえつつ、社員である社会福祉法人等を支援する一環で、社会福祉を目的とする福祉サービス（社会福祉事業を除く。）であって、先駆的なものや地域における供給量が著しく不足するもの等を行う場合については、次のア及びイの要件をいずれも満たせば、地域福祉支援業務に該当するものとして実施できる。
  - ① 連携推進法人と社員の両方が当該福祉サービスを提供していること
  - ② 連携推進法人から社員へのノウハウの移転等を主たる目的とするなど、連携推進法人が福祉サービスを実施することが社員への支援に当たること
2. ただし、これに該当する場合であっても、有料老人ホームやサービス付き高齢者住宅等の入居系施設を運営することは、多額の設備投資等を伴い、その結果、社員である法人の経営に大きな影響を及ぼすおそれがあるとともに、連携推進法人の目的にも合致しないことから、連携推進法人としてこれらの入居系施設を運営することはできない。

問7 社員の利用者等に対する成年後見を行うことは可能か。

(答)

1. 地域福祉支援業務として社員の利用者等に対して法人後見を行う場合は、
  - ① 連携推進法人が社員の利用者の法人後見を行うこと
  - ② 連携推進法人の社員が別の社員の利用者の法人後見を行い、当該連携推進法人が社員間の連絡調整を行うこと
  - ③ 連携推進法人の社員が当該社員の利用者の法人後見を行い、当該連携推進法人が後見監督人となることのいずれかが想定されるが、後見人等に選任されるか否かは各家庭裁判所が判断する事項となる。そのため、連携推進法人が初めて成年後見を行おうとする場合には、成年後見人選任に係る考慮要素（※）を踏まえた上で、あらかじめ、各家庭裁判所に相談することが望ましい。

（※）成年後見人を選任するには、成年被後見人の心身の状態並びに生活及び財産の状況、成年後見人となる者の職業及び経歴並びに成年被後見人との利害関係の有無（成年後見

人となる者が法人であるときは、その事業の種類及び内容並びにその法人及びその代表者と成年被後見人との利害関係の有無）、成年被後見人の意見その他一切の事情を考慮しなければならない（民法（明治 29 年法律第 89 号）第 843 条第 4 項）。（詳細は、成年後見制度利用促進専門家会議 第 2 回福祉・行政と司法の連携強化ワーキング・グループ資料 2 最高裁判所資料（令和 3 年 9 月 9 日開催）を参照。）

### 【3. 災害時支援業務関係】

問8 災害時支援業務において、災害派遣福祉チーム（DWAT）の派遣調整等を行うことは可能か。

（答）

1. 連携推進法人が、社員である法人から災害派遣福祉チーム（DWAT）のチーム員を登録させ、これをチームとして編成の上、都道府県災害対策本部等と連携し、避難所等への派遣調整、移動手段、宿泊先の確保等、チームへの後方支援等を行う災害福祉支援ネットワークの本部機能を担うことが考えられる。
2. こうした業務は、性質上、災害時支援業務の要件である「（社会福祉事業を営む）社員が提供する福祉サービスの利用者の安全を社員が共同して確保するための支援」には該当しないが、地域福祉支援業務に該当するものとして、これを行うことが可能である。

#### 【4. 経営支援業務関係】

問9 経営支援業務については、経営コンサルティング、財政状況の分析、事務処理代行等とあるが、これらを実施できる人材の確保は、連携推進法人を設立したとしても難しいのではないか。

(答)

1. 連携推進法人として、必ずしも専門家を直接雇用する必要はなく、公認会計士や税理士等の専門家に、社員を対象とした一定のコンサルティング業務を一括して委託する方法なども考えられる。

## 【5. 貸付業務関係】

問 1 0 社員ではない者からの寄附を受け、当該寄附を原資に社員である社会福祉法人に対する貸付けを行うことは可能か。

(答)

1. 可能である。

問 1 1 社員ではない者からの寄附を受け、当該寄附を原資に社会福祉法人以外の社員に対する貸付けを行うことは可能か。

(答)

1. 貸付業務については、法第 125 条第 4 号において、社会福祉法人である「社員が社会福祉事業に係る業務を行うのに必要な資金を調達するための支援」として定義されている。
2. よって、御指摘のように社会福祉法人以外の社員を対象に貸付けを行う場合、貸付業務には該当せず、また、貸金業法の適用を受けることから、連携推進法人が貸金業者としての登録を受けた上でこれを行う必要がある。

◎社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）

（社会福祉連携推進法人の認定）

第二百五条 次に掲げる業務（以下この章において「社会福祉連携推進業務」という。）を行おうとする一般社団法人は、第二百二十七条各号に掲げる基準に適合する一般社団法人であることについての所轄庁の認定を受けることができる。

- 一 地域福祉の推進に係る取組を社員が共同して行うための支援
- 二 災害が発生した場合における社員（社会福祉事業を経営する者に限る。次号、第五号及び第六号において同じ。）が提供する福祉サービスの利用者の安全を社員が共同して確保するための支援
- 三 社員が経営する社会福祉事業の経営方法に関する知識の共有を図るための支援
- 四 資金の貸付けその他の社員（社会福祉法人に限る。）が社会福祉事業に係る業務を行うのに必要な資金を調達するための支援として厚生労働省令で定めるもの
- 五 社員が経営する社会福祉事業の従事者の確保のための支援及びその資質の向上を図るための研修 x つつ c
- 六 社員が経営する社会福祉事業に必要な設備又は物資の供給

問 1 2 連携推進法人に対する貸付けに当たっては、社員である社会福祉法人において法人本部拠点を設置しなければならないこととされているが、サービス区分として法人本部を置いている場合、当該貸付けを行うことはできないのか。

(答)

1. 社員である社会福祉法人から連携推進法人に対する貸付けについては、高い公益性を有する社会福祉法人の資金が原資となっていることにかんがみ、当該貸付けの状況について、法人本部拠点における計算書類において積極的に情報公表を図る必要があるものであり、当該貸付けを行う場合は必ず拠点として、法人本部を設置する必要がある。

問 1 3 社会福祉法人が連携推進法人に対し、貸付原資を提供するに当たっては、「直近 3 カ年度の本部拠点の事業活動計算書における当期活動増減差額の平均額を上限」とすることとされているが、新設の社会福祉法人であって 3 カ年度の経営実績がない場合は、どのように取り扱うべきか。

(答)

1. 直近 3 カ年度の経営実績がない社会福祉法人については、当該法人の経営状況を適切に評価することが困難であることから、貸付原資の提供は認められない。

問 1 4 社会福祉法人が連携推進法人に対し、貸付原資を提供するに当たっては、「直近 3 カ年度の本部拠点の事業活動計算書における当期活動増減差額の平均額を上限」とすることとされているが、法人本部を設置してから 3 カ年度の実績がない社会福祉法人の場合は、どのように取り扱うべきか。

(答)

1. 法人本部拠点を設置してから 3 カ年度の実績がない社会福祉法人については、法人本部の収支状況を適切に評価することが困難であるとともに、単年度の繰入金等により、貸付原資の額の操作が容易に可能となることから、貸付原資の提供は認められない。

問 1 5 「貸付対象社員においては、借入金使用后、連携推進法人に対して、速やかに当該貸付金の使用状況について報告を行うこと」とされているが、貸付金を事務所の毎月の賃貸料に充てているような場合、当該報告は毎月行う必要があるのか。

(答)

1. 当該報告は借入金の支出の都度行う必要はなく、定期的な支出を伴う用途に充てるような場合

は、連携推進法人とあらかじめ報告の周期を相談しておき、当該周期に従って報告を行えば足りる。

問 1 6 貸付金の金利について、「高利でない適正な利率」とは、具体的にどの程度の水準を指すのか。

(答)

1. 利息制限法（昭和 29 年法律第 100 号）で規定する金額を超える利率であるなど、社会通念に照らし、著しく高利でない場合には、法人間の合意に委ねることとして差し支えない。

問 1 7 複数の貸付けを受けている場合、個別の貸付けが完了することに連携推進法人に報告すべきか、あるいは、複数の貸付けの全てが終了したときのみとするのか、そのいずれとすべきか。

(答)

1. 個別の貸付単位でその完了を報告することが必要である。

問 1 8 貸付事業の実施については、設立当初から実施することは認められないということで良いか。

(答)

1. 所定の手続を経ているれば、設立当初から行うことも可能である。

問 1 9 貸付の実施にあたり、貸付原資提供社員は「長期貸付金」、貸付対象社員は「長期運営資金（設備資金）」で、連携推進法人はその両方の科目で経理処理するということになるのか。

(答)

1. 貸付原資提供社員は、資金収支計算書の「社会福祉連携推進業務長期貸付金支出」から支出し、貸付対象社員は、資金収支計算書の「社会福祉連携推進業務長期運営資金借入金収入（社会福祉連携推進業務設備資金借入金収入）」で受け入れることとなる。
2. また、連携推進法人においては、貸付原資提供社員からの貸付原資について、資金収支明細書の「社会福祉連携推進業務長期借入金収入」で受け入れ、これを「社会福祉連携推進業務長期貸付金支出」で払い出す処理となる。

問 2 0 貸付原資を提供する社員や貸付けを受ける社員においては、理事会及び評議員会の決議が必要とされ、定款の変更が必要となるが、当該定款変更はどのように行うべきか。

(答)

1. 貸付原資を連携推進法人に対して提供する場合及び連携推進法人から貸付けを受ける場合は、御指摘のとおり理事会及び評議員会の承認が必要であることから、あらかじめ定款上の評議員会の決議事項にこれを位置付ける必要がある。
2. この場合、社会福祉法人定款例第 10 条の規定は次のとおりとなる。

(権限)

第 1 0 条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事<並びに会計監査人>の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類(貸借対照表及び収支計算書)及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) この法人が社員となる社会福祉連携推進法人が行う貸付業務への参画の承認
- (10) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

## 【6. 人材確保等業務関係】

問2 1 人材確保等業務については、法第 125 条第 5 号において、「社員が経営する社会福祉事業の従事者の確保のための支援」等を行うものと定義されているが、連携推進法人において就職セミナーを行うような場合、その対象を社会福祉事業に従事することを希望する者のみに限定しなければならないのか。

(答)

1. 職員採用は、募集から採用までの間に、様々な要因により採用計画等に変更が生じるため、実際に社会福祉事業に従事するかどうかを確約できるものではないことから、社会福祉事業も対象とした上で御指摘のようなイベントを実施し、結果的に社会福祉事業以外に従事する者が生じることは差し支えないものと考えている。
2. なお、社会福祉事業以外の従事者に特化したイベントを行う場合には、人材確保等業務には該当せず、その他業務として行われる必要がある。

◎社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）

（社会福祉連携推進法人の認定）

第二百五条 次に掲げる業務（以下この章において「社会福祉連携推進業務」という。）を行おうとする一般社団法人は、第二百二十七条各号に掲げる基準に適合する一般社団法人であることについての所轄庁の認定を受けることができる。

一～四 （略）

五 社員が経営する社会福祉事業の従事者の確保のための支援及びその資質の向上を図るための研修

六 （略）

問2 2 連携推進法人が社員の従業員の子どものみを対象に、企業内保育所を設置することは可能か。

(答)

1. 連携推進法人は、法第 132 条第 4 項の規定により、社会福祉事業を実施することはできないが、対象者を社員の従業員の家族のみに限定して行われるサービスは、社会福祉事業ではなく、社員による従業員への福利厚生の一貫と整理できるため、人材確保等業務として実施可能である。

◎社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）

（社会福祉連携推進法人の業務運営）

第百三十二条

1～3 (略)

4 社会福祉連携推進法人は、社会福祉事業を行うことができない。

問 2 3 連携推進法人が、当該法人の運営のために徴収した会費により委託募集を行う場合、当該会費は職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）第 36 条第 2 項の報酬に該当し、報酬の額について厚生労働大臣の認可を受けなければならないのか。

(答)

1. 通常、連携推進法人に当該法人の社員がその運営のために支払う会費については、厚生労働大臣の認可を要する委託募集に係る報酬ではないものと考えられるが、詳しくは、所管の都道府県労働局にお尋ねいただきたい。

◎職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）

（委託募集）

第三十六条 労働者を雇用しようとする者が、その被用者以外の者をして報酬を与えて労働者の募集に従事させようとするときは、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。

2 前項の報酬の額については、あらかじめ、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

3 労働者を雇用しようとする者が、その被用者以外の者をして報酬を与えることなく労働者の募集に従事させようとするときは、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

## 【7. 物資等供給業務関係】

問24-1 物資等供給業務については、法第125条第6号において、「社員が経営する社会福祉事業に必要な設備又は物資の供給」を行うものと定義されているが、社会福祉事業以外に必要な設備又は物資の供給は一切認められないのか。

(答)

1. 「社員が経営する社会福祉事業に必要な設備又は物資」とは、社会福祉事業に係る福祉サービスの提供に当たって直接的に必要となる設備又は物資に限らず、間接業務を含め、法人運営に必要な設備又は物資を広く対象として差し支えない。

◎社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）

（社会福祉連携推進法人の認定）

第二百五条 次に掲げる業務（以下この章において「社会福祉連携推進業務」という。）を行おうとする一般社団法人は、第二百二十七条各号に掲げる基準に適合する一般社団法人であることについての所轄庁の認定を受けることができる。

一～五 （略）

六 社員が経営する社会福祉事業に必要な設備又は物資の供給

問24-2 物資調達にあたり、連携推進法人が社員の契約をとりまとめて契約代行を行う場合には、物資等供給業務に該当するのか。

(答)

1. 連携推進法人が契約の代行を行い、間接的に物資の供給を行う場合であっても、物資等供給業務として差し支えない。

問25 地域福祉支援業務では、「連携推進法人が多額の設備投資等を必要とする有料老人ホームやサービス付き高齢者住宅等の入居系施設を運営することは、地域福祉支援業務には該当しない」とされているが、物資等供給業務において、各社員の施設へ給食を提供するために、新たに共同の給食センターを建設して給食提供を行うことは可能か。この場合、連携推進法人としての給食センターの新規建設は認められず、あくまでも、社員の運営する施設厨房等を利用するなど、既存施設での実施に限定されるのか。

(答)

1. 連携推進法人は、社員の経営のバックアップが主たる目的であることから、地域福祉支援業務の

中で御指摘のような施設の運営は該当しないものとしている一方、物資等供給業務における給食施設の運営については、社員の経営のバックアップに当たり得ることから、例外的に可能とするものである。

2. ただし、一定の設備投資等を必要とすることには代わりがなく、これらの費用は会費等により賄う必要があることから、給食センターの新規建設による費用対効果等について連携推進法人の内部で十分に検討することが必要である。

## 【8. 連携推進法人の業務運営関係】

問26 連携推進法人の業務に従事する職員について、連携推進法人として雇用することは可能か。

(答)

1. 可能である。
2. この場合、社員から徴収した会費等により、当該職員に係る人件費を賄うこととなる。

問27 連携推進法人の認定申請をする場合には、社会福祉連携推進方針等の決定が必要なことから、認定申請前に「社会福祉連携推進評議会」は必ず設置され、開催されなければならないという理解でよいか。

(答)

1. 認定申請前に社会福祉連携推進評議会の構成員が委嘱されていることは必要であるが、実際の評議会の開催までは必ずしも必要ない。
2. 通常は、認定した年度の決算期において、当該年度の事業評価等を行うこととなると考えられる。

問28 地方自治体と連携推進法人が実効上の連携を図ることを妨げるものではないとされているが、「実効上の連携」の想定される具体例は何か。

(答)

1. 地方自治体が、例えば給食業務など、特定の役務の提供を連携推進法人に委託することなどが想定される。
2. なお、社員以外の者に対する役務の提供は、社会福祉連携推進業務ではなく、「その他業務」に位置付けられることに留意されたい。

問29 連携推進法人の運営に当たって、最低限必要な予算の定めはあるのか。

(答)

1. 連携推進法人の運営に必要な予算は、その行う業務内容や規模、社員の数などによって異なるものであり、一律に最低限必要な予算額を定める考えはない。

## 【9. 理事の資格関係】

問30 理事の資格である「社会福祉連携推進業務に識見を有する者」は、何をもって判断するか。

(答)

1. 社会福祉法人や福祉サービスの経営に従事した経験を有していること、あるいは社会福祉連携推進業務の各業務に関連する知識や経験を有していることが履歴書等から確認できれば、これをもって足りるものと考えている。

## 【10. 社員関係】

問3 1 連携推進法人は最低いくつの社員が集まれば設立できるのか。

(答)

1. 連携推進法人の認定に当たっては、2以上の法人が社員として参画し、その過半数が社会福祉法人であることが必要である。
2. このため、社会福祉法人のみが社員となる場合の最小数は2、社会福祉法人に加え、社会福祉法人以外のNPO等の法人が社員として参画する場合の最小数は3となる。

問3 2 社員には、「社会福祉を目的とする福祉サービス事業を営む法人」が参画できるとされているが、具体的にどのような事業が含まれるのか。

(答)

1. 「社会福祉を目的とする福祉サービス事業」については、社会福祉事業以外の事業であって、福祉的な支援を必要とする者に対し、一定のサービスを提供する事業をいい、「社会福祉法人の認可について」（平成12年12月1日付障発第890号、社援発第2618号、老発第794号、児発第908号社会・援護局長等通知）別紙第一の2の（2）のアからキまでに掲げる社会福祉法人が行う公益事業に相応する事業をいうものである。

(参考) 「社会福祉法人の認可について」（平成12年12月1日付障発第890号、社援発第2618号、老発第794号、児発第908号社会・援護局長等通知）別紙第一の2の（2）（抜粋）

- ア 必要な者に対し、相談、情報提供・助言、行政や福祉・保健・医療サービス事業者等との連絡調整を行う等の事業
- イ 必要な者に対し、入浴、排せつ、食事、外出時の移動、コミュニケーション、スポーツ・文化的活動、就労、住環境の調整等（以下「入浴等」という。）を支援する事業
- ウ 入浴等の支援が必要な者、独力では住居の確保が困難な者等に対し、住居を提供又は確保する事業
- エ 日常生活を営むのに支障がある状態の軽減又は悪化の防止に関する事業
- オ 入所施設からの退院・退所を支援する事業
- カ 子育て支援に関する事業
- キ 福祉用具その他の用具又は機器及び住環境に関する情報の収集・整理・提供に関する事業

2. 具体的な事業内容については、「社会福祉法人の認可について」（平成12年12月1日付障企第59号、社援企第35号、老計第52号、児企第33号社会・援護局企画課長等通知）別

紙第一の 2 を踏まえ、

- ① 法第 2 条第 4 項第 4 号に掲げる事業（いわゆる事業規模要件を満たさないために社会福祉事業に含まれない事業）
  - ② 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）に規定する居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、介護予防サービス事業、地域密着型介護予防サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防支援事業、介護老人保健施設、介護医療院を経営する事業又は地域支援事業を市区町村から受託して実施する事業
  - ③ 有料老人ホームを経営する事業
  - ④ 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成 13 年法律第 26 号）第 5 条第 1 項に規定するサービス付き高齢者向け住宅事業（③を除く。）
  - ⑤ 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成 19 年法律第 112 号）第 8 条に規定する住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業
- などが考えられる。

3. また、各地域においては、地域住民の多様なニーズを踏まえ、様々な事業主体により、その創意工夫に基づく、多様な福祉サービスが実践されていることから、当該地域における福祉ニーズに対応した福祉サービス事業を経営する法人として、当該連携推進法人の理事会において承認（定款において、社員の資格取得につき社員総会の承認が必要とされている場合にあっては、社員総会の承認）を受けたものについても、社員に参画できるものとする。

問 3 3 社員には、「社会福祉事業等従事者を養成する機関」が参画できることとされているが、社会福祉事業等とは具体的にどのような事業が含まれるのか。

（答）

1. 「社会福祉事業等従事者」は、法第 89 条に規定される「社会福祉事業等従事者」と同様であり、社会福祉法施行令（昭和 33 年政令第 185 号）第 24 条の規定のとおり、社会福祉事業及び次の①から⑨までに掲げる事業であって社会福祉事業以外のものをいうものである。
  - ① 介護保険法第 8 条第 1 項に規定する居宅サービス事業
  - ② 介護保険法第 8 条第 14 項に規定する地域密着型サービス事業
  - ③ 介護保険法第 8 条第 24 項に規定する居宅介護支援事業
  - ④ 介護保険法第 8 条の 2 第 1 項に規定する介護予防サービス事業
  - ⑤ 介護保険法第 8 条の 2 第 16 項に規定する介護予防支援事業
  - ⑥ 介護保険法第 8 条第 28 項に規定する介護老人保健施設を経営する事業
  - ⑦ 介護保険法第 8 条第 29 項に規定する介護医療院を経営する事業
  - ⑧ 介護保険法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号に規定する第 1 号事業
  - ⑨ 健康保険法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 83 号）附則第 130 条の 2 第 1

項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第 26 条に規定による改正前の介護保険法第 8 条第 26 項に規定する介護療養型医療施設を経営する事業

◎社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）

（基本指針）

第八十九条 厚生労働大臣は、社会福祉事業の適正な実施を確保し、社会福祉事業その他の政令で定める社会福祉を目的とする事業（以下この章において「社会福祉事業等」という。）の健全な発達を図るため、社会福祉事業等に従事する者（以下この章において「社会福祉事業等従事者」という。）の確保及び国民の社会福祉に関する活動への参加の促進を図るための措置に関する基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めなければならない。

2～4 （略）

問 3 4 「社会福祉連携推進法人の認定等について」（令和 3 年 11 月 12 日付社援発 1112 第 1 号厚生労働省社会・援護局長通知）別添の「社会福祉連携推進法人認定・運営基準」（以下「社会福祉連携推進法人認定・運営基準」という。）第 4 の 5 に、「社会福祉事業を経営する法人は、その提供する福祉サービスに係る業務を行うに当たり、その所属する社会福祉連携推進法人の社員である旨を明示しておかなければならない」とあるが、「明示」の方法とはどのようなものか。

（答）

1. 社会福祉連携推進法人の社員である旨の明示は、利用者のサービス選択に資する目的のほか、広く国民一般に対し、当該法人が会費等を負担しつつ、社会福祉連携推進業務に参画し、地域福祉の推進等に貢献していることを PR する上で有効であることから、法人の書類等に網羅的に記載を求めるものではなく、最も不特定多数の者の目に触れ得る媒体であるホームページやパンフレット等において行うことで足りるものである。
2. なお、これに加え、社会福祉法人については、令和 4 年 12 月 26 日付けで「社会福祉法人が届け出る「事業の概要等」等の様式について」（平成 29 年 3 月 29 日雇児発 0329 第 6 号、社援発 0329 第 48 号、老発 0329 第 30 号厚生労働省社会・援護局長等連名通知）を改正し、法人現況報告書の記載事項に加えたので留意されたい。

## 【11. 議決権関係】

問35 議決権については、1の社員に対し、総数の半数を超える議決権を超える議決権を配分しないこととされているが、社員が10の連携推進法人において、社員A、Bに対し、総数の半数を超える議決権の配分（例えばA、Bにそれぞれ3の議決権を付与するような場合）を行うことは可能か。

（答）

1. 御指摘のような議決権の配分については、A、Bの合意によって常に決議が可能となることから、社員総会における民主的な議論が阻害されるおそれが高い。
2. よって、社会福祉連携推進法人認定・運営基準第3の2（2）②エに規定する「特定の少数の社員において過半数の議決権が寡占状態にある」ものに該当することから、御指摘のような配分は認められない。

問36 議決権については、社員の法人の関係者であれば誰が行使しても良いのか。

（答）

1. 議決権については、社員である法人の代表者がこれを行使する場合、当該代表者が有する代表権の範囲内で行われる行為であることから、法人そのものが議決権を行使することに該当するものと解される。
2. 他方、代表者以外の関係者が議決権を行使しようとする場合には、当該議決権行使の内容につき、あらかじめ社員である法人の理事会において議決を経ている必要があるとともに、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「一般法人法」という。）第50条第1項の規定に基づき、代表者から代理権が付与されていることが必要となる。
3. なお、代理権を付与する場合には、当該代理権を証する書類を連携推進法人に提出しなければならない。

◎一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）

（議決権の代理行使）

第五十条 社員は、代理人によってその議決権を行使することができる。この場合においては、当該社員又は代理人は、代理権を証明する書面を一般社団法人に提出しなければならない。

- 2 前項の代理権の授与は、社員総会ごとにしなければならない。
- 3 第一項の社員又は代理人は、代理権を証明する書面の提出に代えて、政令で定めるところにより、一般社団法人の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該社員又は代理人は、当該書面を提出したものとみなす。

- 4 社員が第三十九条第三項の承諾をした者である場合には、一般社団法人は、正当な理由がなければ、前項の承諾をすることを拒んではならない。
- 5 一般社団法人は、社員総会の日から三箇月間、代理権を証明する書面及び第三項の電磁的方法により提供された事項が記録された電磁的記録をその主たる事務所に備え置かなければならない。
- 6 社員は、一般社団法人の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、当該請求の理由を明らかにしてしなければならない。
  - 一 代理権を証明する書面の閲覧又は謄写の請求
  - 二 前項の電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求
- 7 一般社団法人は、前項の請求があったときは、次のいずれかに該当する場合を除き、これを拒むことができない。
  - 一 当該請求を行う社員（以下この項において「請求者」という。）がその権利の確保又は行使に関する調査以外の目的で請求を行ったとき。
  - 二 請求者が当該一般社団法人の業務の遂行を妨げ、又は社員の共同の利益を害する目的で請求を行ったとき。
  - 三 請求者が代理権を証明する書面の閲覧若しくは謄写又は前項第二号の電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧若しくは謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報するため請求を行ったとき。
  - 四 請求者が、過去二年以内において、代理権を証明する書面の閲覧若しくは謄写又は前項第二号の電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧若しくは謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報したことがあるものであるとき。

## 【12. 会費等の取扱い関係】

問37 社会福祉法人については、その資産について、対価性のない法人外流出が禁止されているが、これに照らし、連携推進法人に対して会費を支出することは不適當ではないのか。

(答)

1. 社会福祉法人が会費を支出することについては、連携推進法人の社員となることにより、社会福祉連携推進業務等を通じて様々な支援を受けることが可能となり、この点、一定の対価性が認められるものであることから、法人外流出には当たらないと解される。

問38 連携推進法人が徴収する会費等に上限はあるのか。

(答)

1. 会費等の徴収に当たっては、その金額等について一律の基準を定めるものではないが、連携推進法人のガバナンスの下、会費等の徴収について定款に根拠を置くとともに、その金額等については社員総会での議決を必要としており、民主的な意思決定の下で設定される仕組みとしている。

### 【13. 認定所轄庁関係】

問39 法第125条に規定する所轄庁（以下「認定所轄庁」という。）は、連携推進法人の行う事業の区域に応じて、都道府県又は市となるが、ここでいう「行う事業の区域」とはどのように判断するのか。

（答）

1. 連携推進法人が行う業務の一義的な受益者は、社員である法人となることから、連携推進法人の「行う事業の区域」については、社員の法人の主たる事務所の所在地が属する市区町村を基本として定めることとしている。

◎社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）

（社会福祉連携推進法人の認定）

第二百五条 次に掲げる業務（以下この章において「社会福祉連携推進業務」という。）を行おうとする一般社団法人は、第二百二十七条各号に掲げる基準に適合する一般社団法人であることについての所轄庁の認定を受けることができる。

一～六 （略）

問40 新たな社員の加入により、「連携推進法人の行う事業の区域」が変更となり、認定所轄庁が市から県に変わる場合、社会福祉連携推進方針の変更は、市又は県のいずれに申請すべきか。

（答）

1. 御指摘のような場合の社会福祉連携推進方針の変更は、県に申請を行うこととする。
2. 県において当該変更に係る認定を行うと同時に、当該連携推進法人の所管は市から県に移管されることとなる。
3. 当該事例のような認定所轄庁の変更が生じる場合には、市と県とが連絡を密に行い、連携して対応するとともに、関係文書の引継ぎ等移管に係る事務処理に遺漏のないよう対応されたい。

問41 事業の区域の変更を伴う社会福祉連携推進方針の変更に併せて、定款の変更を行う場合、法第139条第3項において「社会福祉連携推進認定をした所轄庁」に申請を行うこととされていることから、社会福祉連携推進方針の変更は県、定款の変更は市に申請を行うべきか。

（答）

1. 県において社会福祉連携推進方針の変更に係る認定を行うのと同時に、当該連携推進法人の所管は市から県に移管され、これにより、「社会福祉連携推進認定をした所轄庁」の地位も県に承継されるものと解される。
2. したがって、事業の区域の変更を伴う社会福祉連携推進方針の変更に併せて、定款の変更を行う場合の当該定款変更の申請については、県に対して行うものとする。

◎社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）

（定款の変更等）

第百三十九条 定款の変更（厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）は、社会福祉連携推進認定をした所轄庁（以下この章において「認定所轄庁」という。）の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 認定所轄庁は、前項の規定による認可の申請があつたときは、その定款の内容が法令の規定に違反していないかどうか等を審査した上で、当該定款の認可を決定しなければならない。

**3 社会福祉連携推進法人は、第一項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を認定所轄庁に届け出なければならない。**

4 第三十四条の二第三項の規定は、社会福祉連携推進法人の定款の閲覧について準用する。この場合において、同項中「評議員」とあるのは、「社員」と読み替えるものとする。

問 4 2 連携推進法人の代表理事について、「代表理事の選定及び解職は、認定所轄庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。（法第 142 条）」とあるが、所轄庁の認可日が代表理事の就任日になるということか。また、理事会又は社員総会での代表理事決定日と所轄庁の認可日にはタイムラグが生じると考えられるが、その間、法人代表者は不在ということか。

（答）

1. 所轄庁の認可日が代表理事としての就任日となる。
2. よって、御指摘のとおり、代表理事の選任日から所轄庁の認可日までの間は、代表理事の対外的な代表権を主張することはできないことから、こうしたタイムラグをできるだけ極小化するためにも、あらかじめ認定所轄庁と十分な協議をしておくことが望ましい。

◎社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）

（代表理事の選定及び解職）

第百四十二条 **代表理事の選定及び解職は、認定所轄庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。**

問43 社会福祉連携推進法人認定・運営基準第5の9において、「代表理事の選定及び解職は、認定所轄庁の認可を受けなければ、その効力を生じない」とあり、また、任期満了による退任の場合は、申請不要とされているが、

- ① 任期満了後に新任の代表理事を選定する場合
- ② 任期満了後に前任の代表理事を改めて選定（再任）する場合

は、いずれも認定所轄庁の認可が必要ということで良いか。

また、代表理事の任期途中の自発的辞任又は死亡の場合はどうか。

（答）

1. 代表理事の選定については、貴見のとおり。
2. また、ここでいう「解職」とは、理事会等における権限の発動（解職決議）による代表理事の中途解任を言うものであり、御指摘のような自発的辞任や死亡の場合は含まれず、この場合、新たな代表理事の選定の認可のみ必要となる。

#### 【14. 社会福祉連携推進区域関係】

問44 社会福祉連携推進業務を実施する区域（以下「社会福祉連携推進区域」という。）は、今後、社員を募集することを見越して、社員の法人の主たる事務所の所在地以外が属する市区町村を含めて設定することは可能か。

（答）

1. 社会福祉連携推進区域については、認定所轄庁の区分を判断する際の「その行う事業の区域」と一致するものとしていることから、当該連携推進法人に現に参画する社員の主たる事務所の所在地を基準に判断することとなる。
2. このため、社会福祉連携推進区域は、今後の社員募集等を見越して、現に参画する社員の主たる事務所の所在地の属する市区町村の範囲を超えて設定することはできない。
3. また、社員が増減する場合には、社会福祉連携推進方針における社員の変更とともに、社会福祉連携推進区域の変更が必要となる。

問45 社員が脱退した場合、社会福祉連携推進区域は、これを狭めるための社会福祉連携推進方針の変更を行うべきか。

（答）

1. 社会福祉連携推進区域は、社員の主たる事務所の所在地が属する市区町村を単位に設定することを基本としていることから、当該社員の脱退により、その主たる事務所の所在地が属する市区町村内に他の社員がいなくなった場合を除き、社会福祉連携推進方針における社会福祉連携推進区域の変更は不要である。
2. ただし、当該社員の脱退により、その主たる事務所の所在地が属する市区町村内に他の社員がいなくなった場合には、社会福祉連携推進区域の変更が必要となるが、当該社会福祉連携推進方針の変更は、社員総会における決議を要することから、直近の定時社員総会までの間は、当該変更が猶予されるものとし、必ずしも臨時社員総会を開催する必要はないこととする。
3. その際、直近の定時社員総会までに、当該市区町村内において、新たに他の社員が参画する場合は、社会福祉連携推進区域を狭めるための社会福祉連携推進方針の変更は不要である。

## 【15. 定款例関係】

問46 定款の作成に当たって、「社会福祉連携推進法人定款例」と一言一句同じにしなければならないのか。

(答)

1. 「社会福祉連携推進法人定款例」はあくまで一例であり、一言一句、定款例と同じ文言を使う必要はないが、少なくとも定款において定めることが必要な事項が記載され、当該内容が関係法令に沿ったものとなっていることが必要である。

問47 当面行う予定はないが、将来的に行う予定のある業務を定款に規定しておくことは可能か。

(答)

1. 連携推進法人の認定は、現に行うこととしている業務を前提に行われるものであることから、定款に規定される業務については、少なくとも認定申請時に提出される事業計画に盛り込まれていることが必要である。
2. なお、後発的事象により、長期に渡り、定款に規定される業務が実施できていない場合には、認定所轄庁が行う指導監査等において、定款変更を指導することとなる。

## 【16. 非営利型法人税制関係】

問48 連携推進法人は法人税法（昭和22年法律第28号）に規定する非営利型法人に該当するのか。また、非営利型法人に該当する場合、どのような税制優遇があるのか。

（答）

1. 法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人については、公益法人を除く、一般社団法人又は一般財団法人のうち、
  - ① その行う事業により利益を得ること又はその得た利益を分配することを目的としない法人であつてその事業を運営するための組織が適正であるものとして政令で定めるもの（＝非営利徹底型）
  - ② その会員から受け入れる会費により当該会員に共通する利益を図るための事業を行う法人であつてその事業を運営するための組織が適正であるものとして政令で定めるもの（＝共益型）のいずれかとして定義されている。
2. 連携推進法人がこれらの非営利型法人に該当する場合は、法人税法第7条の規定に基づき、収益事業から生じた所得以外の所得に対しては、法人税は非課税となる。
3. なお、非営利型法人に該当するための定款の取扱い等については、「法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人の要件を満たす社会福祉連携推進法人の定款の取扱い等について」（令和3年11月12日付社援基発1112第3号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知）を参照されたい。

◎法人税法（昭和40年法律第34号）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一～九（略）

九の二 非営利型法人 一般社団法人又は一般財団法人（公益社団法人又は公益財団法人を除く。）のうち、次に掲げるものをいう。

イ その行う事業により利益を得ること又はその得た利益を分配することを目的としない法人であつてその事業を運営するための組織が適正であるものとして政令で定めるもの

ロ その会員から受け入れる会費により当該会員に共通する利益を図るための事業を行う法人であつてその事業を運営するための組織が適正であるものとして政令で定めるもの

十～四十四（略）

（内国公益法人等の非収益事業所得等の非課税）

第七条 内国法人である公益法人等又は人格のない社団等の各事業年度の所得のうち収益事業から生じた所得以外の所得については、第五条（内国法人の課税所得の範囲）の規定にかかわらず、各事業年度の所得に対する法人税を課さない。

## 【17. 社会福祉連携推進法人会計基準関係】

問49-1 一般社団法人が、従来から公益法人会計基準を適用してきたところ、X1年10月1日に連携推進法人の認定を受けた。この場合、認定を受けた会計年度の期首（X1年4月1日）から認定を受けた日の前日（X1年9月30日）までの期間について社会福祉連携推進法人会計基準を適用することになるのか。

（答）

1. 連携推進法人として認定を受けた一般社団法人は、法第138条第2項の規定により、読み替えて適用される一般法人法第123条第1項の規定に基づき、社会福祉連携推進認定を受けた日における会計帳簿に基づく貸借対照表（以下「認定日貸借対照表」という。）を作成する必要があるが、認定日貸借対照表の作成に当たり、認定を受けた会計年度の期首（X1年4月1日）から認定を受けた日の前日（X1年9月30日）までの期間に対して、社会福祉連携推進法人会計基準を適用することを妨げるものではない。

2. なお、当該期間に対して社会福祉連携推進法人会計基準を適用した場合であっても、認定を受けた日以降の連携推進法人の計算書類において会計監査人の設置義務の有無を判断することとなる。

◎社会福祉法第138条第2項の規定により読み替えて適用される一般法人法第123条

（計算書類等の作成及び保存）

第二百二十三条 社会福祉連携推進法人は、厚生労働省令で定めるところにより、社会福祉法第二百二十六条第一項に規定する社会福祉連携推進認定を受けた日における貸借対照表を作成しなければならない。

- 2 社会福祉連携推進法人は、厚生労働省令で定めるところにより、各事業年度に係る計算書類（貸借対照表及び損益計算書をいう。以下この款において同じ。）及び事業報告並びにこれらの附属明細書を作成しなければならない。
- 3 計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書は、電磁的記録をもって作成することができる。
- 4 社会福祉連携推進法人は、計算書類を作成した時から十年間、当該計算書類及びその附属明細書を保存しなければならない。

問 4 9 - 2 問 4 9 - 1 の場合において、当該法人が定款の定めによる会計監査人設置連携推進法人である場合、認定を受けた会計年度の期首（X1 年 4 月 1 日）から認定を受けた日の前日（X1 年 9 月 30 日）までの期間についても会計監査を行わなければいけないのか。

（答）

1. 認定を受けた会計年度の期首（X1 年 4 月 1 日）から認定を受けた日の前日（X1 年 9 月 30 日）までの期間については、連携推進法人としての会計監査の対象とはならない。

問 5 0 - 1 連携推進法人には、会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準（企業会計基準第 24 号平成 21 年 12 月 4 日（改正令和 2 年 3 月 31 日）企業会計基準委員会）は適用されるのか。

（答）

1. 社会福祉連携推進法人会計基準では、「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」が適用されず、過去の計算書類に遡及して訂正する処理等を求めるものではない。
2. なお、過去の計算書類において誤謬等が発見された場合には、過去の計算書類の遡及修正は行わず、誤謬等が判明した年度に処理するものとする。

問 5 0 - 2 社会福祉法人の契約等の取扱いについては、「社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて」（平成 29 年 3 月 29 日雇児総発 0329 第 1 号、社援基発 0329 第 1 号、障企発 0329 第 1 号、老高発 0329 第 3 号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長等連名通知。以下「入札通知」という。）により示されているが、当該通知は、連携推進法人が行う契約については適用されないのか。

（答）

1. 連携推進法人は、社会福祉事業を行うことができず、直接的に補助金等の公費による運営形態ではないことから、社会福祉法人のような規制は存在しない。
2. しかしながら、連携推進法人の業務運営に係る費用は、社員である社会福祉法人の会費等により賄われるものであることから、連携推進法人の契約の取扱いについても、入札通知（連携推進法人は社会福祉事業を行うことができず、施設整備に関する契約が想定されないため、施設整備に係る規定を除く。）に準じたものとなるよう、契約について職員に委任する場合の委任の範囲や随意契約に関する基準等について経理規程に定められたい。

## 【18. その他】

問5 1 社会福祉法人として社会福祉充実残額が発生した場合、社会福祉充実計画として「連携推進法人に対する資金の拠出」という計画は認められるのか。

(答)

1. 社会福祉充実計画については、社会福祉事業等の事業の実施に関する計画であり、従来からの取扱いのとおり、対象が連携推進法人であったとしても、単なる資金の拠出のみでは事業とは言えず、社会福祉充実計画としては認められない。

問5 2 法第144条により準用される法第59条の届出は、例えば4月1日に連携推進法人の認定を受けた場合、当該年度においても届出が必要となるのか。

(答)

1. 法第144条により準用される第59条の規定による届出については、「毎会計年度終了後」としていることから、認定年度の翌年度から行うこととなる。

◎社会福祉法第144条の規定により準用される第59条

(所轄庁への届出)

第五十九条 社会福祉連携推進法人は、毎会計年度終了後三月以内に、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる書類を認定所轄庁に届け出なければならない。

- 一 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二百二十九条第一項に規定する計算書類等
- 二 第三百三十八条第一項において準用する第四十五条の三十四第二項に規定する財産目録等

問5 3 法第144条により準用される法第59条の2の規定によれば、定款変更があった場合にのみ公表義務が課されているが、認定時の定款は公表しなくてもよいのか。

(答)

1. 社会福祉連携推進認定を受けた場合には、定款中の「一般社団法人」の名称を「社会福祉連携推進法人」に改める定款変更が必要となるものであり、これにより、法第144条により準用される第59条の2第1項第1号の規定による定款の公表義務が課されることになる。
2. なお、当該認定を受けた際には、社会福祉連携推進法人認定・運営基準第4の11の規定により、社会福祉連携推進方針についても公表義務が課されることとなるので、留意されたい。

◎社会福祉法第144条の規定により準用される第59条の2

(情報の公開等)

第五十九条の二 社会福祉連携推進法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、厚生労働省令で定めるところにより、当該各号に定める事項を公表しなければならない。

一 第百三十九条第一項の認可を受けたとき、又は同条第三項の規定による届出をしたとき 定款の内容

二 第百三十八条第一項において準用する第四十五条の三十五第二項の承認を受けたとき 当該承認を受けた報酬等の支給の基準

三 前条の規定による届出をしたとき 同条各号に掲げる書類のうち厚生労働省令で定める書類の内容

問 5 4 連携推進法人が国外において活動を行うことは可能か。

(答)

1. 連携推進法人が国外で活動を行うことに特段の規制はないが、連携推進法人の業務運営に係る費用は、社員である社会福祉法人の会費等により賄われるものであることに鑑みると、テロ資金供与の活動に巻き込まれることのないように留意しつつ、社会福祉法人に準じた一定の制約の下で行われるべきものと考えられる。

2. そのため、運営の透明性の向上を図る観点から、連携推進法人が国外で活動を行った場合には、「社会福祉連携推進法人の情報の公表等について」（令和4年10月18日社援発1018第4号社会・援護局長通知）別紙「法人現況報告書」13. 前会計年度における事業等の概要の該当する業務の内容欄に、前年度に国外で実施した活動について、国外で実施した旨を明示した上で、活動内容及び実施国を記載されたい。

XII 他の法人形態で適用されている会計処理等につ  
いての社会福祉法人会計基準への適用に係る  
Q&A について



事務連絡

令和5年3月22日

都道府県  
各市 社会福祉法人担当課（室）御中  
特別区

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課

他の法人形態で適用等されている会計処理等についての  
社会福祉法人会計基準への適用に係るQ & Aの送付について（その2）

平素より、社会福祉法人制度の円滑な運営にご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

平成23年のいわゆる新社会福祉法人会計基準の導入以降、他の会計基準で議論が進んでいるものの社会福祉法人会計基準における取扱いが明確になっていない事項については、「他の法人形態で適用等されている会計処理等についての社会福祉法人会計基準への適用に係るQ & Aの送付について」（令和3年11月12日厚生労働省社会・援護局福祉基盤課事務連絡）によりお示ししていたところ、本年10月1日から、消費税の仕入税額控除の方式として、適格請求書等保存方式（インボイス制度）が導入されることに伴い、本事務連絡について、別添赤字下線のとおり、社会福祉法人における消費税等（※）の会計処理にかかる問を追加しました。各所轄庁におかれましては、本事務連絡の趣旨についてご了知いただき、適切な指導監督等に当たっていただくとともに、管内法人への周知のほどお願いいたします。

※消費税等：消費税及び地方消費税

（照会先）

厚生労働省 社会・援護局

福祉基盤課 法人指導監査係

TEL:03-5253-1111（代表）内線 2871

(別添) 他の法人形態で適用等されている会計処理等についての社会福祉法人  
会計基準への適用に係る Q & A

問 1 社会福祉法人には、会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準（企業会計基準第 24 号令和 2 年 3 月 31 日企業会計基準委員会）は適用されるのか。

(答)

社会福祉法人会計基準では、「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」が適用されず、過去の計算書類に遡及して訂正する処理等を求めるものではないが、すでに適用している法人においては、継続適用を否定することまで求めるものではない。

なお、過去の計算書類において誤謬等が発見された場合には、過去の計算書類の遡及修正は行わず、誤謬等が判明した年度に処理するものとする。

問 2 1 収益認識に関する会計基準（企業会計基準第 29 号令和 2 年 3 月 31 日企業会計基準委員会）において、消費税等の会計処理につき「税抜方式」の適用が求められるが、社会福祉法人会計基準においては、消費税等の会計処理はどのようになるか。

(答)

社会福祉法人は、営利法人と異なり消費税等の負担者となることが多く、本来税込方式が適しているものと考えられるが、法人の事業内容によっては課税売上割合が異なるため、法人の自主的な判断で税抜方式を採用することも可能とすることが実務上適していると考えられる。

よって、社会福祉法人会計基準では、消費税等の会計処理については税込方式を前提としつつ、法人が税抜方式を選択することも可能とする。

問2-2 インボイス制度導入後も税込方式を継続して採用できるか。

(答)

インボイス制度導入後の消費税等の会計処理について、現在税込方式を採用している法人においては、従来どおり税込方式を継続して採用しても差し支えない。

問2-3 インボイス制度の導入に伴い、消費税等の会計処理を税込方式から税抜方式へ変更する場合の計算書類の取扱いはどのようになるか。

(答)

インボイス制度の導入に伴い、消費税等の会計処理を税込方式から税抜方式へ変更する場合においては、過去の期間に消費税等が算入された固定資産等の取得原価を修正する際、相当の期間にわたり情報を入手することが必要となり、実務的な対応に困難を伴うことが想定されるため、変更初年度の期首より前までに消費税等が算入された固定資産等の取得原価から消費税等相当額を控除しないことができることとする。

また、消費税等の会計処理(方針)の変更に関する「計算書類に対する注記」において、当該変更による影響額の記載についても法人負担に鑑み記載しないことができることとする。

問3 社会福祉法人には、資産除去債務に関する会計基準（企業会計基準第18号平成20年3月31日企業会計基準委員会）は適用されるのか。

(答)

社会福祉法人は、事業の用に供する基本財産を原則法人所有しなければならないことから、契約に基づく建造物の解体等の原状回復義務の会計的影響は限定的であると言える。また、法令に基づく有害物質の除去義務については、社会福祉施設における保有は限定的であることなどから、会計的影響は限定的であると言える。

よって、社会福祉法人会計基準では、資産除去債務に関する会計基準が適用されないことを原則的な方法とする。ただし、法人の中には、期間費用を平準化する等の観点から資産除去債務の計上が必要なケースも一定程度あると考えられることから、法人が自主的に適用することは可能とする。

問4 「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について 21 退職給付について (1) 期末要支給額による算定について」に記載されている「原則的な方法」とは何か。

(答)

「原則的な方法」とは、社会福祉法人の職員への退職給付について引当金及び退職給付費用を計上する会計処理として、退職時に見込まれる退職給付総額のうち当期末までに発生していると認められる額を、一定の割引率と予想残存勤務期間に応じて割引計算することなどにより算定する方法をいう。

一般的に、退職給付の対象となる職員数が300人以上の場合には、「原則的な方法」に基づいて引当金及び退職給付費用を計上することになるが、退職給付の対象となる職員数が300人未満の場合や、職員数300人以上であっても、年齢や勤務期間に偏りがあるなどにより数理計算結果に一定の高い水準の信頼性が得られない法人は、「原則的な方法」によらず期末要支給額により算定することになる。

### XⅢ 社会福祉法人及び社会福祉連携法人の届 出書類等に係る閲覧の手続について



事務連絡  
令和5年3月22日

都道府県  
各市 社会福祉法人及び社会福祉連携推進法人担当課（室）御中  
特別区

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課

### 社会福祉法人及び社会福祉連携推進法人の届出書類等に係る閲覧の手続について

平素より、社会福祉法人制度及び社会福祉連携推進法人制度の円滑な運営にご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和4年6月7日閣議決定）を踏まえた各法令の規制の見直しに当たり、社会福祉法人及び社会福祉連携推進法人（以下「社会福祉法人等」という。）関係の手続について、下記のとおりといたしますので、その旨周知いたします。

所轄庁におかれては、趣旨についてご了知いただき、管内法人に対する周知のほどお願い申し上げます。

### 記

社会福祉法人等の以下の書類について、電磁的記録で作成するとともに、閲覧の請求があった場合にはメール等に電子媒体を添付する形で行うことを基本とされたいこと（「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」等において公表している場合にはこの限りではない。）。

- ・ 計算書類等（社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第45条の32第3項及び第4項（法第138条において準用する場合を含む。））
- ・ 財産目録等（法第45条の34第3項（法第138条において準用する場合を含む。））
- ・ 会計帳簿（法第45条の25）
- ・ 評議員会の議事録（法第45条の11第4項）

- ・ 評議員会の決議の省略に係る議事録（法第 45 条の 9 第 10 項において準用する一般社団法人及び一般財団に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）第 194 条第 3 項）
- ・ 理事会の議事録等（法第 45 条の 15 第 2 項及び第 3 項）
- ・ 清算人会の議事録等（法第 46 条の 20 第 2 項及び第 3 項）
- ・ 清算法人の貸借対照表等（法第 46 条の 26 第 2 項）
- ・ 吸収合併契約に関する書面等（法第 51 条第 2 項及び法第 54 条第 2 項）
- ・ 新設合併契約に関する書面等（法第 54 条の 7 第 2 項）
- ・ 吸収合併に関する書面等（法第 54 条の 4 第 3 項）
- ・ 新設合併に関する書面等（法第 54 条の 11 第 3 項）
- ・ 社会福祉連携推進方針（社会福祉連携推進法人の認定等について（令和 3 年 11 月 12 日社援発 1112 第 1 号厚生労働省社会・援護局長通知）の別添「社会福祉連携推進法人認定・運営基準」第 4 の 10（1）③）
- ・ （資金）収支予算書を作成する旨を定款で定めている場合にあっては、（資金）収支予算書

（照会先）

厚生労働省 社会・援護局

福祉基盤課 法人指導監査係

TEL:03-5253-1111（代表）内線 2871

XIV 社会福祉法人が届け出る「事業の概要等」  
等の様式について  
(平成29年3月29日厚生労働省  
社会・援護局長等連名通知)  
(最終改正：令和4年12月26日)



(改正後全文)

雇 児 発 0329 第 6 号  
社 援 発 0329 第 48 号  
老 発 0329 第 30 号  
平 成 29 年 3 月 29 日  
(最終改正：令和4年12月26日)

都道府県知事  
各 市 長 殿  
特 別 区 長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

社 会 ・ 援 護 局 長

老 健 局 長

( 公 印 省 略 )

### 社会福祉法人が届け出る「事業の概要等」等の様式について

「社会福祉法人の認可について」の一部改正について（平成28年11月11日付け雇児発1111第1号・社援発1111第4号・老発1111第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）による改正後の「社会福祉法人の認可について」（平成12年12月1日付け障第890号・社援第2618号・老発第794号・児発第908号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知。以下「認可通知」という。）別紙1社会福祉法人審査基準の第5その他（4）において、別に定める様式を用いて届け出ることとされた「事業の概要等（中略）のうち社会福祉法施行規則（中略）第2条の41第1号から第13号まで及び第16号に掲げる事項」（以下「現況報告書」という。）及び「同条第14号に掲げる事項」（以下「社会福祉充実残額算定シート」という。）について、別紙1及び別紙2のとおり、その様式を定め、平成29年4月1日から適用することとしましたので通知いたします。これらの届出に当たっては、認可通知に記載のとおり、社会福祉法施行規則（昭和26年厚生省令第28号。以下「施行規則」という。）第9条第3号の情報処理システムに記録する方法によることが望ましいこととしているので、ご留意願います。

この他、認可通知において別に定める様式を用いて届け出ることとされた「計算書類、財産目録及び附属明細書（施行規則第10条の2第2号に掲げる部分に限る。）」については、「社会福祉法人会計基準」（平成28年厚生労働省令第79号）及び関係通知で定める様式に従って届け出ることとします。

各都道府県、市及び特別区におかれましては、本通知の改正の趣旨・内容等を御了知いただき、適切な指導監督等に当たっていただきますようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9第1項及び第3項の規定に基づき都道府県又は市（特別区を含む。）が法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準として発出するものであることを申し添えます。

1. 法人基本情報

(1)都道府県区分	(2)市町村区分	(3)所轄庁区分	(4)法人番号	(5)法人区分	(6)活動状況
(7)法人の名称					
(8)主たる事務所の住所					
(9)主たる事務所の電話番号	(10)主たる事務所のFAX番号	(11)従たる事務所の有無			
(12)従たる事務所の住所					
(13)法人のホームページアドレス	(14)法人のメールアドレス				
(15)法人の設立認可年月日	(16)法人の設立登記年月日				

2. 当該会計年度の初日における評議員の状況

(1)評議員の定員	(2)評議員の現員	(3-6)評議員全員の報酬等の総額(前会計年度実績) (円)			
(3-1)評議員の氏名	(3-2)評議員の職業	(3-3)評議員の任期	(3-4)評議員の所轄庁からの再就職状況	(3-5)他の社会福祉法人の評議員・役員・職員との兼務状況	(3-7)前会計年度における評議員会への出席回数
		～			
		～			
		～			
		～			
		～			
		～			
		～			
		～			

3. 当該会計年度の初日における理事の状況

(1)理事の定員	(2)理事の現員	(3-12)理事全員の報酬等の総額(前会計年度実績) (円)				
(3-1)理事の氏名	(3-2)理事の役職(注)	(3-3)理事長への就任年月日	(3-4)理事の常勤・非常勤	(3-5)理事選任の評議員会議決年月日	(3-6)理事の職業	(3-7)理事の所轄庁からの再就職状況
	(3-8)理事の任期		(3-9)理事要件の区分別該当状況		(3-10)各理事と親族等特殊関係にある者の有無	(3-11)理事報酬等の支給形態
	～					(3-13)前会計年度における理事会への出席回数
	～					
	～					
	～					
	～					
	～					
	～					
	～					
	～					

(注)「(3-2)理事の役職」のうち、「理事長」とは、社会福祉法45条の13第3項で規定する理事長(会長等の他の役職名を使用している法人がある。)である。  
「業務執行理事」とは、社会福祉法45条の16第2項第2号で規定する業務執行理事(常務理事等の他の役職名を使用している法人がある。)である。

4. 当該会計年度の初日における監事の状況

(1)監事の定員	(2)監事の現員	(3-6)監事全員の報酬等の総額(前会計年度実績) (円)		
(3-1)監事の氏名	(3-2)①監事の職業	(3-2)②監事の所轄庁からの再就職状況	(3-3)監事選任の評議員会議決年月日	
	(3-4)監事の任期	(3-5)監事要件の区分別該当状況	(3-7)前会計年度における理事会への出席回数	
	～			
	～			

5. 前会計年度・当該会計年度における会計監査人の状況

(1-1)前会計年度の会計監査人の氏名 (監査法人の場合は監査法人名)	(1-2)前会計年度の会計監査人の監査報酬額 (円)	(1-3)前年度決算にかかる定時評議員会への出席の有無	(2-1)当該会計年度の会計監査人の氏名 (監査法人の場合は監査法人名)	(2-2)当該会計年度の会計監査人の監査報酬額 (円)

6. 当該会計年度の初日における職員の状況

(1)法人本部職員の人数				
①常勤専従者の実数	②常勤兼務者の実数	③非常勤者の実数		
	常勤換算数	常勤換算数		
(2)施設・事業所職員の人数				
①常勤専従者の実数	②常勤兼務者の実数	③非常勤者の実数		
	常勤換算数	常勤換算数		



11-1. 前会計年度における事業等の概要 - (2)公益事業

①-1拠点区分コード分類	①-2拠点区分名称	①-3事業類型コード分類	①-4実施事業名称		②事業所の名称				
		③事業所の所在地			④事業所の土地の保有状況	⑤事業所の建物の保有状況	⑥事業所単位での事業開始年月日	⑦事業所単位での定員	⑧年間(4月～3月)利用者延べ総数(人/年)
		⑨社会福祉施設等の建設等の状況(当該拠点区分における主たる事業(前年度の年間収益が最も多い事業)に計上)							
		ア 建設費	(ア) 建設年月日	(イ) 自己資金額(円)	(ウ) 補助金額(円)	(エ) 借入金額(円)	(オ) 建設費合計額(円)	ウ 延べ床面積	
イ 大規模修繕	(ア) - 1 修繕年月日(1回目)	(ア) - 2 修繕年月日(2回目)	(ア) - 3 修繕年月日(3回目)	(ア) - 4 修繕年月日(4回目)	(ア) - 5 修繕年月日(5回目)	(イ) 修繕費合計額(円)			
								0	
								0	
								0	
								0	
								0	

11-1. 前会計年度における事業等の概要 - (3)収益事業

①-1拠点区分コード分類	①-2拠点区分名称	①-3事業類型コード分類	①-4実施事業名称		②事業所の名称				
		③事業所の所在地			④事業所の土地の保有状況	⑤事業所の建物の保有状況	⑥事業所単位での事業開始年月日	⑦事業所単位での定員	⑧年間(4月～3月)利用者延べ総数(人/年)
		⑨社会福祉施設等の建設等の状況(当該拠点区分における主たる事業(前年度の年間収益が最も多い事業)に計上)							
		ア 建設費	(ア) 建設年月日	(イ) 自己資金額(円)	(ウ) 補助金額(円)	(エ) 借入金額(円)	(オ) 建設費合計額(円)	ウ 延べ床面積	
イ 大規模修繕	(ア) - 1 修繕年月日(1回目)	(ア) - 2 修繕年月日(2回目)	(ア) - 3 修繕年月日(3回目)	(ア) - 4 修繕年月日(4回目)	(ア) - 5 修繕年月日(5回目)	(イ) 修繕費合計額(円)			
								0	
								0	
								0	
								0	

11-1. 前会計年度における事業等の概要 - (4)備考

--

11-2. 地域における公益的な取組(地域公益事業(再掲)含む)

①取組類型コード分類	②取組の名称	③取組の実施場所(区域)
	④取組内容	

1 2. 社会福祉充実残額及び社会福祉充実計画の策定の状況

(社会福祉充実残額算定シートを作成するまで編集することはできません)

(1) 社会福祉充実残額等の総額 (円)

(2) 社会福祉充実計画の策定の状況

①事業名	②事業種別	④事業内容 (記述)	⑤計画における事業費のうち 社会福祉充実残額財源の合 計 (円)	⑥⑤のうち当該会計年度 以降の合計 (円)
	③事業内容			
			0	0
			0	0
			0	0
			0	0
			0	0
			⑤の合計 (円)	⑥の合計 (円)
			0	0

(3) 社会福祉充実残額の前年度の投資実績額

①社会福祉事業又は公益事業 (社会福祉事業に類する小規模事業) (円)	<input type="text" value="0"/>
②地域公益事業 (円)	<input type="text" value="0"/>
③公益事業 (円)	<input type="text" value="0"/>
④合計額 (①+②+③) (円)	<input type="text" value="0"/>
(4) 社会福祉充実計画の実施期間	<input type="text" value=""/> ~ <input type="text" value=""/>

1 3. 透明性の確保に向けた取組状況

(1) 積極的な情報公表への取組

①任意事項の公表の有無	
②事業報告	<input type="text" value=""/>
③財産目録	<input type="text" value=""/>
④事業計画書	<input type="text" value=""/>
⑤第三者評価結果	<input type="text" value=""/>
⑥苦情処理結果	<input type="text" value=""/>
⑦監事監査結果	<input type="text" value=""/>
⑧附属明細書	<input type="text" value=""/>

(2) 前会計年度の報酬・補助金等の公費の状況

①事業運営に係る公費 (円)	<input type="text" value=""/>
②施設・設備に係る公費 (円)	<input type="text" value=""/>
③国庫補助金等特別積立金取崩累計額 (円)	<input type="text" value=""/>

(3) 福祉サービスの第三者評価の受審施設・事業所について

施設名	直近の受審年度
<input type="text" value=""/>	<input type="text" value=""/>
<input type="text" value=""/>	<input type="text" value=""/>

1 4. ガバナンスの強化・財務規律の確立に向けた取組状況

(1) 会計監査人非設置法人における会計に関する専門家の活用状況

①実施者の区分	<input type="text" value=""/>
②実施者の氏名 (法人の場合は法人名)	<input type="text" value=""/>
③業務内容	<input type="text" value=""/>
④費用 [年額] (円)	<input type="text" value=""/>

(2) 法人所轄庁からの報告徴収・検査への対応状況

①所轄庁から求められた改善事項	<input type="text" value=""/>
	<input type="text" value=""/>
	<input type="text" value=""/>
	<input type="text" value=""/>
	<input type="text" value=""/>
②実施した改善内容	<input type="text" value=""/>
	<input type="text" value=""/>
	<input type="text" value=""/>
	<input type="text" value=""/>

1 5. その他

退職手当制度の加入状況等 (複数回答可)

① 社会福祉施設職員等退職手当共済制度 ((独)福祉医療機構) に加入	<input type="text" value=""/>
② 中小企業退職金共済制度 ((独)勤労者退職金共済機構) に加入	<input type="text" value=""/>
③ 特定退職金共済制度 (商工会議所) に加入	<input type="text" value=""/>
④ 都道府県社会福祉協議会や都道府県民間社会福祉事業職員共済会等が行う民間の社会福祉事業・施設の職員を対象とした退職手当制度に加入	<input type="text" value=""/>
⑤ その他の退職手当制度に加入 (具体的に: ●●●)	<input type="text" value=""/>
⑥ 法人独自で退職手当制度を整備	<input type="text" value=""/>
⑦ 退職手当制度には加入せず、退職給付引当金の積立も行っていない	<input type="text" value=""/>

1 6. 社員として所属する社会福祉連携推進法人の名称

<input type="text" value=""/>
<input type="text" value=""/>
<input type="text" value=""/>
<input type="text" value=""/>

## 記載要領

現況報告書の記載に当たっては、本記載要領に従うこと。また、特別の記載がない場合を除き、各会計年度の4月1日現在における法人情報等を記載すること。

### 【共通事項】

- 母子生活支援施設及び女性自立支援施設等、施設所在地を公表することにより、利用者等の安全に支障を来す恐れがある事項については、該当する事項を空欄とした上で備置き・閲覧、公表を行うこと。
- 社会福祉法施行規則（昭和26年厚生省令第28号）。以下「施行規則」という。）第9条第3号の情報処理システムに記録する方法により届出を行う場合、以下に掲げる点に留意すること。
  - (1) 黄色及び緑色のセルの入力については、それぞれ対応する入力候補欄から選択すること。
  - (2) 「1 1. 前会計年度における事業等の概要」の「(1) 社会福祉事業の実施状況」における「①-3 事業類型コード分類」において「母子生活支援施設」、及び「女性自立支援施設」を選択した場合には、利用者等の安全に支障を来す恐れがある事項として、以下の項目については、システム上で「非公表」の処理を行う。

#### 1. 法人基本情報

- (1) 都道府県区分
- (2) 市町村区分
- (3) 所轄庁区分
- (4) 法人番号
- (8) 主たる事務所の住所
- (9) 主たる事務所の電話番号
- (10) 主たる事務所のFAX番号
- (12) 従たる事務所の住所

#### 1 1. 前会計年度における事業等の概要

- (1) 社会福祉事業の実施状況
  - ③事業所の所在地
- (2) 公益事業
  - ③事業所の所在地
- (3) 収益事業
  - ③事業所の所在地

- 金額を記載する欄については、円単位でその金額を記載すること。

## 【個別事項】

### 1. 法人基本情報

#### (1) 都道府県区分

- 貴法人の所在都道府県を記載すること（※）。  
（※）【共通事項】に留意すること。また、施行規則第9条第3号の情報処理システムに記録する方法により届出を行う場合、貴法人の所在都道府県をリストから選択すること。

#### (2) 市町村区分

- 貴法人の所在市町村を記載すること（※）。  
（※）【共通事項】に留意すること。また、施行規則第9条第3号の情報処理システムに記録する方法により届出を行う場合、貴法人の所在市町村をリストから選択すること。

#### (3) 所轄庁区分

- 貴法人の所轄庁の名称を記載すること。（※）。  
（※）【共通事項】に留意すること。また、施行規則第9条第3号の情報処理システムに記録する方法により届出を行う場合、記載不要であること。

#### (4) 法人番号

- 貴法人の社会保障・税番号（マイナンバー）制度に係る法人番号を記載すること（※）。  
（※）【共通事項】に留意すること。

#### (5) 法人区分

- 貴法人の法人区分を「一般法人」・「社会福祉協議会」・「共同募金会」・「社会福祉事業団」・「その他」のうちから選択すること（※）。  
（※）「一般法人」とは、施設を経営する法人とする。また、「その他」とは、他の区分に該当しない法人とする。

#### (6) 活動状況

- 貴法人の活動状況を「運営中」・「休止」のうちから選択すること。

#### (7) 法人の名称

- 貴法人の名称を正式名称で入力すること。

#### (8) 主たる事務所の住所

- 主たる事務所の住所を記載すること（※）。なお、記載に当たっては、左のセルに都道府県名、中央のセルに市町村名、右のセルに番地等を記載すること。  
（※）【共通事項】に留意すること。

#### (9) 主たる事務所の電話番号

- 貴法人の主たる事務所の電話番号を入力すること。（※）。

(※)【共通事項】に留意すること。

(10) 主たる事務所のFAX番号

○ 貴法人の主たる事務所のFAX番号を入力すること。(※)。

(※)【共通事項】に留意すること。

(11) 従たる事務所の有無

○ 従たる事務所の有無を「有」・「無」のうちから選択すること。

(12) 従たる事務所の住所

○ 従たる事務所の住所を記載すること(※)。なお、記載に当たっては、左のセルに都道府県名、中央のセルに市町村名、右のセルに番地等を記載すること。

(※)【共通事項】に留意すること。

(13) 法人のホームページアドレス

○ 貴法人のホームページアドレスを記載すること。ホームページがない場合は、空欄とすること。

(14) 法人のメールアドレス

○ 貴法人のメールアドレスを記載すること。なお、メールアドレスを所有していない場合であって、「問い合わせフォーム」などの形を設けているときは、当該「問い合わせフォーム」の掲載ページアドレスを記載すること。メールアドレスも問い合わせフォームも所有していない場合は、空欄とすること。

(15) 法人の設立認可年月日

○ 貴法人の社会福祉法人としての設立認可年月日を記載すること。

(16) 法人の設立登記年月日

○ 貴法人の社会福祉法人としての設立登記年月日を記載すること。

**2. 当該会計年度の初日における評議員の状況**

(1) 評議員の定員

○ 評議員の定員を記載すること。

(例)「〇名以上〇名以内」、「〇名」、「〇名以上」、「〇名以内」

(2) 評議員の現員

○ 評議員の現員を記載すること。

(3-1) 評議員の氏名

○ 各評議員の氏名を記載すること。

(3-2) 評議員の職業

- 各評議員の現在の職業を記載すること。  
(例) 社会福祉法人〇〇会理事、〇〇株式会社取締役、民生委員、児童委員  
( (3-5) において他の社会福祉法人の評議員・役員・職員との兼務状況を「有」と選択した場合は、具体的な法人名を明記すること。)

#### (3-3) 評議員の任期

- 各評議員の任期（就任年月日～令和〇〇会計年度に関する定時評議員会の終結時の年月）を記載すること。なお、「定時評議員会の終結時」といった記載は省略してよいほか、重任している場合は、直近の任期を記載すること。なお、終期の月の記載については、定款に記載された定時評議員会の開催予定月によることとなるが、月単位で記載していない等の理由により開催予定月が不明な場合は、下記の例のように記載すること。  
(例) 「H29. 4. 1～H33. 6」

#### (3-4) 評議員の所轄庁からの再就職状況

- 各評議員の所轄庁からの再就職状況を「有」・「無」のうちから選択すること（※）。  
なお、ここでいう「就職」には、「委嘱」、「選任」等の形態も含まれること。  
(※) 当該法人の所轄庁の課長級以上（一般職かつ管理職手当が支給されていた者に限る。）の役職にあった者が対象（退職後、他の企業等に就職・退職した後に評議員になった場合も対象となる）。

#### (3-5) 他の社会福祉法人の評議員・役員・職員との兼務状況

- 各評議員の他の社会福祉法人の評議員・役員・職員との兼務状況を「有」・「無」のうちから選択すること。

#### (3-6) 評議員全員の報酬等の総額（前会計年度実績）

- 評議員全員の報酬等（実費相当の旅費又は費用弁償を除く）の総額（前会計年度の評議員に対して支出した実績額）を記載すること。

#### (3-7) 前会計年度における評議員会への出席回数

- 各評議員の評議員会に出席した回数を記入すること。

### 3. 当該会計年度の初日における理事の状況

#### (1) 理事の定員

- 理事の定員を記載すること。  
(例) 「〇名以上〇名以内」、「〇名」、「〇名以上」、「〇名以内」

#### (2) 理事の現員

- 理事の現員を記載すること。

#### (3-1) 理事の氏名

- 各理事の氏名を記載すること。

(3-2) 理事の役職

- 各理事の役職を「理事長」・「業務執行理事」・「その他理事」のうちから選択すること。(※)

(※) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）の名称とは異なる通称名や略称を用いている場合も、法律上の名称に基づき選択すること。「理事長」とは、法第45条の13第3項で規定する者をいい、「業務執行理事」とは、法第45条の16第2項第2号で規定する者をいう。

(3-3) 理事長への就任年月日

- 「就任年月日」は、「重任」ではなく、「就任当初」の年月日を記載すること。

(3-4) 理事の常勤・非常勤

- 各理事の常勤・非常勤を「常勤」・「非常勤」のうちから選択すること。なお、職員を兼務している場合でも、理事としての勤務形態を選択すること。

(3-5) 理事選任の評議員会議決年月日

- 各理事の選任を行った評議員会議決年月日を記載すること。

(3-6) 理事の職業

- 各理事の現在の職業を記載すること。  
(例) 社会福祉法人〇〇会理事、〇〇株式会社取締役、民生委員、児童委員

(3-7) 理事の所轄庁からの再就職状況

- 各理事の所轄庁からの再就職状況を「有」・「無」のうちから選択すること(※)。なお、ここでいう「就職」には、「委嘱」、「選任」等の形態も含まれること。

(※) 当該法人の所轄庁の課長級以上（一般職かつ管理職手当が支給されていた者に限る。）の役職にあった者が対象（退職後、他の企業等に就職・退職した後に理事になった場合も対象となる）。

(3-8) 理事の任期

- 各理事の任期（就任年月日～令和〇〇会計年度に関する定時評議員会の終結時の年月）を記載すること。なお、「定時評議員会の終結時」といった記載は省略してよいほか、重任している場合は、直近の任期を記載すること。

(3-9) 理事要件の区分別該当状況

- 各理事について、理事要件の区分別該当状況を「社会福祉事業の経営に関する識見を有する者」・「事業区域における福祉に関する実情に通じている者」・「施設の管理者」・「その他」のうちから選択すること。

(3-10) 各理事と親族等特殊関係にある者の有無

- 各理事について、親族等特殊関係にある者の有無を「有」・「無」のうちから選択す

ること。

(3-11) 理事報酬等の支給形態

- 各理事の理事報酬等の支給形態を「理事報酬及び職員給与ともに支給」・「理事報酬のみ支給」・「職員給与のみ支給」・「いずれも支給なし」のうちから選択すること。

(3-12) 理事全員の報酬等の総額（前会計年度実績）

- 理事全員の報酬等（実費相当の旅費又は費用弁償を除く）を記載すること。なお、職員給与を受けている理事が1人であって、個人の職員給与が特定されてしまう場合は、特例として、職員給与の支給を受けている理事がいる旨を右のセルに明記した上で、当該理事の職員給与額を含めずに理事報酬等の総額として差し支えないこと（※）。  
（※）施行規則第9条第3号の情報処理システムに記録する方法により届出を行う場合、理事全員の報酬等の総額を記載した上で、右のセルで個人の職員給与が特定されるか否かを「特例有」・「特例無」のうちから選択すること。

(3-13) 前会計年度における理事会への出席回数

- 各理事の理事会に出席した回数を記入すること。

**4. 当該会計年度の初日における監事の状況**

(1) 監事の定員

- 監事の定員を記載すること。  
（例）「〇名以上〇名以内」、「〇名」、「〇名以上」、「〇名以内」

(2) 監事の現員

- 監事の現員を記載すること。

(3-1) 監事の氏名

- 各監事の氏名を記載すること。

(3-2) ①監事の職業

- 各監事の現在の職業を記載すること。  
（例）社会福祉法人〇〇会理事、〇〇株式会社取締役、民生委員、児童委員

(3-2) ②監事の所轄庁からの再就職状況

- 各監事の所轄庁からの再就職状況を「有」・「無」のうちから選択すること（※）。なお、ここでいう「就職」には、「委嘱」、「選任」等の形態も含まれること。  
（※）当該法人の所轄庁の課長級以上（一般職かつ管理職手当が支給されていた者に限る。）の役職にあった者が対象（退職後、他の企業等に就職・退職した後に監事になった場合も対象となる）。

(3-3) 監事選任の評議員会議決年月日

- 各監事の選任を行った評議員会議決年月日を記載すること。

(3-4) 監事の任期

- 各監事の任期（就任年月日～令和〇〇会計年度に関する定時評議員会の終結時の年月）を記載すること。なお、「定時評議員会の終結時」といった記載は省略してよいほか、重任している場合は、直近の任期を記載すること。

(3-5) 監事要件の区分別該当状況

- 各監事について、監事要件の区分別該当状況を以下の項目から選択すること。
  - ・ 社会福祉事業に識見を有する者（公認会計士）
  - ・ 社会福祉事業に識見を有する者（税理士）
  - ・ 社会福祉事業に識見を有する者（その他）
  - ・ 財務管理に識見を有する者（公認会計士）
  - ・ 財務管理に識見を有する者（税理士）
  - ・ 財務管理に識見を有する者（その他）

(3-6) 監事報酬の報酬等の総額（前会計年度実績）

- 監事全員の報酬等（実費相当の旅費又は費用弁償を除く）の総額（前会計年度の監事に対して支出した実績額）を記載すること。

(3-7) 前会計年度における理事会への出席回数

- 各監事の理事会に出席した回数を記入すること。

**5. 前会計年度・当該会計年度における会計監査人の状況**

(1-1) 前会計年度の会計監査人の氏名（監査法人の場合は監査法人名）

- 前会計年度の会計監査人の氏名（監査法人の場合は監査法人名）を記載すること。

(1-2) 前会計年度の会計監査人の監査報酬額

- 前会計年度の会計監査人の監査報酬額を記載すること。

(1-3) 前年度決算にかかる定時評議員会への出席の有無

- 前年度決算にかかる定時評議員会への出席の有無を「有」・「無」のうちから選択すること。

(2-1) 当該会計年度の会計監査人の氏名（監査法人の場合は監査法人名）

- 本項目については、本現況報告書を所轄庁に届け出る時点で、既に会計監査人を決定している場合について記入すること。

(2-2) 当該会計年度の会計監査人の監査報酬額

- 本項目については、本現況報告書を所轄庁に届け出る時点で、既に会計監査人の報酬額を決定している場合について記入すること。

## 6. 当該会計年度の初日における職員の状況

### (1) 法人本部職員の人数

#### ①常勤専従者の実数

- 「常勤専従」とは、施設等が定めた常勤の従事者が勤務すべき時間数（「施設等の勤務時間数」）の全てを勤務している者で、施設等内の他の職務及び併設施設等の他の職務に従事しない者をいう。

#### ②常勤兼務者の実数及び常勤換算数

- 「常勤兼務」とは、施設等の勤務時間数の全てを勤務している者で、施設等内の複数の職務に従事する者又は併設施設等にも従事する者をいう。また、「常勤換算数」とは、兼務している常勤者（当該施設等において定められている勤務時間の全てを勤務している者）について、その職務に従事した1週間の勤務時間を当該施設等の通常の1週間の勤務時間で除し、小数点以下第2位を四捨五入した数をいう。

#### ③非常勤者の実数及び常勤換算数

- 「非常勤」とは、常勤以外の従事者をいう。また、「常勤換算数」とは、非常勤者について、その職務に従事した1週間の勤務時間を当該施設等の通常の1週間の勤務時間で除し、小数点以下第2位を四捨五入した数をいう。

### (2) 施設・事業所職員の人数

#### ①常勤専従者の実数

- 「常勤専従」とは、施設等が定めた常勤の従事者が勤務すべき時間数（「施設等の勤務時間数」）の全てを勤務している者で、施設等内の他の職務及び併設施設等の他の職務に従事しない者をいう。

#### ②常勤兼務者の実数及び常勤換算数

- 「常勤兼務」とは、施設等の勤務時間数の全てを勤務している者で、施設等内の複数の職務に従事する者又は併設施設等にも従事する者をいう。また、「常勤換算数」とは、兼務している常勤者（当該施設等において定められている勤務時間の全てを勤務している者）について、その職務に従事した1週間の勤務時間を当該施設等の通常の1週間の勤務時間で除し、小数点以下第2位を四捨五入した数をいう。

#### ③非常勤者の実数及び常勤換算数

- 「非常勤」とは、常勤以外の従事者をいう。また、「常勤換算数」とは、非常勤者について、その職務に従事した1週間の勤務時間を当該施設等の通常の1週間の勤務時間で除し、小数点以下第2位を四捨五入した数をいう。

## 7. 前会計年度に実施した評議員会の状況

### (1) 評議員会ごとの評議員会開催年月日

- 評議員会ごとの評議員会開催年月日を記載すること。

(2) 評議員会ごとの評議員・理事・監事・会計監査人別の出席者数

- 「出席者数」欄には実際に評議員会に出席した人数を記載すること。なお、記載に当たって、(4)に該当する場合の出席者数は、提案に同意した人数とすること。

(3) 評議員会ごとの決議事項

- 評議員会ごとの決議事項を記載すること。

(4) うち開催を省略した回数

- 社会福祉法第45条の9第10項の規定に基づき開催を省略した回数を記載すること。

**8. 前会計年度に実施した理事会の状況**

(1) 理事会ごとの理事会開催年月日

- 理事会ごとの理事会開催年月日を記載すること。

(2) 理事会ごとの理事・監事別の出席者数

- 「出席者数」欄には実際に理事会に出席した人数を記載すること。なお、記載に当たって、(4)に該当する場合の出席者数は、提案に同意した人数とすること。

(3) 理事会ごとの決議事項

- 「決議事項」欄について、理事長の専決事項に係る理事会への報告については記載する必要はないこと。

(4) うち開催を省略した回数

- 社会福祉法第45条の14第9項の規定に基づき開催を省略した回数を記載すること。

**9. 前会計年度に実施した監事監査の状況**

(1) 監事監査を実施した監事の氏名

- 監事監査を実施した監事の氏名を記載すること。

(2) 監査報告により求められた改善すべき事項

- 監査報告により求められた改善すべき事項を記載すること。

(3) 監査報告により求められた改善すべき事項に対する対応

- 監査報告により求められた改善すべき事項に対する対応内容を記載すること。

**10. 前会計年度に実施した会計監査(会計監査人による監査に準ずる監査を含む)の状況**

- 「14. ガバナンスの強化・財務規律の確立に向けた取組状況」の「(1) 会計監査人非設置法人における会計に関する専門家の活用状況」における「③業務内容」で、「ア 公認会計士又は監査法人による、社会福祉法に準じた会計監査」を選択した場

合についても、本項目を記載すること。

(1) 会計監査人による会計監査報告における意見の区分

- 会計監査人による会計監査報告における意見を「無限定適正意見」・「除外事項を付した限定付適正意見」・「不適正意見」・「意見不表明」のうちから選択すること。

**1 1. 前会計年度における事業等の概要**

(1) 社会福祉事業の実施状況

①-1拠点区分コード分類

- 施行規則第9条第3号の情報処理システムに記録する方法により届出を行う場合、「①-3」及び「①-4」において記載する実施事業の属する拠点区分について、法人において任意の番号を付番（最大3桁まで）すること（※）。なお、同一拠点区分内で複数の事業を実施している場合、これらの事業については同一のコードを付番すること。

（※）施行規則第9条第3号の情報処理システムに記録する方法以外の方法で届出を行う場合は記載不要であること。

①-2拠点区分名称

- 「①-3」及び「①-4」において記載する実施事業の属する拠点区分の名称を記載すること。なお、同一拠点区分内で複数の事業を実施している場合、これらの事業については同一の拠点区分名称を記載すること。

①-3事業類型コード分類

- 施行規則第9条第3号の情報処理システムに記録する方法により届出を行う場合、社会福祉法に基づき実施する事業をリストから選択すること（※）。なお、事務所本部を構える法人については、必要に応じ「本部経理区分」についても選択すること。

（※）施行規則第9条第3号の情報処理システムに記録する方法以外の方法で届出を行う場合は記載不要であること。

①-4実施事業名称

- 社会福祉法に基づき実施する事業を記載すること（※）。

（※）施行規則第9条第3号の情報処理システムに記録する方法により届出を行う場合は、リストから該当する事業を「①-3」において選択すると、自動的に表示される。

②事業所の名称

- 事業所の名称を記載すること。

③事業所の所在地

- 事業所の所在地を記載すること（※）。なお、記載に当たっては、左のセルに都道府県名、中央のセルに市町村名、右のセルに番地等を記載すること。

(※)【共通事項】に留意すること。

④事業所の土地の保有状況

- 事業所の土地の保有状況を「行政からの貸借等」・「民間からの貸借等」・「自己所有」・「その他」のうちから選択すること。なお、ここでいう「貸借等」とは、無償貸与や賃借、受託、指定管理等が該当すること。

⑤事業所の建物の保有状況

- 事業所の建物の保有状況を「行政からの貸借等」・「民間からの貸借等」・「自己所有」・「その他」のうちから選択すること。なお、ここでいう「貸借等」とは、無償貸与や賃借、受託、指定管理等が該当すること。

⑥事業所単位での事業開始年月日

- 「障害者福祉」のうち新体系に移行した事業は、移行前の当初の事業開始年月日を記載すること。

⑦事業所単位での定員

- 事業所単位の定員を記載すること。なお、定員がないサービスについては「0」と記載すること。

⑧年間（4月～3月）利用者数延べ総数

- 年間（4月～3月）の利用者数の延べ総数を記載すること（入所施設や通所施設等で利用者が当該施設を継続して利用する場合は、1日当たりの利用者数に利用日数を乗じて利用者延べ総数を算出すること。以下同じ。）。なお、相談事業等について、電話や文書による相談等を含めるとその数を厳密に把握しきれない場合、概数で記載してよい。

⑨社会福祉施設等の建設等の状況

- 本項目については、拠点区分ごとに主たる事業（前年度の年間収益が最も多い事業）へ記載すること（他の事業欄は空欄として差し支えないこと。）。なお、本項目については、建物の全部又は一部を自己所有している場合に限り、当該自己所有部分について記載するとともに、前会計年度に限らず、当初の建物建設時以降の状況について記載すること。

（同一の建物で複数拠点が存在する場合は一拠点にのみ建設等の状況を記載すること。例えば、法人本部と保育園が一つの建物にあり会計上別々の拠点区分としている場合、保育園の拠点到記載すること。以下同じ。）

ア 建設費

（ア）建設年月日

- 建設年月日を記載すること。なお、建替を行った場合にあっては、当該建替年月日を、増改築を行った場合にあっては、当初の建設年月日を記載すること。

（イ）自己資金額

- 建設に要した費用（建物建設費に加え、土地造成費、既存建物解体費、仮移転等費用、設計監理等費用、建物と一体的に整備した設備（厨房設備、機械浴槽等）に要した費用、外構工事費等を含むことができるものとする。以下同じ。）のうち、自己資金額（寄付金を含む。以下同じ。）を記載すること。

なお、建替を行った場合にあっては、当該建替に要した額（建替時の一時的な移転費用を含む。以下同じ。）を、増改築を行った場合にあっては、当初の建設に要した額と、当該増改築に要した額との合計額を記載すること。

また、正確な数字を把握できない場合は記載不要であること。

#### （ウ）補助金額

- 建設に要した費用のうち、補助金額（地方公共団体及びそれ以外からの補助金額を含む。）を記載すること。

なお、建替を行った場合にあっては、当該建替に要した額を、増改築を行った場合にあっては、当初の建設に要した額と、当該増改築に要した額との合計額を記載すること。また、地方公共団体からの無償譲渡により取得した建物がある場合には、本欄に当該無償譲渡を受けた時点の貸借対照表価額を記載すること。

また、正確な数字を把握できない場合は記載不要であること。

#### （エ）借入金額

- 建設に要した費用のうち、（独）福祉医療機構及び民間金融機関からの借入金額（現時点での借入金残額ではなく、当初の借入金総額を記載すること。以下同じ。）を記載すること。

なお、建替を行った場合にあっては、当該建替に要した額を、増改築を行った場合にあっては、当初の建設に要した額と、当該増改築に要した額との合計額を記載すること。

また、正確な数字を把握できない場合は記載不要であること。

#### （オ）建設費合計額

- 建設費の合計額を記載すること（※）。

（※）施行規則第9条第3号の情報処理システムに記録する方法により届出を行う場合、（イ）～（エ）を記載すると自動計算されるが、それぞれの内訳は不明であるものの、その総額を把握している等については、当該総額を記載すること。

#### イ 大規模修繕

- ここでいう大規模修繕とは、施設・設備の経年劣化に伴う施設の広範囲に渡る補修や、設備の更新・新設等の工事に係る費用を指すものであり、施設の一部を補修する経費や、応急的・一時的な対応、点検等のメンテナンスに係る費用は含まないものであること。具体的には、例えば以下のようなもの（（2）の⑨のイ及び（3）の⑨のイにおいて同じ。）が該当するものであること。

外壁	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全面的なタイルの補修</li> <li>・全面的なシール更新</li> </ul>
----	---

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全面的な外壁塗装更新</li> </ul>
屋根/防水	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防水トップコートの更新</li> <li>・ バルコニー防水/シート更新</li> <li>・ 屋根面の塗装更新</li> </ul>
内装	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 居室・トイレ・浴室等のリニューアル</li> <li>・ 事務室のOAフロア化</li> </ul>
電気	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地上デジタルTV設備の導入</li> <li>・ 照明設備のLED化</li> <li>・ 受電設備のトランス更新</li> <li>・ 施設内通信設備の導入</li> <li>・ 電気容量の増強</li> </ul>
空調	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 空調熱源の更新（個別空調化）</li> <li>・ 空調配管の更新</li> <li>・ 中央監視設備の更新</li> </ul>
給排水	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 給湯器の更新（電化等含む）</li> <li>・ 給水/給湯ポンプの更新</li> <li>・ 排水管のライニング更新</li> <li>・ トイレの増設</li> </ul>
EV等昇降機	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ エレベーター巻上機/制御盤/かごの更新</li> <li>・ ダムウェーターの更新</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 厨房設備の更新</li> <li>・ インターホン・ICカード等セキュリティ対策工事</li> <li>・ エントランスへのスロープの設置</li> </ul>

(ア) - 1～5 修繕年月日（1～5回目）

- 大規模修繕を行った回数に応じ、その修繕年月日を記載すること。同時期に行った大規模修繕については、併せて1回の大規模修繕とすること。なお、5回を超えた数の大規模修繕を行った場合は、直近5回分について記載すること。

(イ) 修繕費合計額

- (ア) で要した修繕費の合計額を記載すること（本項目については補助金額が含まれた金額を記載すること。）。正確な数字を把握できない場合は記載不要であること。なお、5回を超えた数の大規模修繕を行い、(ア) において直近5回分について記載した場合も、本項目では全ての大規模修繕に要した額を記載すること。

ウ 延べ床面積

- アで記載した建物の延べ床面積を記載すること。なお、増改築や大規模修繕を行った場合には、その後の延べ床面積を記載すること。

(2) 公益事業

①-1拠点区分コード分類

- 施行規則第9条第3号の情報処理システムに記録する方法により届出を行う場合、「①-3」及び「①-4」において記載する実施事業の属する拠点区分について、法人において任意の番号を付番（最大3桁まで）すること（※）。なお、同一拠点区分内で複数の事業を実施している場合、これらの事業については同一のコードを付番すること。  
（※）施行規則第9条第3号の情報処理システムに記録する方法以外の方法で届出を行う場合は記載不要であること。

①-2拠点区分名称

- 「①-3」及び「①-4」において記載する実施事業の属する拠点区分の名称を記載すること。なお、同一拠点区分内で複数の事業を実施している場合、これらの事業については同一の拠点区分名称を記載すること。

①-3事業類型コード分類

- 施行規則第9条第3号の情報処理システムに記録する方法により届出を行う場合、社会福祉法に基づき実施する事業をリストから選択すること（※）。  
（※）施行規則第9条第3号の情報処理システムに記録する方法以外の方法で届出を行う場合は記載不要であること。

①-4実施事業名称

- 社会福祉法に基づき実施する事業を記載すること（※）。  
（※）施行規則第9条第3号の情報処理システムに記録する方法により届出を行う場合は、リストから該当する事業を「①-3」において選択すると、自動的に表示される。

②事業所の名称

- 事業所の名称を記載すること。

③事業所の所在地

- 事業所の所在地を記載すること（※）。なお、記載に当たっては、左のセルに都道府県名、中央のセルに市町村名、右のセルに番地等を記載すること。  
（※）【共通事項】に留意すること。

④事業所の土地の保有状況

- 事業所の土地の保有状況を「行政からの貸借等」・「民間からの貸借等」・「自己所有」・「その他」のうちから選択すること。なお、ここでいう「貸借等」とは、無償貸与や賃借、受託、指定管理等が該当すること。

⑤事業所の建物の保有状況

- 事業所の建物の保有状況を「行政からの貸借等」・「民間からの貸借等」・「自己所有」・「その他」のうちから選択すること。なお、ここでいう「貸借等」とは、無償貸与や賃借、受託、指定管理等が該当すること。

⑥事業所単位での事業開始年月日

- 「障害者福祉」のうち新体系に移行した事業は、移行前の当初の事業開始年月日を記載すること。

⑦事業所単位での定員

- 事業所単位の定員を記載すること。なお、定員がないサービスについては「0」と記載すること。

⑧年間（4月～3月）利用者数延べ総数

- 年間（4月～3月）の利用者数の延べ総数を記載すること。なお、相談事業等について、電話や文書による相談等を含めるとその数を厳密に把握しきれない場合、概数で記載してよい。

⑨社会福祉施設等の建設等の状況

- 本項目については、拠点区分ごとに主たる事業（前年度の年間収益が最も多い事業）へ記載すること（他の事業欄は空欄として差し支えないこと。）。なお、本項目については、建物の全部又は一部を自己所有している場合に限り、当該自己所有部分について記載するとともに、前会計年度に限らず、当初の建物建設時以降の状況について記載すること。

ア 建設費

(ア) 建設年月日

- 建設年月日を記載すること。なお、建替を行った場合にあっては、当該建替年月日を、増改築を行った場合にあっては、当初の建設年月日を記載すること。

(イ) 自己資金額

- 建設に要した費用のうち、自己資金額を記載すること。  
なお、建替を行った場合にあっては、当該建替に要した額を、増改築を行った場合にあっては、当初の建設に要した額と、当該増改築に要した額との合計額を記載すること。  
また、正確な数字を把握できない場合は記載不要であること。

(ウ) 補助金額

- 建設に要した費用のうち、補助金額（地方公共団体及びそれ以外からの補助金額を含む。）を記載すること。  
なお、建替を行った場合にあっては、当該建替に要した額を、増改築を行った場合にあっては、当初の建設に要した額と、当該増改築に要した額との合計額を記載すること。また、地方公共団体からの無償譲渡により取得した建物がある場合には、本欄に当該無償譲渡を受けた時点の貸借対照表価額を記載すること。  
また、正確な数字を把握できない場合は記載不要であること。

(エ) 借入金額

- 建設に要した費用のうち、(独)福祉医療機構及び民間金融機関からの借入金額を記載すること。

なお、建替を行った場合にあっては、当該建替に要した額を、増改築を行った場合にあっては、当初の建設に要した額と、当該増改築に要した額との合計額を記載すること。

また、正確な数字を把握できない場合は記載不要であること。

(オ) 建設費合計額

- 建設費の合計額を記載すること(※)。

(※) 施行規則第9条第3号の情報処理システムに記録する方法により届出を行う場合、(イ)～(エ)を記載すると自動計算されるが、それぞれの内訳は不明であるものの、その総額を把握している等については、当該総額を記載すること。

イ 大規模修繕

- ここでいう大規模修繕とは、施設・設備の経年劣化に伴う施設の広範囲に渡る補修や、設備の更新・新設等の工事に係る費用を指すものであり、施設の一部を補修する経費や、応急的・一時的な対応、点検等のメンテナンスに係る費用は含まないものであること。具体的には、(1)の⑨のイに列挙したようなものが該当するものであること。

(ア) ー1～5 修繕年月日(1～5回目)

- 大規模修繕を行った回数に応じ、その修繕年月日を記載すること。同時期に行った大規模修繕については、併せて1回の大規模修繕とすること。なお、5回を超えた数の大規模修繕を行った場合は、直近5回分について記載すること。

(イ) 修繕費合計額

- (ア)で要した修繕費の合計額を記載すること(本項目については補助金額が含まれた金額を記載すること)。正確な数字を把握できない場合は記載不要であること。なお、5回を超えた数の大規模修繕を行い、(ア)において直近5回分について記載した場合も、本項目では全ての大規模修繕に要した額を記載すること。

ウ 延べ床面積

- アで記載した建設物の延べ床面積を記載すること。なお、増改築や大規模修繕を行った場合には、その後の延べ床面積を記載すること。

(3) 収益事業

①-1 拠点区分コード分類

- 施行規則第9条第3号の情報処理システムに記録する方法により届出を行う場合、「①-3」及び「①-4」において記載する実施事業の属する拠点区分について、法人において任意の番号を付番(最大3桁まで)すること(※)。なお、同一拠点

区分内で複数の事業を実施している場合、これらの事業については同一のコードを付番すること。

(※) 施行規則第9条第3号の情報処理システムに記録する方法以外の方法で届出を行う場合は記載不要であること。

①-2拠点区分名称

- 「①-3」及び「①-4」において記載する実施事業の属する拠点区分の名称を記載すること。なお、同一拠点区分内で複数の事業を実施している場合、これらの事業については同一の拠点区分名称を記載すること。

①-3事業類型コード分類

- 施行規則第9条第3号の情報処理システムに記録する方法により届出を行う場合、社会福祉法に基づき実施する事業をリストから選択すること(※)。  
(※) 施行規則第9条第3号の情報処理システムに記録する方法以外の方法で届出を行う場合は記載不要であること。

①-4実施事業名称

- 実施している収益事業名を記載すること(※)。  
(※) 施行規則第9条第3号の情報処理システムに記録する方法により届出を行う場合は、リストから該当する事業を「①-3」において選択すると、自動的に表示される。

② 事業所の名称

- 事業所の名称を記載すること。

③事業所の所在地

- 事業所の所在地を記載すること(※)。なお、記載に当たっては、左のセルに都道府県名、中央のセルに市町村名、右のセルに番地等を記載すること。  
(※) 【共通事項】に留意すること。

④事業所の土地の保有状況

- 事業所の土地の保有状況を「行政からの貸借等」・「民間からの貸借等」・「自己所有」・「その他」のうちから選択すること。なお、ここでいう「貸借等」とは、無償貸与や賃借、受託、指定管理等が該当すること。

⑤事業所の建物の保有状況

- 事業所の建物の保有状況を「行政からの貸借等」・「民間からの貸借等」・「自己所有」・「その他」のうちから選択すること。なお、ここでいう「貸借等」とは、無償貸与や賃借、受託、指定管理等が該当すること。

⑥事業所単位での事業開始年月日

- 事業開始年月日を記載すること。

⑦事業所単位での定員

- 事業所単位の定員を記載すること。なお、定員がないサービスについては「0」と記載すること。

⑧年間（4月～3月）利用者数延べ総数

- 年間（4月～3月）の利用者数の延べ総数を記載すること。なお、その数を厳密に把握しきれない場合、概数で記載してよい。

⑨社会福祉施設等の建設等の状況

- 本項目については、拠点区分ごとに主たる事業（前年度の年間収益が最も多い事業）へ記載すること（他の事業欄は空欄として差し支えないこと。）。なお、本項目については、建物の全部又は一部を自己所有している場合に限り、当該自己所有部分について記載するとともに、前会計年度に限らず、当初の建物建設時以降の状況について記載すること。

ア 建設費

（ア）建設年月日

- 建設年月日を記載すること。なお、建替を行った場合にあっては、当該建替年月日を、増改築を行った場合にあっては、当初の建設年月日を記載すること。

（イ）自己資金額

- 建設に要した費用のうち、自己資金額を記載すること。  
なお、建替を行った場合にあっては、当該建替に要した額を、増改築を行った場合にあっては、当初の建設に要した額と、当該増改築に要した額との合計額を記載すること。  
また、正確な数字を把握できない場合は記載不要であること。

（ウ）補助金額

- 建設に要した費用のうち、補助金額（地方公共団体及びそれ以外からの補助金額を含む。）を記載すること。  
なお、建替を行った場合にあっては、当該建替に要した額を、増改築を行った場合にあっては、当初の建設に要した額と、当該増改築に要した額との合計額を記載すること。また、地方公共団体からの無償譲渡により取得した建物がある場合には、本欄に当該無償譲渡を受けた時点の貸借対照表価額を記載すること。  
また、正確な数字を把握できない場合は記載不要であること。

（エ）借入金額

- 建設に要した費用のうち、（独）福祉医療機構及び民間金融機関からの借入金額を記載すること。  
なお、建替を行った場合にあっては、当該建替に要した額を、増改築を行った場合にあっては、当初の建設に要した額と、当該増改築に要した額との合計額を記載すること。  
また、正確な数字を把握できない場合は記載不要であること。

(オ) 建設費合計額

- 建設費の合計額を記載すること（※）。

(※) 施行規則第9条第3号の情報処理システムに記録する方法により届出を行う場合、(イ)～(エ)を記載すると自動計算されるが、それぞれの内訳は不明であるものの、その総額を把握している等については、当該総額を記載すること。

イ 大規模修繕

- ここでいう大規模修繕とは、施設・設備の経年劣化に伴う施設の広範囲に渡る補修や、設備の更新・新設等の工事に係る費用を指すものであり、施設の一部を補修する経費や、応急的・一時的な対応、点検等のメンテナンスに係る費用は含まないものであること。具体的には、(1)の⑨のイに列挙したようなものが該当するものであること。

(ア) ー1～5 修繕年月日（1～5回目）

- 大規模修繕を行った回数に応じ、その修繕年月日を記載すること。同時期に行った大規模修繕については、併せて1回の大規模修繕とすること。なお、5回を超えた数の大規模修繕を行った場合は、直近5回分について記載すること。

(イ) 修繕費合計額

- (ア)で要した修繕費の合計額を記載すること（本項目については補助金額が含まれた金額を記載すること）。正確な数字を把握できない場合は記載不要であること。なお、5回を超えた数の大規模修繕を行い、(ア)において直近5回分について記載した場合も、本項目では全ての大規模修繕に要した額を記載すること。

ウ 延べ床面積

- アで記載した建設物の延べ床面積を記載すること。なお、増改築や大規模修繕を行った場合には、その後の延べ床面積を記載すること。

(4) 備考

- (1)～(3)で記載した内容に係る留意事項や、その他特記事項等がある場合、本欄にその内容を記載すること。

11-2. 地域における公益的な取組（地域公益事業（再掲）含む）

①取組類型コード分類

- 施行規則第9条第3号の情報処理システムに記録する方法により届出を行う場合、事業概要のリストのうち、原則「地域における公益的な取組①～⑨」から選択すること（※）。

なお、本項目に記載する取組は、事業（反復継続したサービス提供）に限らず、継続的に行われるものではない取組も含む。

(※) 施行規則第9条第3号の情報処理システムに記録する方法以外の方法で届出を行う場合は記載不要であること。

②取組の名称

- 取組名称を記載すること。なお、①と同様の内容を記載することとなる場合は、記載を省略して差し支えない。

③取組の実施場所（区域）

- 取組の実施場所を記載すること。

④取組内容

- 取組内容を記載すること。

12. 社会福祉充実残額及び社会福祉充実計画の策定の状況

(1) 社会福祉充実残額等の総額

- 社会福祉充実残額又は当該年度の時点で活用可能な社会福祉充実残額の総額を記載すること。残額が生じない場合は「0」を記載すること。なお、社会福祉充実計画について所轄庁の承認を受けていない場合にあっては、当該承認申請中又は承認申請予定の金額を記載すること。(※)

(※) 施行規則第9条第3号の情報処理システムに記録する方法により入力を行う場合、別紙2 社会福祉充実残額算定シートの「7. 「現況報告書に記載する「社会福祉充実残額」」の「合計」の金額が自動転記される。

(2) 社会福祉充実計画の策定の状況

- 本項目の記載に当たって、社会福祉充実計画について所轄庁の承認を受けていない場合にあっては、当該承認申請中又は承認申請予定の金額を記載すること。

①事業名

- 社会福祉充実計画において行うこととしている事業名を事業別に記載すること。

②事業種別

- 事業種別を事業別に「社会福祉事業又は公益事業（社会福祉事業に類する小規模事業）」・「地域公益事業」・「公益事業」のうちから選択すること。

③事業内容

- 事業内容を事業別に「新規事業の実施」・「職員給与、一時金の増額」・「研修の充実」・「既存事業の定員、利用者の拡充」・「既存事業のサービス内容の充実」・「サービス向上のための新たな人材の雇入れ」・「サービス向上のための既存施設の改築・設備整備」・「職員の福利厚生」・「その他」のうちから選択すること。

④事業内容（記述）

○ 事業内容を事業別に簡潔に記述すること。

⑤計画における事業費のうち社会福祉充実残額財源の合計

○ 社会福祉充実計画 4 資金計画 のうち、財源構成：社会福祉充実残額の合計を事業別に記載すること。なお、社会福祉充実残額以外の、補助金、借入金、事業収益、その他については含めないこと。

⑥⑤のうち当該会計年度以降の合計

○ ⑤のうち、今会計年度から最終年度までの合計額を事業別に記載すること。  
(例) 令和7年度までを実施期間とする社会福祉充実計画について、令和5年4月1日現在の現況報告書に記載する場合：令和5年度の額+令和6年度の額+令和7年度の額

(3) 社会福祉充実残額の前年度の投資実績額

①社会福祉事業又は公益事業（社会福祉事業に類する小規模事業）

○ 検討の第1順位である社会福祉事業又は公益事業（社会福祉事業に類する小規模事業）への前年度の実績額を記載すること。

②地域公益事業

○ 検討の第2順位である地域公益事業への前年度の実績額を記載すること。

③公益事業

○ 検討の第3順位である公益事業への前年度の実績額を記載すること。

(4) 社会福祉充実計画の実施期間

○ 社会福祉充実計画の実施期間を記載すること。複数の事業を行う場合には、最初に開始する事業の開始年月日及び最後に終了する事業の終了予定年月日を記載すること。なお、社会福祉充実計画について所轄庁の承認を受けていない場合にあっては、当該承認申請中又は承認申請予定の実施期間を記載すること。

(例) 「令和●年8月1日～令和●年3月31日」

13. 透明性の確保に向けた取組状況

(1) 積極的な情報公表への取組

①任意事項の公表の有無

㊦事業報告

○ 事業報告の公表の有無を「有」・「無」のうちから選択すること。

㊧財産目録

○ 財産目録の公表の有無を「有」・「無」のうちから選択すること。

㊨事業計画書

○ 事業計画書の公表の有無を「有」・「無」のうちから選択すること。

①第三者評価結果

- 第三者評価結果の公表の有無を「有」・「無」・「該当なし」のうちから選択すること。

②苦情処理結果

- 苦情処理結果の公表の有無を「有」・「無」・「該当なし」のうちから選択すること。

③監事監査結果

- 監事監査結果の公表の有無を「有」・「無」のうちから選択すること。

④附属明細書

- 附属明細書の公表の有無を「有」・「無」のうちから選択すること。

(2) 前会計年度の報酬・補助金等の公費の状況

①事業運営に係る公費

- 資金収支計算書のうち、下記に掲げる勘定科目の総額を記載すること(※)。  
(※) 施行規則第9条第3号の情報処理システムに記録する方法により届出を行う場合、当該会計年度において同システムに入力された計算書類から自動計算される。

【資金収支計算書】

(介護保険事業収入)

- ・施設介護料収入：介護報酬収入、利用者負担金収入（公費）
- ・居宅介護料収入：介護報酬収入、介護予防報酬収入、介護負担金収入（公費）、介護予防負担金収入（公費）
- ・地域密着型介護料収入：介護報酬収入、介護予防報酬収入、介護負担金収入（公費）、介護予防負担金収入（公費）
- ・居宅介護支援介護料収入：居宅介護支援介護料収入、介護予防支援介護料収入
- ・介護予防・日常生活支援総合事業収入：事業費収入、事業負担金収入（公費）
- ・利用者等利用料収入：食費収入（公費）、食費収入（特定）、居住費収入（公費）、居住費収入（特定）
- ・その他の事業収入：補助金事業収入（公費）、市町村特別事業収入（公費）、受託事業収入（公費）

(老人福祉事業収入)

- ・措置事業収入：事務費収入、事業費収入
- ・運営事業収入：補助金事業収入（公費）

(児童福祉事業収入)

- ・措置費収入：事務費収入、事業費収入
- ・その他の事業収入：補助金事業収入（公費）、受託事業収入（公費）

(保育事業収入)

- ・施設型給付費収入：施設型給付費収入

- ・ 特例施設型給付費収入：特例施設型給付費収入
  - ・ 地域型保育給付費収入：地域型保育給付費収入
  - ・ 特例地域型保育給付費収入：特例地域型保育給付費収入
  - ・ 委託費収入
  - ・ 利用者等利用料収入：利用者等利用料収入（公費）
  - ・ その他の事業収入：補助金事業収入（公費）、受託事業収入（公費）
- （障害福祉サービス等事業収入）
- ・ 自立支援給付費収入：介護給付費収入、特例介護給付費収入、訓練等給付費収入、特例訓練等給付費収入、地域相談支援給付費収入、特例地域相談支援給付費収入、計画相談支援給付費収入、特例計画相談支援給付費収入
  - ・ 障害児施設給付費収入：障害児通所給付費収入、障害児入所給付費収入、障害児相談支援給付費収入、特例障害児相談支援給付費収入、特例障害児通所給付費収入
  - ・ 補足給付費収入：
    - 特定障害者特別給付費収入、特例特定障害者特別給付費収入、
    - 特定入所障害児食費等給付費収入
  - ・ その他の事業収入：補助金事業収入（公費）、受託事業収入（公費）
- （生活保護事業収入）
- ・ 措置費収入：事務費収入、事業費収入
  - ・ その他の事業収入：補助金事業収入（公費）、受託事業収入（公費）
- （医療事業収入）
- ・ 入院診療収入（公費）
  - ・ 外来診療収入（公費）
  - ・ 訪問看護療養費収入（公費）
  - ・ その他の医療事業収入：補助金事業収入（公費）、受託事業収入（公費）
- （〇〇事業収入）
- ・ その他の事業収入：補助金事業収入（公費）、受託事業収入（公費）

## ②施設・設備に係る公費

- 資金収支計算書のうち、下記に掲げる勘定科目の総額を記載すること（※）。
- （※）施行規則第9条第3号の情報処理システムに記録する方法により届出を行う場合、当該会計年度において同システムに入力された計算書類から自動計算される。

### 【資金収支計算書】

- （借入金利息補助金収入）
  - ・ 借入金利息補助金収入
- （施設整備等補助金収入）
  - ・ 施設整備等補助金収入
  - ・ 設備資金借入金元金償還補助金収入

### ③国庫補助金等特別積立金取崩累計額

- 法人設立時からの国庫補助金等特別積立金取崩累計額（各年度の事業活動計算書の国庫補助金等特別積立金取崩額の和）を記載すること。記載に当たっては、現存する固定資産に対応した国庫補助金等特別積立金取崩累計額を記載すること。（基本財産及びその他の固定資産の明細書（別紙3（⑧））の「減価償却累計額（F）」の、うち国庫補助金等の額の、「基本財産及びその他の固定資産計」の金額を記載。）なお、計算が不可能な場合は空欄とすること。

### (3) 福祉サービスの第三者評価の受審施設・事業所について

- 第三者評価を受審している施設・事業所ごとに、その施設・事業所名及び直近の受審年度を記載すること。

## 14. ガバナンスの強化・財務規律の確立に向けた取組状況

### (1) 会計監査人非設置法人における会計に関する専門家の活用状況

#### ①実施者の区分

- 実施者の区分を「公認会計士」・「監査法人」・「税理士」・「税理士法人」のうちから選択すること。なお、この他の組織体が実施者である場合、実際に業務を行った「公認会計士」もしくは「税理士」を選択すること。

#### ②実施者の氏名（法人の場合は法人名）

- 実施者の氏名を記載すること。なお、①で「監査法人」もしくは「税理士法人」を選択した場合は法人名を記載すること。

#### ③業務内容

- 以下の項目から、該当する業務内容を選択すること。
    - ア 公認会計士又は監査法人による、社会福祉法に準じた会計監査（※）
    - イ 財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援
    - ウ 財務会計に関する内部統制の向上に対する支援
- （※）「ア 公認会計士又は監査法人による、社会福祉法に準じた会計監査」を選択した場合、「10. 前会計年度の会計監査の状況」の項目において、「（1）会計監査人による会計監査報告における意見の区分」を選択すること。

#### ④費用[年額]

- 業務を実施するに当たり要した費用（年額）を記載すること。

### (2) 法人所轄庁からの報告徴収・検査への対応状況

- 本項目については、直近の文書指摘事項について記載すること。

#### ①所轄庁から求められた改善事項

- 所轄庁から求められた改善事項を記載すること。また、当該改善事項に係る指導

を受けた年月日（文書指摘通知日）を併せて記載すること。

②実施した改善内容

- 「①所轄庁から求められた改善事項」を踏まえ、実施した改善内容を記載すること。

**15. 退職手当制度の加入状況等**

- 以下の内容から、加入している制度を記入すること（複数回答可）。

①社会福祉施設職員等退職手当共済制度（（独）福祉医療機構）に加入

- 社会福祉施設職員等退職手当共済制度（（独）福祉医療機構）への加入の有無を「有」・「無」のうちから選択すること。

②中小企業退職金共済制度（（独）勤労者退職金共済機構）に加入

- 中小企業退職金共済制度（（独）勤労者退職金共済機構）への加入の有無を「有」・「無」のうちから選択すること。

③特定退職金共済制度（商工会議所）に加入

- 特定退職金共済制度（商工会議所）への加入の有無を「有」・「無」のうちから選択すること。

④都道府県社会福祉協議会や都道府県民間社会福祉事業職員共済会等が行う民間の社会福祉事業・施設の職員を対象とした退職手当制度に加入

- 都道府県社会福祉協議会や都道府県民間社会福祉事業職員共済会等が行う民間の社会福祉事業・施設の職員を対象とした退職手当制度への加入の有無を「有」・「無」のうちから選択すること。

⑤その他の退職手当制度に加入（具体的に：●●●）

- その他の退職手当制度への加入している場合、その制度名等を記載すること。  
（※）「その他」とは①～④以外のことを指す

⑥法人独自で退職手当制度を整備

- 法人独自での退職給付引当金の積立の有無を「有」・「無」のうちから選択すること。

⑦退職手当制度には加入せず、退職給付引当金の積立も行っていない

- 退職手当制度には加入せず、退職給付引当金の積立も行っていない場合「有」を、①～⑥のいずれかで「有」を選択している場合は「無」を選択すること。

**16. 社員として所属する社会福祉連携推進法人の名称**

- 貴法人が社会福祉連携推進法人の社員である場合には、社会福祉法第133条の規定に

基づき、所属する社会福祉連携推進法人の社員である旨の明示として、当該欄にその社会福祉連携推進法人の名称を記載すること。

(例) 社会福祉連携推進法人△△

#### その他留意事項

○ 現況報告書中、施行規則第10条第3項に掲げる「(法人の運営に係る重要な部分に限り)」は以下の項目とする。

1. 法人基本情報(4月1日現在):全項目(【共通事項】に留意すること。)
2. 当該会計年度の初日における評議員の状況:(3-2)、(3-4)及び(3-5)を除く項目
3. 当該会計年度の初日における理事の状況:(3-6)、(3-7)及び(3-11)を除く項目
4. 当該会計年度の初日における監事の状況:(3-2)①及び(3-2)②を除く項目
5. 前会計年度・当該会計年度における会計監査人の状況:(1-2)及び(2-2)を除く項目
6. 当該会計年度の初日における職員の状況:全項目
7. 前会計年度の評議員会の状況:全項目
8. 前会計年度の理事会の状況:全項目
9. 前会計年度の監事監査の状況:全項目
10. 前会計年度の会計監査の状況:(1)のみ
11. 前会計年度における事業等の概要:(1)から(4)の全てについて、⑨を除く項目  
(【共通事項】に留意すること。)
- 11-2. 地域における公益的な取組(地域公益事業(再掲)含む):全項目
12. 社会福祉充実残額及び社会福祉充実計画の策定の状況:全項目
13. 透明性の確保に向けた取組状況:全項目
14. ガバナンスの強化・財務規律の確立に向けた取組状況:(1)④を除く項目
15. その他:該当項目無し

社会福祉充実残額算定シート

1. 「活用可能な財産の算定」

項目	金額
資産 (a)	
負債 (b)	
基本金 (c)	
国庫補助金等特別積立金 (d)	
合計 (a - b - c - d)	0

■ 手入力 (必須入力) するセルです (※「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」搭載版では、他シートを参照するための計算式が設定されていますので、手入力は不要となります。)

■ 計算式が設定されており、入力することはできません。

□ 手入力するセルです。(不明の場合は、記載要領に従って入力してください)

■ 合計額を算出するための計算式が設定されており、入力することはできません。

■ プルダウンリストから選択するセルです。直接入力することはできません。

2. 「社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等」

(1) 財産目録における貸借対照表価額

項目	金額
合計 (a)	

(2) 対応負債

項目	金額
1年以内返済予定設備資金借入金	
1年以内返済予定リース債務	
設備資金借入金	
リース債務	
合計 (b)	0

(3) 合計

項目	金額
財産目録合計 (a)	0
対応負債合計 (b)	0
対応基本金 (c)	0
国庫補助金等特別積立金 (d)	0
合計 (a - b - c - d)	0

3. 「再取得に必要な財産」

(1) 将来の建替費用

財産の名称等	取得年度	建設時延べ床面積 (小数点以下第4位を四捨五入)	建設時自己資金	大規模修繕実績額	減価償却累計額	建設単価等上昇率				①、②のいずれか 高い方の率	自己資金比率			合計額	
						①建設工事費 デフレーター	②1㎡当たり単価上昇率				③一般的自己 資金比率	④建設時自己資金比率			③、④のいずれか 高い方の率
							一般的1㎡当たり 単価 (a)	当該建物の建設時の 取得価額 (b)	建設時延べ床 面積 (c)			a/ (b/c)	建設時自己資金 (d)		
						-	290,000		-	-	24%	-	-	24.0%	-
						-	290,000		-	-	24%	-	-	24.0%	-
						-	290,000		-	-	24%	-	-	24.0%	-
						-	290,000		-	-	24%	-	-	24.0%	-
						-	290,000		-	-	24%	-	-	24.0%	-
合計															0

※ 割合は小数点第4位四捨五入。  
※ 行が不足する場合は適宜追加すること。

(3) 設備・車輦等の更新に必要な費用

項目	金額
合計	

(4) 合計

項目	金額
将来の建替費用	0
大規模修繕に必要な費用	0
設備・車輦等の更新に必要な費用	0
合計	0

(2) 大規模修繕に必要な費用

減価償却累計額 (a)	一般的大規模修繕 費用比率 (b)	大規模修繕実績額	合計額①	※大規模修繕額が不明な場合		合計額 (①、②のいずれか)
				貸借対照表価額 (c)	合計額② ( (a×b) × c/ (a+c) )	
-	30%	-	-			-
-	30%	-	-			-
-	30%	-	-			-
-	30%	-	-			-
-	30%	-	-			-
-	30%	-	-			-
合計						0

4. 「必要な運転資金」

項目	金額	月数	合計額
年間事業活動支出		12	3
合計			0

5. 「計算の特例」

項目	金額	月数	合計額
年間事業活動支出	-	12	12
合計			-

6. 「社会福祉充実残額」

項目	金額	控除対象財産計	計算の特例適用
活用可能な財産	0		
社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等	0		
再取得に必要な財産	0		
必要な運転資金	0		
計算の特例		0	※「5. 計算の特例」の適用有無を 変更する場合、以 下のセルから選択 すること。
合計	0		適用する

7. 「現況報告書に記載する「社会福祉充実残額」

項目	金額
社会福祉充実残額	0
社会福祉充実計画用財産	
合計	0



## 記載要領

社会福祉充実残額算定シートの入力に当たっては、「社会福祉法第 55 条の 2 の規定に基づく社会福祉充実計画の承認等について」（平成 29 年 1 月 24 日付け雇児発 0124 第 1 号・社援発 0124 第 1 号・老発 0124 第 1 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知。以下「事務処理基準」という。）に定めるところによるほか、本記載要領に従うこと。また、入力に当たっては、別添の財産目録様式を適宜活用すること。

なお、「3. 「再取得に必要な財産」の「(1) 将来の建替費用」における「建設工事費デフレーター」、「一般的 1 m<sup>2</sup>当たり単価」及び「一般的自己資金比率」並びに「(2) 大規模修繕に必要な費用」における「一般的大規模修繕費用比率」については、『「社会福祉充実計画の承認等に係る事務処理基準」に基づく別に定める単価等について』（平成 29 年 1 月 24 日付け社援基発 0124 第 1 号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知。）に定める単価等を用いる。

### 【共通事項】

- 黄色のセルに入力するに当たっては、貸借対照表、財産目録及び資金収支計算書の該当部分の金額を入力すること。
- 施行規則第 9 条第 3 号の情報処理システムに記録する方法により入力を行う場合は、黄色のセルについては同システムに入力された貸借対照表、財産目録、資金収支計算書の該当部分の金額が自動転記されること。
- 青色のセルについては、シート内での自動転記又は自動計算を行うセルであることに留意すること。また、赤色のセルについては、各項目の合計額を算出するための計算式が入力されていることに留意すること。
- 橙色のセルについては、選択肢から選択すること。
- 各計算の過程において 1 円未満の端数が生じる場合には、これを切り捨てること。

### 【個別事項】

#### 1. 「活用可能な財産の算定」

- 「資産」欄は、法人単位貸借対照表の「資産の部合計」の金額を入力すること（※）。  
（※）施行規則第 9 条第 3 号の情報処理システムに記録する方法により入力を行う場合、法人単位貸借対照表の「資産の部合計」の金額が自動転記される。
- 「負債」欄は、法人単位貸借対照表の「負債の部合計」の金額を入力すること（※）。

(※) 施行規則第9条第3号の情報処理システムに記録する方法により入力を行う場合、法人単位貸借対照表の「負債の部合計」の金額が自動転記される。

- 「基本金」欄は、法人単位貸借対照表の「基本金」の金額を入力すること(※)。  
(※) 施行規則第9条第3号の情報処理システムに記録する方法により入力を行う場合、法人単位貸借対照表の「基本金」の金額が自動転記される。
- 「国庫補助金等特別積立金」欄は、法人単位貸借対照表の「国庫補助金等特別積立金」の金額を入力すること(※)。  
(※) 施行規則第9条第3号の情報処理システムに記録する方法により入力を行う場合、法人単位貸借対照表の「国庫補助金等特別積立金」の金額が自動転記される。

## 2. 「社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等」

### (1) 財産目録における貸借対照表価額

- 「合計」欄は、財産目録のうち、控除対象となる財産の貸借対照表価額の合計額を入力すること(※)。  
(※) 施行規則第9条第3号の情報処理システムに記録する方法により入力を行う場合、別添の財産目録において、控除対象財産として「○」を選択した財産の貸借対照表価額の合計額が自動転記される。

### (2) 対応負債

- 「1年以内返済予定設備資金借入金」欄については、法人単位貸借対照表の「1年以内返済予定設備資金借入金」の金額を入力すること(※)。  
(※) 施行規則第9条第3号の情報処理システムに記録する方法により入力を行う場合、法人単位貸借対照表の「1年以内返済予定設備資金借入金」の金額が自動転記される。
- 「1年以内返済予定リース債務」欄については、法人単位貸借対照表の「1年以内返済予定リース債務」の金額を入力すること(※)。  
(※) 施行規則第9条第3号の情報処理システムに記録する方法により入力を行う場合、法人単位貸借対照表の「1年以内返済予定リース債務」の金額が自動転記される。
- 「設備資金借入金」欄については、法人単位貸借対照表の「設備資金借入金」の金額を入力すること(※)。  
(※) 施行規則第9条第3号の情報処理システムに記録する方法により入力を行う場合、法人単位貸借対照表の「設備資金借入金」の金額が自動転記される。
- 「リース債務」欄については、法人単位貸借対照表の「リース債務」の金額を入力すること(※)。

(※) 施行規則第9条第3号の情報処理システムに記録する方法により入力を行う場合、法人単位貸借対照表の「リース債務」の金額が自動転記される。

(3) 合計

- 「対応基本金」欄については、貸借対照表の「基本金」のうち、「第一号基本金」及び「第二号基本金」の合計額を入力すること。なお、初期設定では、「1.「活用可能な財産の算定」」で入力した「基本金」の額が表示されるため、法人において「第三号基本金」を保有し、当該基本金の額が特定できる場合は、その額を差し引いた額を手入力すること。
  
- 「合計」欄については、「0」に満たない値となる場合は「0」とすること。

**3. 「再取得に必要な財産」**

(1) 将来の建替費用

- 「財産の名称等」欄については、財産目録のうち、控除対象となる建物（基本財産及びその他の固定資産）ごとにその「場所・物量等」の内容を入力すること（※）。  
(※) 施行規則第9条第3号の情報処理システムに記録する方法により入力を行う場合、別添の財産目録において、控除対象財産として「○」を選択した建物の「場所・物量等」の内容が自動転記される。
  
- 「取得年度」欄については、財産目録のうち、控除対象となる建物ごとにその「取得年度（数字4桁の西暦のみ）」を入力すること（※）。  
(※) 施行規則第9条第3号の情報処理システムに記録する方法により入力を行う場合、別添の財産目録において、控除対象財産として「○」を選択した建物の「取得年度」が自動転記される。
  
- 「建設時延べ床面積」欄については、該当する建物ごとにその建設時の延べ床面積を入力すること。なお、単位は「㎡」（小数点以下第4位を四捨五入のこと。）とすること。
  
- 「建設時自己資金」欄については、該当する建物ごとにその建設時の自己資金額を入力すること。なお、正確な金額が不明な場合は「0」と入力すること。
  
- 「大規模修繕実績額」欄については、当該建物の過去の大規模修繕に要した費用の実績額を記載すること。なお、過去に大規模修繕を実施していない場合は「0」と入力することとし、正確な金額が不明な場合は「不明」とすること。
  
- 「減価償却累計額」欄については、財産目録のうち、控除対象となる建物ごとにその「減価償却累計額」を入力すること（※）。

(※) 施行規則第9条第3号の情報処理システムに記録する方法により入力を行う場合、別添の財産目録において、控除対象財産として「○」を選択した建物の「減価償却累計額」が自動転記される。

- 「当該建物の建設時の取得価額」欄については、財産目録のうち、控除対象となる建物ごとにその「取得価額」を入力すること(※)。

(※) 施行規則第9条第3号の情報処理システムに記録する方法により入力を行う場合、別添の財産目録において、控除対象財産として「○」を選択した建物の「取得価額」が自動転記される。

## (2) 大規模修繕に必要な費用

- 「合計額①」欄については、「0」に満たない値となる場合は「0」とすること。

- 「貸借対照表価額」欄については、「大規模修繕実績額」に不明と入力した場合に限り、財産目録のうち、控除対象となる建物ごとにその「貸借対照表価額」を入力すること(※)。この場合、事務処理基準3の(5)の⑤に規定する計算式によること。

(※) 施行規則第9条第3号の情報処理システムに記録する方法により入力を行う場合、別添の財産目録において、控除対象財産として「○」を選択した建物の「貸借対照表価額」が自動転記され、上記の計算式による結果が自動的に算定される。

## (3) 設備・車輛等の更新に必要な費用

- 「合計」欄は、財産目録のうち、「減価償却累計額」が入力されている建物を除く控除対象となる財産の「減価償却累計額」の合計額を入力すること(※)。

(※) 施行規則第9条第3号の情報処理システムに記録する方法により入力を行う場合、別添の財産目録において、控除対象財産として「○」を選択した、建物を除く全ての財産の「減価償却累計額」が自動転記される。

## 4. 「必要な運転資金」

- 「金額」欄については、法人単位資金収支計算書の「事業活動支出計」の金額を入力すること。

## 5. 「計算の特例」

- 事務処理基準3の(7)の規定により、「3. 「再取得に必要な財産」の「(4) 合計」における「合計」の額及び「4. 「必要な運転資金」の「合計額」の額を合計して得た額が、法人単位資金収支計算書の「事業活動支出計」の金額を下回る場合は、2から4までを入力した結果にかかわらず、「2」の「(3) 合計」における「合計」の額及び法人単位資金収支計算書の「事業活動支出計」を合計して得た額を控除することができることとされている。この場合、本計算式を使用すること。(※)

(※) 施行規則第9条第3号の情報処理システムに記録する方法により入力を行う場合であって、この特例の適用を受けられるときには、上記の計算結果が自動的に反映される。なお、計算の特例の適用状況を変更する場合には、「6. 社会福祉充実残額」の「計算の特例適用」欄から「適用しない」を選択すること。

#### 6. 「社会福祉充実残額」

- 合計額については、1万円未満を切り捨てること。

#### 7. 「現況報告書に記載する「社会福祉充実残額」

- 「社会福祉充実残額」欄については、「6. 「社会福祉充実残額」」の「合計」欄の金額が自動転記される。
- 「社会福祉充実計画用財産」欄については、社会福祉充実計画の実施期間中に、当該計画に基づき新たに取得した土地及び建物（基本財産及びその他の固定資産に係るもの）がある場合、当該土地等を取得した年度の次年度から当該計画を終了するまでの間、「貸借対照表価額」の合計額を入力すること。(※)  
(※) 施行規則第9条第3号の情報処理システムに記録する方法により入力を行う場合、別添の財産目録において、控除対象財産として「△」を選択した、全ての財産の「貸借対照表価額」が自動転記される。

#### 8. 「社会福祉充実残額算定シート別添（財産目録）」

- 財産目録については、「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」（平成28年3月31日付け雇児発0331第15号、社援発0331第39号、老発0331第45号）の別紙4の「記載上の留意事項」に記載のとおり、科目を分けて記載した場合は、小計欄を設けて、貸借対照表価額欄と一致させることとしているが、本シートについては、計算の簡略化のため、小計欄を設けなくても差し支えないものであること。